

**世界子供白書 2004**

**THE STATE OF THE  
WORLD'S CHILDREN 2004**

## 謝辞

本白書は、以下の国・地域のユニセフ現地事務所を含む多くの人々および機関・組織の助力を得て作成されたものである（英語名のアルファベット順）：アフガニスタン、アルバニア、アンゴラ、アゼルバイジャン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベニン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カリブ海地域事務所、中央アジア諸国およびカザフスタン、チャド、チリ、中国、コロンビア、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、インド、ヨルダン、ケニア、コソボ、ラオス、マラウイ、モルディブ、モーリシャス、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、ニジェール、ナイジェリア、太平洋諸島地域、パキスタン、パプアニューギニア、ペルー、ルーマニア、ルワンダ、サントメプリンシペ、セネガル、セルビア・モンテネグロ、シエラレオネ、ソマリア、スリランカ、スーダン、シリア、東ティモール、旧ユーゴスラビア・マケドニア、チュニジア、トルコ、ウガンダ、タンザニア、イエメン。各ユニセフ地域事務所およびコペンハーゲンの物資センター（デンマーク）からも意見が寄せられた。

# 世界子供白書 2004

## THE STATE OF THE WORLD'S CHILDREN 2004

女子・教育・開発

ユニセフ(国連児童基金)事務局長  
キャロル・ベラミー

# 目次

まえがき コフィ・A・アナン国連事務総長

## 1

開発に弾みをつける

1ページ



## 2

教育を受けた女子：開発を前進させるかけがえのない力

17ページ



## 3

女子が取り残されれば国が立ち後れる

31ページ



### パネル

1. ペースを速めるための戦略：「2005年までに25カ国」……………3
2. 教育：権利を持つ者、義務を負う者……………9
3. エジプト：夢がかなった……………19
4. ビハール（インド）の「カラテ・ガール」たち……………25
5. さよなら授業料……………35
6. ファーストトラック・イニシアチブ：女子と男子が共有する展望……………39
7. 希望に満ちあふれた教師……………47
8. 教育目標の達成に近づくアフリカの国々……………53
9. トルコ：学校演劇が国の心を動かす……………61
10. スーダン：コミュニティが変化をもたらした……………65
11. アフガニスタン：再来……………73

### ボックス

1. 国連女子教育イニシアチブ……………5
2. 就学していない子どもは1億2,100万人……………7
3. FTI（ファーストトラック・イニシアチブ）の指標枠組み……………38
4. 教育のためのグローバル・キャンペーン最新情報……………41
5. 女子に対する男子の純出席率……………61
6. 予算と人権……………77
7. 子どもにやさしい学校は……………89

### マップ

女子教育、ジェンダーの平等および女性のエンパワーメントとミレニアム開発目標の達成がどのように関連しているかを示す指標を図表にしたもの

1. 極度の貧困と食糧危機の根絶……………14
2. 初等教育の完全普及……………28
3. 子どもの死亡率の削減……………42
4. 妊産婦の健康の増進……………56
5. HIV／エイズ、マラリアその他の疾病との闘い……………68
6. 環境の持続可能性の確保……………80

# 4

女子教育の複合的効果

45ページ



# 5

男子については？

59ページ



# 6

正しい行動

71ページ



図表	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. ミレニアム開発目標の見通し .....6</li> <li>2. 初等教育におけるジェンダー格差の推移 ..... 12</li> <li>3. IMF／世界銀行の融資額対成長率 .....22</li> <li>4. 所得貧困水準別の人間開発と経済成長 .....23</li> <li>5. 二重の危険 .....27</li> <li>6. 初等教育純就学／出席率 .....32</li> <li>7. 小学校修了率の進展 .....33</li> <li>8. 中等教育への女子の参加 .....36</li> <li>9. ジェンダーと教育に関する子どもたちの意見 .....39</li> <li>10. 東アジア・太平洋地域諸国の政府の教育支出 .....40</li> <li>11. 親を失った子どもは学校に通う可能性が低い .....50</li> </ul>
付録	<ul style="list-style-type: none"> <li>A ほとんどの問題を解決する方法 .....83</li> <li>B 人権に基づくアプローチ：共通理解声明 .....91</li> </ul>
	注 .....94
表	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 基本統計 .....102</li> <li>2. 栄養指標 .....106</li> <li>3. 保健指標 .....110</li> <li>4. HIV／エイズ指標 .....114</li> <li>5. 教育指標 .....118</li> <li>6. 人口統計指標 .....122</li> <li>7. 経済指標 .....126</li> <li>8. 女性指標 .....130</li> <li>9. 子どもの保護指標 .....134</li> <li>10. 前進の速度 .....138</li> </ul>
	INDEX .....142
	用語解説 .....147

「……女子の教育以上に  
効果的な開発手段は存  
在しない」

コフィ・A・アナン

# まえがき



家族のなかでは、ひとりの子どもに他のどの子よりも注意を向けなければならない時期が必ずある。その子どものニーズに応えるからといって、他の子どもへの愛情が薄くなってしまおうというわけではない。というよりも、その特定の時期にはひとりの子どものニーズのほうが差し迫っており、重要だということにすぎない。親ならばだれでもそうだとわかっており、どんな子どもも、直感的にそのことを認識している。

家族に当てはまることは国際社会にとっても同様である。世界中の子どもは、男女を問わず、自分たちが教育に対する権利を享受できるようにするために私たちが全力を尽くすことを期待する権利を持っている。しかし、ほとんどの国では学校の話になると、女子はもっとも不利な立場に置かれているのである。今年の『世界子供白書』が報告するように、学校に一度も行かない女子は数百万人にのぼっており、最後まで教育を受けることができない女子はさらに数百万人を数える。さらに、権利であるはずの質の高い教育をまったく受けることができない女子となると数え切れないほどである。こうした数百万人の女子たちは容易に社会の周縁へと落ち込んでいき、健康の面でも、スキルの面でも、人生の選択肢の面でも、未来への希望の面でも、本来可能であるはずの水準に達することができない。成長しておとなの女性になっても、十分な力が備わっていないためにコミュニティの政治的・社会的・経済的發展に全面的に参加することができない。彼女たちは——ひいてはその子どもたちは——、貧困、HIV／エイズ、性的搾取、暴力、虐待の被害を一層受けやすい状況に置かれる。

逆に、女子を教育するという事は家族全体を教育するという事である。そして家族に当てはまることはコミュニティにも、最終的には国全体にも当てはまる。研究に次ぐ研究の成果を通じて私たちが学んできたのは、女子の教育以上に効果的な開発手段は存在しないということである。経済生産性を高め、乳児・妊産婦死亡率を低下させ、栄養状態を向上させ、HIV／エイズ蔓延の予防に役立つという意味も含めて健康を促進するうえで、他のどんな政策も女子教育ほどの効果を期待することはできない。他のどんな政策も、次世代の教育機会を向上させるうえで女子教育ほど強力にはなりえない。

21世紀の世界をよりよいものにするための青写真として世界のすべての国々が合意した「ミレニアム開発目標」のうち2つが、女子と男子が同様に教育されるようにすることをめざしたものである。これはそれぞれ独立した目標であるというだけではない。2つの目標をどこまで達成できるかは、他のすべての目標を達成できるようにするために決定的な意味を持つことなのである。この2つの目標を現実のものにすることによって初めて、国際社会という私たちの家族はより強く、より健全で、より公正かつ豊かなものとなりうる。

A handwritten signature in black ink, which appears to read "K. Annan". The signature is fluid and cursive, written in a dark ink on a white background.

コフィ・A・アナン  
国際連合事務総長

# 1 開発に弾みをつける







国際連合加盟国は、2000年9月のミレニアム宣言で、長引く貧困と増加する惨事が世界の多くの地域からなくなならない状況に取り組むという、このうえなく情熱的な決意を表明した。「われわれは、現在10億人以上の人々が直面している悲惨かつ非人間的な極度の貧困状態から、同胞たる男性、女性および子どもを解放するために、いかなる努力も惜しまない」<sup>(1)</sup> ことが確認されたのである。

各国政府はミレニアム開発目標の達成期限を2015年と定めた。その目標とは、極度の貧困と食糧危機の根絶、初等教育の完全普及、ジェンダーの平等の促進と女性のエンパワーメント、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康の増進、HIV／エイズ、マラリアその他の疾病との闘い、持続可能な環境の確保、開発のためのグローバルなパートナーシップの構築である。いずれの目標の達成も開発にとってきわめて重要ではあるが、国際社会の指導者たちは、2つの目標が他のすべての目標の中心になると考えている。教育の完全普及、そしてジェンダーの平等の促進と女性のエンパワーメントである<sup>(2)</sup>。

教育の完全普及というのは比較的容易な目標と思われるかもしれないが、他の目標と同じぐらい達成困難であることが明らかになっている。数十年もの間、すべての子どもに質の高い教育を確保するという決意が何度も表明されては再確認されてきたというのに、約1億2,100万人の子どもが今なおこの権利を否定されているのである。世界中の国々において、何千ものプロジェクトが成功したにも関わらず、教育における——就学し、よい成績を修め、教育を修了するという面での——ジェンダーの同等な地位もあいかわらず達成できておらず、女子は依然として教育が与えてくれる恩恵を制度的に享受し損ねている。

その結果、母親が教育を受けていれば生命が救われたであろう子どもたちの死は絶えることがない。母親が教育を受けていればもっと健康であれたはずの男子・女子は、必要のない苦痛をこうむり続けている。すべての子どもが教育を受ければ自然と実現するであろう貧困、食糧危機、HIV／エイズの削減も、理想主義者の夢のままである。

このままでいなければならない理由はない。教育の完全普及と、それによってもたらされるあら

ゆる利益は実現可能である。女子教育に今日投資すること——お金だけではなく、エネルギーと熱意を、決意と関心を、明確な焦点と力強い勢いを女子教育に注ぐことは、質の高い教育に対するすべての子どもの権利を保護する戦略であり、他のすべての開発目標に弾みをつける戦略なのである。

しかし、ミレニアム宣言から最初の3年が過ぎた現在でも、教育の完全普及、教育におけるジェンダーの同等の地位、あるいは他のすべてのミレニアム開発目標に関して、心強い兆候を見出すことはできない。世界の報道陣の関心は2001年9月11日の事件と世界中で繰り返されるテロリズムとの闘いのほうに多くが向けられ、人間開発に振り向けることもできたはずの資源もそちらに集中している。今こそ、世界はミレニアム開発目標で示した決意を実行するために全力を尽くさなければならない。進展のペースが速くならないければ、生存を脅かすほどの食糧危機が、100年という信じ

がたい長期に渡って世界の一部地域に残り続けるだろう。その間に、数百万人の5歳未満児がいたずらに死を迎え続けていく。サハラ以南のアフリカでは、現在のペースのままだと、すべての子どもが学校に行き、子どもの死亡率が現在の3分の1にまで引き下げられ、貧困が半減するのは22世紀に入ってからになる見込みである（図1「ミレニアム開発目標の見通し」参照）。

## 最も緊急な目標

2015年の期限よりも早く、初等・中等教育における男女の同等な地位に関するミレニアム開発目標は、2005年までに達成することとされている。他の目標よりも10年早い設定である。2005年までに達成されるべきこの目標は、それ自体が目的であるだけでなく、万人のための教育という一層幅広い目標の一環であり、貧困の締めつけを打ち

ネパールの2人の少女。このような少女たちのニーズに具体的注意が向けられるようにならないければ、初等教育の完全普及は達成できないだろう。



砕くという世界の決意が最初に試される機会でもある。

しかし、変革のペースを速めるために今何かがなされなければ、多くの国は、教育におけるジェンダーの同等な地位を2005年までに達成するという目標には及ばないだろう。それどころか、2015年の目標達成まで脅かされることになるはずである。教育におけるジェンダーの同等な地位は女性の平等のために必要なステップであり、その基盤がなければ、2015年までの目標達成に向けた成果を維持することはできないであろう。したがって、初等・中等教育におけるジェンダー格差を2005年までに解消するという目標は、2015年までにその他の目標を達成することに向けた第一歩であり、そして最も緊急な目標なのである（ペースを速めるための戦略に関するパネル参照、3ページ）。

## すべての子どもに教育を

教育の完全普及に対する国際社会の決意は1948年の世界人権宣言で最初に掲げられ、その後、1989年の子どもの権利条約で再確認されたものである。1990年の子どものための世界サミットで、世界の指導者たちは、女子も男子も同じように質の高い基礎教育を受けられるべきであるという決意を再確認するだけでは終わらなかった。数十年に渡って存在してきた就学率の格差の縮小を重視することも誓ったのである。このような決意にも関わらず、教育の完全普及という理想は実現されないままであり、ジェンダー格差は今日に至るまで根強く残っている。

ジェンダー格差に対する2005年までに達成するという期限は、ミレニアム開発目標だけに掲げられたものではない。1990年にジョムティエン（タイ）で開かれた万人のための教育に関する世界会議で

## パネル1

# ペースを速めるための戦略： 「2005年までに25カ国」

教育が利益をもたらしてくれることについては疑いがない。最近、西アフリカ諸国の教育大臣やその他の高級官僚が会合し、男女の子どもを学校に行かせるための教育投資のあり方を話し合ったときにも、それは同様であった。シエラレオネのある代表が言うように、「無知が人を殺すことは身にしみてわかっている」のである。

参加した大臣や教育専門家は、ユニセフと世界銀行の招きで、女子を含むすべての人々を対象とした教育へのコミットメントを再確認するためにワガドゥグ（ブルキナファソ）に集まったものであった。会議のテーブルにつきもしないうちに、多くの大臣は「ワガドゥグ宣言」への署名を済ませていた。この宣言は、国の

開発にとって女子教育が重要であることを認め、各国政府に対し、できるだけ多くの女子・男子を学校に行かせるための努力を加速するよう約束させるものである。女子の就学率が50%に満たず、ジェンダー差別が社会的・文化的考え方に根強く残っている地域では、これは容易な課題ではない。さらに悪いことに、同地域の国々のおよそ半数は近年の紛争で荒廃しており、社会基盤が破壊され、教育制度も危機に追い込まれている。

にも関わらず、雰囲気は楽観的だった。この会議で、そして無数のプログラムやコミュニティでの活動を通して専門的識見の交流が進められるなかで、投資の選択を誤らなければ持続可能な真の変革をもたらせるこ

とはわかっていて、大臣のひとりが閉会発言のなかで述べた言葉は、他の多くの大臣の気持ちを代弁するものでもあった。「やればできる！ 宣言しましょう、私たちは2005年までにジェンダー格差をゼロにします」

ミレニアム開発目標では、初等・中等教育におけるジェンダーの同等な地位という点については、2005年までに達成することとされている。女子のニーズにとくに注意が向けられなければ、初等教育の完全普及は達成不可能である。このことを踏まえ、ユニセフは「2005年までに25カ国」イニシアチブを開始した。これは、従来から進められているイニシアチブや努力にとって代わるのではなく、それらを補完・増進させながら女子教育に関する進展のペースを速



最初に掲げられた諸目標にも含まれており、その後、ダカール（セネガル）で2000年に開かれた世界教育フォーラムで再確認されたものである。ここでも女子教育が第一に注目された。「最も緊急な優先課題は、女子・女性に対して教育へのアクセスを確保し、かつそのような教育の質を向上させることであり、女子・女性の積極的参加を阻害するあらゆる障壁を排除することである。……」<sup>(3)</sup>

このように、ユネスコが主導する「万人のための教育」(Education For All, EFA) キャンペーンは、すでに10年以上に渡り、アドボカシーと「決意表明に対する責任感」<sup>(4)</sup>の両方を含んだ使命を掲げてきたのである。EFAは、『グローバル・モニタリング・レポート』を通じて各国の毎年の前進を評価するとともに、就学率や学校における成功を向上させる教育政策を提唱している。2002年のレポートでは、86カ国がすでに初等学校への就学におけるジェンダーの同等の地位を達成し、他に

36カ国がその目標に近づきつつあるとはいえ、2015年までにこの目標を達成できないおそれが強い国が31カ国（その大多数はサハラ以南のアフリカに位置する国々）にのぼることに注意が促された<sup>(5)</sup>。

ダカール以後、13の機関が合同で「国連女子教育イニシアチブ」(ボックス1参照)を開始した。これは、EFAの精神にのっとり、世界規模でも国レベルでも効果を発揮する、「女子教育の質および利用可能性を高めるための持続的キャンペーン」<sup>(6)</sup>である(エジプトに関するパネル参照、19ページ)。ユニセフは、このイニシアチブの主導的機関としての位置づけにもとづき、教育におけるジェンダーの格差を2005年までに解消するというミレニアム開発目標の緊急性を自らの課題としてとらえている。

教育の完全普及に対する決意、また2005年までに初等・中等教育におけるジェンダー格差を解消

めようとするものである。この戦略は、2005年までに教育におけるジェンダー格差を解消できるようにすべての国を援助することをめざすものだが、その際、目標を達成できない危険性がもっとも高いと判断された国々のうち25カ国(西アフリカ諸国8カ国も含む)にとくに焦点が当てられる。選ばれた25カ国のうち、10カ国は100万人以上の女子が就学していない国、8カ国は女子の純就学率が40%未満の国、13カ国はジェンダー格差が10%以上の国である。

それでは、選ばれた25カ国で何が行なわれるのか。第1に、ユニセフとして、ペースを速めることに対する賛同の声を国・地方のレベルで獲得する必要がある。女子教育を国家の緊急優先課題に位置づけようとするれば、当然、国の指導者を巻き込んで変革の唱道者兼変革者になってもらわなければならない。同じぐらい重要なのは、地域コミュニティの指導者の賛同を得て、その発言を活用しながら女子の就学・通学を促進していくことである。そのためには、あらゆる機会をとらえてこの問題を前面に押し出し、熱意と資源を動員するとともに、メディア、企業およ

び地域コミュニティを巻き込んで、通学する権利を否定されている女子に関する国としての責任感と関心を促進していかなければならない。

第2に、女子教育は緊急の行動が—非常事態下においても—必要とされる問題として取り扱われる。各国の現地事務所は就学していない女子を積極的に見つけ出し、就学の機会

を提供していくことになる。そこでめざされるのは、通常どおりに活動するよりもはるかに迅速に成果をもたらすような集中支援パッケージの開発である。地域レベルで成功したパイロット・プロジェクトはできるかぎり大規模に拡大展開されていく。新たにスタッフを採用してアクション・チームを結成し、この2年間、女子の就学を実現するためにあ

「2005年までに25カ国」イニシアチブの対象に選ばれた25カ国は以下のいずれかの(または複数の)基準を満たす国々である——女子の就学率が低いこと、初等教育におけるジェンダーの格差が10%以上であること、就学していない女子が100万人を超えていること、世界銀行の「万人のための教育ファーストトラック・イニシアチブ」の対象国であること、HIV/エイズや紛争のように、女子の就学機会に影響を及ぼす危機によって大きな打撃を受けていること。

アフガニスタン	ジブチ	パキスタン
バングラデシュ	エリトリア	パプアニューギニア
ベニン	エチオピア	スーダン
ブータン	ギニア	トルコ
ボリビア	インド	タンザニア
ブルキナファソ	マラウイ	イエメン
中央アフリカ共和国	マリ	ザンビア
チャド	ネパール	
コンゴ民主共和国	ナイジェリア	

することに対する決意は、国連子ども特別総会（2002年5月）に参集した国家元首・政府主席によってふたたびはっきりと宣言された。そこでは、すべての子どもを対象とした教育を、「子どもにふさわしい世界」づくりに不可欠な要素として位置づけることが誓約されたのである。

この問題に対して数十年に渡って注意が向けられてきたにも関わらず、約1億2,100万人の子どもが学校に行っていない。そのうち6,500万人は女子である（就学していない子どもについてボックス2参照）。女子が常に基礎教育に対する権利を否定されるのは、初等教育が国によって無償義務教育とされておらず、その利用、アクセスおよび受入れが保障されておらず、そして女子・男子双方にあわせて柔軟に適合できるようなものとされていないためにほかならない<sup>(7)</sup>。多くの国々は、この数百万人の子どもたちが社会の発展に向けて注ぐことのできる才能、エネルギー、創造性を失って

## ボックス1

### 国連女子教育イニシアチブ

1. 国際労働機関
2. 国連HIV／エイズ合同計画
3. 国連難民高等弁務官事務所
4. 国連児童基金
5. 国連女性開発基金
6. 国連開発グループ
7. 国連開発計画
8. 国連経済社会局・女性増進部
9. 国連教育科学文化機関
10. 国連人口基金
11. 世界銀行
12. 世界食糧計画
13. 世界保健機関

りとあらゆる努力を行なう。

25カ国の出発点は、教育の提供状況、文化的背景、社会における女性・女子の立場などの面でそれぞれ異なっており、ペースを速めるためのプログラムもそれに合わせて開発しなければならない。そのまま採用できる、あるいは事情に応じて調整しながら活用できる実際の措置は多種多様に存在する。たとえば、既存の学校で2交代制の授業をすること。複式学級の授業により、農村部の小さな学校でもやっているとすること。緊急時に用いるためにユニセフが開発した「箱の中の学校（school-in-a-box）」キットを活用して、テントや木の下で学校を開設すること。既存の学校外教育体制を拡大・改善し、公的承認を獲得すること。そして、遠隔地の住民、移動生活や遊牧生活を送っている人々を対象として移動学校を用意することなどである。

「2005年までに25カ国」イニシアチブの成功は、何よりも、各国政府がこれを好機としてとらえて反応してくれるかどうかにかかっている。ユニセフの役割は、教育におけるジェ

ンダーの平等への道を、政府に伴走しながら進んでいくところにある。これは新しい考え方であり、すでに確立されたパートナーシップの枠組みを超えようとするものである。つまり、各国政府が主導権を握らなければならないことが認識されると同時に、資金の提供や進展の監視に留まらない支援が必要とされる場合があることも認知される。ひとつの国に伴走するということは、「全体的な資源パッケージ」による長期的支援を提供するということである。終始変わらずとともにいながらも、でしゃばりすぎたり、すべてを思い通りにしようとしたりしない。そして、その国のビジョンと目的を共有・受容しつつ、必要な場合には建設的に支援を提供したり変革を唱道したりすることを意味する。すなわち、国の官僚や地域コミュニティがこの旅の間じゅう直面せざるをえない、日常的決定や問題解決上の困難に関わっていくということである。ひとつの国とともにずっと歩いていき、必要に応じてさらに歩を進めるということである。

女子教育に今日投資すること……は、質の高い教育に対するすべての子どもの権利を保護する戦略であり……他のすべての開発目標に弾みをつける戦略なのである。

図1. ミレニアム開発目標の見通し

進展のペースが速まらなければ、ミレニアム開発目標に掲げられているいくつかの目標については100年以上経たなければ達成できない地域が出る見込みである。

	貧困	食糧危機	初等教育	ジェンダーの平等	子どもの死亡率	水へのアクセス	衛生設備へのアクセス
<b>達成</b>	アラブ諸国 <sup>a</sup>  東アジア ・太平洋	中欧・東欧 <sup>a</sup> ・CIS	ラテンアメリカ <sup>a</sup> ・カリブ海  中欧・東欧 <sup>a</sup> ・CIS  東アジア <sup>a</sup> ・太平洋	ラテンアメリカ <sup>a</sup> ・カリブ海		中欧・東欧 <sup>a</sup> ・CIS	
<b>2000</b>	世界平均  南アジア	東アジア ・太平洋			ラテンアメリカ ・カリブ海	南アジア <b>世界平均</b> ラテンアメリカ ・カリブ海	
<b>2015</b>					東アジア ・太平洋	東アジア ・太平洋	南アジア <b>世界平均</b> ラテンアメリカ ・カリブ海
<b>2020</b>		ラテンアメリカ ・カリブ海		東アジア ・太平洋		東アジア ・太平洋	南アジア <b>世界平均</b> ラテンアメリカ ・カリブ海  東アジア ・太平洋
<b>2020</b>		<b>世界平均</b>	南アジア	アラブ諸国 南アジア	南アジア アラブ諸国 <b>世界平均</b>	サハラ以南の アフリカ	
<b>2050</b>			アラブ諸国 <b>世界平均</b>				
<b>2100</b>		南アジア  サハラ以南の アフリカ	サハラ以南の アフリカ		サハラ以南の アフリカ		
<b>2200</b>					中欧・東欧 ／C I S		
<b>逆行</b>	ラテンアメリカ ・カリブ海  サハラ以南の アフリカ  中欧・東欧 ／C I S	アラブ諸国					サハラ以南の アフリカ

a 直近の年に関連の目標に関する人間貧困水準が低い（10%未満）ことから目標を達成したと見なされた地域。  
Human Development Report 2003 の特集記事2.1にもとづいて計算。

出典：United Nations Development Programme, Human Development Report 2003 (国連開発計画「人間開発報告2003」)

しまっているのである。

## 失敗の影響

ある9歳の少女が、今まさに教育に対する権利を否定されているとしてみよう。2005年末までの2年間というのは、そのときまでに男女の同等の地位を実現しなければならない人々にとって余裕があるようには思えないかもしれない。目標達成は不可能だということを受け入れ、ゆるやかな改善が見られればよしとするのも合理的かもしれない。

けれどもその少女にとって、その2年間は決定的に重要であり、かけがえのないものである。いっ

たん失われれば、その時間を取り戻すことはできない。学校に行くことで彼女の人生は変わるだろう。学校に行き行って学ぶことで自分の可能性を信じる気持ちが強くなり、自信も、社会力も、交渉のスキルも、将来の収入も、暴力や不健康から身を守る力も増すだろう。教育は彼女の前に世界を開いてくれるはずである。

学校の門がこの年若い少女に対して堅く閉ざされたままだったら、今の彼女と、彼女がなりうる女性との間の溝は月を追うごとに広がっていく。小学校に行く機会を失えば、中等教育もそれ以降の教育も受けることができなくなってしまう。学校に2年間行けないことの代価はどんな子どもにとっても手痛いものだが、女子にとってはさらに大きい。そして、その代価を支払うのは当の女子だけではなく、彼女の家族、彼女の

### ボックス2

#### 就学していない子どもは1億2,100万人： 女子6,500万人、男子5,600万人

最近のいくつかの報告によれば、初等教育相当年齢で就学していない子どもは世界全体で1億400万人である。1億1,150万人とも推定されている。ユニセフは、それよりも多く、1億2,100万人だと考えている。その半数を超える子どもが女の子である。

#### なぜ違いが出るのか？

国によっては、初等教育相当年齢の子どもの総人数から就学者数を引いて未就学児の人数を算出している場合がある。しかし、直接的に影響すると思われる事情以外には、以下のような理由がある。

1. 一部の国、とくに出生登録が行なわれていない国では、子どもの年齢の決定が不正確にならざるをえない。
2. 一部の国では、とくに資金調達との関係で、就学者数を過大に推定しようとする誘因が働く場合がある。
3. さらに一部の国、とくに紛争地域に位置する国では、最近行なわれた正確な人口調査にもとづいて学齢の子どものデータを入手するのが困難である。
4. 最後に、就学した子どもが全員、学校に通い続けるわけではない。自分自身が病気になったため、病気のきょうだいや親の面倒を見るため、あるいは働いて貧しい家族が生き延びるのを助けなければならないために、中退する場合もあるからである。

最後に挙げた事情を踏まえ、ユニセフは最近、世帯調査の活用を開始した。母親または養育者に、子どもが学校に通っているかどうか尋ねるのである。それでも正確

な数字を得るのはむずかしい。国全体で学齢の子どもが何人いるのかを把握しにくいという問題もあるし、母親や養育者がきちんと答えてくれるかどうかにもかかっているからである。子どもを学校にやっていないとは言にくい人々も少なくない。とはいえ、このような調査のほうがより適切であり、しばしば、就学している子どもの人数を計算するもっとも正確な手段となる。

#### ユニセフの対応

ユニセフは、ほとんどの国については就学者数データを用いているが、就学者数データが入手できない、または調査データよりも古いときには調査データを用いている。すなわち、ユニセフの手法は国によって異なる場合があり、また他の機関・組織の数字とは異なる場合がある。未就学児に関するユニセフの数字が他の機関の数字と異なる主な点は、ユニセフは出席者数データも用いているという点である。

#### なぜ異なる手法を用いるのか

データ収集の方法はかならずしも統一されていないし、報告にはむらがあることが多く、子どもたちはいとも簡単に、それとは気づかれぬまま、社会の周縁に落とされてしまう。それゆえにユニセフは、就学児か未就学児かを問わず、ひとつの方法ですべての子どもを数えることができるだろうという大胆な試みには出ない。異なる手法——就学者数と出席数——を用いることは、教育に対する権利を否定されており、したがってユニセフの支援を必要とするかもしれない子どもの実数を一層正確に把握する役に立つのである。



社会、彼女の国でもあるのである。

学校に行かないことの悪影響は、男子よりも女子にとって一層大きい。そして、その影響は男女を問わず次の世代にも繰り越されるのである。教育を受けたか否かに関わらず、女子は男子よりもHIV／エイズ、性的搾取、子どもの人身売買の被害を受けやすい。学校から得られるかもしれない知識とライフスキルを身につけていなければ、その危険は何倍にも高まる。つまり、学校こそが女子とその家族に何重もの保護を提供してくれるのであって、学校に行けないということは何倍もの危険にさらされるということなのである。

## 排除の理由

なぜ女子は学校から制度的に取り残されるのか。  
なぜ女性は政治プロセスから排除されるのか。な

ぜ、開発が前進する場所もそうでない場所もあるなかで、国々は遅れをとってしまうのか。その答えは、相互に関連するものであり、以下の要約に加えて白書全体を通じても取り扱われている。

**説明責任の不履行** 教育は、すべての子どもの権利として認識されるのではなく、単にほとんどの子どもにとって「よいこと」であるにとらえられることがあまりにも多い。その結果、国が費用を負担できるかぎり多くの子どもを学校に行かせることは望ましいとされながらも、政府が必要な資源を動員し、すべての子どもが質の高い教育を修了できるようにすることは、義務であるとも必要であるとも考えられていないのである。

親は、すべての子どもが教育を利用できるようにすることが政府の義務だとは認識せず、子どもが学校に行かないのは自分自身のせいもあると考えることが多い。政府に対し、若き市民に対する

この2人の生徒（エルサルバドル）のようなすべての女子が教育を受けられるように人権モデルを活用することは、世界がジェンダー差別の問題にとりくまなければならないということである。





基本的義務を履行するよう親が要求する見込みは薄い。

公的資源と政治的意思に対するさまざまな需要が競合しあうなか、教育は遅れをとる。財政緊縮や社会的危機——たとえばHIV／エイズ、暴力的紛争や天災にともなう激変——の時期には、一部の子どもを対象とした教育が容易に犠牲にされてしまう。

そして、ほとんどの社会に根強く残る微妙なジェンダー差別のため、真っ先に犠牲にされるのが女子である。就学が一番後回しにされる女子は、情勢が厳しくなれば最初に学校に行けなくなってしまう。

**理解の不足** 人権原則は経済開発プログラムに統合されておらず、そのため開発の究極的目標——経済的パフォーマンスではなく人間の幸福——

が失われてしまった。社会の最周縁に追いやられた人々——女性、女子、貧困層——がもっとも遅れをとっている。このような差別は記録の対象とはならず、周縁に追いやられた人々の権利は開発政策立案者の思考の彼方に追いやられたままである。

さらに、教育を受けた女性がいかに国の開発に貢献しているかについてもまだ広く認識されていない。科学的証拠があるにも関わらず、女子教育が社会の進展を確保する手段のひとつとして政策立案関係者の間で議論されることはあまりない。その結果、予算決定の交渉が進められる際、女子教育への投資は素通りされてしまうことが多い。

**理論上の不備** 歴史的に、開発とそれにとまなう資金調達のおしりに関する支配的見解では、開発の原動力としてただひとつの要因に焦点が当て

## パネル2

# 教育：権利を持つ者、義務を負う者

62歳のマヒモ・キスベ・グティエレス（62歳）は、妻を亡くし、8人の子どもとともにペルーのコチャスで暮らしている。小さな畑を耕し、数頭の家畜を育てるのが仕事である彼は、なんとしてでも息子や娘たちに教育を受けさせようと考えている。どんなに大変であっても、である。

「みんな、子どもを学校なんかに行かせるもんじゃないと言うんだ。とくに女の子はね」と彼は言う。「学校に入れるなら小さな男の子だけにしろ、とね。私も歳だから、長男には畑の手伝いをさせろということになった」

教育省、米国国際開発庁、ユニセフが1999年10月に開始した「プンククナタ・キチャスパ」(女子教育の

扉を開ける、88ページ参照) プロジェクトのおかげで、子ども全員に教育を受けさせるというグティエレス氏の夢はかなえられようとしている。コミュニティに基盤を置いたこのプロジェクトは、世界的なコミットメント——教育の完全普及というミレニアム目標と「万人のための教育」に対するコミットメント——をコミュニティレベルで実現しようというものである。

プンククナタ・キチャスパが村にやってくるまでは、グティエレス氏は子どもたちも自分と同じように読み書きができないままだろうと思っていた。次の世代の人生はすでに決まっているように見えた。長男のマヒモ（16歳）は家畜の世話をし、他の3人の息子たちは畑を手伝って

た。年長の娘3人は家事担当で、食事を作ったり、末娘のリザの面倒を見たりしていた。

「プンククナタ・キチャスパの人たちがここにやってきて、女の子を学校にやるのがどれだけ大切か、家のなかのことだけやらせるのがどんなに公平ではないかを教えてくれたんだ」とグティエレス氏。「8人の子どもをみんな学校に行かせるつもりだよ。年齢は関係ないらしい。みんな行けるんだよ」

## 教育に対する人権に基づくアプローチ

プンククナタ・キチャスパは子どもの権利を行動で示すものである。このプロジェクトは、権利を持つ

られてきた。経済成長と構造調整である。そこでは、社会開発、教育一般、そしてとくに女子教育の価値は過小評価される。このようなアプローチで最初に立てられる問いは、子どもを対象とした教育、保健、影響、住居の資金を拠出するためにどのような資源が必要かというようなものではない。マクロ経済変数を不安定化させることなく必要な資源を調達するにはどうしたらいいかという問題など、そもそも思い浮かばないのである。マクロ経済変数が最初に設定されるのであり、ジェンダーの平等にとりくむための投資を含む人間中心の投資のための資源は、せいぜいおまけとして考慮されるにすぎない。

同じぐらい重要なのは、これまでの開発の枠組みでは、全体としてジェンダーの不平等な関係に対応できなかったということであり、女性が、民間・公共セクターにおける国の開発に貢献しようということも、女性の潜在的可能性も考慮にいれ

られてこなかったということである。その結果、開発理論・政策・実践においては、女性や女子に影響を及ぼす諸問題は、ほとんど目に見えないものとして取り扱われている。

**戦略の失敗** 「万人のための教育」という目標にとりくんでいる人々の間にさえ、問題の特定と解決策の立案にあたって教育部門にしか目をやらないという伝統的視点がしばしば存在する。その結果、政策やプログラムは幅が狭く、一つの問題にしか焦点が当てられないことが多い。しかし、女子の就学を阻んでいる障害を克服するために必要なのは部門横断型アプローチなのである。

伝統的視点では、子どもの就学・通学に影響を及ぼしているジェンダーの問題、女子と男子のニーズの違いに関わる問題、両者の役割・責任・アイデンティティの不平等が考慮にいれられないこ

者—子どもたち—と義務を負う者—親、コミュニティ、国・地方の政府、国際機関—を結集させ、全員から何かを得ようとする。ひとりひとりにかけがえのない役割があり、コチャスのすべての子どもが学校で成功するよう、自分にできることをやるという責任を共有しているのである。

しかし、ブククナタ・キチャスパは単に女子が学校に行けるようにするというだけに留まらない。家庭やコミュニティでどのような条件を整えれば、女子も男子も定期的に学校に通い、一定レベルの教育を身につけ、具体的な学習目標を達成できるかという点にも焦点を当てるのである。

ブククナタ・キチャスパは、子育てについて家族に教え、早期からの女子教育を促進するとともに、子どもが適切な時期に小学校に入学すること、教育の質を高めることを奨励する。コミュニティの参加はプロジェクトの柱である。教育委員会、幼稚園委員会、青少年委員会、読み書き委員会といった地域委員会がプロジェクトの進捗状況をモニターし、学校に行っていない子どもに手を差

し伸べるための行動計画を作る。青少年、女性、祖父母たち全員の参加を得て、伝統、祭礼日、物語、料理法をケチュア語とスペイン語で記録して近隣のコミュニティと共有する。

## 責任の段階的配分

どんな人も、どんな政府も、すべての子どもが質の高い小学校教育を受ける権利を享受できるという結果を単独でもたらすことはできない。この権利を全面的に実現しようと思えば、教育へのアクセス、出席、修得および達成を妨げるあらゆる障壁を取り除き、ジェンダー格差をふくむあらゆる格差をこの4つの分野で解消しなければならないのである。

しかし、障壁が崩れ、格差が消滅するようにするためには、2つのグループ——権利を持つ者と義務を負う者——がそれぞれの役割を果たさなければならない。権利を持つ者には、子どもであれ、若者であれ、おとなであれ、教育を受けていないすべての人々が含まれる。教育の権利が実現されるようにする責任者には、国際社会に加え、役割も説明責

任の水準も異なる主体が義務を負う者が階層をなしている。その階層を構成する主体は、親、世帯、コミュニティであり、教員や学校管理者であり、計画・行政担当者であり、国・地方の政府であり、そして非政府組織や市民社会組織である。

各グループが子どもの権利を保護する役割を果たそうとすれば、それぞれ支援を必要とする。たとえば貧しい親にとっては、子どもを家事やお金を稼ぐ仕事から解放して学校に通えるようにすることはむずかしいかもしれない。通学・修了に関する費用をなかなかやりくりできない可能性もある。このような親が責任を果たすためには、就学に関わる費用を全廃するなど、政府の行動を通じた支援が必要である。

もうひとつの例として、教員や学校管理者にはその責任を遂行できるに足る水準の教育と訓練が必要とされる。生徒に集中できるよう、給与上のニーズや労働条件も満たさなければならない。何よりも、コミュニティの信頼と尊敬を得ること、自分たちの仕事が評価・尊敬されると信じる必要がある。

とが多い。このような違いを認識しない教育政策・実践は、ジェンダーに配慮しなければいけないときにジェンダーを無視してしまう。こうなってしまうと、政策立案者や実務者がどんな行動や態度をとろうが、うまくいっても男子と女子の特定のニーズを満たすことはできず、最悪の場合には教育に対する子どもの権利を妨害することになってしまう。

## 現状に挑戦する

6,500万人の女子の権利が充足されず、ミレニアム開発目標が危機に瀕している以上、変革が必要なのは明らかである。しかし変革は多くのレベルで必要とされており、就学率だけを上げようとしても達成は不可能だろう。女子が教育にアクセスし、学校で成功して修了するのを阻んでいる障壁を見事に取り除くためには、社会はコミュニティ

全体の生活の質にとって、根本的に重要な諸要因に対処せざるを得ない。女子教育は人間開発の他の諸相とあまりにもわかちがたく結びついており、女子教育を優先するということは同時に他の一連の分野でも変革を起こすということである。その分野は、健康や女性の地位から乳幼児期のケアにまで、栄養・水・衛生設備からコミュニティのエンパワーメントにまで、児童労働その他の形態の搾取の削減から紛争の平和的解決にまで及んでいる。

ミレニアム開発目標とダカール教育目標を達成するために——そして、子どもにふさわしい世界をつくるという国連子ども特別総会のビジョンを実現するために、今こそ地球規模で協調のとれた押しの一手が必要である。この努力を回避することは道徳的にできない。それは同時に実際的な努力でなければならないし、触媒としての作用を持たなければならない。

## 政府の役割

政府の役割は、すべての子どもに教育を提供するために適切な政策を定め、部門計画を実施し、必要な資源を確保することである。政府には、機会を失わせたり、市民が教育に対する権利を実現できないようにしたりしている障害や障壁を取り除く義務もある。

政府にしか果たせない責任は、すべての子どもに権利を保障するために必要な全体的な資源パッケージを確保することである。このようなパッケージには、典型的に次のような要素が含まれる。教育部門に対する十分な国家予算の配分。すべての市民に基礎教育を提供するための教育予算内での、優先的予算配分。人権としての教育を計画・実施するために必要な能力を提供する国内の専門知識および経験。経済成長によって自己資金でのシステム維持が可能になるまで教育における資金的空白を埋める、無償および有償の外部からの財政支援（必要な場合）。そして、人権としての教育を促進するという困難な課題の遂行にともなっていくる、技術的な専門知識およ

び経験的知識の蓄積である。

## 引き換えたもの

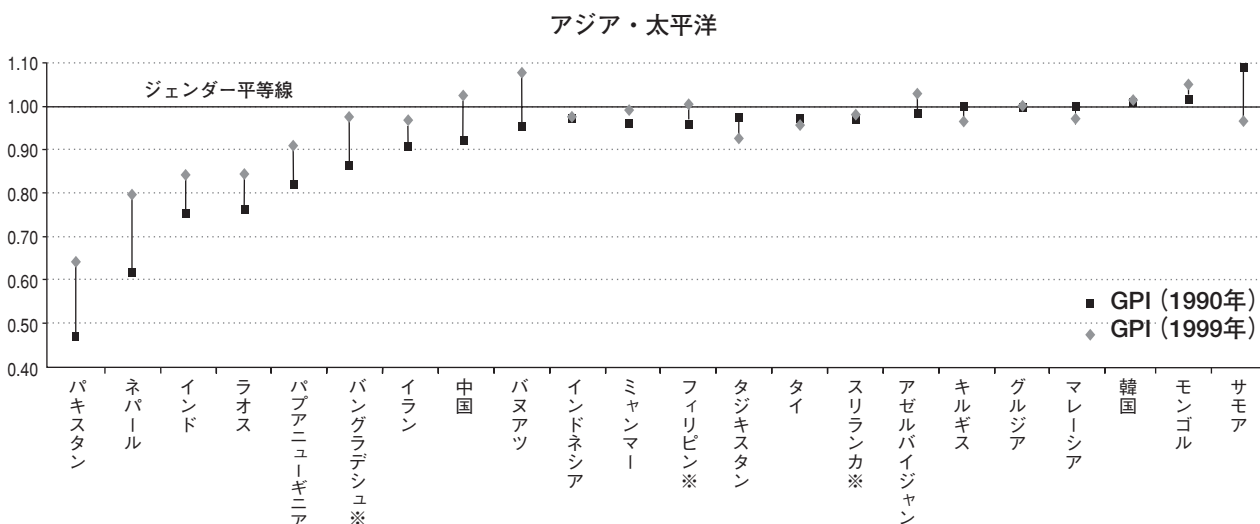
毎日、グティエレス氏と年長の子どもたちは日の出前に起きて食事を作る。8人の子どもたちが全員学校に行くと、彼は畑を耕しに向かう。仕事の負担はしばらく重くなるが、一家の未来は8倍大きくなった。

このような背景から、女子教育に対してユニセフが以前から示してきたコミットメントは一層緊急性を増す。このような背景があつてこそ、われわれは、人権とミレニアム開発目標に関心を持つすべての人々に次の行動を呼びかけるのである。

1. 女子・男子に対するジェンダー差別が具体的かつ顕著に見られる国、とくに男子と女子のどちらかが学校に行けないまま取り残されるおそれが相当に高い国々で、行動のペースを速めること。
2. 質の高い初等教育に対する権利を子どもから奪う複合差別状況を是正するため、開発に対する人権に基づく部門横断型アプローチ（付録資料B、91ページ参照）を採用すること。

すべての女子が教育を受けられるようにすることに対して人権モデルと部門横断型アプローチを用いることにより、世界は必然的に、問題の根底にある不平等とジェンダー差別に対応せざるを得なくなる。このような地球規模のイニシアチブの成果は幅広い分野をカバーすることになるだろう。それによって、2005年までに、生活のなかで平等を学ぶ子どもたちの先駆者となる世代が生まれ出される。このことは、学校、カリキュラムおよび教員が変わり、真の意味で子どもにやさしい存在となって、すべての子どもたちを平等にしよりよい教育を提供するということである。教育が緊急の優先課題であることをすべての国が認めたということであり、女子も男子も学校に進んで入学し、そのまま留まるように開発途上国が資源配分の重点を移したということである。援助国が、開発を支援するという誓約をきちんと守ったということである。そしてそれは、子どもの権利に対するコミットメントが地球規模で力強く表現されたとい

図2. 初等教育におけるジェンダー格差の推移（1990年～1999年）



注：図は、初等教育総就学率におけるジェンダー平等指標（Gender Parity Index, GPI）の変化を地域ごとに示したものである。

※1998/1999年のデータ

出典：Figure 2.18: Trends in gender disparities in GER in primary school education (1990-1998) in EFA Global Monitoring Report 2002, UNESCOを修正。



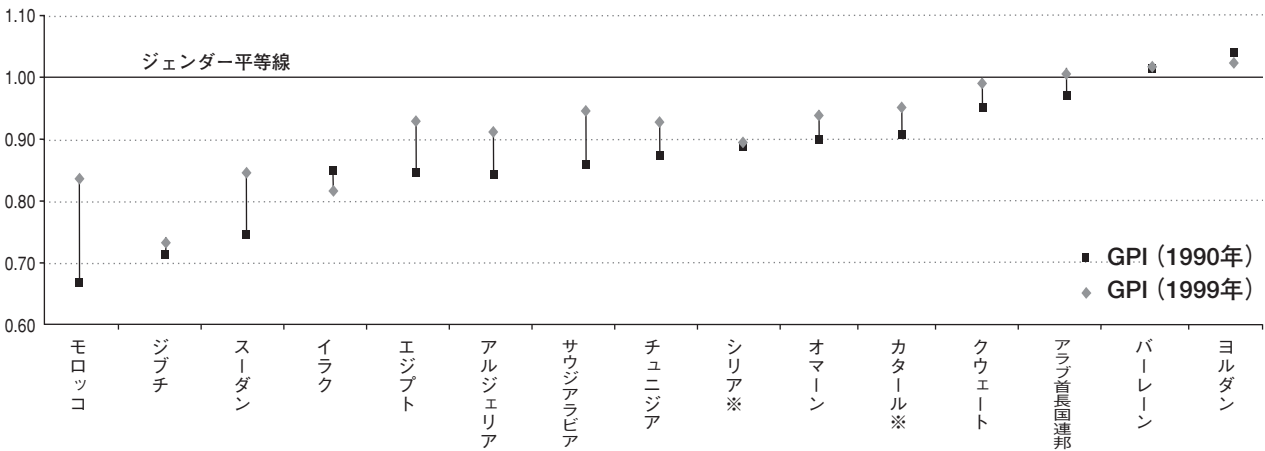
うことである。

教育に対するすべての女子・男子の権利を確保するために地球規模で重層的に進められている努力——「万人のための教育」運動、国連女子教育イニシアチブ、世界銀行のファーストトラック・イニシアチブ、子どものためのグローバル・ムーブメントなど——は、次の段階に踏み出さなければならない。国際社会は、何度となく、男子だけではなく女子の教育上の権利を履行するというコミットメントを表明してきた。調査研究に携わる人々も、次から次へと、女子に教育を提供することの社会的意義を実証してきた。

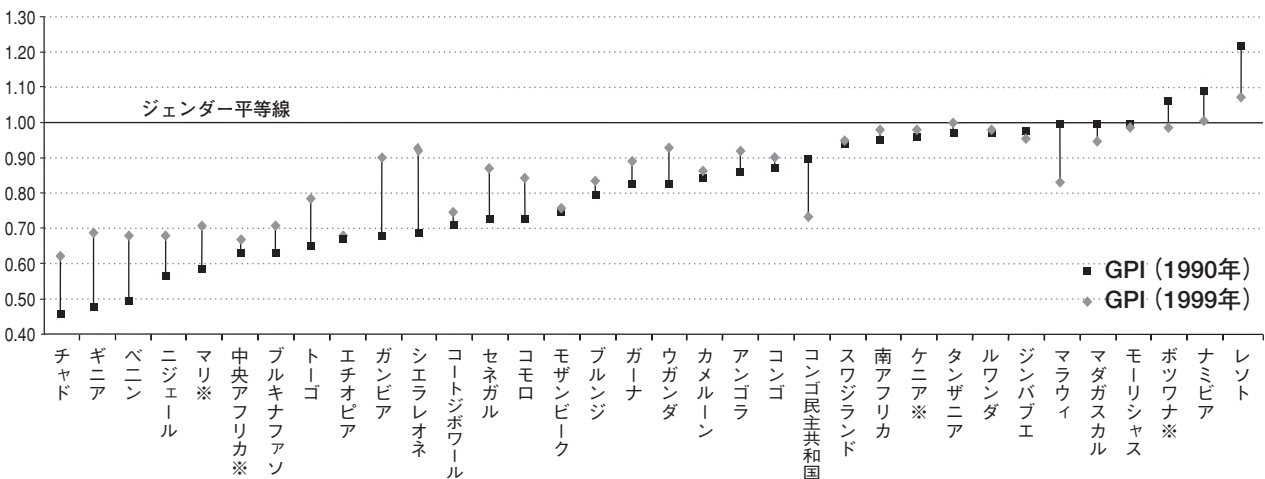
私たちの行動に、数百万人の子どもの運命がかかっている。多くの男子とともに6,500万人の女子が学校に行くようになれば——そしてひとりひとりが学び、育ち、豊かになっていけば——、開発に新しい生命が吹き込まれ、私たちが数十年

にわたって努力してきた、一層健康的・公正・民主的な世界を実現するのに役に立つはずである。

### アラブ諸国



### サハラ以南のアフリカ

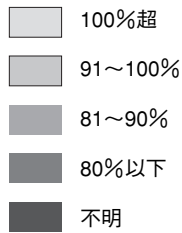


## ミレニアム開発目標

極度の貧困と食糧危機を根絶するためには、2つの目標——初等教育の完全普及、ジェンダーの平等の促進と女性のエンパワーメント——が決定的に重要である。女子が毎年学校教育を修了することが貧困の根絶への一歩となる。

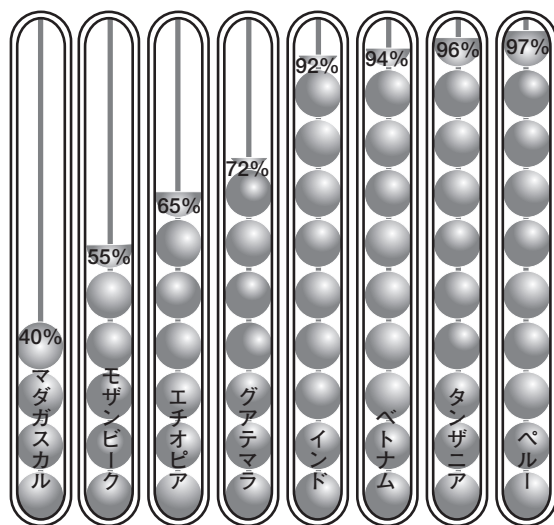
## 中等教育における女子

中学校に在籍する女子の対男子比  
(1995年～2000年)



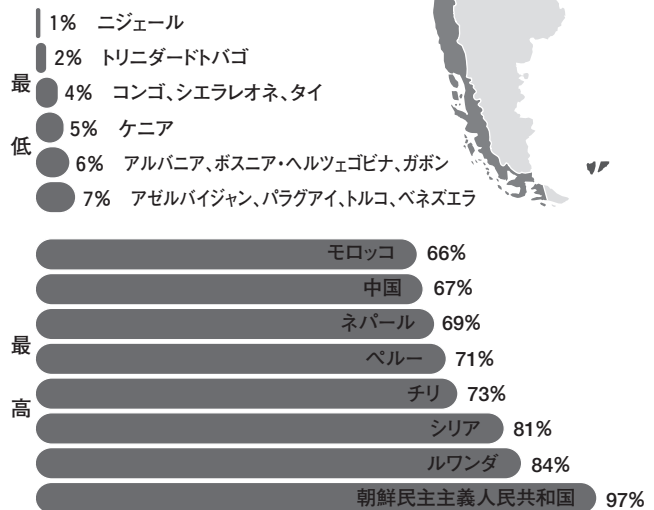
## 初等教育の達成

小学校に入学して第5学年に達した子どもの割合  
(1995年～2001年の調査データ、一部の国々)



## 母乳育児

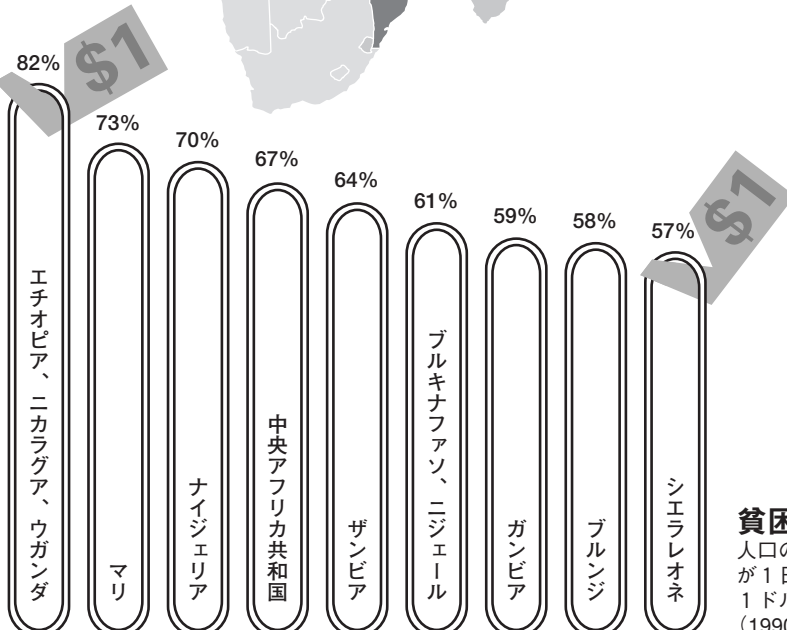
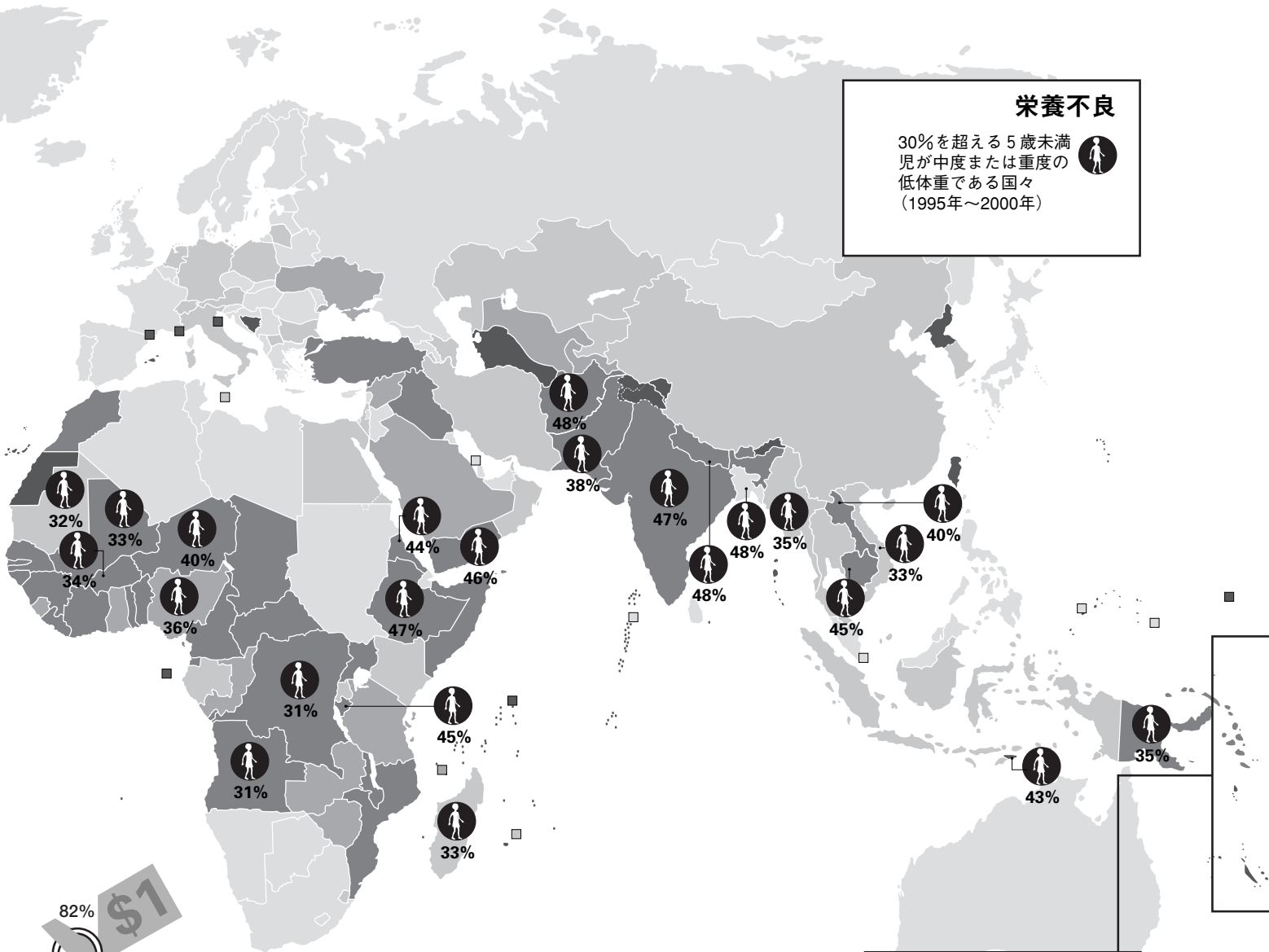
母乳だけで育てられている  
生後6カ月未満児の割合  
(1995年～2001年、一部の国々)



# 極度の貧困と食糧危機の根絶

## 栄養不良

30%を超える5歳未満  
児が中度または重度の  
低体重である国々  
(1995年～2000年)



## 貧困

人口の50%を超える人々が  
1日あたり生活費  
1ドル未満の国々  
(1990年～2001年)

この地図は、いずれかの国もしくは地域の法的地位またはいずれかの国境の確定に関するユニセフの立場を反映するものではない。点線は、インドとパキスタンが合意したジャンムー・カシミールのおおよその統治線を表したものである。ジャンムー・カシミールの地位の確定については当事者の合意が得られていない

# 2 教育を受けた女子： 開発を前進させるかけがえの





# ない力



Sonia Yeo/UNICEF/2003

教育はすべての人の人権である。この単純な事実こそ、女子教育に対するユニセフのコミットメントの核にある。それは、どんなに貧しくても、どんなに国の状況が絶望的でも、ひとりの女子も学校から排除されないということである。女子が最大限可能なまで発達する機会を否定する言い訳は、どんなものであっても受け入れることはできない。

教育は女子と女性の生命を救い、その人生を向上させるものである。教育によって、女性は一層自分の意思に基づいて人生を送れるようになり、社会に貢献するスキルを身につけることができる。自分自身で物事を決め、家族に影響力を及ぼせるようになる。この力こそが、その他のあらゆる開発上・社会上の利益を生み出すのである。政府、家族、コミュニティ、経済、サービスの提供に女性が参加して影響力を行使するのは、だれにとってもよいことである。それは、一層公平な開発、家族の強化、サービスの改善、子どもの健康の増進につながる（インド・ビハールの「カラテ・ガール」に関するパネル参照、25ページ）。

## 好循環

教育は、女子と女性の利益であることに加えて、社会と人間開発に広範な影響を及ぼす、かけがえない前向きな力である。教育資金について検討するとき、初等・中等・高等教育のどれを優先させるべきかという議論が続いている。けれども、それは年齢が低い女子にとって本質的な問題、すなわち基礎教育に対する権利という問題からそれた議論である。基礎教育を受けられなければ中等教育も受けられず、教育にともなうあらゆる利益も失ってしまう。

女子教育には多くの長期的利点があるが、いくつかを挙げるとすれば以下のとおりである。

- **経済開発の促進** 数十年にわたる調査研究により、基礎教育の拡大と経済開発が関連していることを示す相当の証拠が明らかになっている。そして、女子教育にはさらに一層前向きな効果があるのである。長期にわたって女子教育に投資してきた地域は、たとえば東南アジアや、少

なくとも1980年代に債務危機を迎えるまでのラテンアメリカのように、経済開発の水準が一層高くなる傾向を示してきた。女子の初等教育就学率が上がるにつれて1人あたり国内総生産も増える<sup>(8)</sup>。女性の教育水準を男性と同等の水準にまで引き上げることができない国は、そのぶん開発にかかる努力のコストが高まり、そのつけを成長の鈍化と所得の減少で支払うことになるのである<sup>(9)</sup>。同時に、経済開発、すなわち一家族あたりの所得の向上は、気が進まない親たちを納得させ、娘を働かせることによる目先の経済的利益を放棄して代わりに学校に行かせることにつながり、国の経済にとっての長期的利益を生み出すことにもなる。

- 次世代の教育** 教育を受けた女子は母親になったときに子どもを学校に通わせる可能性ははるかに高い。自分自身にとっての利益も社会にとっての利益も継承され倍化することで、世代を超えた前

向きな影響を及ぼすことができる。55カ国およびインドの2州の世帯調査データをユニセフが最近分析したところ、もっともはっきりしていた調査結果のひとつは、教育を受けた女性の子どもは学校に通っている可能性ははるかに高く、また女性の就学期間が長いほどその子どもが教育から利益を受ける確率も高いというものだった<sup>(10)</sup>。この最近の研究は、女子が学校で読み書き能力と言葉のスキルを身につけることにより、自分自身およびその子ども、ひいてはその孫の健康状態までもがどのように向上するかを追跡した調査結果<sup>(11)</sup>を裏づけるものである。

- 複合的効果** 教育の効果は学習の領域だけに留まるものではなく、子どもの生活におけるほとんどの側面に前向きな影響を及ぼす。たとえば学校に通う子どもは、病気からどのように身を守るかという点も含め、健康的でいるために必要なことを学習する可能性が高い。女子は男子

エジプトのコミュニティ・スクールで学ぶこれらの子どもたちの成功により、遠隔地のコミュニティの目が世界に対して開かれてきた。



よりもHIVに感染しやすい立場に置かれているが、女子教育は、リスクに直面した女子に必要な保護を与えることができる。HIVから身を守る方法を知っている女性はその子どもを学校に通わせる可能性が高い<sup>(12)</sup>ので、このような利益は1世代に留まらない。加えて、教育を受けるということは、子どもが労働者として売買・搾取される可能性や、虐待・暴力を受ける可能性が低くなるということである。女子のほうがこうした攻撃を受ける可能性が高いので、教育は女子の保護にとってとくに重要であり、その影響力は教室の中だけに留まらない(第4章参照)。

●**家族の健康の増進** 女子が教育を受けると、家族の規模と家族の資源との間でバランスが保たれるようになる。母親が教育を確実に受けるように社会がとりくめば、子どもたちは健康になり、死亡も少なくなる。子どもは、母親の教育水準が高いほど栄養状態もよくなり、病気にな

る頻度も少ない傾向がある。母親の教育がその子どもの健康・栄養状態に及ぼす影響は重要である。開発途上国から得られた膨大なデータを分析した研究<sup>(13)</sup>によれば、母親の教育年数が1年増えるごとに5歳未満児死亡率は5%~10%低くなる。

●**妊産婦の死亡の減少** 学校に通ったことのある女性のほうが出産中に死亡する可能性は低い。学校に通うことは出産件数を少なくするうえでも効果的であり、女性の教育年数が1年増えるごとに1,000人の出産について2件の妊産婦死亡が防止できる<sup>(14)</sup>。ある調査によれば、妊産婦死亡は保健実務の知識の向上、妊娠・出産時の保健サービスの利用、栄養状態の改善、出産間隔の拡大を通じて減少することがわかっている。いずれの要素も、女性が教育を受けることで助長することが可能なものである<sup>(15)</sup>。

## パネル3

# エジプト：夢がかなった

アワティフ・モーギーは、村に新しい学校ができると聞いた日のことを決して忘れないだろう。

「だれかが家に来て、学校に行っていない子の名前をきいたんです」と彼女は回想する。「母は私の名前を言いました。すごくわくわくしたの」

ベニ・シャラン村の他の8歳の子どもと同じように、その日までのアワティフの生活は、近くの小麦畑で背中が痛くなるまで働くことと、家事に終始していた。彼女のような少女たちにとって、新しい学校——住宅を改装した1階建て校舎に教室がひとつあるだけ——は夢の実現だったのである。

「学校ができる場所に行っては、おとなたちが教室の飾りつけをしているのを見ていました。何もかも明るくてカラフル。それまでは見たこともなかった、ゲームや写真もありま

した」

少なくとも最初は、村人全員がこれほど熱狂していたわけではない。農家のなかには、学校のせいで子どもの安い労働力が使えなくなるとこぼす人々もいた。アワティフ自身の義父でさえ納得していなかった。

「女が何のために勉強するんだ？」と、彼はよく口にしていた。

幸いなことに、ファルーク・アブデル・ナイームの意見は違った。説得を受けて、敷地と建物を学校として使えるように寄贈した年配の商人である。「女の子の教育は男の子の教育よりも大切だと考えるようになったんだ」とアブデル・ナイーム氏は言う。「男はいつだって自分が置かれた状況から何とかすることができが、女の子はそうじゃない。うまく人生を送っていくためには教育が必要なんだ」

8年が過ぎた今では、ベニ・シャラン村で意見を異にする人を見つけるのはむずかしい。教室が3つに増えた学校は、今ではコミュニティに目に見える収穫をもたらしてくれる賢い投資だと考えられている。

小売店主のアフメド・アブデル・ジャベルの例をとってみよう。自身は読み書きができない彼は、学校が開設されるやいなや娘のライワを合わせた。

「ライワが学校に行くようになるまで、うちの店の帳簿は支離滅裂だったよ」と彼は回想する。「だけど、そのうち娘が帳簿を全部管理してくれるようになった。おまけに、姉が読み書きを覚えられるよう手伝ったりもしてね」

字が読めないのが当たり前のようにになっている村では、娘に教育を受けさせたことで人々の生活や仕事が



## 開発ギャップ

国際社会は女子教育に人権問題としてコミットメントを示し、女子教育に投資することの利点もはっきりしているにも関わらず、それは今もなお開発投資の優先分野になってはいない。その理由は複雑であり、教育政策だけではなく、経済的配慮を優先して人権を無視するという、歴史的にとられてきた開発への支配的アプローチも問うことにつながる。

**成長モデル** 開発に関する初期の考え方の多くは、国内総生産によって測られる経済成長こそ最も重要であるという考え方に根ざしていた。いずれかの国が1年間に生産する財と提供するサービスの総価値が拡大すれば、貧困と不平等は自動的に、ほとんど手品のように減少するとされた。経済成長の恵みは、金持ちか貧しいか、男性か女性かを問わず、すべての人に行き渡ると考えられていた。

国の生産性が発展していくうえで経済成長こそ中心にあるという見方は、開発途上国の惨憺たる経験が長年にわたって続いたことにより成長モデルの不充分さが証明されるにつれて、頻繁に洗練・再定義されてきた。成長はごくわずかな開発途上国を除いて限られた水準に留まり、この種の成長によって貧困や不平等が少なくなるという一貫した証拠はまったく得られなかった。

この時点での開発経済学はジェンダーにもまったく目を向けなかった。女性が男性との関係で置かれている状況は経済開発への女性の参加に影響しているのか、しているとすればどのように影響しているのかについて検討しようという試みはなかった。また、いわゆる「アンペイド（賃金が支払われない）・ケア」ワーク、すなわち大部分女性が引き受け、経済の「生産」部門もそれなしでは機能しない、家事や育児・介護といった人を育む労働の分野も無視されていた。世帯に生じた利

どれだけ変わったかという話には事欠かない。医者処方箋や農薬の袋に書かれてある指示が突然わかるようになった。テレビの教育番組が理解できるようになり始めた。そして、さらに重要なことは、子どもたちが模範を示したことで多くのおとなが励まされ、自分でも識字教室を受講するようになった。

これらの子どもたちの成功により、遠隔地のコミュニティの目は世界に対して開かれてきたと言っても過言ではないだろう。

エジプトの少女たちをもっとたくさん学校に通わせようという動きがベニ・シャランのような場所で利益を生み出すつつある一方で、その勢いが全国的に感じられるようになるまでに時間はかからなかった。2000年、エジプトは「女子教育イニシアチブ」の開始を発表した。ダカール（セネガル）でコフィ・A・アナン国連事務総長がその国際版の開始を宣言してから数カ月後のことである。

エジプトのイニシアチブは、ユニセフと同国政府が1990年代初頭から

収めてきた成功をさらに拡大しようとするものだった。この過程で、コミュニティ・スクール約200校と、教室がひとつだけの学校3,500校が開設されていた。イニシアチブの狙いは、この「女子にやさしい」モデルをもとに、女子教育への抵抗がもっとも激しい地域に特定された農村部の7県に導入するところにあった。

フォローアップは迅速であり、同時に確固たる決意のもとに行われた。スザンヌ・ムバラク大統領夫人が議長となって一連の高級レベル会議が開かれ、女子教育は以後5年間のエジプトの最優先開発課題と位置づけられた。その誓約とあわせて、2007年までにジェンダー格差を解消し、その過程で学校に行っていない女子50万人に手を差し伸べるというコミットメントも表明された。

国レベルで設置された特別委員会には、12を超える政府省庁と並んで非政府組織や国連機関も顔を揃えた。女子教育に対して統合的アプローチで臨み、多くの部門を巻き込むとともに政府と市民社会との堅固なパートナーシップを築き上げる

という、幅広い戦略が採用された。

協議を通じ、対象とされた7県のそれぞれに地方特別委員会が誕生した。コミュニティの構成員、親、学校に通っている女子と通っていない女子、NGO、若干名の政府職員から構成される、自主的な組織である。これらの人々が参加することによって、学校が本当の意味でコミュニティのものとなることが保障されたのである。

プロセス全体を監督するのは全国子ども・母親評議会（ムシラ・ハタブ事務局長）であり、国連システムに属する7つの機関<sup>(\*)</sup>がそれを支援している。評議会は参加型の計画プロセスを提唱し、今では女子にやさしい学校の実現の調整役を務めている。このような学校は、2003年までに総計3,000校の規模で開設される予定である。女子にやさしい最初の教室の礎石は、2003年5月にムバラク夫人によって置かれた。

ユニセフ教育担当官のマラク・ザールーク博士によると、鍵となる優先課題のひとつは、学校は教育機会を提供するだけには留まらないと

益が、決まりきった男女の力関係のために不平等に配分されている可能性についても、ほとんど意識されていなかった。

1980年代になって成長モデルがつかずくと、世界銀行と国際通貨基金が構造調整プログラム実施の先鞭を切った。公共支出を削減し、価格とインセンティブが市場でおのずから決定される余地を拡大しようというのがその狙いだった。調整にはしばしば教育、保健、食糧補助金の支出削減がともない、それは貧困層に不相応な被害を及ぼした。支出削減でとくに大きな痛手をこうむったのは貧困層の女性である。彼女たちは、家族が何とかやっつけていけるよう、家のなかでも外でも仕事量を増やさなければならなかった<sup>(16)</sup>。調整はそもそもの目的さえ達成することができず、経済成長はないに等しかった。図3が示すように、開発途上国の1人あたりの成長率は、世界銀行と国際通貨基金による調整目的融資が急上昇するなかでさえ大

きく落ち込んだのである。世界銀行が2000年に実施した研究の結論によれば、典型的な開発途上国における1980年代～1990年代の1人あたり所得の伸びはゼロだった<sup>(17)</sup>。

1990年代を迎えるころには、経済成長だけで人間開発が可能になるという前提は誤っていることが認識されるようになっていた。そしてその逆が正しいと思われるようになった。すなわち、人間開発こそが経済成長を可能にするのである<sup>(18)</sup>。ユニセフが49カ国を対象として実施した研究によると、1990年から2000年にかけて最高の平均年間成長率を達成した国では、子どもの死亡率と所得貧困が低いという基盤が1980年にできていた。他方、その10年間に経済が縮小した国々はいずれも、1980年の段階で子どもの死亡率と所得貧困水準のいずれかまたは両方が高い国だったのである(図4「所得貧困水準別の人間開発と経済成長」参照)<sup>(19)</sup>。

コミュニティが考えるようにすることである。

「貧困削減はもっと大きな問題なのです」とザールーク博士は言う。「たとえば、世界食糧計画と農業省の支援を受けて学校給食を提供します。次に衛生設備と保健ケアを整えるとともに、各学校に強力なコミュニティ参加の要素を組み込むのです。全体的な狙いは、エジプトのなかでもっとも機会を奪われた地域の人々が、学校の成功は本当に自分たちのためになるんだと思えるようにするところにあります」

ここ数年、エジプトで進められている活動は国際的にますます認知されるようになってきた。その過程で、アワティフ・モーギーも自分の役割を果たしてきた。2001年、アワティフはエジプトの子ども代表3人のうちのひとりとしてカンパラ(ウガンダ)に派遣され、国連子ども特別総会に向けた大規模な準備会合に出席したのである。

アワティフは、初めての海外旅行の興奮と、会議のひとつで司会者を務めたときの責任感をいまだに覚え

ている。「学校に行っていなかったら、あんなチャンスは絶対なかった」と、彼女は興奮した口調で語る。

アワティフは地元中等学校で優秀な成績を修めるようになった(それに加えて将来有望な短編小説の書き手でもある)。彼女は、大学進学に、そしてその後の進路に目を向けている。「ベニ・シャラーンの人たちは、私に医者になれって言う人が多いんです」と彼女。「でも、私自身がなりたいのは教師。私が学んだことを少しでもほかの子どもたちに伝えられるように」

それはもう始まっている。アワティフはすでに村の他の少女たちの憧れになっている。11歳のファテンもそのひとりである。「アワティフのお話は全部読んでるわ」とファテン。「いつかあの人みたいになりたい」

**学校は教育機会のひとつというだけには留まらない。**

\*国際労働機関、国連開発計画、国連女性開発基金、ユネスコ、国連人口基金、世界銀行、ユニセフ。

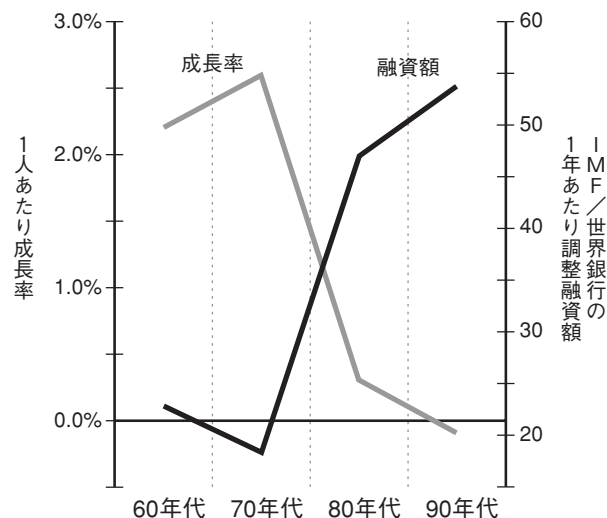
現在では、開発を意味のあるものとするためには経済学の枠を超えなければならないということが、以前よりも受け入れられるようになってきている。また、とくに第4回世界女性会議（北京、1995年）で行動綱領が採択されて以降は、開発経済学に関するジェンダーの視点が不可欠であり、女性のエンパワーメントを促進することなくして貧困を実質的に削減することはできないという理解も広がってきた<sup>(20)</sup>。

**教育の完全普及モデル** 万人のための教育の成功にとって女子の通学が根本的に重要であることは、教育政策のなかでなかなか認識されてこなかった。開発運動の初期、新興独立諸国が多かった時期には、国が前進する際に決定的に重要な要素である教育に対し、全般的な熱意が見られた。しかし、すべての子どもを教育するというのは膨大な課題であった。1960年には、開発途上国の6～11歳の子どものうち初等教育に就学していたのは半数に満たず、サハラ以南のアフリカでは20人に1人の子どもしか中学校に通っていなかった。1980年には、若干の進歩が見られたとはいえ（全般的な初等教育就学率はアジアとラテンアメリカで倍増し、アフリカでは3倍になった<sup>(21)</sup>）、多くの子どもがいまだに学校に通っておらず、その半数を超える子どもは女子だった。前進を一貫して妨げていたのは急速な人口の増加であり、学校数の増加はそれに追いつくことができなかった。

1980年代には構造調整政策のためにますます状況が悪くなった。1980年から1993年にかけて調整を実施したサハラ以南のアフリカ諸国の研究によれば、調整期間中、1人あたり支出は実質平均で14%削減されていた<sup>(22)</sup>。これらの15カ国のうち、12カ国では1人あたり教育支出が減少していた。

1990年にジョムティエン（タイ）で開かれた万人のための教育に関する世界会議では、もっとも貧しい国々で教育に対する子どもたちの権利が慢性的にないがしろにされていること、とりわけ女子の権利が軽視されていることが認識された。このような状況は、1980年代の構造調整のもと、国際的介入・関心によって緩和されるどころかむしろ悪化していたのである。この画期的な会議は、世界の関心の焦点を再度変えることに向けて大きな一歩を踏み出し、質の高い初等教育を、すべての子どもを学校に入れるという新たな決意の要として位置づけた。世界会議は、教育をふたたび

図3. IMF/世界銀行の融資額対成長率



出典：Easterly, William, *The Elusive Quest for Growth*, MIT Press, Cambridge and London, 2001..

開発の中核に据えるという役割を果たしたのである。

**女子教育モデル** ジョムティエン会議と、そこから生まれた「万人のための教育」運動では、ジェンダー格差を縮めること、女子が通学・在学できるようにするための特別措置をとることの重要性が認められた。万人のための教育に向けた意欲は賞賛されるべきものであったが、そこでは、ジェンダー格差は自動的に小さくなるだろうと考えられていた。実際には、必ずしもそうはならなかった。

1990年代を通じて女子教育に一層の関心が払われるようになった理由としては、人権に基づく2つの重要な動きの交錯を挙げることができる。ひとつは、1989年に子どもの権利条約が採択されて以降、着実に勢いをつけてきた子どもの権利の動きである。もうひとつは女性運動であり、それは1995年の第4回世界女性会議（北京）における行動綱領の採択で最高潮を迎えた。この行動綱領では、女子のニーズと権利の問題が具体的に取り上げられている。

このような意味で、女子教育が正当に重視されるようになるまでには21世紀を待たなければならなかった。女子教育に効果があるという証拠は、学問的にも諸プログラムの経験からも長年にわたって存在しており、とくに1980年代後半～1990年代初頭以降はそのことがはっきりしていた。けれど

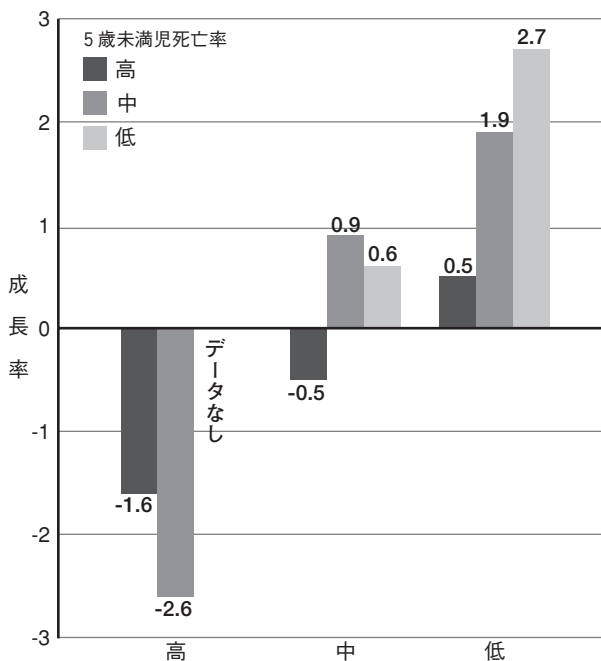


も、女子教育を推進しなければならないという主張は、国連ミレニアム・サミットとダカール世界教育フォーラムが開かれた2000年になってようやく、教育部門から舞台の中央に踊り出ることができたのである。

## 抵抗

このような幅広い国際動向以上に、女子教育がそれにふさわしい関心を獲得するのを阻んできたその他の要因も存在する。教育によって女子が結婚する可能性は高まるか低まるかといったような、ジェンダーの役割に対する地域の考え方や文化的慣行・態度によって女子が学校に行けなくなることがあるのは間違いない<sup>(23)</sup>。文化的抵抗はすべての国で常に一貫しているというわけではなく、同じ国内でも特定の地域によって、あるいは特定の住民集団によって異なる場合がある。それ以上に、ジェンダーの役割に関する期待というのはライフサイクルの段階によっても異なるものである。た

**図4. 所得貧困水準別の人間開発と経済成長**  
(1人あたりの所得の平均年間成長率、1990年～2000年)



高／中／低は所得貧困水準を指す。

出典：United Nations Children's Fund, 'Synergies, cost-benefit analysis and child policies' (internal publication), UNICEF, Division of Policy and Planning, Global Policy Section, 2003.

たとえば多くのラテンアメリカ・カリブ海諸国では、小学校の低学年と思春期後期とでは顕著な違いが存在する。

しかし、娘が学校に行くことに対する親の反対は、女子は教育を受けるべきではないという考え方よりも、安全とか家計を理由とすることのほうが多い。親は、学校が安全ではない、通学路が危ない、通学に時間がかかりすぎるなどの理由から、女子が性的暴行などの暴力を受けやすくなるのではないかと感じる場合がある。そして、その予感が的を射たものであることがあまりにも多い。

あるいは、娘が家事や畑仕事をしなくなることで家計や家族の生存が危うくなると考える場合もある。貧しい家庭にとっては、女子を学校に行かせることによる機会費用を負担することは、短期的に見れば経済的にとても無理だと思えるかもしれない。女性にも賃金雇用に対する権利があるという考え方を支持していない社会や、教育を受けた女性向けの職がほとんど用意されていない社会ではなおさらである。娘を学校にやるかどうかという決定は、家族全体にとっての費用と便益を分析したうえで行なわれることが多い<sup>(24)</sup>。

このような場合、問題は、家族から教育への需要がないというよりも供給側に存在する。すなわち、安全で利用しやすく、女子にやさしい学校が存在するか、女性に雇用の機会はあるか、親に対して啓発のための情報が提供されているか—に問題がある。実際、娘が教育を受けることに反対する親の割合は、教育の利点が納得のいく形で説明され、地域・家庭レベルの物理的・経済的障壁が克服されさえすれば、小さくなるはずである。たとえばシエラレオネでは、共通の関心事に関して力をあわせる研修をコミュニティで実施したところ、その地域に住む親たちは、非常に貧しい親も含めて娘を学校に行かせるようになっていた<sup>(25)</sup>。ケニア政府が2003年に学校関連の料金の廃止を発表すると、それまで排除されていた130万人の子ども・青少年が学校に押し寄せた。そして、その半数近くは女子だったのである（ケニアと学校料金に関するパネル参照、35ページ）。

子どもや親の側に教育への需要が存在しないことが主たる問題ではないという理解は、世界中の世論調査でも強化されている。ピュー・リサーチ・センターが最近実施した世界規模の調査によ

ると、ラテンアメリカの回答者の10人に6人、アフリカの回答者の半数以上が、学校の貧弱さを「国家的な懸念の筆頭」に挙げた<sup>(26)</sup>。世論調査機関のギャロップ・インターナショナルが60カ国の5万人を超える人々を対象として聞き取り調査を行なったところ、調査対象者の86%が、教育は女子よりも男子にとって重要であるという考え方を否定した<sup>(27)</sup>。同様に、世界銀行が23カ国を対象として最近実施した比較研究では、子どもの教育に投資するか否かという決定に苦悩している貧困家庭の親たち、そしてそのために大きな犠牲を払うことにした親たちの感動的な証言が明らかにされている<sup>(28)</sup>。

東アジア・太平洋諸国の子ども・青少年を対象としてユニセフが実施した大規模な調査では、学校に行っていない子どもたちに対してその理由が尋ねられた。行きたくないから、または学校が嫌いだからと答えたのは19%だけだった。約22%は

働くために学校に行くのをやめていた。お金がないので学校に行っていないという回答も43%あったが、22%は家の手伝いをしなければならないからだと答え、4%は単純に行く学校がないと回答していた<sup>(29)</sup>。

さらに、2001年から2002年にかけて世界中のおとな・子どもたちから9,500万近く of 支持の署名を集めた「セイ・イエス・フォー・チルドレン」キャンペーンでは、最大の支持を集めた優先課題は「すべての子どもに教育を」だったのである。

草の根からこれほどの需要が表明されていることを考えれば、「文化的抵抗」の最たるものは、国・国際社会の政策立案担当者が、教育を優先課題に位置づけること、すでに効果が現場で証明されてきた措置を実施することにためらいを覚えているところにあるのかもしれない。女子と女性の特別な状況は、男性優位の政策立案担当者にとっ

教育は女子と女性の生命を救い、その人生を向上させるものである。教育は、一層公平な開発、家族の強化、サービスの改善、子どもの健康の増進につながる。





ては伝統的に「目に見えない」課題であり、女子教育は最近になってようやく光が当たるようになった問題である。一部の有力者層ではいまだに、露骨な差別と、女子に平等な機会を与えるという考え方への断固たる抵抗が存在しているだろう。口ではジェンダーの平等の原則に賛同する多くの政治家、行政官、援助担当職員の数多くも、ジェンダーに具体的焦点を当てたプログラムには居心地の悪い思いを抱えたままであり、妨害はしないまでもその実施を怠っている。

すべての女子を学校に行かせるための活動は、地域の状況に常に敏感でなければならない。ジェンダー差別の現実が存在するときは、それに対して正面から向き合わなければならない。「伝統文化」は、女子教育に関して期待どおりの成果が達成できない理由を説明する言い訳としてしばしば用いられる<sup>(30)</sup>。このような言い訳は、ますます吟味に耐えないものになりつつあるのである。

## 貧困が女子に及ぼす二つの影響

開発途上国における子どもの貧困の規模と深刻さに関する最近の報告書<sup>(31)</sup>によれば、教育をまったく受けていない7～18歳の子どもは約1億3,500万人であり、このように「教育機会を奪われる」確率は女子のほうが男子よりも60%高い（男子10%に対して女子16%）（「図5．二重の危険」参照）。教育を奪われている子どもたちは、実質的には全員その他の機会も剥奪されている。したがって、教育に関する著しいジェンダー格差は、食べ物、安全な飲料水、衛生設備、健康、住居、情報を奪われるなどの形で、貧困がもたらす他の困難を耐え忍ばなければならない可能性も、女子のほうが男子より高いという結果につながるのである。

さらに、教育におけるジェンダー格差は貧困層においても非貧困層においても存在するが、貧困下で暮らしている子どもにとっての格差（男子

## パネル4

# ビハール（インド）の「カラテ・ガール」たち

ビハール州——人間開発指標の面でインドでも最大の課題に直面している州のひとつ——で空手と女子教育がどうつながるのか、すぐにはわからないだろう。けれども18歳のラリータ・クマリは、この2つがあわさることで人生が変わったのである。それは、彼女が地元のジャギアギ（目覚め）・センターに通っているときに始まった。9～15歳の女子と、小学校を修了していない、または小学校に通ったことがない不利な立場に置かれたコミュニティ出身の女性を対象として、昼間に開設されている学校である。センターでは、週6日、1日4時間、基礎的な読み書き計算の授業が行なわれる。学習教材はジェンダーに配慮したものであり、地域の状況や、健康、法的扶助、女性の問題、環境といった諸問題を具体的に取上げている。

ラリータはある日、識字能力をある程度身につけた女性や思春期の女子向けの寄宿制教育センター、マヒラ・シクサン・ケンドラで行なわれる8カ月の講座に参加したくないかと聞かれた。このセンターでは基礎教育とライフスキル・トレーニングが提供され、場合により中学校に進むこともできる。授業は総合教育をめざしており、前向きな自己イメージの必要性を重視している。女子は、個人的・社会的状況に対応するうえで役立つ分析スキルを伸ばすよう研修を受ける。コースを修了した女子は自分の村に戻り、生活のなかで身に付けた技術を応用しようと試みながら、その経験を日記に記録していく。その最大の目的は、農村部で高いモチベーションを持った女性を多数養成し、コミュニティのなかでリーダーとしての役割を担っている

ようにすることである。

ラリータは目の前のチャンスに飛びついたが、父親は、女は家にいるべきだと言って反対した。講座のなかで空手が教えられることにも強く反対した。娘の評判が悪くなると思ったのである。

ラリータは、伝統的に「不浄」と見下されてきたカーストの出身である。そこでマヒラ・シクサン・ケンドラの女性たちは講座に衛生教育の側面があることを強調し、それが家族の汚名をそそぐ機会になると説得した。父親は折れ、最終的にラリータは2001年に第5学年で講座を修了した。もっとも、彼女としては第10学年まで進みたかったのだが。

「やることといえば、草刈りと薪集め

12%・女子17%)のほうが、貧困基準以上の生活を送っている子どもにとっての格差(男子3%・女子5%)よりも相当に大きい。したがって女子は二重の危険にさらされているのである。ジェンダーを理由とするものと、貧困を理由とするものである。

## 代替策：人権に基づく統合的開発モデル

従来とは異なる開発アプローチをとることにより、教育に対する権利を女子が享受できるようにし、国際社会のコミットメントを実現し、女子教育への投資の相乗効果を最大限にすることが可能になる。そのアプローチとは、人権に基づく統合的開発モデルである。

## 人権アプローチ

国連にこのようなアプローチを採用させる努力が成功するにあたっては、ユニセフが主導的役割を果たした。ユニセフの活動の使命は、2つの基本的人権条約に基づいている。子どもの権利条約と、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約である。1996年以降、ユニセフはこの2つの条約の諸原則を指針とし、すべての協力プログラムにおいて子どもの権利と女性の権利を結びつけてきた。

このような文脈においては、あらゆる形態の差別、とくに女子の具体的状況およびジェンダーに基づく差別に対応しなければ、子どもの権利を国内的または国際的に実現することはできないということが理解される。さらに、開発に対する経済的アプローチのなかで普遍性、平等、差別がないことおよび参加という人権原則を適用すれば、

と掃除と料理だけだったわ」と、ラリータは講座を受ける前の生活を振り返る。「今では、ビハールとジャルカンドにある4カ所のマヒラ・シクサン・ケンドラで、40人の女の子たちに空手を教えているの」

このようなエンパワーメントの意識は、マヒラ・サマクヤ(「女性平等教育」と訳されるのが一般的)・プログラムの成功にとって不可欠なものである。このプログラムは、1992年以降、ビハール州教育プロジェクトにとって切り離せないものとなっている。同プロジェクトが開始されたとき、ビハール州の女性識字率は全国最低(23%)だったが、それ以来34%にまで伸びてきた。マヒラ・サマクヤは現在ビハール州の10地区2,063村で実施されており、女性の平等を促進するうえで教育が果たしうる中心的役割を認めている。このプログラムは、自分自身に関する女性たちの考え方を变えるだけでなく、女性の伝統的役割についての社会の見方を変えることもめざすものである。

ビハール州におけるマヒラ・サマクヤ戦略の中核には、地元の女性グループが存在する。今では2,000以上のグ

ループがあり、メンバーは総計5万人を超える。その活動は、家庭が毎日の基礎的ニーズを満たすのを援助することから、政治分野で影響力を行使しようと試みることまで、さまざまである。この10年間でこれらのグループが収めてきた成功の例としては、成人女性の間で識字に対する需要が高まってきたこと、家庭やコミュニティで女性が一層認められ、目に見える存在になってきたこと、地方議会であるパンチャヤティ・ラジに数百人の女性が選出されたことなどがある。

女性グループの主たる関心事のひとつは、子どもたち、とくに娘たちにどのようにして教育機会を保障するかということである。センターでは、少女たち——ほぼ全員が、インド政府から「指定カースト」または「指定部族」として公式に認定されている不利な立場に置かれたグループの出身——に対して、教育だけではなくエンパワーメントに至る近道が用意されている。センターに在籍する少女たちは、物事の決め方、リーダーシップのとり方、自分たち自身の運命を变えるための共同戦略を發展させていく方法を学ぶ。センターによっては、総合的なカリキュラムの一環として空手その他のスポーツ

の学習がこれに含まれる場合もある。

ラリータは、空手を教えるのがいかに楽しいか語る。「最初は、女の子たちは足を折ったりしないかと不安になっているの。だから、危険はないと言って安心させる。そのうち慣れてきて、私みたいに強くなりたいと言うわ。そんなときはほんとに嬉しい」

ラリータの4人の兄たちは彼女が空手を教えることに強く反対しており、そろそろ結婚する時期だと考えている。幸いなことに、今では父親が最大の支持者であり、彼女なりの人生を認めてくれている。父親によれば、ラリータは他の子どもたちよりもはるかにちゃんとしているのである。今ではラリータは、自分が教えている4カ所のマヒラ・シクサン・ケンドラに、ひとりでバスに乗って移動するまでになっている。

「バスのなかで、男の人が私を席からどかさそうしたり、脅かしたりすることまであったわ。私が空手の青帯だとも知らないで」と彼女。「空手は、私が自分の席を取り戻すのに役立ったのよ!」

すべての人々を対象とした一層公正な、民主的で持続可能な成長という成果がもたらされるのである。

## 部門を横断した統合的アプローチ

教育を修了する権利を女子が享受できないようにしている障壁の多く一人によってはほとんど言うだろう—は、教室とはほど遠いところに存在している。水を利用できない街、HIV／エイズに席卷されたコミュニティ、貧困から逃れられない家庭では、毎日の食べ物集め、きょうだいの世話、家事労働などのために女子が家庭に留められることが多い。課題だらけのこのような現実を前にしては、新しいカリキュラムも、ジェンダーに配慮した授業計画、文化的に適切な教科書をどんなに用意しても、女子を学校に行かせることはできないだろう。

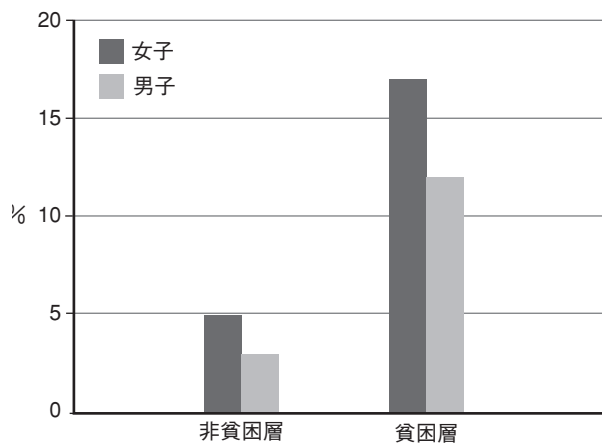
解決策は、教育の標準的枠組みを超えたところに見出されなければならない。すなわち、複数の部門を横断して計画・行動を統合するアプローチが必要である。たとえば健康と栄養に関する事業は、本来は子どもが生存・発達する可能性を高めることを狙いとしたものであっても、学校における成績の向上にもつながるだろう。給食の提供は、子どもたちの栄養状態を改善するとともに、幼い子どもたちが入学・在学するインセンティブともなる。部門横断型アプローチが女子教育にとって最大の成果をもたらすのは論理的に考えて当然であり、それ以外の可能性は考えられない。

## 希望

ミレニアム開発目標は、より権利に基づく、多面的な、人間を中心としたこのような開発観にお墨付きを与えた。そこでは、諸目標を達成するための主要な基盤として、教育、健康、貧困救援および環境に関する進展が、平等な通学に対する女子の権利と結びつけられている。この新しいアプローチとこれらの開発目標は、女子の人生と国の運命に希望を与えてくれるものである。

## 図5. 二重の危険

いかなる種類の学校にも行ったことがない子ども（7～18歳）の割合



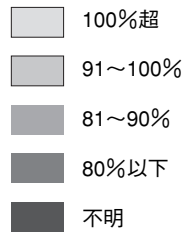
出典：Gordon, D., et al., "The Distribution of Child Poverty in the Developing World: Report to UNICEF" (final draft), Centre for International Poverty Research, University of Bristol, Bristol, July 2003.

## ミレニアム開発目標

教育におけるジェンダーの平等と女性のエンパワーメントは、初等教育の完全普及を達成するうえで決定的に重要である。学校の門戸が女子に対して開放されれば、男子も女子もそこをくぐっていく。

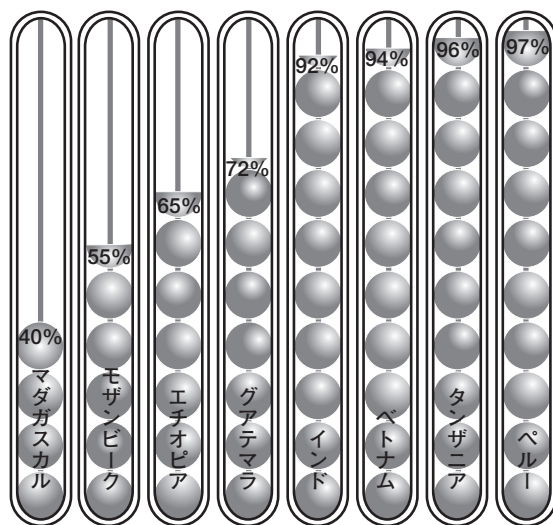
## 中等教育における女子

中学校に在籍する女子の対男子比  
(1995年～2000年)



## 初等教育の達成

小学校に入学して第5学年に達した子どもの割合  
(1995年～2001年の調査データ、一部の国々)







# 3

## 女子が取り残されれば 国が立ち後れる



教育におけるジェンダーの同等の地位を2005年までに確立するというミレニアム開発目標を達成するためには、どのぐらいの規模の問題に対応しなければならないのだろうか。

最終目標は、2015年までに、すべての男女が同じように良質な初等教育を利用・修了できるようにすることである。「すべての」という言葉でわかるとおり、女子も男子も平等に適切な体制を保障されなければならない。しかし、ミレニアム開発目標のなかには、この点をはっきりさせたもうひとつの目標がある。初等・中等教育におけるジェンダー格差を2005年までに解消し、2015年までに教育における完全なジェンダー平等を達成するというものである。これには、就学、教育の修了および学習環境の面についての平等も含まれている。

けれども、こうした目標は気が遠くなるほど彼方にあるように思える。初等教育への利用度を測るのにもっとも有用な手段は純就学率である。1990年代には純就学率がすべての地域で上昇し、2002年までに世界平均81%に達した。しかし地域間の格差は非常に大きい。ラテンアメリカ・カリブ海諸国の就学率は先進工業国に近い水準（それぞれ94%・97%）に達しているが、南アジアは74%とはるかに後れをとっており、サハラ以南のアフリカはわずか59%という水準である（「図6．初等教育純就学／出席率」参照）。<sup>(32)</sup>

初等教育の対象とされる子どもの人数は毎年増えているが、学齢層の年間人口増に追いつくだけの十分な就学先が存在しない。その結果、学校に行っていない子どもの世界総計はあいかわらず減っておらず、1億2,100万人である。その過半数が女子であることも変わらない。

学校に行かない子どもの総人数を減らせていないことは、それだけで充分に心配の種となる。学校に行っていないこれらの子どもたちが、人口比に照らして不釣り合いなほど、搾取的な児童労働からHIV／エイズに至るまでのさまざまな害にさらされていることを思えばなおさらである。しかし、国際数値は地域レベルで生じているはるかに憂慮すべき真実を覆い隠してしまう。たとえばサハラ以南のアフリカには、初等教育相当年齢であるにも関わらず就学していない子どもが世界平均

よりもはるかに多く存在するのである。その人数は、1990年には4,100万人、2002年には4,500万人であった<sup>(33)</sup>。

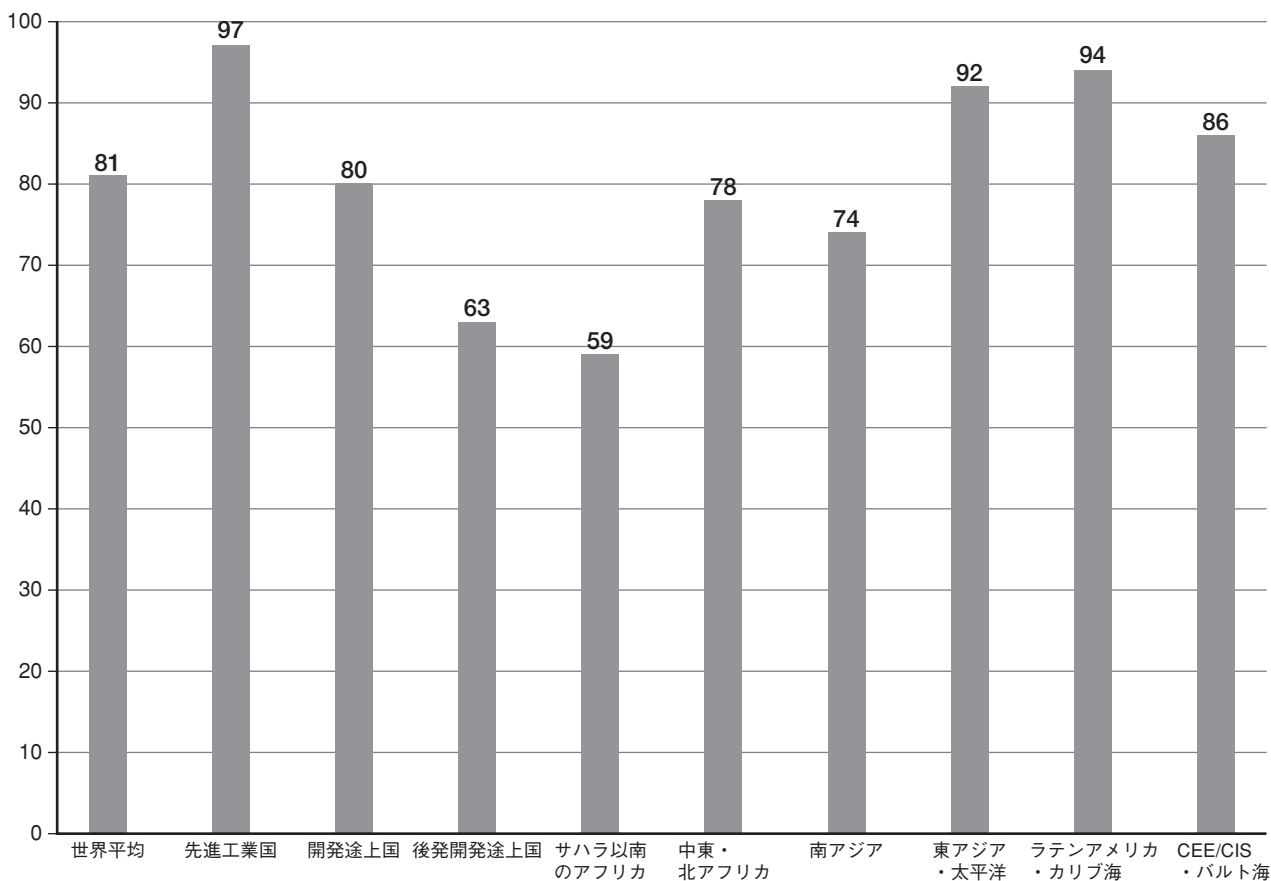
重要なのは、学校に行っていない子どもたちのなかに、教室に一度も足を踏み入れたことのない子どもだけではなく、学校にそれほど通わずに学校へ通わなくなった子どもたちも多数存在するということである。ミレニアム開発目標では、世界は子どもたちが初等教育を修了できるようにしなければならないと、具体的に述べられている。学校に登録し、1年か2年だけ通学するというのでは不十分なのである。

最近の世界銀行の研究によれば、開発途上国における小学校修了率の人口加重値は1990年代に73%から81%へと上昇した<sup>(34)</sup>。ここでも、この国際数値は地域別・ジェンダー別の大きな格差を覆い隠してしまう。サハラ以南のアフリカでは、

この10年間に修了率は上昇したものの、それでもかろうじて50%を超えるに留まっており、上昇率が今のままであれば2015年までにようやく60%に達するにすぎない。中東・北アフリカでは全体としてそれよりも修了率が高く、74%前後となっているが、この数字は1990年代を通じてほとんど変わらなかった（「図7. 小学校修了率の進展」参照）<sup>(35)</sup>。

多くの場合、学校に行っていない女子は「目に見えない」存在である。そもそも報告の対象とされないか、過少報告されている。文字どおりの情報空白に苦しんでいる国は多く、その場合、統計の対象としにくい地域の人口は勘定に入れられないことが多い。加えて、各国はたいてい平均値を報告するので、国内の地域間や経済的・民族的グループ間に存在する非常に深刻なジェンダー格差がしばしば覆い隠されてしまう。

図6. 初等教育純就学／出席率（1996年～2002年）



出典：ユニセフ（2003年）



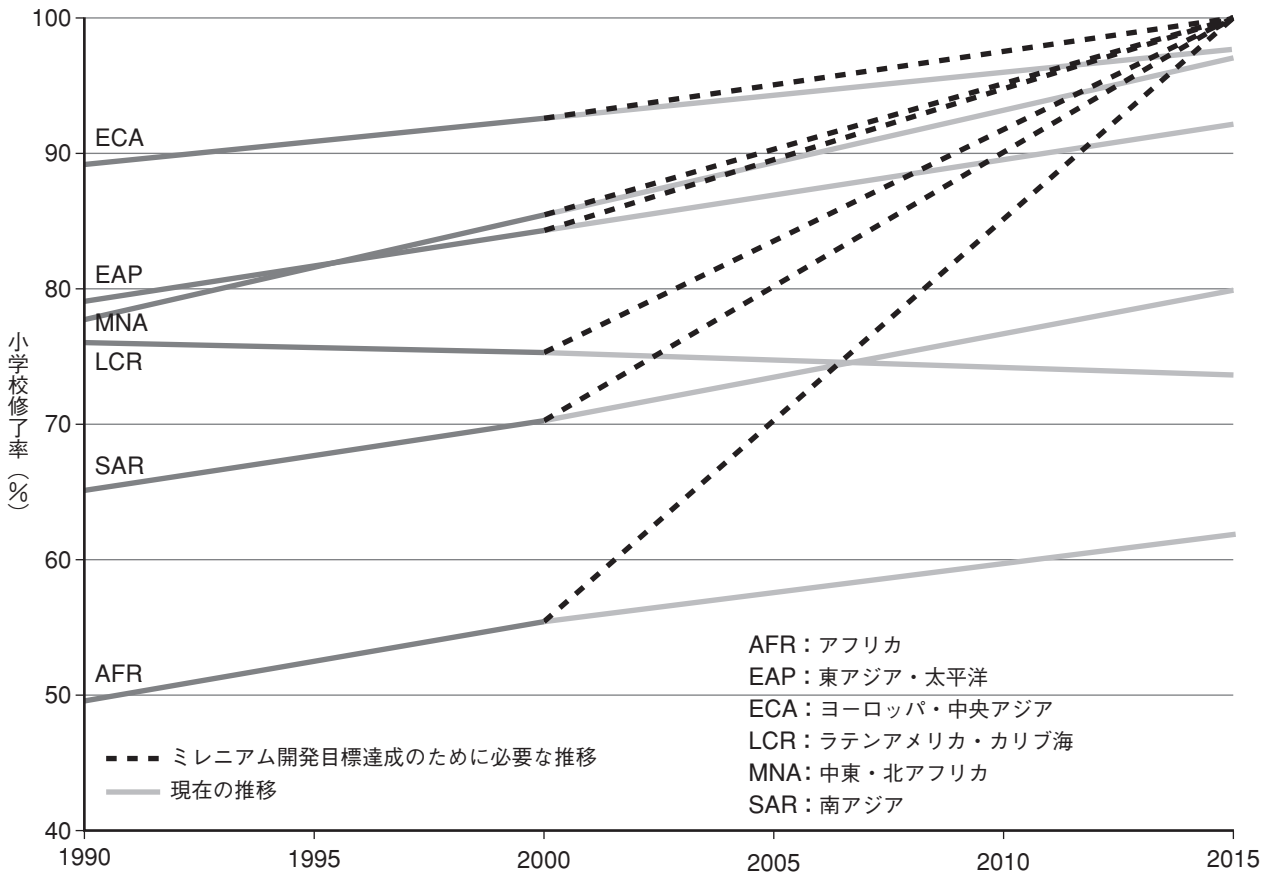
同じ研究によれば、1990年代の前進の速度がこのまま2015年まで続いていくと、5人に1人近い子どもが今なお小学校を修了できないままになるだろうという<sup>(36)</sup>。

## 女子の中途退学

初等教育就学率のジェンダー格差は、1990年代には確かに縮小した。開発途上国における女子の総就学率の対男子比は0.86から0.92に上昇している。この10年間に、開発途上国の約3分の2の国で女子就学率が向上した。最大の向上を示したのは、ベニン、チャド、ガンビア、ギニア、マリ、モーリタニア、モロッコ、ネパール、パキスタン、スーダンである<sup>(37)</sup>。モロッコでは、農村部の女子就学率が1997/1998年には44.6%だったのが、2002/2003年には82.2%と急上昇した<sup>(38)</sup>。

それでも、女子の小学校修了率はいまだに男子のそれに追いついておらず、後者が85%であるのに対して前者は76%である。この大きなジェンダー格差は、毎年学校から中途退学する女子の人数が男子よりも数百万人多いことを意味する<sup>(39)</sup>。その結果、学校に行っていない子どもの過半数を女子が占めているのである<sup>(40)</sup>。ここでも、もっとも憂慮すべき統計はサハラ以南のアフリカに見出される。同地域では、学校に行っていない女子の人数が2,000万人（1990年）から2,400万人（2002年）に増加した<sup>(41)</sup>。学校に行っていない女子は世界中に存在するが、その83%はサハラ以南のアフリカ、南アジアおよび東アジア・太平洋地域に暮らしている<sup>(42)</sup>。ユニセフがまとめた最新の国際数値には女子の出席率・就学率の両方が含まれているが、それによると、女子の出席率・就学率が85%に達していない国は70カ国にのぼる。このことは、対象を明確化した行動を緊急にとる必要性をはっきりと示すものである<sup>(43)</sup>。

図7. 小学校修了率の進展（1990年～2015年）



出典：Bruns, Mingat and Rakotomalala, *Achieving Universal Primary Education by 2015: A Chance for Every Child*, World Bank, Washington, D.C., 2003掲載の図を修正。

1990年代には、中等教育における就学率のジェンダー格差はほとんどの国で縮小した。女子の中等教育就学率がもっとも小さい国々は、ブータンを除けばすべてサハラ以南のアフリカ諸国である。ブルキナファソ、ブルンジ、チャド、エチオピア、ギニア、ニジェール、ソマリア、タンザニアでは、女子の総就学率が10%に達していない<sup>(44)</sup>。この地域では女性教員もほとんどおらず、国によっては4人に1人以下という場合もある。しかし、この地域でさえ女性教員の割合は上昇中である。現在、アラブ諸国の3分の2では女性が全教員の少なくとも半数を占めており、ラテンアメリカ・カリブ海地域では教職員の80%が女性で占められている<sup>(45)</sup>。

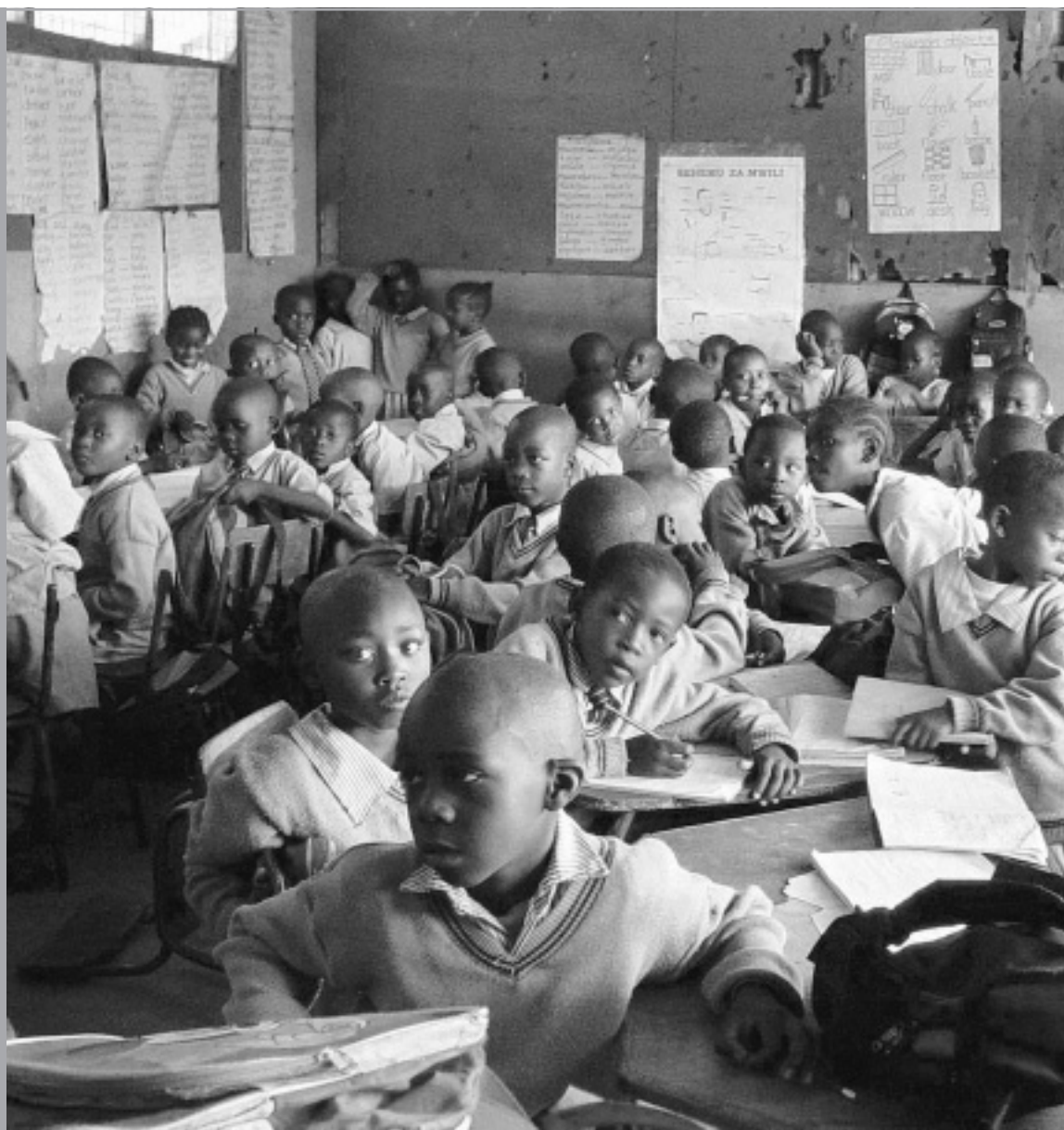
## 隠れた危機

ボスニア・ヘルツェゴビナでは、中央・東欧地

域のほかの国々やラテンアメリカ・カリブ海諸国全域の国々と同じように、女子教育に関わる問題は「隠れた危機」である。女子の出席率・就学率は悪くないため、女子教育も問題としてとらえられていない。しかし、とくに農村部で女子の中途退学者数が増えているという報告は、深刻な問題の存在を示すものである。この10年間、中央・東欧地域の一部の国々では、就学前から中等教育に至るすべての段階で女子就学率が相当に低下した（「図8. 中等教育への女子の参加」参照）。さらに、就学率が男女同等であっても、修了や成績まで含む教育そのものも男女同等ということにはならない。多くの場合、各国の就学率には男子と女子に格差がなくても、成績には深刻な格差があることがある。これは、女子と男子が受ける教育の質に違いがあることを反映したものである。

セルビア・モンテネグロでは、全体的な統計は心配するようなものではないものの、貧困、発達障

ケニアでは、就学者数の向上とともに課題もあらわになった。……生徒数35人を想定して建設された教室は、今や70人を超える子どもでごったがえすようになった。



害、民族的背景（たとえばロマ民族）によって差別されている女子は教育へのアクセスの面で二重の不利益に直面していることが、データで示されている。このような女子の中途退学率は、男子のそれよりも80%も高いというのである。

アゼルバイジャンでは、2002年に実施された調査により、小学校を卒業しようとする子どもの読み書き・計算やライフスキルの成績にジェンダー格差があることがわかった。読み書きの試験の場合、男子全員が合格したのに対して女子の合格率はわずか52%だったのである。計算の試験にも男子全員が合格したが、女子は52%しか合格しなかった。男子全員がライフスキルの試験に合格したのに対し、女子の場合は72%しか合格していない。教育への参加そのものが必ずしもエンパワーメントにつながるわけではないことは、はっきりしている。実際には、伝統的な性別役割分業が教えられる制度に参加す

ることで固定観念が強化され、女子の間で、自分自身の可能性に対する感覚や成績が低くなることもありうるのである。

女子の就学率・修了率が男子より高い場合でも、女子は初等・中等教育以上には進めず、リーダーシップを発揮する立場に女性が見当たらないということもあるし、教育レベルの高い女性でさえ、往々にして男性より稼ぎは少ない。数字のうえでジェンダーの同等な地位を達成した国々にとっての課題は、女子の能力に関する家族や社会の見方を広げる方法を見つけ出すことである（「図9. ジェンダーと教育に関する子どもたちの意見」参照）。たとえば、女子がもっと高等教育に参加し、もっとリーダーシップを発揮する立場につくよう推進することなどが考えられる。これらの国々では、さらに大きな一歩を踏み出し、女子の社会への参加を一層前進させるための社会変革の準備はすでに整っているのである。

## パネル5

# さよなら授業料

キベラ（ケニア）のアヤニー小学校。1年生の教室は大騒ぎだった。明るい色のじゅうたんが敷き詰められた床に座る、興奮した様子の子どもたち。壁の黒板に何か書いている子もいれば、一心不乱に本を読んでいる子もいる。そのなかに、新しく身につけたスキルを黒板上で発揮する、シルビア・アキニ（10歳）の姿があった。

ついこの間までシルビアは学校に行っていなかった。彼女だけではない。教育に値札がついていると、もっとも弱い立場に置かれた子どもたち一貧しい家庭の子ども、エイズで親を失った子ども、女子一は教室の外に取り残されてしまう。授業料は、教科書代、制服代、受験料のような隠れた費用や、病気の親の世話といった家事責任に関連する機会費用とともに、開発途上の多くの国々で、貧しい家庭の子どもが学校に通うことができない要因なのである。

ナイロビ最大のスラムであるキベラでは、親はこれまで子どもを学校に入学させることができなかった。単純に、お金がなかったためである。平均所得が月27ドル程度で、そのなかから家賃、食べ物、水、保健のためのお金を出さなければならぬとなれば、子どもが学校に行くためのお金をやりくりするのはむずかしかった。シルビアの父親は稼ぎの少ない仕事をしており、入学金の133ドルどころか、制服代の27ドルさえ用意できなかった。

「私が学校に行かせてと言うたびに、両親とけんかになったわ」と、シルビ

アは回想する。「学校はお金持ちのためのもので、私たちみたいな貧乏人のためじゃないと、いつも言われたの」

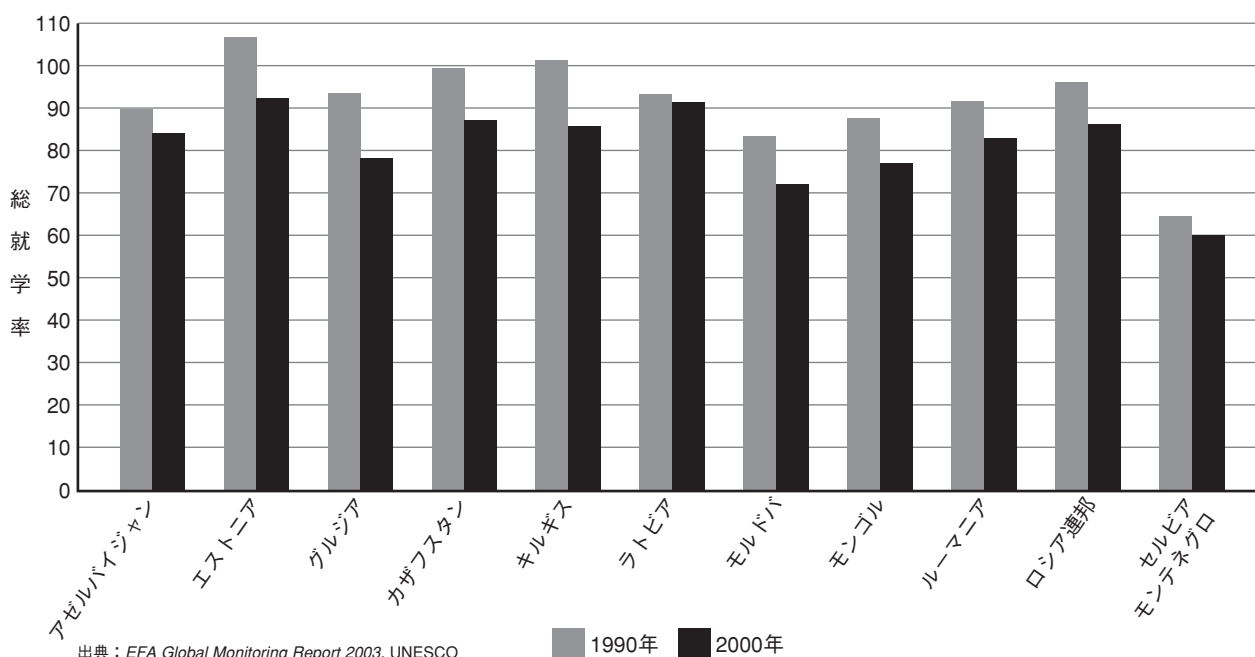
通学に費用がかかることは、サハラ以南のアフリカでは特にさしせまった問題である。この地域では、エイズで親をなくす子どもの人数が急増しており、貧困だけではなく、エイズにともなう偏見や差別の重みにも影響を受けている。

しかし、たとえこうした障壁が存在しても、教育にかかる費用が廃止されれば女子も男子も学校に来るのであ

国名	就学者数（授業料等の廃止前）	就学者数（授業料等の廃止後）
ケニア	590万人	720万人（2003年の第1週に22%、すなわち130万人増加）
マラウイ	190万人	300万人
タンザニア	140万人	300万人
ウガンダ	250万人（1997年）	650万人（2000年）



図 8. 中等教育への女子の参加



る。ケニアではまさにそうだった。2003年1月以降、初等教育の無償化政策のもと、130万人以上の子どもたちが初めて学校に入学したのである。これにより、全国の小学校就学者数は590万人から720万人に増えた。同様の経験は、マラウイ、ウガンダ、タンザニアでも報告されている。

### その後の課題

ケニアでは、就学者数の向上とともに課題もあらわになった。アヤニー小学校では就学者数の伸びが100%を超え、国中の他の学校と同じように、机があまりにも少なすぎる、文房具やちょっとした設備が足りないなどの問題を抱えている。生徒数35人を想定して建設された教室は、今や70人を超える子どもでごったがえすようになった。

こうした状況に対応するため、ユニセフとケニア教育省が2002年に開始した共同プロジェクト「子どもにやさしい小学校イニシアチブ」を通じ、学校の質を向上させることをめざした。目標は、学校に入学した子どもが、初等教育レベルの基礎的な力を身につけるまで通い続けるようにすることである。

世界銀行、英国国際開発省、ユニセフが教科書を用意した。他の教材や遊具も提供された。これにより、2002年に研修を受けた教師たちは、基礎教育を行なう1年生の教室を、刺激に満ちた学習環境に変えることができたのである。

「刺激に満ちた教室は、子どもにとっても教師にとってもわくわくするもの

です」と、アヤニー小学校で教えるマリー・マチャリアは語る。「今のところ、子どもが学校をやめてしまう割合は低くなりました。親たちが、以前よりも子どもに優しく、刺激に満ちた教室に、どんどん子どもを入れるようになったからです」

ユニセフは、2002年には約1,000人の教師の研修を支援し、2003年の前半



© Susan Mwangi/African Women and Child Feature Service/2003

## 資金不足

世界の豊かな国々のなかで、教育に相当額の投資を行わずに発展した国はない。たとえば、日本が20世紀前半に主要な経済大国として台頭したのは教育と読み書き能力を重視したからだ、多くの人々が考えている。1906年から1911年にかけて、日本の町村の予算のじつに43%が教育に費やされていた<sup>(46)</sup>。もっと最近の例では、20世紀最後の25年間に東アジアの多くの国々でめざましい経済成長と貧困削減が達成されたことも、かなりの部分、教育への投資が継続して行なわれたためとされている<sup>(47)</sup>（「図10. 東アジア・太平洋地域諸国の公的教育支出」参照）。

ミレニアム宣言の精神を貫き、ミレニアム開発目標に定められた目標——教育関連の目標は全体の一部にすぎない——を達成するためには、当然のことながら、開発途上国の政府が最大の責任を

担わなければならない。すでにかつてないほど人間開発に投資しつつある国も多いが、全体としては、資源の配分のしかたを大きく変えて教育を重視するという、必要な対応はとられていないのが現状である。1999年から2000年の期間中、政府支出の5分の1以上を教育に振り向けた開発途上国は、わずか8カ国にすぎない。コートジボワール（40.8%）、トーゴ（26.2%）、マレーシア（25.2%）、アゼルバイジャン（24.4%）、コモロ（23.5%）、メキシコ（22.6%）、セントルシア（21.3%）、ペルー（21.1%）である<sup>(48)</sup>。

また、一部の重要な例外にも関わらず（「パネル：教育目標の達成に近づくアフリカの国々」、53ページ参照）、これまでのところ先進工業国も国際金融機関も、自分たちの責任をかなりの部分、果たしてこなかったのも事実である。1990年には、ジョムティエン会議と子どものための世界サミットの両方で、援助国は教育のための資金拠出を

には5,000人以上の教師が研修を受けた。子どもにやさしい教室は、すでにケニアの9地区・70コミュニティに設けられている。追加資金450万ドルの提供を求めた国際的アピールが功を奏すれば、ユニセフは、2003年中にさらに26地区における子どもにやさしい教室の設置を支援する予定である。

「教科書、机、チョークを買うためにユニセフが最近くれたお金のおかげで、たくさん子どもたちが助かっていますわ」と、アヤニー小学校のエルシャバ・カニェリ校長は言う。「少なくとも今のところ、子どもたちが学校をやめてしまうことはありません。〔以前は〕子どもたちを家に帰して練習帳をもってこさせようとしたら、そのまま学校に帰ってこなくなっていたんですから」

セレスティナ・アドンゴ（15歳）は4年生である。すでに高校に行っているべき年齢だが、貧しいのと、親がいないために遅れてしまった。小学校が無償になると発表されたとき、彼女は初めて希望の明かりを見出したのである。けれども、夢はかなわないかもしれないと思っていた。今の保護者にも、必要な練習帳や筆記用具を買う余裕は

なかったためである。

「何か悪いことが起きるんじゃないか、教科書がないせいで追い出されるんじゃないかって思ってたわ」と、セレスティナは思い起こす。基本的な教育用品を受け取ったとき、自分の祈りが届いたと感じたと言う。

ケニアでの無償初等教育の導入は、セレスティナだけではなく同国のすべての子どもたちにとって、ふたたびもった希望であり、人生の転換なのである。

「何か悪いことが起きるんじゃないか、教科書がないせいで追い出されるんじゃないかって思ってたわ」



増やすと約束した。1996年には、2015年までに初等教育の完全普及を確保するという新たなコミットメントを表明した<sup>(49)</sup>。

実際には、開発途上国向けの援助資金総額は1990年代に逆に減少し、最盛期であった1991年の606億ドルから2000年の496億ドルと、18%の減少率を示した。この時期にもっとも援助を必要としていたのがサハラ以南のアフリカであることはだれの目にも疑う余地がないが、それでも、同地域への開発援助総額は1990年から2000年の間に実質で14%落ち込んだ。同時に、東アジアへの援助は増えたのである<sup>(50)</sup>。

教育に対する二国間援助はさらに急減し、1990年代に全体として落ち込んだあと、2000年には劇的に削減された。そのため2000年現在の援助額は35億ドルであり、1990年当時に比べて30%も少ない。世界銀行国際開発協会の教育への融資は、

1990年～1996年には年次平均9億ドルだったものが1997年～2001年には年次平均6億ドルにしか達しなかった<sup>(51)</sup>。削減率は33%である。

最近になって、開発援助の風向きが変わりつつあるという、とりあえずは希望のもてるきざしが出てきている。これは、部分的には、ミレニアム開発目標が示すコミットメントの直接の結果である。モンテレー（メキシコ）で2002年に開かれた国際開発資金会議では教育投資に関する新しいコンセンサスが生まれたし、同じ年の国連子ども特別総会で採択された「子どもにふさわしい世界」でも、教育がさまざまなコミットメントの重要な一翼を構成している。G8諸国を含む各国の政府は、援助全体、なかでも基礎教育に対する援助額を増やすと誓った（もっとも、2001年に援助の5%以上を基礎教育にあてた国はフランスとオランダだけだった<sup>(52)</sup>）。また世界銀行は、「万人のための教育」の様相を一変させるうえで役立ちうる、「ファース

### ボックス3

## FTI（ファーストトラック・イニシアチブ）の指標枠組み

万人のための教育を2015年までに達成するための政策基準

### 初等教育サービスの提供

教員の年間平均給与	▶ 1人あたりGDPの3.5倍
生徒対教員比	▶ 40：1
給与以外の支出	▶ 教育経常支出の33%
平均留年率	▶ 10%以下

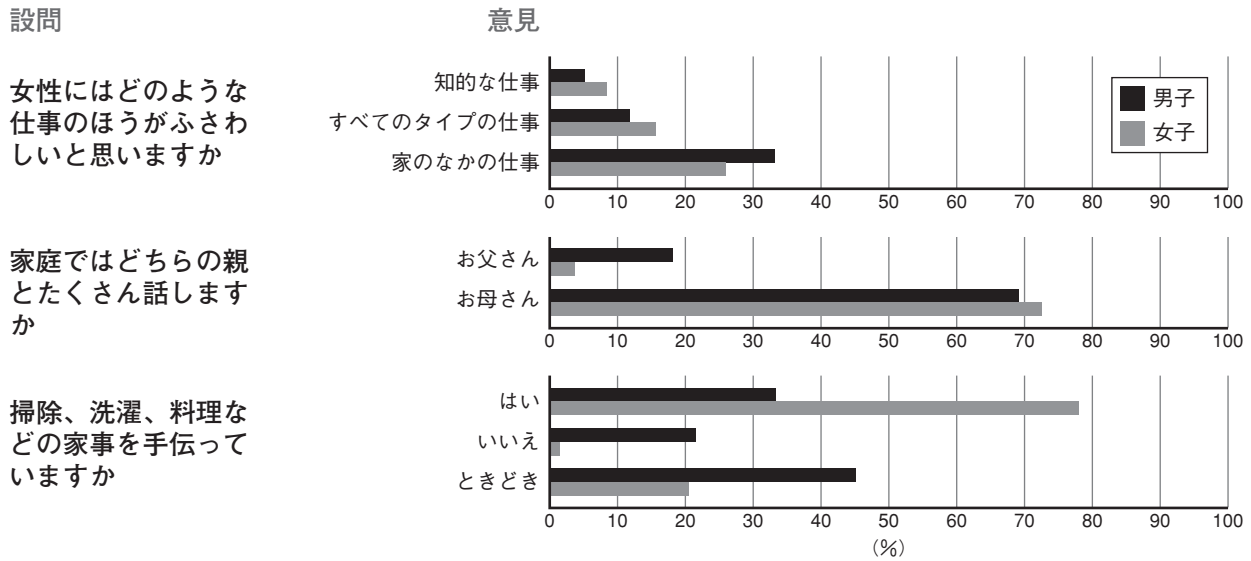
### 制度拡大

教室建設の単位原価	▶ 1万ドル以下
-----------	----------

### 制度資金拠出

政府歳入 (GDPに占める割合)	▶ 14～18%（1人あたりGDPによる）
教育支出 (政府支出に占める割合)	▶ 20%
初等教育支出 (教育支出総額に占める割合)	▶ 42～65%（初等教育年数による）

図9. ジェンダーと教育に関する子どもたちの意見



出典：セアラ州（ブラジル）の市町村立学校でユニセフが2001年に実施した調査

## パネル6

# ファーストトラック・イニシアチブ：女子と男子が共有する展望

—世界銀行教育局

2002年に開始された「万人のための教育ファーストトラック・イニシアチブ」は、初等教育の完全普及というミレニアム開発目標に向かって低所得国が前進するペースを加速するための、ドナーと開発途上国による世界規模の提携事業である。世界銀行が主導し、ほとんどの援助国、ユネスコやユネスコを含む主だった多国間援助機関、それに地域開発銀行から支援を受けている。ファーストトラック・イニシアチブは、ドナー（一層の政策、データ、能力構築および財政支援を提供する国・機関）と各国（健全な政策を実施し、結果に対して明確な説明責任を負う国）との間の協約である。

ファーストトラック・イニシアチブは、各国が「万人のための教育」

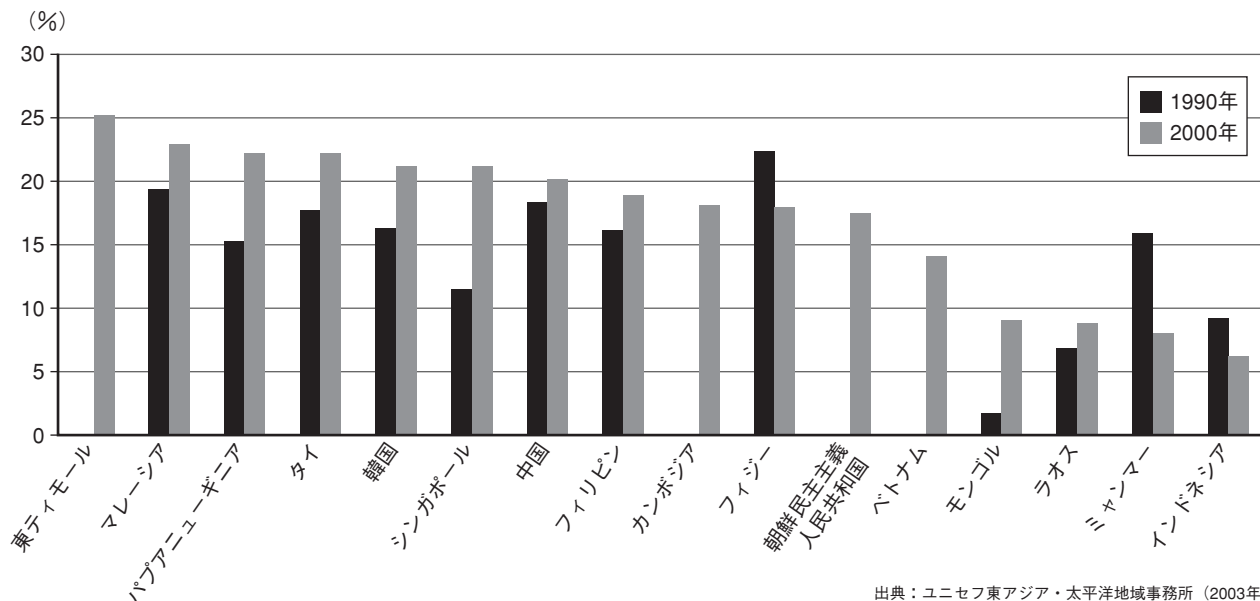
の3大目標を達成できるよう援助することをめざしている。3大目標とは、(1) 2015年までにすべての子どもが初等教育を修了できるようにする、(2) 女子・男子の第1学年純受入率を2010年までに100%にする、(3) 生徒の学習成果を向上させることである。同イニシアチブでは、これに加えて、初等教育サービスの提供、制度拡大、制度資金拠出および初等教育支出において資源が一層効率的に利用されるようにすることも狙いとしている。(ボックス3：FTI（ファーストトラック・イニシアチブ）の指標枠組みを参照)

第1段階として、18カ国—うち11カ国はアフリカ諸国—がこのイニシアチブに加わるよう招かれた。いずれの国でも貧困削減戦略文書が定め

られており、教育セクター計画についてもドナーと合意している。人口が多いものの、まだ貧困削減戦略文書が定められていない他の5カ国に対しては、資金拠出拡大に関して同イニシアチブで定められた条件を満たすべく、政策・能力強化のための支援を集中的に受けるよう促された。

2002年11月、イニシアチブ参加ドナーは、ファーストトラック・イニシアチブ参加国のうち第1次支援対象の7カ国（ブルキナファソ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、モーリシャス、ニカラグア、ニジェール）に対し、2003年～2005年の初等教育支援のために2億ドル以上を追加拠出すると宣言した。これだけの金額が拠出されれば、初等教育向けの開発

図10. 東アジア・太平洋地域諸国の政府の教育支出



出典：ユニセフ東アジア・太平洋地域事務所（2003年）

援助資源はおおよそ40%増えることになり、約400万人の女子・男子を新たに教育する役に立つはずである。

### 付加価値

**国の積極的関与** イニシアチブに参加するよう促された国々は、自国の部門計画が、同イニシアチブの指標枠組み基準を満たすかどうかの信頼性と持続可能性の新たな評価を満たすために、第1年次からめざましいスピードで行動した。

**ドナーの積極的関与** ドナーも積極的に応えてきた。同イニシアチブには20以上の二国間・多国間援助機関がパートナーとして参加しており、資金提供に関するドナー間の調和と調整を強化する場となっている。これまで進められてきたプロセスでは、各国レベルに存在している資金ニーズを満たすには不十分であることがわかっている場合に、そのことがとりわけ当てはまる。

**パートナーシップの推進** 同イニシアチブは、開発に関わるさまざまな機関の間の連携とパートナーシップを推進してきた。そのひとつの例は「持続可能な女子教育戦略に関するパートナーシップ」である。複数の

ドナーが参加するこのイニシアチブは、女子教育に目標を絞ったプログラムの立案・実施を改善するにあたり、開発途上国に技術的・財政的支援を行っている。

### ファーストトラック・イニシアチブの主な貢献

- **共有された具体的目標に対する関心と行動の集中** 各国政府とドナーが一堂に会し、ミレニアム開発目標と万人のための教育目標を達成するための体系的な計画策定に乗り出している。ギニアでは、同イニシアチブがきっかけとなって、重要なセクター改革・予算改革に関する高級レベル協議が始まった。ホンジュラスとイエメンでは、初等教育に対して一層の国内財政支援を動員するうえで同イニシアチブが役立った。

- **初等教育への一層の資源の動員** ファーストトラック・イニシアチブの第1次支援対象となった7カ国では、政府開発援助の約束額の増加率が約40%に達した。

- **改革のきっかけその持続** イニシアチブのおかげで、ブルキナファソ、モザンビーク、ニジェールは、教員給与の調整という政治的に微妙

な——しかし財政的には必要な——課題を着実に進めることができつつある。他の国々、たとえばベトナムでは、教育に割り振る国内資源の増強と教員報酬の増額の必要性を政策課題として浮上させるうえで、同イニシアチブが役に立ってきた。ドナーから提供される資源をさらに増やすため、教室建設の単位原価と上限の統一基準の設定も推進している。

- **「ドナーフォーラム」の設置** ドナーフォーラムの設置により、現場での進展状況を振り返り、政策上・資金上のギャップが発見された場合の対応を調整する場が提供されている。

- **援助の調整と資金提供に関わる諸問題に焦点を当てる** このイニシアチブでは、開発援助の送金コストを少なくするための対応をドナーがとるよう推進してきた。また、経常コストをまかなえるようにするため、各国に対して一層見通しのはっきりした長期的資金拠出を行ってはどうかという問題も提起している。同イニシアチブがきっかけとなり、ドナーが一層柔軟な支援形態を採用するようにもなってきた。各国レベルでの資金プールを通じた資金拠出、経常コストにも使用できる柔

トトラック・イニシアチブ」という大胆な事業に乗り出している（ファーストトラック・イニシアチブに関するパネル、39ページ参照）。

しかし、誓いや約束が常に果たされるとはかぎらない（「ボックス4：教育のためのグローバル・キャンペーン最新情報」参照）。今や世界中が安全保障の問題で頭がいっぱいであり、そのため、資金拠出に関するコミットメントの一部が放棄される可能性はある。今のところ、国際援助の水準が低いことは、女子が学校に行けないままになっているという問題の一部である。すべての子どもが教育に対する権利を享受できるようにするためには、国際援助が解決の重要な一翼を担わなければならない。

軟な条件設定などである。

● イニシアチブの枠組みに参加していない国々に対し、教育改革のための大きな動きを生み出した ケニアやセネガルがその好例である。

## 課題

ファーストトラック・イニシアチブのもとで進展があったにも関わらず、ドナーの資金提供手続は今なお調和を見ておらず、資金提供はばらばらに進められているままである。ドナーによる援助の多くは依然として投入額ベースであり、核となる制度支出のためにもっと柔軟な支援を提供することにはあまりつながっていない。援助は往々にして、実績よりも、歴史的経緯から好まれている国々に流れていく。

各ドナーは、ファーストトラック・イニシアチブ対象国への追加資金を動員するために臨機応変に奮闘しているものの、その過程で「ドナー孤児」となる国もいくつか生まれしてきた。こうした国々に新たな資金が拠出されなければ、同イニシアチブは、「万人のための教育に向けた信頼のおける計画を定めたいかなる国も、外部からの援助がないという

## ボックス4

### 教育のためのグローバル・キャンペーン最新情報

「世界銀行開発委員会は4月に、ドバイでの会議に間に合うようファーストトラック・イニシアチブ（FTI）の進展報告を提出するよう要請した。委員会が報告を受け取ることはないだろう——報告すべき前進はないからである。

この困惑すべき状況を生み出した主たる責任は、豊かな国々にある。FTIへの参加を最初に促された18カ国の多くは、すべての子どもを学校に入れるべく、遠大かつ野心的な教育制度改革の決意をすでに示してきた。けれども援助諸国は、これらの計画を納得のいく形で支援するだけのことをしていない。そのかわり、10カ国の計画だけを支持し、次に大規模な予算削減を強く主張し、最終的には、大幅に減額されてようやく残った資金要請にさえも応じなかったのである。

豊かな国々は、FTIが開始されて以降、FTIの参加要件（貧困削減戦略における包括的な教育セクター計画）を満たした国々を新たな対象国に含めることも拒否してきた。このようにして、新しいグローバル・パートナーシップの基盤になるものとして構想されたこのイニシアチブは、小規模な『援助国・機関のお気に入り』クラブに墮してしまう危険にさらされている」

（出典：Global Campaign for Education, 'Education For All Fast Track: The No-Progress Report,' Global Campaign for Education Briefing Paper, September 2003）

理由で実行を阻まれることはない」というドナーのコミットメントを果たすことはできない。ファーストトラック・イニシアチブの勢いは、この協約の基本原則——実効的政策を

支える援助の拡大——が尊重されなければ、容易に失われてしまいかねないのである。

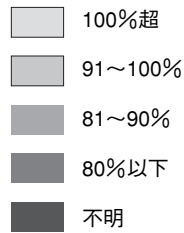


## ミレニアム開発目標

子どもの死亡率を削減するうえでは、2つの目標——初等教育の完全普及の達成、ジェンダーの平等への促進と女性のエンパワーメント——が決定的に重要である。女子の教育率が上昇するにつれて、子どもの死亡率は急速に減少する。

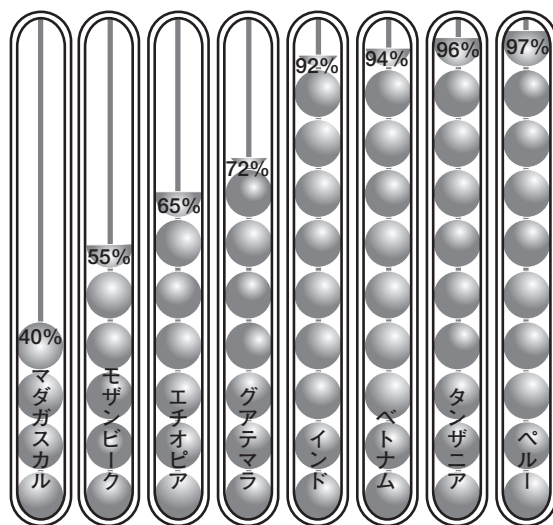
## 中等教育における女子

中学校に在籍する女子の対男子比  
(1995年～2000年)



## 初等教育の達成

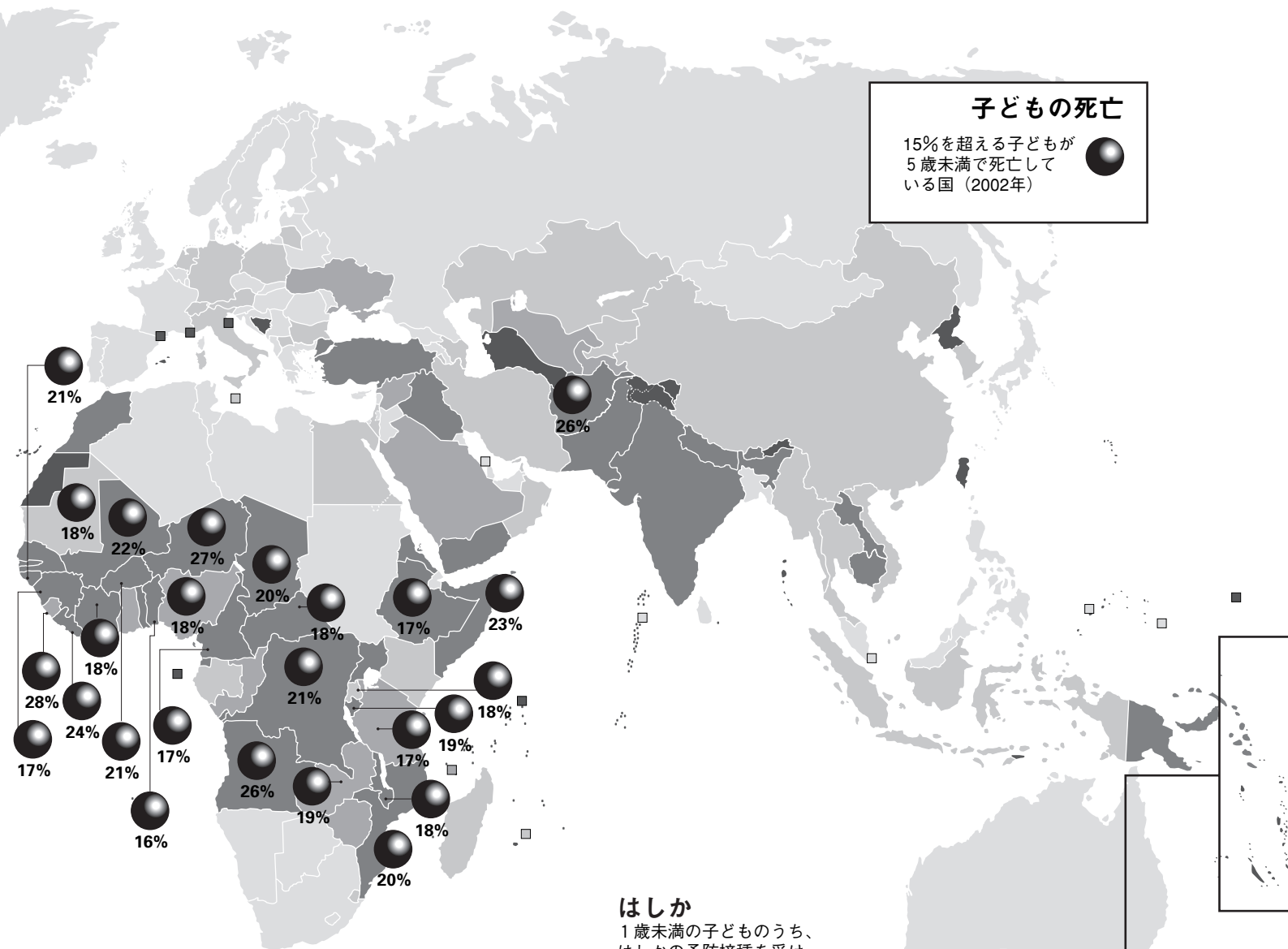
小学校に入学して第5学年に達した子どもの割合  
(1995年～2001年の調査データ、一部の国々)



# 子どもの死亡率の削減

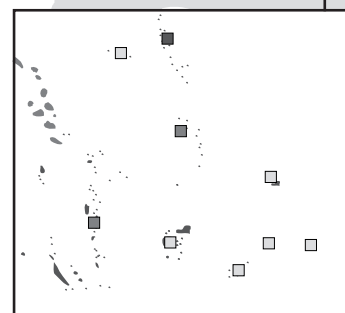
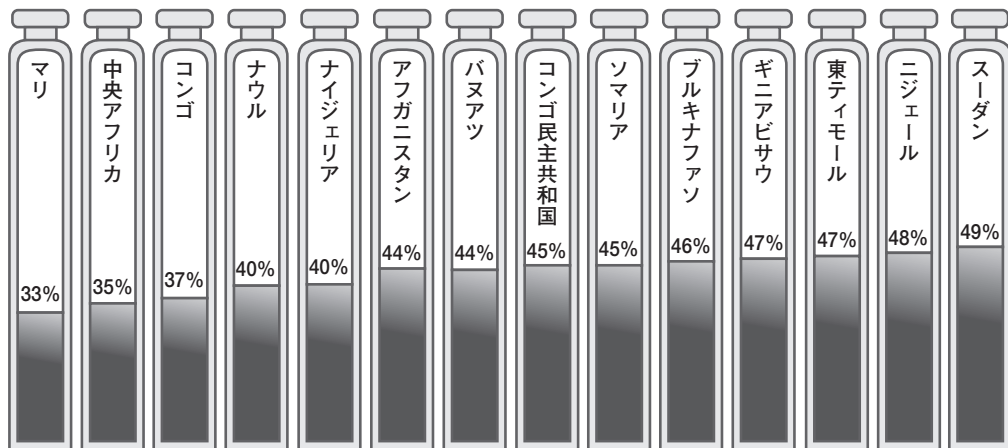
## 子どもの死亡

15%を超える子どもが  
5歳未満で死亡して  
いる国（2002年）



## はしか

1歳未満の子どものうち、  
はしかの予防接種を受け  
た子どもの割合が50%未  
満の国（2002年）



この地図は、いずれかの国もしくは地域の  
法的地位またはいずれかの国境の確定に関  
するユニセフの立場を反映するものではない。  
点線は、インドとパキスタンが合意し  
たジャンムー・カシミールのおおよその統  
治線を表したものである。ジャンムー・カ  
シミールの地位の確定については当事者の  
合意が得られていない。

# 4 女子教育の複合的効果



女子教育の利点は以前から立証されている。しかし、女子教育がなぜ国際開発コミュニティにとってもっとも緊急な課題なのか、女子教育がミレニアム開発目標達成のための国際的努力をどのように進めうるかという点について、新たな理解もなされるようになった。

女子教育は、人間開発が直面するもっとも根本的な課題の多くと闘ううえで、もっとも効果的な手段である。教育は、災害後や武力紛争時の非常事態でもきわめて重要であり、女子と男子の生活の安定に寄与するとともに、家族が癒しを得て前向きになることにも役立つ。コミュニティにとって、教育を修了する機会を女子に提供するための戦略は、すべての者に利益をもたらすものなのである。

## 子どもが最善の形で人生のスタートを切れるようにする

世界中の教育制度は、政府が子どもの乳幼児期への投資を怠ったため、高い代償を払ってきた。世界中の保健制度が、予防に投資するのではなく疾病・病気の治療に必死になってきたのと同じように、教員や教育専門家は、非識字、不登校、成績の悪さと格闘しながら、終わることのないたちごっこを演じている。子どもが生まれて最初の数年間に十分な関心が向けられていれば、これらの問題は相当に少なくなっていたはずである。

子どもの幼少期がないがしろにされているのは、けっして教育に限られた話ではない。ユニセフの経験では、幼い子どもの生存と成長、発達は相互依存的な目標であり、すべての人が幅広いサービスにアクセスできるようになって初めて達成可能である。たとえば、ヨード欠乏症や貧血の予防は子どもの健康状態・栄養状態の改善につながるとともに、ひいては幼少期の脳の発達を保護することにもつながる。暴力や虐待から子どもを保護するための努力は、幼少期の健全な認知的発達を確保するものでもある。女性のエンパワーメントと健康と十分な教育を確保することは、それ自体よいことであると同時に、子どもの福祉に劇的かつ前向きな影響を及ぼしうる。女性が病気がちであったり、空腹であったり、抑圧されたりしてい



ば、子どもを適切に育てる可能性は小さいからである。

学習は生まれたときから始まることがわかっている。ということは、赤ん坊と親または養育者との間にしっかりした絆と打てば響くような相互作用があれば、学習を促進できるということである。加えて、子どもが健康的に発達できるかどうかは、家庭を超えた場所での相互作用にかかっている。調査研究の示唆するところによれば、家庭外のケアの体制が整っていることは、子どもが学校に行く準備をするうえでとくに重要である。ネパールの子どもたちを対象とした最近の調査では、非公式な就学前施設に通っていた子どもの90%を超える子どもが小学校に入学したのに対し、それ以外の子どもの就学率は約70%に留まった。一層示唆的なのは、前者の子どもの80%は2年生になってもまだ学校に通っていたのに対し、就学前のケアを受けな

かったグループではその割合がわずかに40%前後でしかなかったということである<sup>(53)</sup>。

## 学校に行くというリズム

ネパールで行なわれた同調査によれば、就学前教育から利益を受ける度合いは女子のほうが男子よりもはるかに高い。非公式な就学前のケアを経験した女子の場合、初等教育就学率は100%であり、そのうち85%が2年生になってもまだ通学していた。女子がとくに就学前プログラムから利益を受けやすいのには、多くの理由が考えられる。これらの利益には、自尊心の育成や、家族の期待の向上が含まれる。しかし、ほとんど認識されることのない理由としては、このプログラムを通じて、若い女子の生活のなかで学校に行くというリズムが確立されることが挙げられる。開発途

アゼルバイジャンの避難民キャンプで、戦争の傷跡が残るアンゴラの諸州で、そしてラオスの教室で、研修を受けた教師たちは子どもたちの発達とその国の発展に貢献している。



上国のほとんどのコミュニティ、とくに農村部では、女子は非常に若い時期から、単純な家事と、ちょっとしたお金を稼ぐための仕事をするようになる。これらの仕事はそのうち日課となり、子どもの生活のなかで毎日のリズムが確立されるのである。やがてこれらの仕事が子どもの1日の大部分を占めるようになる。そうなってしまうと、学校に行くことを日課に組みこむのは困難になるのである。

しかし、コミュニティを基盤としたケアに参加することによってそれとは違ったリズムが確立され、特定の時間に毎日学校に通うことが、それほど慣れない面倒な行為ではなくなる。祖父母のどちらかと1日に数時間を過ごすというだけでさえ、女子の生活のなかで将来学校に行くリズムをつくるのに役に立つのである。

乳幼児ケアプログラムは、若い母親にとっても

その娘にとってもきわめて重要な意味をもつ。母親が育児の責任から解放されるためだけではない。旧ユーゴスラビア・マケドニアでアルバニア系の母親たち（その多くは難民）を対象として実施されているプログラムは、参加者の親としてのスキルを向上させ、子どもの身体的・情緒的・認知的発達を支えられるようにすることに成功した。同プログラムは、女性たちに対し、子どもにもっと読み聞かせと話しかけをすること、探索型の遊びと学習を奨励している。このようなとりくみは、女性たちが、親としての自分の責任と、子どもの発達に関して自分たちが果たすべき重要な役割を認識する助けとなる<sup>(54)</sup>。アルバニアでは、クリスチャン・チルドレンズ基金が運営する「母子の庭」コミュニティ・プロジェクトが、仕事がなく家で孤立していた少女たちの動員に成功した。少女たちは、ボランティアで、就学前の子どもを世話し、楽しませ、教育の手伝いをするのである。

## パネル7

# 希望に満ちあふれた教師

教科書を抱え、赤ん坊を背負ったドロレス・ジャンバ（18歳）は、都会風の、明るいオレンジ色の服に身を包んだアンゴラの未来である。学生であり、母親であり、今では教師も務めるドロレスは、新しく研修を受けた約4,000人のアンゴラ国民のひとりとして、教育に復帰する原動力となる。2002年3月までアンゴラを打ちのめした長期の内戦により、教育制度はがたがたになり、100万人の子どもたちが初等教育を受けられないままであった。

その後、2003年2月、アンゴラ史上最大の教育キャンペーンである「バック・トゥ・スクール（学校に戻ろう）」キャンペーンが開始された。この地方当局とユニセフの共同事業により、25万人の子どもが学校に通うようになった。最初に集中的キャンペーンの対象とされたのは、戦争中にとりわけ被害の大きかった

ビエ州とマランジェ州である。

「学校に戻ろう」キャンペーンは、アンゴラ政府の大きな方向転換を象徴している。政府はこれまで、初等教育の完全普及は全国にきちんとした教室が建設され、十分な数の教師が万全の研修を受けて資格を取得するまで待たなければならないという立場だった。「学校に戻ろう」キャンペーンは、対照的に、教師を促成養成し、時間をかけて質を向上させていこうとするものである。2003年2月を皮切りにユニセフは5,000人の教師の緊急養成を実施した。今年行なわれた3週間の養成に続いて、来年にも再研修が実施される予定である。けっして十分な研修とは言えないものの、ドロレスは、自分にも仕事ができると自信を持っている。

「今は、子どもを学校に戻すのが一番重要だと思う」とドロレス。4カ

月の娘は背中で眠っている。「一番よかった先生がどんなふうになっていたかは覚えてるし、いつも新しい教育方法を勉強してます」。それにしても、仕事の初日、活気にあふれた50人の子どもたちの教室に立ったときに彼女は どうするのだろうか。「ほとんどの子どもたちは学校に来られてすごく興奮してるし、喜んでるから、教えるのもすごく簡単なはず」と彼女は言う。「でも今週は、クラスに乱暴な子がひとりいたときにどうしたらいいかも勉強しました」

ドロレスの家はクンヒンガにあり、ビエ州の州都、クイトから約30キロ北方である。道幅が広く、親切な村人の多いクンヒンガは快適なところで、果物、穀物、中古の靴を売る市場ができています。教科書や筆記用具も売っているものの、これまでには生きるか学ぶかどちらかひとつで

## HIV／エイズとの闘い

毎年500万人を超える人々が新たにHIV／エイズに感染している。数世代にわたって苦勞しながら積み重ねられてきた人間開発の成果は、最悪の影響を受けている国々では数年間で無に帰してしまった。たとえばボツワナでは、HIV感染水準の上昇により、平均余命が60歳（1990年）から39歳（2001年）に急落している<sup>(55)</sup>。そして、予防のための世界的努力が拡大されないかぎり、2002年から2010年にかけて低所得・中所得諸国126カ国の4,500万人が感染する見込みである。<sup>(56)</sup>

HIV／エイズ予防ワクチンが存在しない以上、社会にとって教育が最大の防御となる。若者がもっと教育を受け、スキルを高めるほど、感染から身を守れる可能性は高まる。また、学校に通う若者は、リスクの高い状況に身を置く時間が少なくなる。そして、伝統的に教育の利点を享受しにくい

立場に置かれてきた女子は、教育によって得られる保護を、男子よりも一層必要としているのである。

最近の研究により、教育程度の高い人々のほうが感染率も低いことが確認されている。ザンビアで15～19歳の年齢層を対象として行なわれた研究によれば、教育程度が中・高水準にある者の間ではHIV感染率が目立って下降していたが、それよりも教育程度が低い者の間では上昇していた<sup>(57)</sup>。ザンビアでは、1990年代、教育を受けた女性の間ではHIV感染率がほぼ半減したものの、正式な学校教育を受けていない女性の間ではほとんど減少が見られなかった<sup>(58)</sup>。アフリカの17カ国およびラテンアメリカの4カ国を対象として実施された研究では、教育程度の高い女子のほうが初交年齢が遅くなる傾向にあり、またパートナーにコンドームの使用を求める可能性も高いことがわかっている<sup>(59)</sup>。

あり、家族は当然のことながら食べ物の方を選んでいく。けれども「学校へ戻ろう」キャンペーン月間的时候は、学校に戻るアンゴラの子供たちに、教科書、筆記用具、カバン、消しゴムが入ったユニセフ教育キットが配られた。「2月のクリスマスだよ」とほほえむルチアナ（8歳）も、初めて学校を経験しようとしている子供もたちのひとりである。

平和という機会がやってきたことにより、アンゴラの人々は教育に対する意欲を示すようになった。27年間の内戦が終わったとき、クンヒンガ郡に残っていた学校はわずか21校にすぎなかった。翌年、市民らは地元の資材とユニセフの支援により新しい学校41校を建設した。万人のための教育に向けた新しい動きに対する親たちの熱意は、学校にいくためのすべての費用が廃止されたことで、はかりしれないほど高まった。

ドミンゴス・カインブカも、クンヒンガで養成された教師のひとりである。背が高く、自信にあふれ、おどけた風情の彼はこう語る。「この研修はとても重要だと思う。だって、アンゴラで新しい教育の時代が始ま

るってことだからね。僕は、アンゴラ人の新しい世代が成長していく手助けをしたい。たとえば、今日の午前中には、優等生ともっと手のかかる生徒を一緒にさせることがどうして大切かというのを学んだばかりなんだ。こういうことを知れて嬉しいよ」

ドミンゴスも、ドロレスも、そし

て彼らとともに研修を受けた教師たちも、チャンスを両手でしっかりとつかんだらしい。ビエ州とマランジェ州で「学校に戻ろう」キャンペーンが成功を収めたので、アンゴラ政府は2004年にそれを全国展開するつもりである。4,000万ドルの予算を組んでさらに2万9,000人の教師の研修資金を確保するとともに、第1学年から第4学年に在籍する子ども



© UNICEF/H095-0417/David Barbour



学校を基盤としたHIV／エイズ予防のなかでも最善のものは、主流のカリキュラムの中核に位置づけられた包括的なライフスキル・プログラムの一環としてこの問題を取り扱うものである。ここでは、若者たちに対し、HIVと感染拡大を予防するためにできることに関する情報が、ジェンダーに寄り添った形で提供される。若者たちは、状況を批判的に分析し、ジェンダーに基づく固定観念に異議を申し立て、効果的にコミュニケーションし、責任ある決定ができるよう研修を受ける。このようなスキルは、健康的な選択をし、マイナスの圧力に抵抗し、リスクの高い行動を回避する若者たちの力を高めるものである<sup>(60)</sup>。このことは、セックスのときに男子よりも容易にHIVに感染しやすい女子にとって、とくに重要となる。

ライフスキル・プログラムには、健康、衛生、栄養についての授業も練みこまれている。栄養状態が悪く、また安全な水や衛生設備へのアクセス

が限られていると、免疫システムが損なわれ、HIV／エイズその他の病気にかかりやすくなるためである<sup>(61)</sup>。加えて、学校では、自発的で秘密が守られるHIV検査およびカウンセリングを提供してくれる、若者にやさしい、ジェンダーに配慮した保健サービスとの実践的つながりも確立される。そうすると、HIV／エイズとの闘いは女子教育のための闘いと同様に複合的なものとなる。ある面での進展が他の面での進展と切り離せないのである。

## HIV／エイズの影響を受ける子どもたち

サハラ以南のアフリカではエイズで親を失った子どもが1,100万人いると推定されている<sup>(62)</sup>。このような子どもたちは、学校に通うために必要な大家族の支援を真っ先に失ってしまうことが多い。

の人数を90%増加させるつもりである。計画どおりに進めば、第4学年までで学校に行っていない子どもの人数は、来年には110万人から20万人近くまで少なくなることが期待されている。

これは、初めて教職に就こうとしているドロレスの信念と熱意が全面的に正しいことを示すに足る進展である。「もちろん、鉛筆や教科書や学校がもっとたくさんないと、アンゴラの子どもたち全員に手を差し伸べることはできないわ。でも、今はあるものを活用しなきゃ。そして、今あるものというのは、子どもたちに新しいスタートを切らせることができるチャンスなんです」

## 別の種類の緊急事態

ラオスでも、子どもたちに新しいスタートを切らせるチャンスを、教師たちが手にしようとしている。1992年には、また別の種類の緊急事態が存在していた。小学校の教師のうち80%は教師としての研修を受けておらず、その50%以上は中等教育を修了していなかったのである。生

徒たちの教育に真剣な熱意を燃やす教師も多かったが、そのための体制は十分に整っておらず、給料も安く、遠隔地の学校では教育条件も厳しかった。戦時であろうが平時であろうが変わらずに必要とされるものがある。それは、研修を受けた教師の存在である。

この必要性に応えるため、教育省はユニセフの支援を得て革新的な現職教師研修システムを築き上げた。これは「教員能力向上プロジェクト」と呼ばれ、財団法人日本ユニセフ協会の支援を得てさらに拡大された。プロジェクトの目的は2つある。第8学年修了に相当する継続教育を教師らに提供することと、その指導技術を向上させることである。

2000年には教員能力向上プロジェクトの評価が実施され、ラオスで進められてきた他のすべての教員研修との比較が行われた。それによると、指導技術および教室での実践に関して最大の効果があったのはこのプロジェクトの研修だった。教師らは、この研修を通じて、子どもにやさしい方法を一層の自信をもって試すことができるようになり、第4～

5学年の教科書を扱うために必要な教育を受けることができた。

この研修の成功により、アジア開発銀行やスウェーデン国際開発協力庁などの他の開発援助機関は、セーブ・ザ・チルドレン連盟やカトリック救援サービスのような国際的非政府組織とともに、同プロジェクトをラオスのすべての州に拡大した。これまでに7,000人を超える教師が研修を修了している。ラオスにおける研修を受けた小学校教師の割合は、2002年には77%近くまで上昇した。



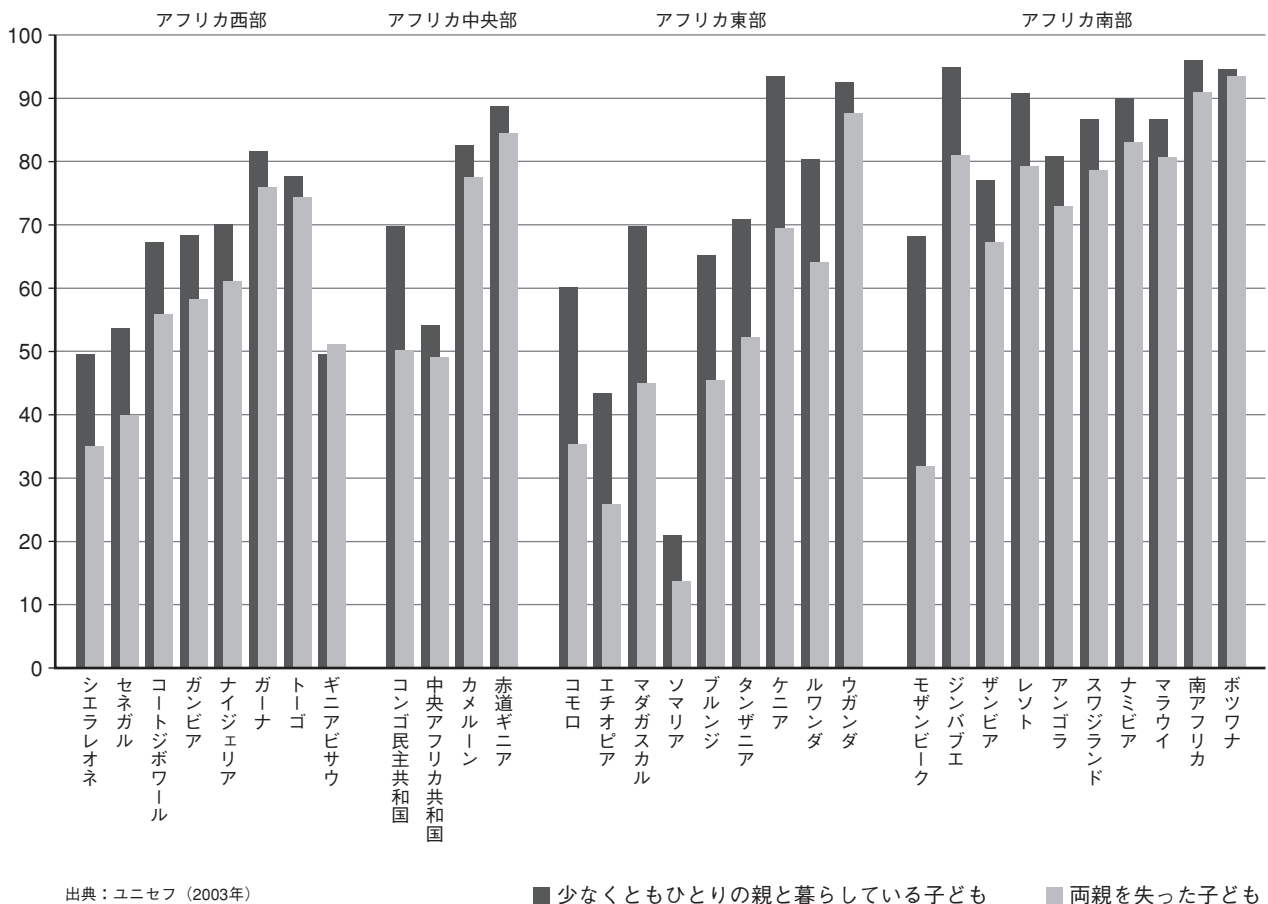
両親を失った子どもは学校に通う可能性がますます低くなる（「図11. 親を失った子どもは学校に通う可能性が低い」参照）。女子は、学校に通えなくなる可能性が男子よりもさらに高い。病気の親戚を世話する責任が、女子のほうに一層重くかかってくるためである。多くの家庭では、HIVに関連した病気とそれにとまなう所得喪失により、子どもを学校にやることは費用がかかりすぎてほぼ不可能になる。学校も、多くの教師がHIV／エイズで病気になったり死亡したりするために被害を受ける。ザンビアでは、毎年養成された新任教師の4分の3近くを、エイズで死亡した教師の代替要員に充てなければならない。一方マラウイでは、教師のHIV関連疾病のため、一部の学校で生徒対教員比が96対1にまで急上昇した<sup>(63)</sup>。

皮肉なのは、HIV／エイズの蔓延をきっかけとして進められた教育改革により、そうでなくても教育の質および子どもの権利のために必要とされ

たであろう措置がまさに導入されることが多い点である。このような改革の例としては、次のようなものを挙げることができる。学校の時間割をもっと柔軟なものにすること。子どもをセクシュアル・ハラスメントから守る責任を学校に負わせること。レイプや性的虐待から女子を保護する法律の執行。そして、リスクの高い行動を回避できるように子どものエンパワーメントを図ることである。

成人のHIV／エイズ感染率が世界最高の国のひとつであり、女子の感染率が男子の4倍であるボツワナでは、ジェンダーに配慮したHIV／エイズ予防戦略を政府が策定・実施しつつある。戦略のなかには、ジェンダーに配慮した予防クラブの運営方法に関する、小学校・中学校数百校の教師を対象とした研修も含まれている。また、6～12歳の男女の子ども数百人に研修を実施し、予防クラブの他の子どもたちにその知識を伝えることも計画されている。学校向上プログラムというのは、

図11. 親を失った子どもは学校に通う可能性が低い



ライフスキル教育を強化するとともに、学校を一層ジェンダーに配慮した、子どもにやさしい、子どもの心理社会的ニーズに応えられるものにしていうものである<sup>(64)</sup>。

ウガンダでは、セクシュアリティ、感情、価値観との関連でHIV／エイズの問題を取り扱う青少年向け月刊紙『ストレート・トーク』（率直な話）が、学校、教会、コミュニティ団体などに配布されている。この新聞の郵送先はウガンダ内外の3,000カ所にのぼるが、そのうちほぼ半数は中学校である。ナミビアでは、14～21歳の生徒が、妊娠、HIV／エイズ感染、有害物質濫用、レイプから身を守るための方法について同世代に教えるための研修を受けている。その対象とされている学校では、妊娠や中途退学の人数が減ってきたとのことである。

## 保護される環境づくり

教育は、家族に続き、子どもが保護される環境を形づくるものである。学校は、とりわけ、女子をはじめとして非常に傷つきやすい立場に置かれた子どもたちを保護する強力な力になりうる。害を受ける可能性のある場から、1日の多くの時間、子どもたちを物理的に隔離しておけるからだけではない。子どもたちが自分の身を守れるよう、スキルを学び、情報を集める手助けをしてくれるからでもある。教育は依然として、児童労働を防止し、また主に女子にとっての脅威である子どもの性的搾取・人身売買との闘いを支援する際に鍵となる保護手段である。女子は、学校に通うことにより、家庭の外で行なわれる搾取的形態の労働に引きこまれにくくなるし、負担が重くなりすぎかねない家事の責任からも遠ざかることができる。読み書きができるようになった女子や、とくにライフスキルの研修を通じて自信を高めた女子は、極端な形態の家族間暴力、性的搾取、人身売買の被害を受けにくくなる。

毎年搾取を受けている数百万人の子どもたちは、世界がもっとも年若い市民を組織的に守りきれていないことを、身をもって証明している存在である。国際労働機関によれば、人身売買を通じて強制労働や買春に引きこまれる子どもたちは毎年120万人にのぼると推定される<sup>(65)</sup>。ユニセフが最近、

サハラ以南のアフリカの25カ国を対象として行なった世帯調査では、5～14歳の子どもの31%が、無条件に最悪な、撲滅されるべき形態の児童労働に従事していることが明らかになった。奴隷制、人身売買、武力紛争のための強制徴募、売春、ポルノグラフィーなどである。また、9%は有害な労働、すなわち子どもの福祉を脅かす週43時間以上の労働に従事していた。調査対象国全体では、推定で3,100万人の子どもが働いており、2,400万人が本来禁止されるべき児童労働に従事しており、700万人が有害な仕事をしている。有害な仕事をしているのは、男子よりも女子のほうが多い。1日4時間以上の家事も考慮にいれているためである<sup>(66)</sup>。

つまり、子どもたちは以下の条件が満たされてはじめて、児童労働、人身売買、性的搾取から自由になることができる。

- 政府が子どもの保護を優先課題に位置づけること。
- メディアや市民社会が子どもに対する差別的な態度・慣行に異議を申し立て、変革すること。
- 法律を定め、信頼できるような形で執行すること。
- 教師、保健員、親、そして子どもに接するすべての者が、子どもの虐待をどのように認知して対応すればよいか知っていること。
- 子どもたちに、自分の身を守るために必要な情報と知識が与えられること。
- 虐待の発生を記録し、関心を高めるための十分なモニター制度が整えられること。
- ジェンダーの平等と女性の権利が確保されること。

バングラデシュでは、1997年以降、BRACのモデルを活用した支援を受けることが難しい子どものための学校が運営されている。週6日、1日2時間の授業を行なうこれらの学校には、住み込みの家事労働者として働いている少女たちのように、これ以外の方法では基礎教育を受ける機会がまったくないと思われる子どもたちが通っている<sup>(67)</sup>。モロッコでは、経済対策計画省の調査（2001年）によると、およそ2万3,000人の少女が大カサブラ

ンカ地域でメイドとして雇われており、うち約60%が15歳未満だった。ユニセフは2001年以降、地元の非政府組織と提携し、またカサブランカ行政当局の支持を得て、このような少女たちが教育と基礎的保健ケアを受けられるよう支援している。この部門横断型プログラムはまた、こうした少女たちの生活の厳しい現実を広く知らせることにより、問題を根本から根絶することもめざしたものである<sup>(68)</sup>。

### 緊急事態の子どもたちの援助

教育は、緊急事態においては他の要素が整ってから初めて確保されるぜいたく品ではない。優先課題として位置づけられ、可能なかぎり早く開始されるべきものである。女子は緊急事態においてはとりわけ権利を侵害されやすい立場に置かれ、

とくに身体的・性的・心理的虐待から保護されなければならない。すなわち、女子と男子の双方が学び、遊び、心理社会的支援を受けることのできる安全な環境が確立されなければならないということである。

目標は、子どもにやさしい空間をつくりあげるところにある。これは、1999年、コソボ危機、トルコ大地震、そして東ティモールにおける暴力に対応するなかで発展した考え方である。それ以降、この考え方は、ギニア、リベリア、シエラレオネなど他のいくつかの紛争状況でも「学びの樹イニシアチブ」を通じて応用されてきた。そのプログラムには職業訓練、心理社会的支援のための教員研修、教科書や長椅子の供給が含まれており、ギニアの場合には校舎の建設も付け加えられた。

リベリアでは、「戦争の影響を受けた若者への支援」プロジェクトが、基礎教育と社会サービスへの

援助諸国の政府がある提案にこのうえないタイミングで積極的投資を行なったことで、数万人の少女たちの生活が、そしてその家族の生活がめざましく変わるようになった。





アクセスを確保することで、1万人の若きリベリア人がリーダーとしての可能性を発揮するきっかけづくりをめざしている。芸術、スポーツ、レクリエーションを募集の糸口に活用するこのプログラムには、HIV／エイズ予防や、職業訓練プログラムに参加する10代の母親の子どもを対象とした乳幼児総合ケアも含まれるようになっている<sup>(69)</sup>。

緊急事態の混沌とトラウマのなかにあっても、子どもたちの権利を最優先することは可能である。状況によっては、そのことが、これまで満たされなかったニーズを満たす機会を開くことさえある。難民居住地のなかには安全区域を設け、テントまたは他の仮設住宅をおおまかな円形に配置するとともに、真ん中には給水場と遊び場を、外側には教育（就学前・初等教育）、母親の支援、プライマリーヘルスケアと心理社会的支援のための区域を置く、などである<sup>(70)</sup>。

子どもにやさしい、ジェンダーに配慮した空間を設けることによって以下のことが可能になる。

- 学齢の子ども全員がそれぞれの通学サイクルを続けること。
- 親が、子どもは安全な環境でケアされていると安心して、自分自身の活動を行なうこと。
- 若い母親が乳児と2人だけの時間を過ごし、子どもの健康的な発達のために必要なカウンセリングを受けること。
- 母親と若い女性が自分自身の教育を続けること。
- 若者が、子どもたちにサービスを提供する存在として研修を受けること。

## パネル8

# 教育目標の達成に近づく アフリカの国々

ミレニアム開発目標と万人のための教育の達成は、これまでになく困難なように思われる。しかし、アフリカ諸国、援助国および国連機関の強力なパートナーシップに基づくアフリカ女子教育イニシアチブは、そのどちらの面でも顕著な成果をもたらしてきた。この多国間イニシアチブは、1994年に開始されて以降、女子と男子の双方が一層学校にアクセスできるようにすることをめざしてきたものである。1997年から2001年にかけて女子の初等教育総就学率が急上昇した国としては、ギニア（15%増）、セネガル（12%増）、ベニン（9%増）がある。これは、初等・中等・高等教育の全段階の合計総就学率の世界平均が1%しか上がらなかったときの成果である<sup>(1)</sup>。

もっとも劇的な進展の例のひとつは

チャドで見られた。1996年に同イニシアチブが開始されたとき、アフリカ西部に位置するこの国の課題はとほうもなく大きく思われた。総就学率は51%であり、女子就学率に至ってはわずか37%だったのである<sup>(2)</sup>。ところが、最初の2年間だけで第1学年の女子就学者数は4倍になった。中途退学率は22%から9%に下がった。女性教師の人数は36人から787人に増えた。そして、同イニシアチブに参加した10地域の女子純就学率は全国平均よりも18%高かったのである<sup>(3)</sup>。

2000年～2001年までには、チャドのすべての子どもの総就学率は75%まで上がった。今なお子どもの5人に1人が5歳未満で死亡しており、人口の4分の3が安全な水を利用できない国としては、めざましい成果

である。今や30年以上に及んだ内戦に代わって相対的平和の時代が訪れたのであり、この革新的なイニシアチブから得られた教訓を参考にし、模範的実践を応用することで、教育に対する子どもの権利を充足させる道は開けつつある。

援助国の政府の支援は不可欠だった。「グローバル女子教育イニシアチブ」のもとで開始されたアフリカ女子教育イニシアチブには、当初、カナダ国際開発庁から資金が提供された。1996年にはノルウェー政府が最大の援助国となり、他のパートナーとともにプログラムの強化を援助した。このイニシアチブが焦点を当てたのは、子どもと女性が貧困に直面し、困窮した状態で生活している地域と、女子の通学率が最も低い地域である。



数十年に及ぶ内戦で荒廃したスーダン南部では、紛争の終結を待つことは数世代の子どもたちの権利をないがしろにすることである。ユニセフは、スーダン人民解放運動／軍の支配地域でこの勢力と協力しながら、子どもたちの悲惨な教育状況に対応しようと試みている。南部スーダンでは初等教育相当年齢の子どものわずか15%しか学校に行っておらず、女子はそのうち4分の1を占めるにすぎない。小学校も半ばを過ぎるころには女子はほとんど学校に残っておらず、同地域の主要な中学校であるルンベク校には女子生徒がたったひとりいるだけである。南部スーダンの教師8,000人のうち女性は560人、わずか7%にすぎない<sup>(71)</sup>。

## コミュニティにとっての利益

学校に通う女子を増やすための努力は、コミュ

ニティ全体の発展にとっても利益になる。たとえば、貧困家庭がどの子を学校に行かせてやれるかという選択を余儀なくされた場合、往々にして女子が取り残されてしまうことはずっと認識されてきた。しかし、教育をきっかけとした措置を通じ、世帯所得を増やすことによってこの格差に対応することをめざせば、家族全体と地域コミュニティにとって利益になる。新たな所得が母親のほうに回されればなおさらである。母親は父親よりも、子どもや家族のニーズにお金を回す可能性が高いからである<sup>(72)</sup>。

同様に、女子は栄養状態の悪さから一層大きな被害を受ける傾向にある。資源の乏しい家庭では、女子は男子よりもかなり少ない食べ物しか与えられないことが多い。そのため、学校給食プログラムから女子が利益を受ける度合いは男子よりもはるかに大きいのである。マラウイの学校給食プログラムは、女子を学校に通わせ

このイニシアチブは、女子教育の課題に特有な性質に応じた政策とプログラムの策定の面で各国を援助し、それが成功したことによりさらなる資金が集まった。ノルウェー外務省が1996年～2005年の期間を対象として4,500万ドル以上の資金を投資したことにより、アフリカ女子教育イニシアチブのもとで進められてきたパイロット・プログラムの規模は拡大し、サハラ以南のアフリカ全域の34カ国で、政府が進める万人のための教育に向けた動きの不可欠な一翼を担うことになった。デンマーク、フランス、ドイツ、日本といった国々の政府も、多くの機関<sup>(4)</sup>と同様、同イニシアチブの女子教育プログラムに資金を拠出してきた。これにより、2001年には同イニシアチブを新たに16カ国を対象として拡大することが可能になり、当初の対象国18カ国で積み上げられてきた最近の経験や模範的実践を活用する機会が生じている。

### 模範的実践の応用

チャドで、またアフリカ女子教育イニシアチブの対象国全体で進められてきた活動のなかでもっとも波

及効果が高いもののひとつは、女子を学校に入れ、教育を修了させるうえでうまくいった方法を体系的に振り返り、模範的実践を他国で応用してきたことである。チャドは、教育に関わる前向きな傾向を強化するため、複式制学級を採用する教育に関する「エスクエラ・ヌエバ」（新しい学校）のアプローチを応用した。これは1970年代にコロンビアで発展し、それ以降ラテンアメリカやアフリカの他の国々で広く応用されてきたアプローチである。このアプローチを活用することにより、学習はコミュニティの具体的ニーズに直接関連したものとなる。このアプローチは柔軟性に富み、生徒は自分なりのペースで学ぶことが可能である。その結果、留年率や中途退学率は低くなる見込みがあり、お金を節約できるのみならず、子どもたちが初等教育を修了する可能性を高めることにもつながる。

女子教育について知られていることの多くは、チャドのように、アフリカで得られた教訓に基づくものである。「万人のための教育」の目標に対してアフリカの34カ国がコミットメントを示していること、そしてドナー諸

国の政府がひとつのアイデアにこのうえなく良いタイミングで積極的投資を行なったことで、数万人の少女たちの生活が、そしてその家族の生活がめざましく変わるようになった。

### 資金

アフリカ女子教育イニシアチブに対するドナー諸国による支援と国内のパートナーはともに、開発目標を手の届く位置まで引き寄せることに多大な貢献を行なってきた。しかし、これらの目標を達成するためには、ここ数年の間にアフリカで尋常ならざる進展が見られなければならない。最近の推定によると、進展のペースが速まらなければ、サハラ以南のアフリカが初等教育の完全普及を達成するには2129年までかかるとされている<sup>(5)</sup>。

同イニシアチブに対するドナーの支援は、初等教育の完全普及の達成に向けた多くの資金拠出のひとつにすぎない。それは、ひとつの国というよりも、排除された子どもたちの主要なグループのひとつ—女子—に焦点を当てたものである。他の多くの資金拠出は、ジェンダーの問題を考慮することなく、特定の国に対して提供されている。こ

続けるうえでとくに重要な要因と考えられており、現在8つの地区で約16万人の子どもたちを対象としている。このようなプログラムは、健康的な食習慣に関するメッセージを添えることもあいまって、家庭内での食習慣改善のきっかけともなり、コミュニティ全体の健康と福祉を向上させることにつながりうる。

安全な水と衛生設備も、教育に「ジェンダーのレンズ」が適用されればコミュニティ全体が利益を得られる、もうひとつの主要分野である。安全な水や男女別のトイレがないことは、女子がまったく学校に行かなかったり、とくに思春期を迎えて学校を中途退学することの大きな原因となりうる。そのため、十分な衛生設備を用意することは女子教育プログラムのなかで非常に高い優先課題とされてきた。そうすると、学校に通う女子を増やすためのとりくみが、遠くにある汚い水源でなんとかしてきた地域コミュニティや、衛生設備が

まったくなかった地域コミュニティの生活の質を変容させることにつながりうるのである。

たとえば、ラオスでは、水と衛生設備にアクセスできないことが大きな要因となって、出席や学習に悪影響が及んでいる。全国の子どもの5分の1以上が就学しておらず、一部地域では未就学率が50%を超えるほどである。問題は学校に設備がないということだけではなく、コミュニティそのものに設備がないところにある。健康でない子どもは本来のペースで学校に通うことができず、学校に行ったとしてもそれほど効果的な学習はできない。寄生虫の感染によって栄養を消費され、そのため栄養不良や発達遅滞が悪化することはラオスではとりわけ大きな問題であり、地域によっては子どもの62%がその影響を受けている。加えて、水を汲みに行くという家事は主に女子の仕事ということになっており、1日に2時間もその仕事に費やして、その過程で1日のカロリー摂取量の3分の1までを消費してしまうという場合もある。なんとか学校に行っている女子も、教師から水を汲みに行かされて学習がさらに滞ってしまうことがある。

これは、ときとして、女子就学率が最低でジェンダー格差が最大の国がドナーから資金を提供してもらえないということである。

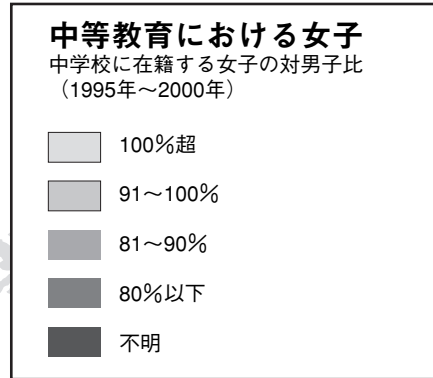
ノルウェー政府は、フィンランドやスウェーデンの政府とともに、女子教育に関係している機関に率先して「分野別」資金を提供している。このような支援は、いずれかひとつの国ではなく、ジェンダーの対等な地位という目標と万人のための教育を対象とするものである。これにより、長期計画を容易にする柔軟性が得られる。それは、「子どもにふさわしい世界」の創造と、ミレニアム開発目標のなかでもっとも緊急の目標、すなわち2005年までに教育におけるジェンダーの同等の地位を達成することに向けて各国が進んでいくために、必要不可欠なことなのである。

この問題に対応するため、保健教育省は、遠隔地にある貧しい8州の小学校とそのまわりのコミュニティに焦点を当ててきた。学校とそのまわりの村に新しい給水場とトイレを建設する。寄生虫駆除活動を実施する。衛生教育キャンペーンを開始し、教師だけではなく子どもたちも動員してコミュニティのなかで衛生推進活動を担ってもらう。このプロジェクトは300校の生徒7万人を対象としており、350カ所あるコミュニティの1万8,000世帯が安全な水と衛生設備にアクセスできるようにする予定である。

1. UNDP Human Development Reports 1999 and 2003 [1999年版邦訳/国連開発計画「グローバル化と人間開発 UNDP人間開発報告書」国際協力出版会、1999年] .
2. ユニセフ・チャド提供の情報 (2003年)。
3. 同上。
4. たとえば、アフリカ開発銀行、ベルナルド・パン・レル財団、CIDA (カナダ国際開発庁)、フランスのNGO「デベロップマン・イニシアチブ」、オックスファム、英国国際開発省、国連開発計画、ユネスコ、USAID (米国国際開発庁)、世界銀行、世界保健機関など。
5. UNDP Human Development Reports 2003

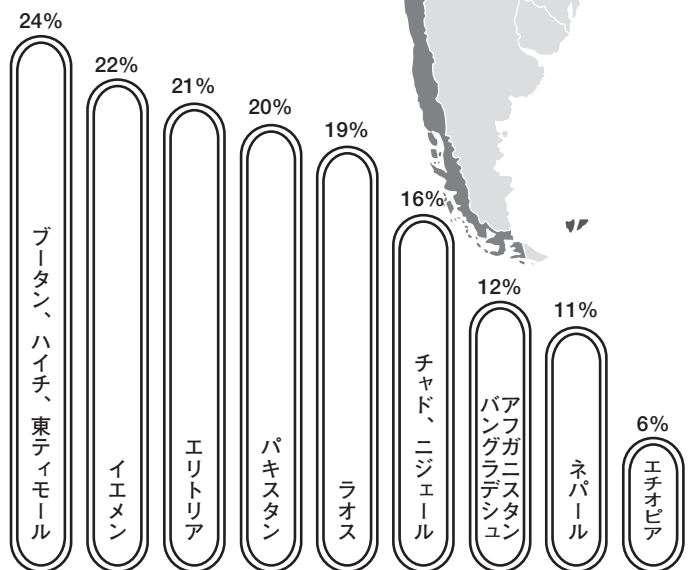
## ミレニアム開発目標

妊産婦の健康を増進させるためには、2つの目標—初等教育の完全普及、ジェンダーの平等の促進と女性のエンパワーメント—が決定的に重要である。教育は、母親とその子どもにとっての良薬なのである。



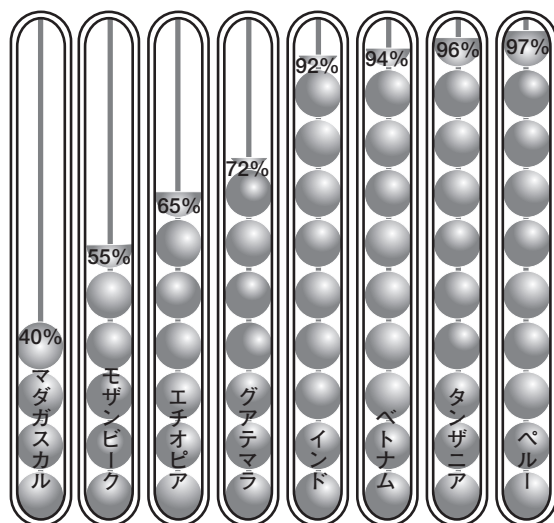
### 出産時の付き添い

専門技術者が付き添う出産の割合が25%に満たない国  
(1995年～2000年)



### 初等教育の達成

小学校に入学して第5学年に達した子どもの割合  
(1995年～2001年の調査データ、一部の国々)







# 5 男子については？





Cristina Uza/JUNICEF/2003

学校や教育制度をもっとジェンダーに配慮した、女子にやさしいものにするといっても、それによって男子にとっての魅力や居心地のよさが減るわけではない。むしろまったく逆である。実際には、もっと安全で、生活や未来に関連があり、エンパワーメントにつながるような教育を女子が経験できるようにするために進められている改革のほとんどすべては、男子にとっても役に立っている。じつのところ、女子教育の促進は、「万人のための教育」の目標を達成し、ミレニアム開発目標を達成するうえで戦略的にも優れたものなのである。

たとえば乳幼児総合ケアの拡大・発展によって利益を得るのはすべての子どもであり、女子には限られない。同様に、自宅や家の畑で働かなければならない子どもたちも学校に来られるよう時間割を柔軟に組めば、それによってもっとも利益を得るのは女子かもしれない。しかし、家の内外で働いており、このような対応がとられなければ機会を否定されるであろう世界中の男子にとっても、学校に行くことが可能になる。学校が子どもの家の近くになれば、女子がもっと学校に行きやすくなるし、女子自身にとっても親にとっても通学中のことをそれほど心配しなくてよくなる。そして、そのことによって男子も学校に行きやすくなるのである。

同じことは、学校で水やトイレを用意したり、校舎をきちんと保全・維持したりすることについても言える。学校環境から暴力がなくなることも、女子のみならず男子にとっても明らかな利点である。時に校庭は、身体的に弱い者が搾取され、仲間外れにされた者が被害を受けたりいじめられたりする、残酷な場所になることがある。学校を安全な場所にするには、このような事情を踏まえ、女子と同じぐらい男子のためにも熱心に追求されている目標なのである。

さらに根本的なこととして、女子教育の増進において鍵となる要素は何かということを考えて見なければならぬ。それは、子どもたちひとりひとりのニーズに積極的に応えることのできる、子どもにやさしい、ジェンダーを意識した教育方法の開発である。女子のほうが男子よりもこのような教育アプローチの変革を必要としているかもしれないが、それが実行に移され

たときに生まれてくるのは、すべての子どもにとってよりよい、一層の配慮に富んだ、子ども中心の教育であり、男子ももっとすばらしい学習経験を積むことができるようになるのである。

米国国際開発庁が8カ国で実施した大規模な評価では、女子教育を向上させるためのプログラムや政策から、男子も一貫して利益を得ているという結論が出た<sup>(73)</sup>。学校の質を高めるための取り組みから女子のみならず男子も利益を得ているというだけではなく、男子の就学率も女子のそれとともに上昇したのである。男子が直面する問題は、女子にとっての問題とそれほど違いがない。アクセスしにくいこと、教育の質が貧弱なこと、近くに学校がないこと、親が教育を支持してくれないことなどである。女子の就学者数を増やすためにこのような問題に対する対策がとられれば、男子——とくに傷つきやすい立場に置かれた、または周縁化されたグループの男子——も恩恵を受ける

ことができる。

ジェンダーに配慮した教育制度を世界中で発展させていこうという目標は、かなりの程度、女子だけではなく男子にとっても役に立つものである。にも関わらず、一部の国や地域——先進工業国の多くも含む——では、男子の成績の低迷や学校からの離反こそが懸念の対象とされていることを、重要な問題として認識しておかなければならない。

### 取り残される男子

一部の国々では男子の就学者数のほうが女子のそれよりも少ない。ユニセフが55カ国で実施した最近の世帯調査のデータでは、女子の出席率が男子のそれよりもはるかに低い国のほうが多いことは明らかであるものの、男子が教育制度から取り

教師とコミュニティの指導者たちは、演劇、スポーツ、詩のワークショップを活用し、男女の子どもたちを分け隔てなく教育するとともに、広くコミュニティに大切なメッセージを伝えた。





残されている国もあることが、確認されている（「ボックス5．女子に対する男子の純出席率」参照）。ボツワナ、レソト、モンゴル、ナミビアのような国では、その主たる原因は、男性が賃労働先を探している間に男子に家の家畜の世話をさせるためである。しかし、ラテンアメリカ・カリブ海地域のほとんどの国でも、このような牧畜の伝統が根づいていないにも関わらず、同じように男子の就学率のほうが高く、男子が学校にひとりもいないことさえあることが明らかになっている。

ラテンアメリカ・カリブ海諸国では、男子のほうが女子よりも留年率が高く、成績水準も低いのが一般的であり、一部の国では学校の欠席率も高い。ブラジル（1996年）では、男子が正式な教育を受けた平均年数は5.7年だったのに対し、女子は6年だった<sup>(74)</sup>。ジェンダー格差が生じるのは男子が10歳前後のころであり、女子よりも高い割合で学校を離れ始める。15～17歳になると男子の

## ボックス5

### 女子に対する男子の純出席率

コロンビア	0.81
ハイチ	0.84
レソト	0.45
マダガスカル	0.82
マラウイ	0.84
モンゴル	0.82
スリナム	0.73
タンザニア	0.81

（7～14歳の子ども）

出典：ユニセフ（2003年）

## パネル9

# トルコ：学校演劇が国の心を動かす

若い女性が舞台に立ち、観客に直接話しかける。「嫁入り支度なんて、したくない。学校に行きたいし、自分の教科書がほしい」。会場に衝撃が走る。しかし、チッデム・イルディスは、自分の親に数え切れないほど言ったセリフをそのまま口にしていくだけである。彼女は、他の子どもたちが学校に行くのを見ながら、自分にも同じようにさせてほしいと懇願していた。

彼女が住むトルコ東南部のバン州では、女子は家の仕事をするとともに、若くして結婚する準備をするようにと育てられる。紙に夢を書き出すかわりに、チッデムや彼女のような少女たちは、刺繍や、この地域の主要産品である敷物の図案で自己表現することを覚えるのである。少女たちは沈黙を身に

つけるが、今夜の劇場ではこの沈黙が打ち破られた。チッデムは役をこなしているだけかもしれないが、それは彼女自身の人生に題材をとった役なのである。

チッデムは、自分が学ぶ機会はとっくに去ってしまったと思い、妹のギュルベートとエスマには同じ轍を踏ませまいと決意していた。ところが、彼女自身にもチャンスが訪れたのである。そのチャンスは、2000年にムラディエ地区に開設された、開かれた小学校学習センターという形で訪れた。これは、トルコ開発財団、国際労働機関、国連開発計画、国連人口基金、ユニセフが開始したパイロット・プロジェクトの成功を受けて、5つの州の全域で設置されたセンターのネットワークのひとつである。

これらのセンターは、初等義務教育を修了できなかった少女たちに2度目の機会を与えることを狙いとしている。少女たちを、自分の家での家事労働の負担から解放することも目的のひとつである。少女たちは開かれた小学校に入学するよう奨励され、家庭学習の支援も受けた。センターには、コンピューター、OHP、ビデオ再生機、テレビも備えつけられていた。

家から出る機会がめったになかった少女たちにとって、センターは学習センターであると同時に社交の場であり、人生経験や気になっていることを共有したり、もっと広い世界を探求したりすることができた。少女たちは見学旅行を組織して近隣の州にも出かけた。多くの少女にとって、近所の慣れ



19.2%が完全に中途退学するが、それに対して女子は8.5%が中途退学するにすぎない<sup>(75)</sup>。

男子の危機は思春期の初期に訪れることが多い。このころになると、男子の身体や自己感覚は変化し始め、またおとなの世界やまわりからの期待につきあうことを余儀なくされる。たとえば、アンダーソンはリオデジャネイロ（ブラジル）のスラム街に住む10代後半の青年である。なんとか学校を卒業しようと決心はしたものの、10代前半のころを振り返ると、街で男友達とぶらぶらしたりサッカーをやったりすることのほうが、学校で経験できるどんなことよりもかっこよくて魅力的だったと言う。

「あのころはさ、いろいろ考えたくないんだよね、ただぶらぶらするだけでさ。おふくろは学校に行け行けて言ったけど、おれは行かないよって答えてた。で、家から走って出てくんだ。家には男がいなかったからね……俺を追っかけてつかまえ

て、学校に行かせられるような男がね。おふくろには俺を捕まえられなかった。今は、あのときほど子どもじゃないし……勉強するよ。教育を受けなきゃ……ただでさえ大変なんだから」<sup>(76)</sup>

アンダーソンの証言によって浮かび上がるのは、ラテンアメリカ・カリブ海諸国全域で一層明らかになりつつあるというだけの問題ではない。西欧諸国でもますます共通のものとなりつつある問題——すなわち、思春期を迎えた男子が学校や学業から離反してしまうという問題である。

## 立ち遅れる男子

数十年の間、先進工業国における男子の成績不振は隠れた問題であった。語学や文系教科で男子よりも女子のほうが成績がよいことは一般的に

親しんだ環境から離れるのはこれが初めてのことだった。

チッデムが通ったムラディエ・センターは、あらゆる面で期待以上のことを可能にしてくれた。少女たち——アダレット、アイペール、チッデム、ギュルバート、ネザケート、イエテルなど——は演劇クラブを作り、地域の男の子たちに声をかけ、自分たち自身の人生経験をもとに、協力しながら「カルデレン」と題した演劇の脚本を書き、それを上演した。

「カルデレン」という題名は象徴的であり、雪に覆われた山で咲く花（スノードロップ）を指している。この劇は、トルコ東南部の少女たちの人生を制約する文化的慣習を調べ、少女たちの実際の人生経験をコラージュしたものであり、早期結婚や伝統的慣習によって、女性がコミュニティに全面的に参加することをいかに妨げられているかが描き出される。けれども、この劇は希望に満ちたものであり、少女たちは逆境と闘い、カルデレンのように花を咲かせる。

この劇はまず少女たちの母親の前で上演され、支持を得た。その後、州都

に舞台を移してもっとおおぜいの観客の前で上演され、地方テレビのチャンネルで少女たちの特集が組まれるほどの大成功を取めた。その後、首都アンカラで2度に及ぶ上演の機会を得たのである。最初は演劇フェスティバルが、2度目は子どもフォーラムが舞台だった。子どもフォーラムでの上演にはトルコ全土から子どもたちが集まっており、教育省と文化省の大臣も観劇していた。一部のシーンは全国テレビでも放送された。

この劇を通じて、少女たちは学校に行けないことの不満を表現することができた。また、伝統にどっぷりつかり、娘を家に押しこめて家事を手伝わせる親たちの目も開かせた。この劇は、全国の人々の態度を変えたのである。

何よりも、この劇は少女たち自身を変えた。「カルデレン」の前は、彼女たちは小学校の落第生だった。今や彼女たちは自信にあふれた若い女性であり、教師や医師や弁護士になりたいと考えている。少女たちのひとり、アイペール・サラは、中学校の卒業証書を手にするだけでは終わらず、高校に、果ては大学にもチャレンジしたいと言う。「そうしたいのは」と彼女。「壁

に卒業証書を飾っておくためじゃない。教育を受けて知識を身につけた母親になって、私たちが失ったものを娘たちが失わなくていいようにするためです」

チッデムの妹のギュルバートも学校に行けなかったが、ムラディエ・センターで、人間はたったひとつの文字を学ぶことでどのくらい成長できるかがわかったと語る。紙や鉛筆のにおいがかぐことさえ楽しかったと言う。彼女も「カルデレン」で役を務め、姉とともに自分たちの家のなかで扉を開いた。劇のメッセージは2人の両親にも届き、末の妹のエスマは今高校に通っているところである。

トルコ教育省も耳を傾けつつある。教育省は、女子が義務教育を修了できるようにするための重点戦略として開かれた小学校モデルを採用した。チッデムとその仲間たちは、自分たち自身の人生から、あきらめという重荷を投げ捨てただけではない。あとに続く少女たちのために、道を切り開いたのである。

受け入れられていたものの、数学や科学で男子の成績のほうがよいかぎり、全体としてはバランスがとれていると考えられていたのである。しかし近年、科学や数学における女子の参加と成績は相当に向上してきた。これは学校でのとりくみだけでなく、女性の役割についての社会的期待が幅広く変化したことによるものである。けれども語学系教科における男子の成績は向上せず、そのため女子のほうが全般的によい成績を収めるようになった。これは、初等教育段階の全国テストから学校修了時の公的試験に至るまでのさまざまな試験の結果に反映されている。

これにより、政府のレベルで相当の懸念が引き起こされることとなった。たとえばオーストラリアでは、議会の文教委員会が男子の教育について大規模な検討を行ない、教室レベルから教育・社会政策に至るまでの24項目の勧告を行なっている。これらの勧告には、男女のすべての子どもを効果的に参加させるために教師が活用することのできる方策を促進すること、教師の養成教育・現職者教育にジェンダーと成績に関する問題を含めることなどが含まれていた<sup>(77)</sup>。

英国では、1998年以降、政府がすべての地方教育当局に対し、男子の成績の低迷に対抗するための長期戦略を策定すること、その進展を定期的に評価することを求めてきた<sup>(78)</sup>。英国政府は、女子の成績を下げることなく男子の成績を上げることができるような戦略を見出すために3年間の調査研究プロジェクトを外部委託するとともに、専門のウェブサイトを設け、男子の成績の低迷に対応するための方策の定め方に関する事例研究、資源、指針を学校に提供している<sup>(79)</sup>。

## 離反する男子

男子の学業成績の低さに関する研究は増えており、それによってわれわれの理解も深まりつつある。重点分野は研究者によってそれぞれ異なっているものの、この現象は複雑であり、さまざまな原因から生じているというオーストラリア議会の報告書には、全員がおおむね同意している。はっきりしているのは、学校を基盤とした対応策だけでは不十分であること、この問題は、開発途上国における女子の成績の低迷の問題と同じように、ジェンダーと権力という一層幅広い問題と切り離しては考えられないということである。

ひとつの理由として、家庭における女子の社会化のありようが、課題から気をそらさずに集中する姿勢を育み、したがって女子のほうが教室の環境になじみやすいということが示唆されてきた。たとえば、中等・高等教育の段階では女子のほうが男子よりも成績がよいといわれるジャマイカで行なわれた調査によると、男子は全体として家の外でかなり自由に行動することが許されているのに対し、女子は家から外に出ないことが期待され、ある特定の課題に時間を費やすよう求められている<sup>(80)</sup>。ジャマイカ政府が実施したある研究によると、男女の成績差の原因としてはさまざまな要因が挙げられることがわかった。その要因には、乳幼児期の親による社会化のあり方から、社会全体で発せられるジェンダーの偏見に基づくメッセージ、さらには教室における男女の扱い方の違いまでが含まれている。

調査研究および行動による成果を期待しうるものひとつの分野は、学校と、社会的性別役割モデルという一層幅広い問題とを、教師のジェンダーバランスという観点から結びつけようとするものである。サハラ以南のアフリカでは、学校を女子にとってより魅力的かつ適切なものにするための主要戦略として、この地域では、教職はほとんど男性によって占められているので、女性教員の比率を増やすことが試みられている。先進工業国やラテンアメリカ・カリブ海諸国ではその逆が適切かもしれない。これらの地域では、とくに初等教育段階では女性教員が圧倒的多数を占めており、男子にとってのいいお手本が存在しない可能性があるためである。

語学や国語といった教科で男子の成績がこれほど際立って悪い理由のひとつは、これらの教科が「女子のなわばり」ととらえられており、本を読むことがあまりにもしばしば「男らしくない」と見なされているところにあるという主張もある。テレビのインタビューで英国の少年（7歳）が言ったように、「本を読むのが好きなのは本当の男じゃない」のである<sup>(81)</sup>。

## ジェンダーの役割

以上のことをあわせ考えると、男子が教育から離反してしまうのは、男性としての伝統的な社会

化のありようと密接に関係しているのではないかと  
いう考え方が導き出される。これは、子どもが  
生まれたときから父親が子どもと関わりを持ち、  
乳幼児期の養育と発達に参加すること、教育を支  
えることの重要性を裏打ちするものである。ただ  
し、学校と教育制度は、家庭のなかでこのような  
積極的な模範を示してもらったことがない少年た  
ちにも対応せざるをえない。このような少年たち  
は、むしろ暴力や、自分自身と女子を危険な状態  
にさらす行動を奨励するような、社会の否定的  
メッセージに反応するのである。

ナイジェリアでは、1995年以降、「青少年男子向  
けの意識向上」プログラムが10代の少年を対象と  
して運営されてきた。このプログラムは、週1回の討  
論に1年間参加し続けると約束した男子生徒を対象  
としたものである。女性に対するレイプと暴力が懸  
念対象となっている社会で実施されているこのプロ  
グラムでは、少年たちが、特別研修を受けた教師の

もと、ジェンダーの役割や、それが自分の家庭でど  
のように表れているかについて話し合う。カリキュ  
ラムは常に更新されている。数年前には、少年たち  
が愛と性欲をなかなか区別できないことが明らか  
になったため、「性関係・愛・結婚における男性の責  
任」がカリキュラムの単位に加えられた。プログラ  
ムを進めるなかでわかってきたのは、男らしさとい  
う考え方をあまり抽象的にならずに取り上げる方法  
を見つけることが重要だということである。たと  
えば、スポーツがうまくできなかったときや、仲間の  
男子から女子を追っかけまわしたり「男らしい」と  
ころを見せたりするようせきたてられたときに、ど  
んな気分になるかを話し合う。プログラムへの参加  
は、どちらかといえば自分で参加したいという子  
どもたちの意思にまかせざるをえない。そもそも、  
ディスカッション・グループに参加するための充分  
な動機づけができていなければならないからである。  
それでも、カラバールとウヨの2都市で行なわれた  
プログラムの卒業生は最初の6年間で2,000人にの

ジェンダーに配  
慮するというこ  
とは、女子も男  
子も十分に成長  
できるような学  
校制度、教室、  
社会を創造する  
ということであ  
る。





ほり2002年にも700人を超える男子が参加登録をした。卒業生の少年たちは討論や自己表現の力が相当高まり、「スター」扱いされるようになっている。つまり、他の少年たちからお手本として見られる可能性も高いということである。

## ともに闘う味方としての男子

男子自身も、女子の権利を保護・促進するためのとりくみに参加することでエンパワーされ、社会的にも教育面でもより大きく成長することができる。それがはっきりと表れたのは、女子教育運動の立ち上げの段階からともに闘う味方として男子の参加を得た、ウガンダの例である。たとえば、キバレ地区やムバララ地区の少女たちは、少年たちとパートナーを組んで地元クラブや支部を設置し、おたがいに協力しながら、学校に行っていない子

の名前と住所を調べて接触を試みた。少年たちがとりわけ貴重な役割を果たしたのは、通学路で、そして学校のなかで、少女たちの安全に関わる問題に取り組んだことである<sup>(82)</sup>。女子に暴力を振るうのが少年たちであり、おとなの男性であることを思えば、問題と闘うにあたって男子に積極的な味方として参加してもらうことは、女子にとっては明らかなメリットとなる。しかし、暴力に立ち向かい、なぜ暴力を容認できないかについて理解するという点で、男子自身の社会的発達の面でも否定しようのない利益があるのである。

パキスタンでも、思春期の少年たちは、女子・女性の権利促進における積極的かつ効果的なパートナーである<sup>(83)</sup>。あるプロジェクトは、思春期の少女のエンパワーメントを目的として6年以上にわたって運営され、パキスタン全土の500カ所で2万5,000人の少女たちをその対象としてきた。このプロジェクトは、少女たちに知識とスキルと新たな

## パネル10

# スーダン：コミュニティが変化をもたらした

チャドとの国境に近いスーダンの西ダルフール州。エル・ジェネイナを横切るデコボコしてほこりっばい小道を、ほっそりとした、明るい目の11歳の少女が、3頭のロバによる印象的な隊列を率いて進んでいる。先頭のロバには黄色いワラが満載されており、ひよろ長い脚と悲しそうな目しか見えない。他の2頭は、積荷である薪と水の重さでつぶれそうになっている。きゃしゃで内気そうなこの少女は、ウム・ジュマー・アブドラーヒー。毎日10キロの距離を歩き来して市場で売るためのワラを集め、家計の足しにしている。このワラは垣根やむしろに用いられるが、2日間かけてそれを集めても1ドルにもならない。

驚くような話ではないが、ウム・ジュマーは小学校に行けなかった。スーダ

ンは女子の純就学率が世界で最低の国のひとつ（42%）であり、西ダルフール州は全国平均をさらに大きく下回っている（22%）。彼女が住む地域ではさらに状況が悪く、女子の1%しか学校に通っていない。

けれども、変化の兆しはある——コミュニティが女子教育にとりくむことで、事態がどれだけ一変するかを示すような変化である。スーダン政府とユニセフが開始した「子どもにやさしいコミュニティ」イニシアチブは、これまでにこのようなコミュニティ378カ所以上に広がってきた。対象コミュニティは、もっとも不利な立場に置かれた北部9州と、南部でアクセスが可能な3カ所の都市型地域に位置しており、このイニシアチブの主導で学校の建設、教師の支援、学校活動のモニタリングが進められている。

この同盟関係におけるユニセフの役割は、校舎の復旧・新築、教室の家具、学習教材、教員研修のために若干の支援を提供することである。世界食糧計画は調理用具と食料品を提供し、6州の4万人を超える子どもが毎日学校給食を食べられるようにしている。また、学校のトイレや衛生設備の建設にも資金を拠出している。カリキュラムには健康と衛生に関する基礎知識が含まれており、それを強化しているのが保健クラブの活動である。保健クラブは、予防接種の大切さについてもあらためて子どもたちに訴えているほか、最近、HIV／エイズに関する意識啓発活動も開始した。

このような幅広い教育とともに、トイレや、安全な飲み水を提供するための手押しポンプが用意される。「昔は、



な機会を提供するうえで相当の成功を収めることができた。しかし時間がたつにつれて、受益者である少女たちはコミュニティの少年たちが後れをとり始めていると言い出し、少年たちも参加できるようにプロジェクトを開かれたものにすべきだと主張した。

その声に応じて、女子を対象とした研修プログラムは男子にもふさわしい形に修正された。また、各対象地でリーダーが指名され、フォローアップ活動の指導や進展の報告ができるようスキル開発が行なわれた。男子を対象に含める目的は、彼ら自身のエンパワーメントにつながるだけでなく、自分の新しい役割を認識するうえで役に立ち、女子の権利の理解・支持を可能にするような知識を提供するところにあった。パイロット・プロジェクトがうまくいったため、このとりくみは4州の45カ所に拡大された。参加した少年たちの最初の反応は励みになるもの

だった。彼らは以前よりも女子を支える姿勢を見せるようになり、建設的なコミュニティ開発活動にも参加し始めたのである。

## 貧困の役割

カリブ海諸国では、貧しい社会経済的状況に置かれた少年や若い男性は学校から一層疎外されやすくなることについて、政府の認識が高まってきた。このような若い男性をとくに対象とした介入も、いくつも行なわれてきている。カリキュラムに問題を抱えている若者を対象としたバハマの「若者エンパワーメント・スキル研修プログラム」や、学校に行っておらず職にも就いていない若者に焦点を当てたジャマイカの「青少年向上プロジェクト」などはその例である<sup>(84)</sup>。

こういうトイレというのは学校のなかでも一番後回しにされていました」と、エル・ジェネイナの諸学校を監督するモハメド・ムーサ・ハッジは語る。「でも今では、適切な衛生設備は学校の子どもたちにとってだけではなく家庭でも大切だということがわかってもらえています」

各学校にたったひとつの手押しポンプがあるだけで、家庭にも多大な効果が及ぶ。11歳のアワティフ・アフメド・ムタラーは、毎日、学校のポンプから清潔で安全な飲み水を汲んで何本ものビンに詰め、家に持ち帰る。それぞれのビンは、飲むため、お茶をいれるため、食事の準備中に手を洗うためといった具合に、家のなかでの具体的な用途が決まっている。このような小さな一歩で、予防可能な病気や死亡の件数を少なくできることは証明されてきた。生徒たちは親に働きかけて、ポリオやその他の予防可能な病気の予防接種をきょうだいたちに受けさせたりもしている（西ダルフールは新生児破傷風の発生率が世界最高の地域である）。

過去の教育との対比がこれほど鮮やかなところもない。生徒たちはかつて、ほこりや砂利で覆われた地面にぎゅう

ぎゅう詰めになって座り、ペンも紙もなく、できるだけたくさんのことを暗記しようとしていた。長い距離を歩いて家に帰り着くまで、おなかに食べ物を入れることもなかった。

学校が復旧されたおかげで親たちは進んで子どもを学校に通わせるようになり、女子教育の拡大はコミュニティのなかでドミノ効果を発揮しつつある。「隣の家が娘の教育に熱心なのを



Tom Rhodes/2003

ブラジルでも、男子の教育問題を社会階級から切り離して考えることはむずかしい。ストリートの魅力を生き生きと描き出したアンダーソンの証言を裏づけるのは、国際労働機関が最近実施した、ブラジルの成年ギャング「コマンドー」への参加が意味するものを検討した研究である。この類の仲間集団では、とくに低所得地域においては、平均的な教室内ではあまりふさわしくないとわれがちな行為や振る舞いが尊ばれる。また、所得データを分析したところ、貧しい地域出身の少年は、学校に行っても十分な金銭的見返りは無いという理由で自己正当化を図っていることがわかった。リオデジャネイロ全体で計算すればわずか4年間の就学ですむ平均収入を得られるようになるまで、低所得地域出身者は11年間の教育を受けなければならないのである<sup>(85)</sup>。

つまり、ラテンアメリカ・カリブ海諸国の「逆ジェンダー格差」はけっして単純な現象ではない。

そこではむしろ、ジェンダーに関連した要因が、個人個人の違いはもとより、階級や人種とも複雑にからみあっている。すなわち、一方で、多くの少年たちは学校でよい成績をあげ、楽しくやっているが、他方では著しく困難な思いをしている少女たちも少なくないということである。同地域の——そして同じような傾向が出ている先進工業国の——教育研究者や政策立案担当者の課題は、ジェンダーに基づく固定観念を強化することなく、男子の否定的な教育経験に対抗していく方法を見つけ出すところにある。

ジェンダーに配慮するという事は、文字通りのことを意味する。すなわち、女子と男子の双方のニーズをはっきりさせ、女子も男子も十分に成長できるような学校制度、教室、社会を創造するという事である。それこそが「万人のための教育」の最終目標にほかならない。

見ると、自分の家の娘も学校に通わせようとがんばるんです」とは、西ダルフール州で女子教育部長を務めるマカ・アル・ドム・アフメドは言う。

このようなパートナーシップにより、教室で経験することの質も向上されつつある。ユニセフは2002年、スーダン全土の2,759人の教員（うち1,200人は女性）を対象として、参加・相互作用型の教育手法や、男女平等をカリキュラムの基本に据えることについての研修を実施した。教師とコミュニティの指導者たちは、演劇、スポーツ、詩のワークショップを活用し、生徒たちを教育するとともに、広くコミュニティにも大切なメッセージを伝えることに成功した。たとえばアル・フマイラ女子学校の生徒たちは、踊りや詩を盛りこんだパフォーマンスを準備し、コミュニティのなかで平和と和解を推し進めようとした。これは、乏しい水資源と牧草地をめぐる遊牧民と農民との衝突が当たり前であり、1999年から2001年にかけての争いで26校が全焼したこの地域では、とくに重要なことである。

このような比較的孤立した村々で、生徒やおとなたちは周辺の文化につい

ての視野を広げつつある。近くの遊牧民についての理解を深めるのもその一環である。調査によれば、子どもたちの中でこのような理解が深まることによって、おとなどうしでも対話に踏み切り、平和にふさわしい環境を作り上げることにつながるとわかっている。

ウム・ジュマー自身にとっても、子どもにやさしいコミュニティイニシアチブのもうひとつの側面が役に立とうとしている。もうひとつの側面とは、子どもたちのところに小学校に行けなかった人々を対象とした成人教育センターの設置である。ウム・ジュマーは今アル・ウェーダ・センターに通い、主要教科とともに、収入の足しになるような実践的スキルを学んでいる。

このような成人教育センターは、コミュニティに及ぼす効果という点では小学校と同じぐらい重要である。「母親自身が学校なのです。まわりのコミュニティの人々にもいろいろ教えてくれるのですから」と、ファティヒヤー・アッバス校長は考えている。女子教育を熱心に唱道するもうひとりの人物は、エシャマ・エゼルディーン・アブドゥラーである。彼女自身は読み書きができないが、今では看護師

をしている2人の娘が教育によっていかに変わったか、目の当たりにしてきた。「娘たちが学校に行ったおかげで、家のなかもすごく変わったのよ。娘たちは、家の整理のしかた、掃除のしかた、熱や下痢から身を守る方法を教えてくれたわ。牛乳にハエがたからないように覆いをかぶせるとか、簡単なやり方をね」

「変化の兆しはあります」と、マカ・アル・ドム・アフメドは言う。「私たちは、娘の役割についての考え方を変え始めているんです。昔は、女の子は12歳で子どもを産んで、18になるころには3人の子どもがいたんですよ」

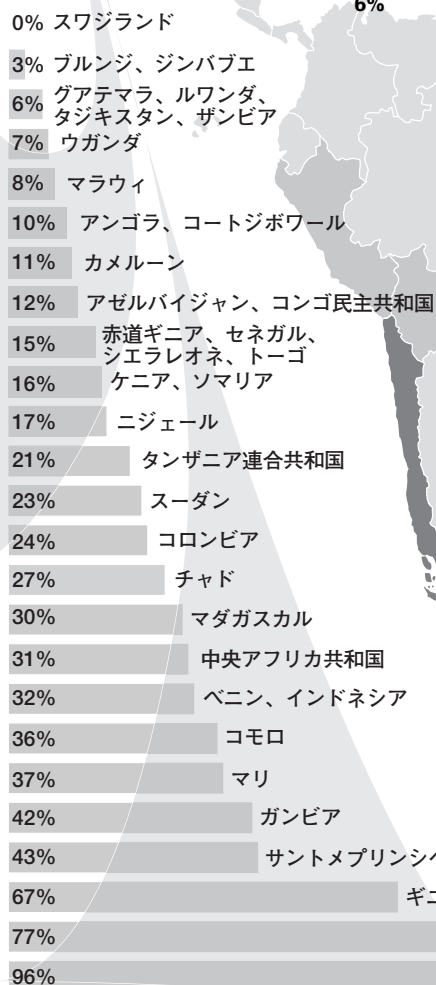
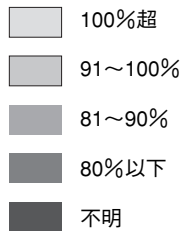
今はどうだろうか？ コミュニティの指導者、シーク・メッキ・バクヒート・シヤムには、ニアラ大学で獣医学を学んでいる娘がいる。彼女と結婚させてほしいという者たちが現れたとき、彼はこう言った。「とんでもない。教育が終わるまで待つてもらわなきゃ」

## ミレニアム開発目標

HIV／エイズ、マラリアその他の疾病と闘うにあたっては、2つの目標—初等教育の完全普及、ジェンダーの平等の促進と女性のエンパワーメント—が決定的に重要である。この闘いでは、予防と治療がもっとも強力な手段となる。女子教育はその両方を推進するものである。

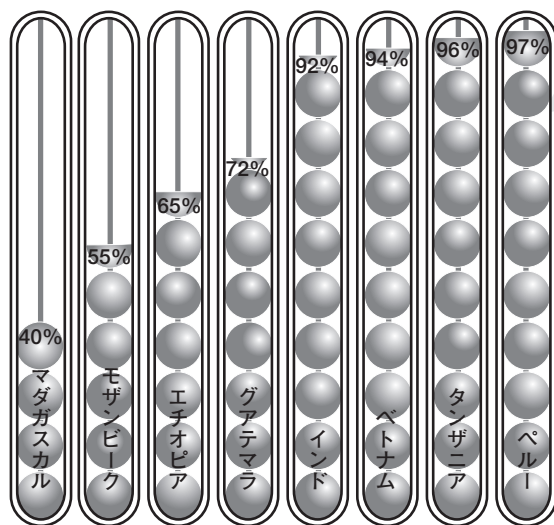
### 中等教育における女子

中学校に在籍する女子の対男子比  
(1995年～2000年)



### 初等教育の達成

小学校に入学して第5学年に達した子どもの割合  
(1995年～2001年の調査データ、一部の国々)



### マラリアの予防

就寝時に蚊帳を使用している子どもの割合  
(1999年～2001年)



# HIV／エイズ、マラリア その他の疾病との闘い

**HIV／エイズ**  
成人（15～49歳）の感染率  
（2001年末現在）

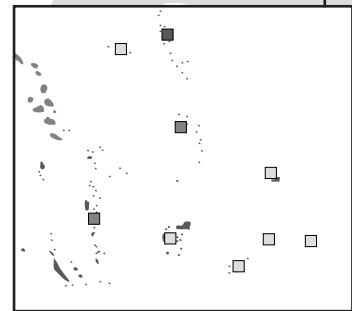
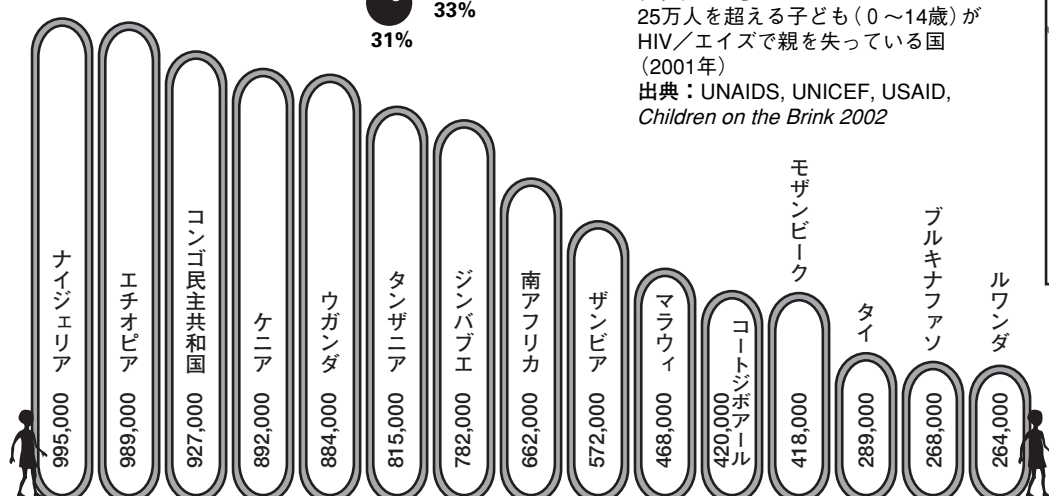
- 30%以上 ●
- 10%～29% ●
- 5%～9% ●



## HIV／エイズで親を 失った子ども

25万人を超える子ども（0～14歳）が  
HIV／エイズで親を失っている国  
（2001年）

出典：UNAIDS, UNICEF, USAID,  
Children on the Brink 2002



この地図は、いずれかの国もしくは地域の  
法的地位またはいずれかの国境の確定に関  
するユニセフの立場を反映するものではない。  
点線は、インドとパキスタンが合意し  
たジャンムー・カシミールのおおよその統  
治線を表したものである。ジャンムー・カ  
シミールの地位の確定については当事者の  
合意が得られていない。



# 6 正しい行動





Beatrice Progidia/2003

女子教育は、政府の長が、開発の問題に対して短期的で代わり映えのしない解決策以上のものを求めようとするのであれば、まさに夢の投資となる。女子教育に資金を拠出することにより、他の社会開発部門が手薄になるどころか、その活動に付加価値が加わるのである。それは、子どもや妊産婦の死亡率を削減し、子どもの健康状態を良好に保ち、HIV／エイズの発生件数を少なくすることによって、保健システムにかかる重圧を緩和する。女性のスキルと生産性を高めることにより、貧困を少なくし、経済の長期的強化をもたらす。女子教育とその他の開発分野に密接な関係があるということは、たとえば、ある学校で安全な水と衛生設備を用意するために一度支出するだけで、二重の効果が期待できるということである。すなわち、一度の支出によってコミュニティの健康・衛生状態が改善されるとともに、より多くの女子を学校に來させることができる。

費用は克服可能な範囲内である。教育に関するミレニアム開発目標—2015年までにすべての子どもが初等教育を修了できるようにする—を達成するための追加費用の見積りには、年間91億ドルから380億ドルまでと幅がある<sup>(86)</sup>。世界銀行の見積りは380億ドルであり、そのほとんどは開発途上国自身が負担することになっているが、そこには50億～70億ドルの資金不足があり、それは外部からの援助によって埋められなければならない<sup>(87)</sup>。ということは、今から2015年までの間に約600億ドルの追加援助がなければならないということである。これはかなりの額だが、常に資金が見つかるように見える大規模な軍事作戦の費用に比べれば、相対的に少ない。

実際的な障壁も克服可能である。教育に関わる問題で解決策のないものは実質的に存在せず、しかもその解決策はすでにほかの場所で試行・検証されている。女子教育にともなう利益には議論の余地がなく、変化をもたらすことのできる戦略と具体的措置はよく知られている。このような戦略と措置は、世界中のプロジェクトやプログラムですでに適用されてきたものである（「付録A：ほとんどすべての問題への解決策」参照）。

長年の経験から、女子教育のイニシアチブのなかで何がうまくいき、何がうまくいかないのかと

ということについては、一層洗練された形で正確に理解されるようになってきている。たとえばサハラ以南のアフリカで実施された評価では、既存の教育プログラムにジェンダーのアプローチを接木するだけではうまくいかないことがわかった。このような試みが行なわれたあらゆる場所で、既存のプログラムは変化を受け入れないことが証明されている。女子教育プロジェクトは最初からそれとして立案されなければならない、政府とプログラム企画者の双方からコミットメントを得ていなければならない。

女子教育プログラムには、3つの明確な目標が必要である。学校に行っていない女子の合計人数を少なくすること。女子にとっても男子にとっても教育の質を向上させること。そして、すべての子どもの学習成績に進歩が見られるようにすることである。アクセスの問題に対応する介入を質の問題に対応する介入と組み合わせ

て実施することは、排除された子どもや危険な状況に置かれた子ども、とくに女子を発見し、学校に入れるとともに、このような子どもが安全で生産的な環境に留まり、学習し、成果を収められるようにするうえで役に立つ。このような介入は、教育制度がすべての子どもに効率的に成果をもたらせるようにする一助となるのである<sup>(88)</sup>。

アフガニスタンのケースは、国際社会が危機への対応に真剣にとりくんだときに何ができるかを示すものである。そこでは、複合的な要因——学びたいという子どもたちの強い思い、子どもたちにかかる親の夢、政府の主導的姿勢、支援しようという国際社会の積極的意思——が組み合わせられたときに何が可能となるか、劇的な形で証明された。数十年に及ぶ紛争中、とくにタリバン時代に教育を奪われてきたアフガニスタンの家族は、子どもたちを学校に行かせてやりたいという圧倒的

開発の課題は万人のための教育の課題であり、万人のための教育を達成することの課題は女子教育の課題である。





な思いを抱えていた。緊急事態下において子どもたちに教材を提供したユニセフの役割は、これまでにユニセフが実施した活動のなかでも最大規模のものだった（アフガニスタンに関するパネル、73ページ参照）。

## 教育の新しいパラダイム

この白書全体を通じて、女子教育と開発の成果との相互依存関係を分析・議論してきた。女子を学校に通わせ、学校に留めておくためには、あらゆるレベル—家族、コミュニティ、地方・中央政府—で統合的な戦略が必要である。あまりにも長く、女子が教育を受けられないのは私事であって、個々の家族で対応すべき問題と考えられてきた。しかし白書で提示した証拠は、すべての女子を教育するという課題はあらゆる部門の開発課題であることを実証している。

教育大臣にとっての課題であることは、もちろんだが、しかし、それだけではない。

財務大臣は、初等教育に十分な予算を配分しなければならないし、費用を廃止し、貧しい家族に十分な賃金を保障することで、学校を経済的に無理のないものにしなければならない。

保健大臣は、適切な保健サービス、水および衛生設備を整えなければならない。

労働大臣は、働く子どもが搾取されたり教育を否定されたりすることがないように、保護基準を確立しなければならない。

法務大臣は、学校を安全な場所にしなければならない。

計画大臣は、子どもが生存・成長するために必

## パネル11

# アフガニスタン：再来

「どんな気分かなんて、とても説明できません。タリバンが権力を握った2年後にアフガニスタンを離れ、タリバン体制が終わってから戻ってきました。この気持ちは言葉では言えません」と、ナジバ・フォロー\*は目に涙を浮かべて語る。彼女は、ナヒーサ・バルバド校の校長に復帰したところである。

タリバン統治下では女子の教育が禁じられていたが、自宅で秘密の教室を開いていた親や教師も少なくなかった。祖国を去らねばならないとついに決心するに至った事件を思い出すとき、フォロー校長の目にはふたたび涙が浮かぶ。彼女の学校は、タリバンによって通信基地に鞍替えされた。彼女はブルカに身を包み、かつて自分の学校だった場所のまわりを毎日歩いていた。

ある日、ブルカを着た女性に会い

さつされた。声だけではだれかわからなかったので、ブルカをとって顔を見せてくれるよう頼むと、元生徒だということがすぐにわかった。数分間話をしたあと別れたが、その元生徒が校庭を去る前にタリバンのメンバーが近づいてきて、彼女を殴り始めた。校長は駆け寄り、体で元生徒をかばおうとしながら、彼女がブルカをとったのは自分が頼んだからだと説明した。校長はそのあとすぐにパキスタンに移り、アフガニスタン難民を教育する仕事に就いた。

「教育はすべての社会の基礎です」と、彼女は付け加える。「学校の門を閉ざすということは、刑務所をいっぱいにするということなんです」

国連が承認した軍事作戦によるタリバン追放以降のアフガニスタンの戦後経験は、学校の門をもう一度開くことこそ未来の成功、繁栄および

平和の基盤を整える最善の方法であることを示している。

アフガニスタンで2002年に展開された「学校に戻ろう」キャンペーンは、国際社会が危機への対応に真剣にとりくんだときに何ができるかを示すものである。数十年に及ぶ紛争中、とくにタリバン時代に教育を奪われてきたアフガニスタンの子どもたちは、学校に行きたいという圧倒的な思いを抱えていた。緊急事態下において子どもたちに教材を提供したユニセフの役割は、そのもっとも誇らしい成果のひとつであり、これまでにユニセフが実施した活動のなかでも最大規模のものだった。

2001年末、暫定政権はユニセフの支援を得て、同国の教育制度を再建するために全力を尽くした。最初に焦点が当てられたのは、150万人の子どもたちが2002年3月末から学校



要なサービスを、地域コミュニティや親自身が監督できるようにしなければならない。

## 前進のための7つのステップ

世界で6,500万人の女子が学校に行っていないという事実が、戦争と同じように世界の注目を集めることは決してないだろう。少女たちを、砂漠に戦車を走らせることで救うことはできない。彼女たちの苦境を大見出しで訴えても、視聴率や日刊紙の部数が急増することはないだろう。少女たちの失われた可能性が新聞の一面の写真を飾り、快適な暮らしをしている人々の良心を痛ませることはない。

しかし、少女たちの苦境はそれでも緊急事態なのである。各国政府、援助機関および国際機関は、彼女たちを救うために実際的な措置をとらなければ

ならない。あたかも、テレビカメラが回るなか、戦争地帯の上に位置する山々で6,500万人が立ち往生しているかのような状況と同じぐらい、緊急な対応が必要とされているのである。

社会のあらゆるレベルの指導者は、手を携えて次のことをしなければならない。

### 1. 開発努力の不可欠な要素に女子教育を含めること。

経済開発や貧困削減プログラム全体で中核的な人権原則が尊重され、女子の権利が明示的に保護されなければならない。各国政府、国際金融機関、二国間・多国間援助機関が社会正義の原則を開発プログラムに適用すれば、社会のすべての人々にとって、とりわけもっとも周縁に追いやられた人にとって、よりよい成果が生み出されるはずである（「ボックス6：予算と人権」参照）。

に行き始められるようにすることである。地域内で70万人分の学習教材が調達され、足りない分はデンマークにあるユニセフの第一倉庫から空輸された。国境を越えてすぐのパキスタン領内で梱包作業を何もなしから始め、新たに雇用された地元職員180人が2交代制で作業を進めた。2カ月もしないうちに5万箱の教育キットが作成されたが、これは1分で2箱のペースである。タジキスタンとウズベキスタンで進めら

れていたもっと小規模なパッケージ作成班も、1万箱以上の教育キット、400箱のレクリエーション・キット、600個の学校テントを作成した。約7,000トンの教育物資を全国に配布する作業には、教育行政官だけではなく、全国的な予防接種ネットワークを構築していた保健員も従事した。

キャンペーンのもうひとつの目標は、教育省の能力構築だった。全体

で600人がデータの収集・普及プロセスを手伝う窓口指定され、地域ワークショップに参加して技術的・財政的支援を受けた。

2002年3月23日、アフガニスタン全域で、約3,000校の学校が男女の子どもたち数百万人にその門を開いた。そのときまでに物資の93%は配送済みだった。2002年9月までには、同国の南部でさらに多くの子どもたちが——パキスタン、イランその他

アフガニスタンの子どもと若者のみなさんに、私はこう申し上げたいと思います。……みなさんの親、先生たち、政府のかたがた、そして世界中のたくさんの人々が、みなさんが心機一転して学校に通い始められるように努力してきました。これは、おとなである私たちの責任です。そして、今度はみなさんの番です。この機会をぜひいっぱい活用しましょう。先生の話をよく聞き、学べることはすべて学び、質問をし、いろいろな考え方に常に心を開いてください。そして、もうだれにも学校を取り上げられないようにしてください。それはみなさんの権利です——それは、男の子と女の子両方の権利なのです。（2002年3月23日、「学校へ戻ろう」キャンペーンの開始にあたってキャロル・ベラミーが贈った言葉）

- 教育、健康、食糧、安全に対する女子の権利が侵害されないよう、経済危機や国家政策の変更のときにも公的サービスは保護されなければならない。
- 機会均等だけでは不十分である。「結果の平等」に焦点を当て、すべての子どもが、女子も男子も同様に、質の高い同じ教育を受けられるようにしなければならない。
- 自分たちの生活に影響を及ぼす決定に参加する子どもと家族の権利が尊重されなければならない。教育予算の配分や開発についての関連の決定など、彼らに影響を及ぼす公的問題においては子どもと家族の意見を考慮に入れる必要がある。女子は、民主的統治にとって不可欠な意味のある参加の機会を平等に保障されるべきであるし、そのための準備も平等にできなければならない。

## 2. 女子教育を支える国家的精神を創出すること。

「学校に行かない女子をひとりも出さない」という国家的精神が創り出されなければならない。そうすることによってコミュニティは、女子が学校に行かずに家庭に押しこめられている状況について、男女の子どもがもっと目に見える形で労働搾取を受けている場合と同じぐらい、憤慨・懸念するようになる。このような精神を創り出すためには、広範な市民教育キャンペーンを実施し、女子教育が家庭や社会にとってどのぐらい利益となるかを説明することが必要である。政治家から親まで、民間セクターからマスメディアまで、社会のあらゆる層が参加しなければならない。政府は、女子を学校に通わせ、中途退学させないことに対する説明責任を負うべきである。このために以下のようなくみが必要となる。

- 学校に行っていない女子の人数を定期的に報告

の周辺諸国から帰還してきた難民の子どもたちや、キャンプを離れて家に帰った国内避難民の子どもたちとともに——学校に復帰した。これにより、この年に就学した子どもは当初見通しの2倍の総計300万人に達した。そのうち約30%が女子である。多くの地域では、これは大きな前進を意味する。タリバン以前でさえ、初等学校相当年齢の女子のうち5%しか就学していなかったためである。

2003年の教育キャンペーンの課題は、国際社会の関心が——ということとは資金が——ほかへ移ってしまったときに、この体制を維持・拡大していくことである。教育の質が最重要課題となった。子どもたちが今、学校から離れていけば、学校制度が再建できたときに、連れ戻すのは非常にむずかしくなるからである。そう考えた教育省は、ユニセフに、2003年度が始まるまで冬季教員研修ワークショップを実施してほしいと依頼してきた。生徒中心の授業方法、授業計画、地雷に関する意識啓発に焦点を当てた8日間の研修コースを、1万9,500人の小学校教師が受講した。

今なお膨大な問題が残るとはいえ、この2年間でアフガニスタンが収めてきた成果は目覚ましいものである。紛争後の緊急事態で教育が最優先課題に位置づけられたのは、これが初めてだった。街では男性の姿しか見かけないという光景にあまりにも長く慣れてきた社会では、子どもたちが肩にカバンをかけて学校に行く姿を目にすること自体、よりよい未来を約束するものだった。

アフガニスタンでは、教育が渴望されていることは一目瞭然である。同様に、人々は自分たちに壊れた国を建て直す力があると信じている。教師のソラヤ・ハビビは、タリバンによって禁じられるまで、19年間教職に従事してきた。家のなかでこっそりと授業をしていたが、今では教壇に戻って一番得意なことができるので大喜びである。「この国の未来に、この子どもたちの未来に貢献できて幸せです。いいですか、私はこの5年間、何にもしなかったんですよ。——今は、ただ、子どもたちに教えたいのです」

この国では、少なくとも今のところ、教師が価値ある存在であること

を子どもたちも心からわかっている。アブドゥル・ガフル・ナデーム校の掲示板には、ある生徒が書いたこんな詩が掲げられていた。「先生は私たちの人生の光。先生たちがいなければ、社会はこわれてしまう」

※このパネル内のいくつかの名前は仮名です。

して公開するとともに、この問題を、失業率の上昇と同じぐらい緊急の国家的懸念の対象としてとらえなければならない。

- 各国は、ジェンダーの同等の地位が達成されるまで女子または男子を就学させることに用途を限定した、教育税または資産課徴金の導入を検討すべきである。
- 政府は、国内で成功を取めたプロジェクトを記録して全国展開するとともに、女子が基礎教育を修了できるようにするうえで、それらがどのぐらい効果的だったか、評価を行なうべきである。

### 3. 学校に関連する料金をいっさい認めないこと。

学校は、経済状態がよくなったときにお金を出す、選択可能な追加品ではない。人権である。教育制度がこの原則にもとづいて運営されれば、もっとも周縁に追いやられ、不利な立場に置かれた人々——その過半数はほとんど常に女子である——に学校教育を保障するための大きな一歩を踏み出したことになる。初等教育はすべての子どもを対象とした、無償かつ義務的なものでなければならず、親には子どもがどのような教育を受けるかの選択権が与えられなければならない。小学校の料金や費用負担はただちに廃止される必要がある。親が子どもの学校教育にお金を払わなければならないと、万人のための教育は不可能となり、女子は男子よりもはるかに不利な立場に置かれてしまう。教育はすべての子どもの権利として支持されなければならない。

### 4. 「教育という箱」の内側・外側両方から考えること。

教育一般—そしてとくに女子教育—が、各国の貧困削減戦略ないし貧困削減に関連するその他の国家計画に完全に統合されなければならない。成功したプログラムは規模の拡大を図る必要がある。

女子の学校教育は次のような措置をとることで促進できるし、そうすべきである。

- 女子・女性を保護する、反差別のための法律および政策

- 女子・女性に焦点を当てたHIV／エイズ予防プログラム

- 男子と女子を平等に扱い、性別役割やジェンダーの役割の問題も取り扱う乳幼児ケアプログラム

- 家庭と学校で水と衛生設備を確保するための投資

- とくに女子の状況に注意を払いながら、コミュニティの暴力を減らし、子どもを搾取や虐待から保護していくための努力

同時に、以下のような条件が整ったときには学校で積極的な成果が生ずることを示す豊富な証拠にもとづいて、教育への投資が進められるべきである。

- スポーツ、文化的活動、生徒会活動、学校運営などに女子が参加する機会が多くなること。

- 娘を学校に通わせ続け、成績向上に積極的に寄与する家庭を対象とした奨励策と財政支援が用意されていること。

- 子どもの権利やジェンダーに配慮した学級運営方法について教師が研修を受けていること。

- 教師が、生計を維持できるだけの賃金を定期的に支払われていること。

- 親に対し、学校の運営や支援をする権限が認められていること。PTAに親の参加が得られていること。家庭の学習環境を向上させ、子どもの成績について前向きな期待を表現できるようにするための支援が、親に提供されていること。

### 5. 学校をコミュニティ開発の中心に位置づけること。

学校や公式ではない学習空間は、授業とスキル構築のための場というだけでなく、コミュニティの参加と開発の中心になるべきである。紛争状況や緊急事態におけるユニセフの経験によれば、教育には、悲劇や混沌を癒しと希望に変容させる力がある。若者たちの生活を立て直し、精神をふたたび高揚させ、どんなによくてもその未来は不安定な子どもたちに、理解を与えてくれるからである。



## 予算と人権

開発に対する人権アプローチでは、すべての権利を漸進的に実現することが要求される。国は利用可能な資源を最大限に動員するとともに、市民の人権を充足するための長期的財政計画を確立しなければならない。

予算策定過程を分析し直すことが必要である。現在は、マクロ経済の枠組みが最初に定められ、それとともに成長または安定に関する目標が設定される。政府支出について言えば、利用可能な資源が権利を充足するためのプログラムに真っ先に割り当てられることはなく、債務支払い、国防、成長関連の部門への配分額が決まったあとで、その残りをもらうというのが現状である。政府はミレニアム開発目標や「子どもにふさわしい世界」の目標に対してコミットメントを表明したかもしれないが、その実行のために配分される資源は必要額にはるかに届かないことが多い。このような事態を防止するためには、権利充足のためのプログラムに十分な資金を拠出することが、予算策定における考慮事項の最後のほうではなく筆頭に位置づけられなければならない。

予算の組み直しに政府が奮闘する過程では、いくつかの現実を考慮する必要がある。

**権利は相互依存的である。**すべての権利は同じように大切であり、ひとつの権利をないがしろにすることは他の権利の充足を不可能にしたり、阻害したりすることがある。たとえば、保健、教育、栄養、水の面での進展は相互に強化しあい、成長の支えともなるものである。このような相乗作用は、すべての権利の充足に向けて行動することの正当性を示している。

**後退が禁じられることも、人権に基づくアプローチが有するもうひとつの基本的側面である。**いかなる者も、意図的な公的措置の結果として、権利の充足の度合いを引き下げられるべきではない。多くのマクロ経済改革は、貿易や税制の変更も含め、一部の人々、通常は貧困層への否定的影響を尻目に実施されている。このような改革そのものは人権原則に逆行していな

いかかもしれないが、それによって一部の世帯が子どもの基本的ニーズを満たせなくなるようにする点で、人権原則に違反している。このような政策転換には、セーフティネットが必要不可欠である。

人権アプローチはまた、平等なアクセスや機会均等に留まらず、**平等な結果**を求めるものでもある。たとえば、障害児が学校教育から平等に利益を得るためには、健常児よりも多くの資源を必要とすることが多い。子どもの権利条約第23条は、締約国が「障害児の特別なケアへの権利を認め」るよう求めている。

最後に、このアプローチの根本にあるのは**参加**である。市民の自由を守るうえで、また国が市民の権利の漸進的实现のために利用可能な資源を最大限に配分することを確保するうえで、民主的参加は欠かせない。草の根レベルで参加を進めることにより、いかなる人も差別されず、または差別を理由として利益を否定されることがないようにする。草の根レベルでのプログラムの実施は、全員がなるべく最善の結果を得られるようにするため、参加型で、透明な、責任の明確なものであるべきである。



同様に、HIV／エイズの蔓延によって、緊急事態においては教育が重要な役割を果たすという教訓が痛切に感じられている。学校は、子どもや若者をHIV感染から守る、もっとも効率的で費用対効果の高い方法であることが証明されてきた。この事実だけでも、HIV／エイズの蔓延と闘い、その影響を緩和するための努力の中心に学校を位置づけるべきことが、力強く明らかにされている。

学校は、伝統的に教育から排除されてきた女子であれ、路上で生活している子どもたちであれ、すべての子どものニーズを満たせるだけの柔軟性を備えなければならない。それと同じように、HIV／エイズによって親をなくしたり権利侵害を受けやすい立場に置かれた子どもの増加にも、学校は対応する必要がある。子どもや若者、とくにHIV／エイズの影響をもっとも受けやすい孤児や女子にとって、自分自身とコミュニティを守るために必要な知識を身につけることを通じて最大のエンパワーメントをもたらしてくれるのは、教育である。教育は、彼らがよりよい未来の構築のために必要な知識とスキルを獲得するのにも役に立つ。そして、HIV／エイズの蔓延を悪化させる差別と無知を解決することができるのも、教育なのである。

このように、子どもと若者の生存を脅かすHIV／エイズその他の脅威に対応していくにあたっては、その活動の中心に教育が位置づけられなければならない。

## 6. 諸戦略を統合すること。

女子教育を妨げる複合的な要因に立ち向かうためには、統合された戦略が必要である。このような統合は、3つのレベルで進められなければならない。3つとは、a) 投資、政策および制度、b) サービスの提供、そしてc) 概念的枠組み、すなわち、経済学的アプローチと人権アプローチに関する概念枠組みの統合である。

### a. 投資、政策および制度面のイニシアチブ

いくつかの目標のために財源を配分しても、その効果を損なう可能性のある政策に同時に対応しなければ充分ではない。学校の数を増やしても、利用料その他の障壁によってひきつづき就学が妨げられるのであれば、その効果は限られたものになる。同じように、利用可能な資源がもっとも高い生産性を発揮するのは、政策

面・制度面でその活用を促すような環境が備わったときである。たとえば地方分権化、法改正、パートナーシップおよび参加は、いずれも資源の効果を高めることにつながる。

**b. サービスの提供** 教育、保健、栄養、水、衛生に関わるサービスを、とくにそのようなサービスの提供の面で効果的に調整することで、プログラムの実効性を高めることができる。たとえばコミュニティ・レベルでは、学校単位の委員会を窓口として、より直接に教育に関連するサービスだけではなく、予防接種、栄養および衛生に関わる介入の調整も行なうことができるだろう。

**c. 概念的枠組み** 一般的に、投資、政策または制度面の手段の準備にあたっては経済学の枠組みが用いられている。これらの手段が完全に経済的原則にもとづいて策定されるのであれば、もっとも貧しく、もっとも周縁に追いやられた人々のために、プログラムの目的を実現するうえでは効果を発揮することはできない。しかし、経済学的アプローチにおいて人権の諸原則がきちんと考慮されれば、貧困削減、社会開発、格差の縮小をめざしたプログラムの実効性ははるかに高まるのである。

## 7. 教育に対する国際資金の拠出を増やすこと。

すべての先進工業国は、政府援助の10%を基礎教育に配分するとともに、その過程で女子の利益となるプログラムを優先するべきである。これは、国民総生産の0.7%以上を援助に、そして0.15%以上を後発開発途上国向けの援助に振り向けるべく迅速に行動するという、モンテレー（メキシコ）で開かれた国際開発資金会議のコミットメントを誠実に実行すれば可能である。

ファーストトラック・イニシアチブを拡大して対象国を増やし、そのニーズに応じた迅速な資金提供を保証することも必要である。「万人のための教育」を追求しており、ファーストトラック・イニシアチブの支援を受ける資格があるすべての国に対して、ドナー諸国の政府が約束した財政支援が緊急に提供されなければならない。同イニシアチブは、初等教育の完全普及という目標に真剣にコミットしていることを実証したすべての国の政府を対象とすべく、拡大が図られるべきである。

## 20世紀から持ち越された課題

女子教育についての目標年次である2005年という年に世界が関心を集中させなければ、2015年までに達成すべきミレニアム開発目標は、実現されないまま先送りされるだろう。国際社会が今行動を起こさなければ、さらにもうひとつの世代の少女たちが無知、虐待、搾取、HIV／エイズの犠牲になるだろう。そうなれば私たちは、思ったよりも近い将来、数百万人の幼い子どもたちを、なくともよい死、避けることのできる栄養不良と病気、人間の可能性の無駄にしてしまうだろう。

女子教育は、科学的検証を待つ必要のない分野である。何が必要とされており、どのような対応が効果的か、私たちは十分に承知している。ミレニアム開発目標の達成は脅かされているが、女子教育に投資することにより、達成への道を歩むことが可能である。開発はその歩を弱めているが、女子教育によって新たな勢いを獲得できるだろう。数百万人の子どもたちがHIV／エイズの影響を受けているが、ジェンダーに配慮した学校はケアと癒しの場所になりうる。世界中の子どもの権利が毎日、組織的に侵害されているが、教育に対する女子の権利を確保することは、すべての子どもの安全と保護へのかけ橋である。

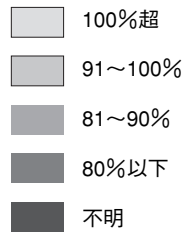
20世紀から持ち越されたままのこの課題を解決せずに、私たちはこれ以上21世紀を歩んでいくことはできない。

## ミレニアム開発目標

環境の持続可能性を確保するためには、2つの目標——初等教育の完全普及、ジェンダーの平等の促進と女性のエンパワメント——が重要である。学校で安全な水と男女別のトイレが用意されていれば、女子の出席率は向上し、コミュニティの生活の質も高まる。

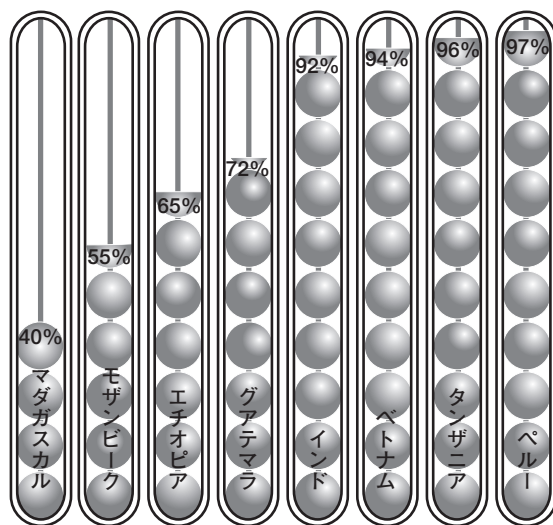
## 中等教育における女子

中学校に在籍する女子の対男子比  
(1995年～2000年)



## 初等教育の達成

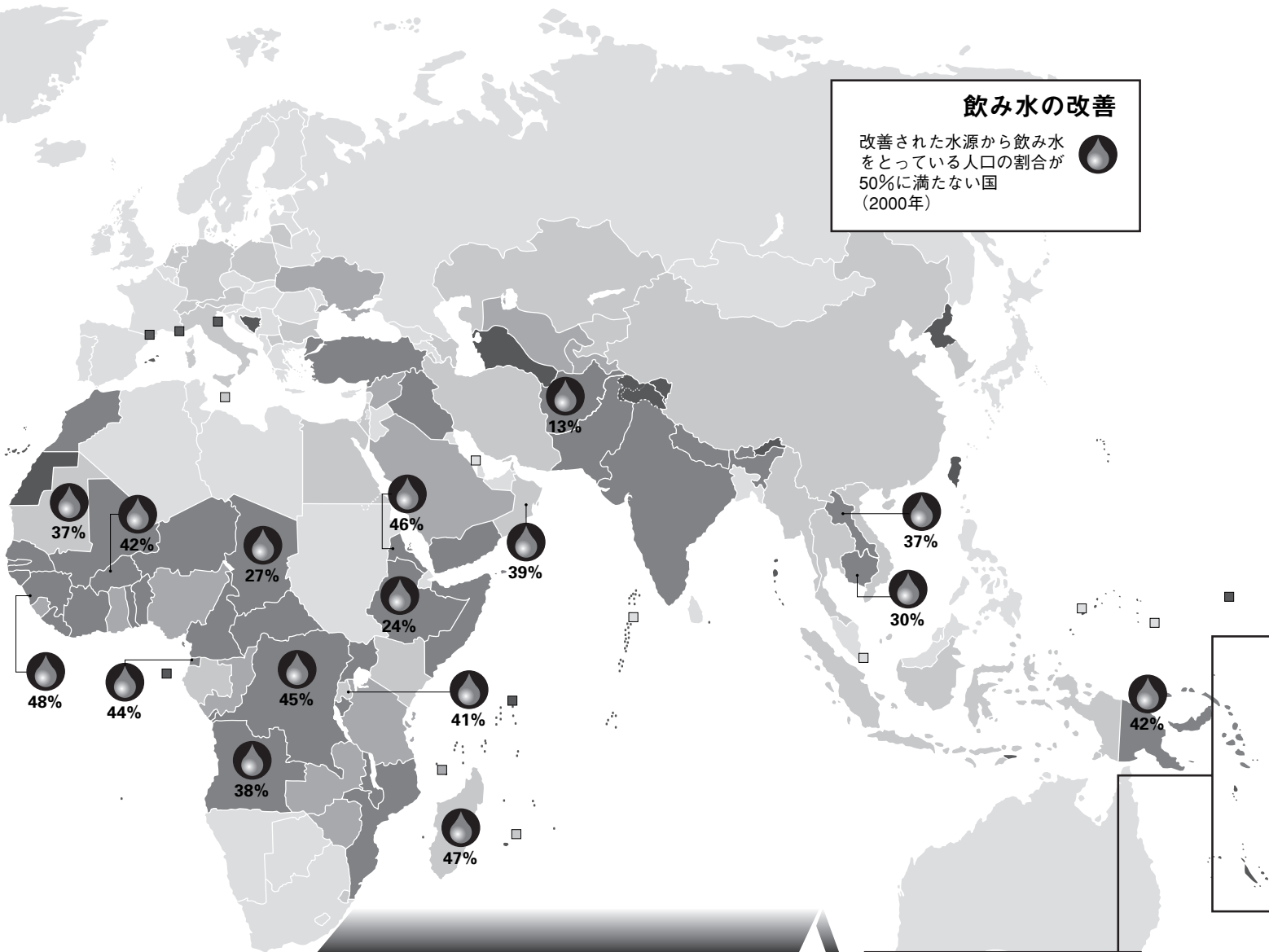
小学校に入学して第5学年に達した子どもの割合  
(1995年～2001年の調査データ、一部の国々)



# 環境の持続可能性の確保

## 飲み水の改善

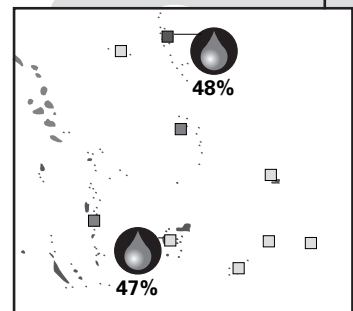
改善された水源から飲み水  
をとっている人口の割合が  
50%に満たない国  
(2000年)



## 衛生設備

適切な衛生設備を利用  
している人口の割合が  
50%に満たない国  
(2000年)

8%	ルワンダ
12%	アフガニスタン、エチオピア
13%	エリトリア
17%	カンボジア
20%	ニジェール
21%	コンゴ民主共和国
23%	ベニン
25%	中央アフリカ共和国
28%	ハイチ、インド、ネパール
29%	ブルキナファソ、チャド
30%	ラオス、モンゴル
33%	モーリタニア
34%	ソロモン諸島、トーゴ
37%	ガンビア
38%	イエメン
40%	中国
41%	ナミビア
42%	マダガスカル
43%	フィジー、モザンビーク
44%	アンゴラ
47%	ベトナム
48%	バングラデシュ、キリバス
49%	レソト



この地図は、いずれかの国もしくは地域の法的地位またはいずれかの国境の確定に関するユネセフの立場を反映するものではない。点線は、インドとパキスタンが合意したジャンムー・カシミールのおおよその統治線を表したものである。ジャンムー・カシミールの地位の確定については当事者の合意が得られていない。





## 付録A

# ほとんどの 問題を解決する方法

以下の戦略は、学級のなかで用いるものにせよ外で用いるものにせよ、女子の出席率・修了率を高める効果があると証明されてきたものである。いずれも、安全で、健康的で、ジェンダーに配慮した、子ども中心の環境のなかで効果的な学習を確保しようとする学校のモデルを、それぞれのやり方で促進することをめざしている（「ボックス7. 子どもにやさしい学校」参照）。

これらの戦略をすべて一度に実現できる国は存在しない。政府は、女子がどのような障壁に直面しているのかを選択の前提条件として分析したうえで、もっとも適切な介入を選んで組み合わせるべきである。このような障壁を親や子どもがどのようにとらえているか調査することは、このような分析を行なううえで重要な役割を果たしうる。

教育を無償かつ義務的なものとするのは、教育におけるジェンダー格差を解消し、教育の完全普及を達成するためのあらゆる国家計画における基本中の基本である。息子と娘のどちらを学校にやるか、経済的事情から選択を余儀なくされたとき、貧しい家庭は息子を学校に行かせることが多い。費用を廃止したり、娘が学校に行っている家庭に財政支援を提供したりすることは、女子の学校教育の利点を説明するとともに、本当の意味での変革をもたらしうる。たとえばマラウイでは、1994年に学校の費用を廃止したことによる初期効果が、就学者数の約70%増という形で表れた。

1993/1994年度は190万人だったのが、1994/1995年度には320万人に増えたのである<sup>(89)</sup>。

### 学級内でとられる戦略

- コミュニティの生活と環境に根ざした、一層子ども中心でジェンダーに配慮した学級づくり。グアテマラの「ヌエバ・エスクエラ・ウニタリア・ピリング」(新しい学校・二言語統合)文化交流プログラムは、参加型の授業・学習を基盤とし、遊びと勉強を創造的に組み合わせたものである。教師は、人口の半数にとって重要でありながらこれまでは周縁に追いやられていた、マヤの言葉と文化を全面的に活用する。その結果、修了率は全国平均よりも高くなり、女子の就学率も上昇した<sup>(90)</sup>。
- ジェンダーと子どもの権利に配慮した教員を採用・養成し、生計を維持するに足る賃金を定期的に支払う。教員は、女性も男性も、学級内のジェンダーに関する意識を高めるための研修を受けるべきである。ザンビアなどのいくつかの国では、このような取り組みが行なわれなかったために、教員が男子の参加ばかり奨励して女子の参加をそれほど大切にしなかったり、学校の仕事をあくまでもジェンダーの線によって分け、女子には床やトイレ

の掃除ばかりやらせたりということが生じた<sup>(91)</sup>（「パネル：希望に満ちあふれた教師」47ページ参照）。

女性教員が全員ジェンダーに配慮した授業方法をとるという前提には無理があるが、地域によっては女性教員の採用人数を増やすことがとくに必要な場合もある。女性教員は女子のお手本となりうるし、女子生徒の親も一層安心できる場合があるからである。

初等教育の就学率がどちらかという高い国々では、女性教員の割合のほうが高くなる傾向にある<sup>(92)</sup>。ケニアでは、英国国際開発省の資金提供による「小学校運営強化」プロジェクトにより、研修を受ける校長の2人に1人は女性でなければならない。その結果、女性校長の割合は10年間で10%から23%へと急上昇し、小学校段階では全教員の41%を女性が占めるようになった<sup>(93)</sup>。同時期に初等教育修了率も上がっている。1994年から2001年にかけての修了率は46%（男子48%・女子43%）だった。それが、2002年には男女とも56%に向上している。養成教育を受けた小学校教員の割合は70%（1990年）から97%（2002年）に増えた。

● **学校における健康増進。** ミャンマーには、健康に対する全体的なライフスキル・アプローチをとっているプログラムがある。「学校を基盤とした健康的な生活・HIV／エイズ予防」プログラムは、2年生から9年生の子どもを対象とし、標準カリキュラムの一環として教えられている。これは、HIV／エイズから身のまわりの衛生まで、栄養から薬物までに至るさまざまな健康問題・社会問題に焦点を当て、コミュニケーション、協力、問題解決といったライフスキルの発達を狙いとした活動を通じて深く考えていこうとするものである。このプログラムは、いくつかの劇的なサクセス・ストーリーを生み出している。たとえばタシレイクのある村では、クラスでヨード添加塩の有用性を学んだ子どもたちからの圧力で、ヨード添加塩が使用され始めた。1998年に開始されたこのプログラムは、今では約9,000校の生徒130万人を対象としており、政府はこれをライフスキル教育の全国標準として採用しようとしているところである<sup>(94)</sup>。

● **学校におけるスポーツの促進。** 女子がスポーツに参加できるようにすることも、教育で男女の同等の地位を達成することに寄与しうる。スポーツは多くの国で伝統的に男子の領域とされており、そこに女子が参加することは、ジェンダーに基づく固定観念を問い直し、根強く残る態度を打ち砕くものである。女性の運動選手が認知されるようになれば、他の女子の信頼できる相談相手となる。スポーツを通じて、女子にはリーダーになる機会、自信と自尊心を高める機会が与えられる。女子はスポーツに参加することで新しい対人スキルを獲得するとともに、新たな社会的ネットワークを通じてさまざまな機会に接し、学校やコミュニティの生活に一層積極的に参加できるようになる。ルーマニアでは、スポーツを通じてマイノリティであるロマの学校参加が向上した。学校に通うこと、一定の成績を収めることを条件として、男女を問わずスポーツチームに参加する機会を提供したからである<sup>(95)</sup>。ジンバブエで若者が中心となって進めている「スポーツを通じた青年教育」プログラムは、参加者に対し、学校に通い続けること、コミュニティでボランティア活動をするを求めている。このプログラムの狙いは、若者たちがライフスキルを身につけ、他の若者たちにその知識を伝え、よいお手本としてコミュニティに貢献できるようにすることである。2000年以降、このプログラムは10の州で実施され、2万5,000人の若者が参加してきた<sup>(96)</sup>。

● **教科書や学習教材からジェンダーに基づく偏見をなくす。** 教科書、学級教材、授業計画を注意深く改訂することは、女子にとっての重要性もさることながら、その質や、すべての子どもの生活との関連性を高めることにもつながりやすい。ベトナムでは、ジェンダーに配慮した新しい教員研修プログラムを開発したり、今後教科書がジェンダーに中立的なものになるようにしたり、国の教育管理官や地元のPTAのメンバーを対象としてジェンダーと子どもの権利に関する研修を提供したりといったとりくみを、政府が進めている<sup>(97)</sup>。ソマリアでは、カリキュラム開発および教員養成にあたってジェンダーを基盤としたアプローチをとることで就学者数が28%増加し、26万人を超えた（ただし女子が占める割合は35%から変わっていない）。教育を求める親やコミュニティの声は高



まり、コミュニティ教育委員会に積極的に参加する女性の人数も増えている<sup>(98)</sup>。

- **柔軟な時間割を組む。**子どもが学校から排除されるのは、男子よりも女子に家庭内の責任や家事が多く割り当てられることが理由であることも多い。バングラデシュのBRAC学校は女子への配慮を優先課題としており、他の多くの国々もそのとりくみを参考にしてきた。その時間割は柔軟である。1日2時間で週6日開設されているが、開設時間を決めるのは地元の親たちであり、年間予定も収穫のような地元の事情にあわせて調整されている<sup>(99)</sup>。BRACが運営する学校はその大成功のおかげでたちまち広がり、現在の就学者数総計は約120万人である。このプログラムでは女子の就学がとくに重視されているため、非公式な初等教育や年長の子どもにも基礎教育を提供する学校に通う子どもの約70%を女子が占めている。BRACによる学校の教師の約97%が女性である。
- **地元の言葉で授業をする。**授業で用いられる言葉が子どもの母語ではない場合、女子にとって一層障害となることが多い。女子は、家族以外の社会的環境に接することが少ない傾向にあるためである<sup>(100)</sup>。ペルーでは、女子・男子ともまず母語のケチュア語で授業を受け、そのあと第2言語としてスペイン語を学ぶ。アンデスの貧しい山村地域にある、ケチュア語を母語とする人々を対象とした複数学年学級や教員ひとりの学校でも「文化交流バイリンガル教育」を実施しようという提案のおかげで、子どもの作文やコミュニケーション能力は男女とも50%向上した。ブルンジで実施された研究によると、1973年に母語による授業が導入されて以降、学校のアクセスやすさが大幅に改善され、出席率の全般的向上につながっている。その結果として学校教育への需要が高まったことに応えるため、特別措置として二部制が導入された。

## 学級外でとられる方策

- **男女別の教育統計を収集する。**これには、初等・中等・高等教育段階での学習成績に関する統計も含まれる。今ではすべての国々が、

男女の子どもの就学率を計算した統計を収集している。このようなデータは、教育・学習の質を高め、ミレニアム開発目標に向けた進展を測定するためにはきわめて重要である。ジェンダー別のデータに加えて、できるかぎり、都市部と農村部の別、世帯の収入、母親の学歴といった要素別のデータも作成しなければならない。このようなデータの分析は、格差のなかに隠れた格差——たとえば、ジェンダーがどのように貧困や民族とからみあって複合的な不利益を生み出しているか——を顕在化させるうえで貴重な役割を果たす。しかし、学習成績を充分体系的な形でモニターしている国はほとんど存在せず、モニターの結果をジェンダー別に明らかにしている国はさらに少ない。

- **乳幼児ケアプログラムを実施する。**就学前ケアによって利益を受ける可能性はすべての子どもにあるが、学校に備えるという面での効果は男子よりも女子にとって一層大きいことがわかっている<sup>(101)</sup>。それはまた、家庭を除けば、ジェンダーに基づく固定観念に対応することができる最初の機会である。ボリビアでは、「カルパ・ワワ」や「クスカマンタ・ウニヤスパ」というプログラムで、成人女性を対象とした読み書きの研修と乳幼児ケアが組み合わせられている。先住民族であるケチュアの女性たちが、読み書きを教えられながら、子どものケア、栄養、健康、教育、保護について学ぶというものである。このプログラムの結果、およそ5,000人の子どもが出生登録されて出生証明書を交付され、1万1,000世帯以上の家庭が子どもの統合ケアに関する研修を受けた。また、約1,500人の先住民女性が子どものケア推進員としての研修を受け、貧困指数の高い22の地域で活動している。
- **若い母親が学校に戻ることができるようにする。**多くの国では、在学中に妊娠した女子生徒は学業への復帰を認められていない<sup>(102)</sup>。アフリカ女性教育者フォーラムは、このような政策を変えるためにサハラ以南のアフリカでとりわけ活発に政府への働きかけを行ってきた。ザンビアでは、1997年の政策により出産後の女子生徒の復学が認められたが、偏見の目で見られたり他の生徒からいじめられたりするため、復学する女子は今のところきわ



めて少数である。チリでは、1990年、教育省が各学校宛に対し、妊娠した女子生徒を退学させないよう通達した。しかしこの決定をきちんと遵守させるのは困難であることがわかり、政府は議会に法案を提出して2000年に承認された。この法律は、女子が教育を継続・修了する権利を保障するとともに、学校に対し、学習のための必要な便宜を図るよう求めるものである。

- **もっとも不利な立場に置かれた女子に手を差し伸べるための特別措置をとる。**少数民族、農村部の住民、貧困層が差別と排除に直面しているいくつかの国や地域では、女子はジェンダーゆえの複合的不利益をこうむることが多い。女子が不利な立場に置かれているほど、教育制度が特別措置を通じて手を差し伸べる必要がある。万人のための教育に向けた一般的な取り組みを進めておけば、女子も学校に通うようになるだろうと思っはならない。ブータンは、人口の80%が自給自足農業で生活し、街に密集するのではなく山の斜面に散らばって住んでいる国である。同国では、261校ほどのコミュニティ・スクールが、特別な校舎を建てるのではなく、小屋、寺院、農家を利用して設置されてきた。その運営と監督は親と地域コミュニティにゆだねられている<sup>(103)</sup>。学校はコミュニティのものなので、自分たちの学校だという自覚が生まれてよりよい形で維持されているし、親も教育に高い関心を示している。教育省は、初等教育就学率の男女差を、1990年の24ポイント（女子38%・男子62%）から2000年には6ポイント（女子47%・男子53%）に縮めることに成功した。中途退学率は、男女とも8%（1995年）から4%（1999年）に下がっている。
- **女子に代替教育を提供する。**学校から中途退学した女子や、働く子どもや紛争下にある子どものようなその他のグループの子どもたちに手を差し伸べるひとつの方法は、正式な教育制度の外に設けられた教育センターを活用することである。トルコでは、5つの州に設置された学習センターを通じて、普通なら家のなかで家事労働に縛りつけられている少女たちに、「開かれた小学校」への就学が奨励されている。センターは貴重な社会的・教育的機能を果たしており、少女たちは、見学旅行を組

織して近隣の州に出かけたり、地元の男の子たちも巻きこんで演劇クラブまで作ったりという活動をしてきた。トルコ教育省は、開かれた小学校を女子教育戦略のモデルに採用した<sup>(104)</sup>（トルコに関するパネル、61ページ参照）。

- **学齢期を過ぎた子どもに代替教育を提供する。**タンザニアでは、「タンザニア補完基礎教育」プログラムを通じ、学校に行っていない学齢期を過ぎた子どもと青少年が推定300万人の規模で学んでいる。これは、特別に定められた3年間のコースを通じて基礎教育を提供するものであり、それを修了した子どもは主流の教育制度に編入する資格を得る。プログラムの当初は、就学率の低い女子に焦点が当てられていた。しかし、家のなかで働いたり結婚したりしているため女子がどこにいるのか特定するのは難しく、就学手続の過程でジェンダーの問題に充分対応することができなかった。このプロジェクトは、両親をなくした子ども、ひとり親の子ども、若くして母親になった子どもなど、排除された、あるいは「隠れた」グループの子どもたちに、うまく手を差し伸べることができてきている。このプロジェクトは正規の教育制度に統合され、学齢を超過した子ども・青少年全員に対応するようになった。新しい規則で年齢が就学条件とされたため、このような子どもたちはそのままでは学校制度を利用する資格を持たないためである。
- **学校を子どもの家の近くに建てる。**必要なら、農村部の遠隔地に、複式性・異なる年齢が一緒に受ける授業を行なう小規模な学校を設置してもよい。家から学校までの距離が長いと、通学途上の安全に関する懸念などもあって、女子のほうが学校に通いにくくなる<sup>(105)</sup>。たとえば、ブルキナファソは「サテライト・スクール」のネットワークを構築してきた。これは3年生までを対象とした小規模な学校で、低学年の子ども（学校は7歳から始まる）が自分自身の村で、またはその近くで初めて学校を体験することを可能にするものである。1995年の開設以来、229カ所のサテライト・スクールで、男女を問わず10万人以上の子どもが学んできた。通常の学校制度で学んできた生徒に比べると、サテライト・スクールの卒業した子どもは、読み書き算数をはじめとするすべての教科で1.5倍から2倍高い成

績を取めている。サテライト・スクールの在学率も、ほぼ95%と目覚ましい数字である。このような積極的成果の理由としては、いくつかの要因を挙げることができる。地元の言葉が使用されるため学習ペースが速いこと、親が積極的に関与していること、生徒対教員比の平均が29対1と通常の学校（48対1）より低いことなどである。

- **女子と男子の安全を確保する。**これには、学校を外側から守る——たとえば、学校のまわりに塀を建てることで女子の安心感が増すという例は多くの国で見られる——だけではなく、内側から守ることも含まれる。教育は、その質が高いときには保護の鍵となるが、子どもの暴力や虐待に対する必要な保護が学習環境そのもののなかで提供されない場合、そうはならない。ジェンダーに基づく性暴力や身体的暴力が学校につきものということになれば、女子による教育へのアクセスに悪影響が及ぶ。親は、当然のことながら、ジェンダーに基づく身体的・性的暴力があると思われる学校に、娘を行かせたいとは思わないだろう<sup>(106)</sup>。男子も女子もさまざまな形で心理的・身体的暴力を受けやすくなることが多く、とりわけ思春期になるとくに安全を脅かされやすくなる。学校が安全かつ安心できる場所でないことは、殴られたりレイプされたりという身体的危険が存在するときは一目瞭然だろう。教師による女子の虐待——性的・身体的・情緒的虐待——はどこにでもある問題である。学校での暴力についての沈黙を打ち破ることは、その診断と防止に向けた重要なステップとなる。ガンビアは、通知のなかにセクシュアル・ハラスメントについての方針を盛りこみ、教員は異性の生徒と2人きりになってはならないと述べることによって沈黙を打ち破った<sup>(107)</sup>。暴力に関する国連グローバル研究（2年間）の開始、人間の安全保障委員会の勧告、ミレニアム開発目標を背景とした勢い、現在進行形の万人のための教育の動きはいずれも、教育における安全というテーマをめぐる大規模な実証的研究とアドボカシーを推進する機会を提供してくれるものである。
- **教育推進のための女子の参加と積極的活動を奨励する。**女子は、機会を与えられれば、子どもにやさしい教育を唱道する、もっとも効果的で影響力の大きな主体になりうる。女子教

育運動は、アフリカ女性教育者フォーラムとノルウェー・ウガンダ両国政府の支援を受けた、アフリカ全域を対象とするダイナミックな女子組織である。2001年に開始されたこの運動は、万人のための教育に向けた行動を活気づけるだけでなく、学校制度の性格を変えて、「多くのものを得られる、子どもにやさしい豊かな学習環境をすべての子どもに提供する」ようにすることもめざしている。学校地図の作成や地域に根ざした知識の活用を通じ、女子教育運動のクラブは、学校に行っていない子どもの家を見つけたり、通学範囲内で学校に行っていない子ども全員のリストを作ったり、そういう子どもたちを学校に通わせるようにしたりという活動を進めてくることができた。その結果として女子の就学者数が増えただけではなく、女子に対する見方も、受け身の被害者というものから、主体的で、堂々と主張し、積極的に関わる参加者というものへと変わってきた。この運動では、ジェンダーに配慮した万人のための教育を積極的に唱道する主体として、男子の参加を得ることも重視している<sup>(108)</sup>。

- **地域コミュニティの参加を得る。**ヨルダンのコミュニティ・エンパワーメント・プロジェクトの一環として、アル・ラシュディ村であるコミュニティ会合が開かれた。女性たちはそこで、地域に女子向けの中学校がないために、娘たちが学業の中止を余儀なくされているという悩みについて話し合った。女性たちは請願を作成し、アカバの教育局長に訴えに行った。半年もたたないうちに、設備が十分に整った女子向けの中等教育学級が3カ所に設置された<sup>(109)</sup>。女子教育門戸開放プロジェクトは、この20年間、極端な貧困と武力紛争の影響を受け続けてきたペルーのアンデス山村地域で展開されているものである。540地域の住民32万4,000人が参加し、女子の社会参加と良質な教育に対する権利の状況をモニターしている。この参加型モニター戦略により、6万5,000人を超える女子が利益を受けてきた。スーダンでは、子どもにやさしいコミュニティプロジェクトを通じ、コミュニティが参加することで女子の就学者数や男女双方にとっての教育の質がいかに変わるものか、明らかにされている（スーダンに関するパネル、65ページ参照）。

- **安全な水とトイレを用意する。**生理が始まった時期に学校から中途退学する女子は少なくない。その一因は男女別のトイレがないことである。しかし、単にトイレを用意すればいいというわけではないこともある。トイレが利用されるかどうか判断するためには、その場所やタイプの決定に女子の参加を得ることが重要である。ユニセフは、パキスタンの学校1,400校に給水・衛生設備を提供してきたほか、現在は他の46カ国を対象として学校での衛生を促進している<sup>(110)</sup>。
- **家事の負担を減らす。**家事を手伝うために家にいさせられている女子は少なくない。製粉器、脱穀機、台車、水を保管するためのプラスチック樽のような道具をコミュニティや女性団体に提供することで家事の量を減らすことができ、女子が解放されて学校に行けるようになる。また、女子が学校に行けないのは、伝統的な井戸や遠くにある給水ポンプまで水を汲みに行かなければならないからという場合もある。新たな給水場を作ることで女子の負担を減らすことができるし、コミュニティ全体に安全な水を供給することも可能となる。6歳未満の子どもの対象とした地域保育センターは、女子を妹や弟の世話から解放し、学校に行けるようにさせられる。
- **男性・男子が関わるようにする。**子どもの権利と福祉がもっともよく守られるのは、家庭内で相互の尊重、平等な権利および責任の共有を基盤とした男女関係が成立しているときである。男性は子どもたちの生活のなかでかけがえのない積極的な役割をしばしば果たし、男女の不平等を少なくするための努力を積極的に支えることも多い（第5章「男子については？」参照）。

## 国家的努力

女子教育のためのとりくみがもっともうまくいくのは、以上の側面の多くまたはほとんどを統合的なプログラムに組みこんだときである。ザンビアの「女子教育振興プログラム」がこのことをよく示している。その12の「相互作用的介入」が大成功を収めたので、1990年代中盤にはパイロツ

ト・プロジェクトだったものが現在では全国に拡大された<sup>(111)</sup>。1995年には20校で試験的に実施されていたプログラムが、2002年には全72地区の1,000校以上で実施されている。

教育に対する子どもの権利を守るための国家的努力の例としてもうひとつ挙げることができるのは、2001年10月に始まったサルバ・シクシャ・アビヤンである。これは初等教育の完全普及に関するインド政府の政策声明で、2010年までに6～14歳の子どもすべてを教育の対象とするための枠組みを定めている。そこで第一義的にめざされているのは、教育をコミュニティのものとして位置づけ、質の高い教育を促進することである。コミュニティ・レベルの教育は、子どもの生活に関連のある有用なものでなければならないことを認め、そのためにカリキュラムの改善、子ども中心の活動の重視、効果的かつ革新的な授業補助教材および授業戦略の開発、質をさらに高めるための教員研修などの措置を政府がとっている。たとえばケララ州では、教員研修モジュールの開発のため、168校を対象として、ジェンダーに焦点を当てた学級実践の研究が行なわれた。学級実践のあり方を変えるための研修を受け、参考資料を配布された教員はほぼ2万8,000人にのぼる。

このイニシアチブでとくに追求されているのは、社会的・地域的格差やジェンダーによる格差を埋めることである。そのため、社会的に弱い立場に置かれ、経済的に周縁に追いやられたグループ——女子、指定カースト・指定部族の子ども、マイノリティ集団に属する子ども——に的を絞るとともに、学校運営にはコミュニティの積極的な参加を得ている。女子および指定カースト・指定部族の子どもに対しては、第8学年まで教科書が無償で提供される。乳幼児期ケア・教育のための介入も行なわれており、妹・弟の世話をしなければならぬ女子の負担を間接的に緩和する役に立っている。

サルバ・シクシャ・アビヤンが唱道・実施する戦略を体現しているのは、さまざまな制度の効果的な地方分権化と関与を通じ、学校を基盤とした介入がコミュニティ自身の手で行なわれているという点である。これは中央政府・州政府・地方政府のパートナーシップ事業として位置づけられており、同時に、州には独自の初等教育ビジョンを策



定する機会が与えられている。このプロセスを通じ、「母と教師の会」やPTAのような地元組織を創設・支援し、パンチャヤット・ラジ（村議会を中心とする地方分権体制）諸組織、学校運営委員会、村落教育委員会などとともに小学校の運営に参加させるということも行なわれている<sup>(112)</sup>。

## ボックス7

### 子どもにやさしい学校は……

- 女子にとっても男子にとっても、ジェンダーへの配慮がなされている。
- 子どもを保護している。体罰も、児童労働も、身体的・性的・精神的いやがらせもない。
- 子どもが、お説教をされるのではなく、学べるようにしている。
- すべての子ども、家族、コミュニティの参加を得ている。とくに、もっとも権利侵害を受けやすい立場に置かれた子どもに配慮し、保護を提供している。
- 健康的である。安全な水と十分な衛生設備があり、女子には男子とは別のトイレが用意されている。
- ライフスキルやHIV／エイズについて子どもたちに教えている。
- 子どもが参加型の主体的学習に携われるようにしている。
- 子どもが、教師や親の偏った見方から解放されて、自尊心と自信を伸ばせるようにしている。





## 付録B

# 人権に基づくアプローチ

## 共通理解声明

コフィ・A・アナン国連事務総長は、国連の全機関に対し、それぞれの委任事項の枠組みのなかで、その活動およびプログラムの主流に人権を位置づけるよう呼びかけてきた。多くの機関がすでにこのようなアプローチを採用して実施の経験を積み重ねてきており、現在ではそれが何を意味するかという共通理解を発展させつつある。

### 共通理解声明\*

1. 開発協力、開発政策および技術的援助に関わるあらゆるプログラムにおいて、世界人権宣言をはじめとする国際人権文書に掲げられた人権の一層の実現がめざされるべきである。

人権の実現にたまたま寄与するだけのプログラム活動は、かならずしもプログラミングに対して人権に基づくアプローチをとっているとはいえない。人権に基づくアプローチにおいては、あらゆる活動の目的が、ひとつまたは複数の人権の実現に直接寄与しなければならない。

2. 世界人権宣言をはじめとする国際人権文書に掲げられた人権とそこから導き出された諸原則は、すべての部門で、そしてプログラミング過程のすべての段階において、あ

らゆる開発協力およびプログラムの立案・実施の指針となる。

人権諸原則は、保健、教育、ガバナンス、栄養、水および衛生、HIV／エイズ、雇用・労働関係、社会保障、経済安全保障といったすべての部門で、プログラミングの指針とされなければならない。そこには、ミレニアム開発目標およびミレニアム宣言の達成に向けたあらゆる開発協力も含まれる。すなわち、人権基準と人権諸原則は、コモン・カンントリー・アセスメントと国連開発支援フレームワーク双方の指針になるということである。

人権諸原則は、プログラミング過程のすべての段階において、すべてのプログラミングの指針となる。評価・分析、プログラムの計画・立案（達成目標、目的および戦略の設定も含む）、実施・モニタリング・評価などである。

人権諸原則としては、普遍性および不可譲性、不可分性、相互依存性および相互関連性、差別の禁止および平等、参加および包摂、説明責任および法の支配などを挙げることができる。

- 人権は普遍的であり、譲り渡すことができないものである。世界のすべての人々に、人権を享受する資格がある。人権は、みずからの意思で放棄することも、他人が取り上げることもできない。世界人権宣言第1条で述べられているよ

うに、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳および権利について平等である」。

- 人権はばらばらにすることができない。市民的、文化的、経済的、政治的または社会的性質のいずれを有するかに関わらず、いずれもすべての人の尊厳にとって固有のものである。したがって、いずれも権利として平等な地位を有しており、階層的な優劣はつけられない。
  - 人権は相互に依存・関連している。ひとつの権利の実現は、完全にまたは部分的に他の権利の実現に依拠していることが多い。たとえば健康に対する権利の実現は、ある状況においては、教育または情報に対する権利の実現に依拠している場合がある。
  - すべての個人は、人間として、またひとりひとりの固有の尊厳によって、平等である。すべての人間に、人種、皮膚の色、性別、民族、年齢、言語、宗教、政治的その他の意見、国民的もしくは社会的出身、障害、財産、出生、または人権条約機関が挙げるその他の地位によるいかなる種類の差別も受けることなく、人権を享受する資格がある。
  - すべての人およびすべての人民に、人権と基本的自由の実現の基盤である市民的、経済的、社会的、文化的小および政治的發展に、積極的に、自由にかつ意味のある形で参加し、貢献を行ない、かつこのような發展を享受する資格がある。
  - 国またはその他法律上の義務を負う者は、人権の遵守に関して応答責任を負う。これとの関連で、国等義務を負う者は人権文書に掲げられた法規範と基準にしたがわなければならない。国等の義務を負うものが怠った場合には、人権を侵害された権利の保有者には、法律で定められた規則および手続にしたがって、権限のある裁判所またはその他の裁定者に対し、適切な救済を求める訴えを起こす資格がある。
3. 開発協力プログラムは、義務を負う者がその義務を果たす能力と、権利を保有する者がその権利を主張する能力の発達に寄与するものである。

人権に基づくアプローチにおいては、正当な権利を有する個人および集団（権利の保有者）と、それに対応した義務を負う国または国以外の主体（義務を負う者）との関係は人権によって決定される。人権に基づくアプローチは、だれがどのような権利を有しているか、それに応じてだれがどのような義務を負っているかを特定するとともに、権利を保有する者がその権利を主張する能力と、義務を負う者がその義務を果たす能力を強化することに向けて活動する。

## 人権に基づくアプローチの意味するもの

よいプログラミング実践を行なえば、それだけで人権に基づくアプローチをとっているということにはならない。それに加えて、いくつかの要素が必要である。

以下の要素は、人権に基づくアプローチにとって必要かつ特有のものである。

- a) 評価と分析を通じて、権利を保有する者による人権の主張、それに対応した義務を負う者の人権上の義務、ならびに権利が実現されていない場合にはその直接的・根本的・構造的の原因を特定すること。
- b) プログラムにおいて、権利を保有する者がその権利を請求する能力と、義務を負う者がその義務を果たす能力を評価すること。その後、これらの能力構築のための戦略を策定すること。
- c) プログラムにおいて、人権基準および人権諸原則を指針としたことの結果およびプロセスの双方をモニター・評価すること。
- d) プログラミングにおいて、国際人権機関・機構の勧告を十分に反映させること。

これに加えて、以下のことが必要不可欠である。

1. 人々を、物資やサービスを受け取るだけの受け身の存在ではなく、自分たち自身の開発事業における最重要な主体として認める。
2. 参加を、手段と目標の両方に位置づける。

3. エンパワーメントにつながる戦略を用いる。
4. 結果とプロセスの両方をモニター・評価する。
5. すべての関係者が分析に参加する。
6. プログラムにおいて、周縁に追いやられたグループ、不利な立場に置かれたグループ、排除されたグループに焦点を当てる。
7. 開発プロセスを地元の人々中心のものとする。
8. プログラムにおいて格差の縮小をめざす。
9. トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの両方を相乗的に活用する。
10. 開発上の問題の直接的・根本的・基本的原因を特定するために状況分析を利用する。
11. プログラミングにおいて、測定可能な目標を重視する。
12. 戦略的パートナーシップを構築・維持する。
13. プログラムにおいて、すべての関係者に対する説明責任が果たされるようにする。

\*国連改革の文脈における人権に基づくアプローチについての機関横断ワークショップ（2003年5月3日～5日）で策定。



# 注

1. 国際連合「国際連合ミレニアム宣言」(United Nations Millennium Declaration、国連総会決議 A/RES/55/2)、国際連合、ニューヨーク、2000年9月8日、段落11。
2. United Nations Development Programme, *Human Development Report 2003*, Oxford University Press for UNDP, New York, 2003, pp. 6-7.
3. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *World Declaration on Education For All*, New York, article 3, para. 3, adopted at the World Conference on Education For All: Meeting basic learning needs, Jomtien, Thailand, 1990.
4. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *Education For All Global Monitoring Report 2002: Is the world on track?*, UNESCO, Paris, 2002, p. 26.
5. 同上, p. 188.
6. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, 'United Nations Girls' Education Initiative (UNGEI)', Education for All website [www.unesco.org/education/efa/know\_sharing/flagship\_initiatives/girls.shtml], UNESCO, 2003.
7. Tomasevski, Katarina, *Education Denied: Costs and remedies*, Zed Books, London and New York, 2003, pp. 51-52.
8. King, Elizabeth M. and Andrew D. Mason, *Engendering Development: Through gender equality in rights, resources, and voice*, World Bank and Oxford University Press, Washington, D.C., 2001, p. 88.
9. Dollar, David and Roberta Gatti, 'Gender Inequality, Income and Growth: Are good times good for women?', Gender and Development Working Paper Series No. 1, Development Research Group, World Bank, Washington, D.C., May 1999, p. 21.
10. 55カ国およびインドの2州を対象として1999年～2001年に実施された複数指標クラスター調査および人口動態・保健調査を多変量解析した結果より (Division of Policy and Planning, Strategic Information Section, UNICEF, New York, 2002)。この研究は、男女の出席率が他の一連の変数 (貧困世帯／富裕世帯、都市居住／農村部居住、母親の初等教育歴、母親の中等教育歴、衛生設備の利用可能性、安全な飲料水の入手可能性、HIV/エイズ予防に関する母親の適切な知識、11～14歳および7～10歳の児童労働) とどのように関連しているかを測定したものである。
11. Save the Children, *State of the World's Mothers 2001*, Save the Children, Westport, Connecticut, 2001.
12. ユニセフ、複数指標クラスター調査および人口動態・保健調査 (前掲注10)
13. Herz, Barbara, et al., 'Letting Girls Learn: Promising approaches in primary and secondary education', World Bank Discussion Paper No. 133, World Bank, Washington, D.C., 1991, p. 19.
14. World Bank, 'Education and Development Brochure', World Bank, Washington, D.C., 2002.
15. 同上。
16. Çağatay, Nilüfer, 'Engendering Macroeconomics and Macroeconomic Policies', United Nations Development Programme, SEPED Working Paper No. 6, New York, October 1998, p. 8.
17. Easterly, William, 'The Lost Decades: Developing countries' stagnation in spite of policy reform 1980-1998', World Bank, Washington, D.C., February 2001.
18. たとえば下記文献を参照。Forbes, Kristin J., 'A Reassessment of the Relationship between Inequality and Growth', in *The American Economic Review*, vol. 90, no. 4, American Economic Association, 2000, pp. 869-887; Barro, Robert J., 'Economic Growth in a Cross Section of Countries', in *Quarterly Journal of Economics*, vol. 106, no. 2, MIT Press, May 1991; Datt, Gaurav and Martin Ravallion, 'Is India's Economic Growth Leaving the Poor Behind?', in *Journal of Economic Perspectives*, vol. 16, no. 3, American Economic Association, 2002, p. 105.
19. United Nations Children's Fund, 'Synergies, cost-benefit analysis and child policies' (internal publication), UNICEF, Division of Policy and Planning, Global Policy Section, 2003, p. 14.
20. United Nations Development Programme, *UNDP Poverty Report 1998: Overcoming human poverty*, UNDP, New York, 1998, p. 72.
21. Colclough, Christopher, with Keith M. Lewin, *Educating All the Children: Strategies for primary schooling in the South*, Clarendon Press, Oxford, 1993, pp. 13-18.
22. Jayarajah, Carl, William Branson and Binayak Sen, 'The Social Dimensions of Adjustment: World Bank Experience, 1980-1993', World Bank, Washington, D.C., 1996, p. 85.

23. Rugh, Andrea, 'Starting Now: Strategies for helping girls complete primary', SAGE Technical Report No. 1, Academy for Educational Development, Washington, D.C., November 2000, pp. 29-36.
24. 同上, pp. 24-28.
25. ユニセフ・シエラレオネ提供の情報 (2003年)。
26. Pew Research Center for the People and the Press, 'What the World Thinks in 2002 – How Global Publics View: Their lives, their countries, the world, America', Pew Global Attitudes Project, Washington, D.C., released 4 December 2002, pp. 18, 32, 34.
27. Spogárd, René and Meril James, 'Governance and Democracy – the People's View: A global opinion poll' (Gallup International Millennium Survey), Gallup International, London, 1999.
28. Narayan, Deepa, et al., *Voices of the Poor: Crying out for change*, Oxford University Press for the World Bank, New York, 2000, pp. 241-242.
29. United Nations Children's Fund, 'Speaking Out! Voices of children and adolescents in East Asia and the Pacific – A Regional Opinion Survey', UNICEF Regional Office for East Asia and the Pacific, Bangkok, 2001.
30. Floro, Maria and Joyce M. Wolf, *The Economic and Social Impacts of Girls' Primary Education in Developing Countries*, ABEL Project, USAID Office of Education and Women in Development, Washington, D.C., December 1990, p. 71.
31. Gordon, D., et al., 'The Distribution of Child Poverty in the Developing World: Report to UNICEF' (final draft), Centre for International Poverty Research, University of Bristol, Bristol, July 2003.
32. ユニセフ政策計画局戦略広報部 (ニューヨーク) 提供の情報 (2003年)。
33. 同上。
34. Bruns, Barbara, Alain Mingat and Ramahtra Rakotomalala, *Achieving Universal Primary Education by 2015: A Chance for Every Child*, World Bank, Washington, D.C., 2003, p. 3.
35. 同上, p. 3, Figure 1, Primary Completion Progress 1990-2015.
36. 同上, p. 5.
37. UNESCO, *EFA Global Monitoring Report 2002*, op. cit., p. 69.
38. ユニセフ・モロッコ事務所提供の情報 (2003年)。
39. Bruns, Mingat and Rakotomalala, op. cit., p. 43.
40. United Nations, *We the Children: Meeting the promises of the World Summit for Children*, United Nations, New York, September 2001, pp. 54-56.
41. ユニセフ政策計画局戦略広報部 (ニューヨーク) 提供の情報 (2003年)。
42. 同上。
43. 同上。
44. 同上。
45. UNESCO, *EFA Global Monitoring Report 2003* に掲載された複数の表に基づくデータ。
46. Sen, Amartya, 'What is Development About?', in *Frontiers of Development Economics: The future in perspective*, eds. Gerald M. Meier and Joseph E. Stiglitz, Oxford University Press/World Bank, New York, 2001, p. 509.
47. United Nations Children's Fund, Division of Policy and Planning, Global Policy Section, 'A New Development Paradigm and the Role of Education' (internal publication), UNICEF, New York, p. 10; and Kanbur, Ravi and Lyn Squire, 'The Evolution of Thinking about Poverty: Exploring the interactions', in *Frontiers of Development Economics*, op. cit., pp. 183-224.
48. UNESCO, *EFA Global Monitoring Report 2002*, op. cit., pp. 278-285に掲載された複数の表に基づくデータ。
49. Organisation for Economic Co-operation and Development/Development Assistance Committee, *Shaping the 21st Century: The contribution of development co-operation*, DAC/OECD, Paris, May 1996, p. 2. Report adopted at the Thirty-Fourth High Level Meeting of the Development Assistance Committee (OECD), 6-7 May 1996.
50. UNESCO, *EFA Global Monitoring Report 2002*, op. cit., p. 167.
51. 同上, p. 170.
52. Organisation for Economic Co-operation and Development, Development Assistance Committee, *Statistical Annex of the 2002 Development Co-operation Report*, 'Table 19: Aid by Major Purposes in 2001', Paris, 2002. [www.oecd.org/dataoecd/52/11/1893159.xls]
53. 'What's the Difference?: An ECD impact study from Nepal', Save the Children, Kathmandu, 2003より表現を変えて引用。
54. ユニセフ旧ユーゴスラビア・マケドニア事務所提供の情報 (2003年)。
55. United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 1992*, Oxford University Press, New York, 1991, p. 72 [邦訳/ユニセフ『世界子供白書1992年』ユニセフ駐日事務所・(財)日本ユニセフ協会、1992年]; and United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2003*, UNICEF, New York, 2002, p. 100 [邦訳/ユニセフ『世界子供白書2003年』(財)日本ユニセフ協会、2004年]。

56. Joint United Nations Programme on HIV/AIDS and World Health Organization, *AIDS Epidemic Update*, UNAIDS/WHO, Geneva, December 2002, p. 4.
57. Kelly, M. J., *The Encounter between HIV/AIDS and Education*, UNESCO subregional office for Southern Africa, Harare, 2000, p. 25.
58. Vandemoortele, J. and E. Delamonica, 'The "Education Vaccine" against HIV/AIDS', in *Current Issues in Comparative Education*, vol. 3, no. 1, Teachers College, Columbia University, 1 December 2000.
59. Joint United Nations Programme on HIV/AIDS, *Report on the Global HIV/AIDS Epidemic*, UNAIDS, Geneva, June 2000, pp. 43-44.
60. Moya, Cecilia, 'Life Skills Approaches to Improving Youth's Sexual and Reproductive Health', *Advocates for Youth*, Washington, D.C., February 2002, pp. 1-4.
61. Gillespie, Amaya, et al., 'Focusing Resources on Effective School Health: A FRESH start to enhancing HIV/AIDS prevention'.  
[www.unicef.org/lifeskills/FRESHandAIDS.doc]
62. United States Agency for International Development, Joint United Nations Programme on HIV/AIDS, and United Nations Children's Fund, *Children on the Brink 2002: A joint report on orphan estimates and program strategies*, TvT Associates/The Synergy Project, Washington, D.C., 2002, p. 6.
63. United States Agency for International Development, Bureau for Africa, Office of Sustainable Development, *Africa Bureau Brief*, No. 2, Washington, D.C., 2002, p. 2.
64. United Nations Children's Fund, 'Girls' Education in Botswana' (internal publication), UNICEF, 2003; およびユニセフ・ボツワナ事務所提供の情報 (2003年)。
65. International Labour Office, *A Future without Child Labour – Global report under the follow-up to the ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work*, International Labour Office, Geneva, 2002, p. 32.
66. United Nations Children's Fund, Division of Policy and Planning, Strategic Information Section, *Child Labour and School Attendance in sub-Saharan Africa: Empirical evidence from UNICEF's Multiple Indicator Cluster Surveys (MICS)*, (draft internal publication), UNICEF, New York, September 2002, p. 17.
67. ユニセフ・バングラデシュ事務所提供の情報 (2003年)。
68. ユニセフ・モロッコ事務所提供の情報 (2003年)。
69. United States Fund for UNICEF, *The Learning Tree: Education and reintegration for children affected by war in West Africa*, US Fund for UNICEF, New York, 2003.
70. United Nations Children's Fund, Programme Division, Education Section, 'Integrated Response in Emergencies: Child-friendly spaces/environments', presentation at the UNICEF Annual Regional Education Advisers' Meeting, New York, 6 March 2003.
71. United Nations Children's Fund, *Knowing the Pen: An analysis of girls' education in southern Sudan*, UNICEF Sudan, July 2001.
72. Çağatay, op. cit., pp. 10-11.
73. O'Gara, Chloe, et al., 'More, But Not Yet Better: An evaluation of USAID's programs and policies to improve girls' education', USAID Program and Operations Assessment Report No. 25, June 1999, pp. 85-88.
74. Herrán, Carlos A. and Alberto Rodríguez, 'Secondary Education in Brazil: Time to move forward', Inter-American Development Bank and the World Bank, Washington, D.C., January 2001, p. 1.
75. IBGE, *Pesquisa nacional por amostra de domicílios 1997* [CD-ROM], Microdados, Rio de Janeiro, 1997, cited in Barker, G., 'Growing Up Poor and Male in the Americas: Reflections from research and practice with young men in low income communities in Rio de Janeiro, Brazil', chapter produced for forthcoming book on men and masculinities, World Bank, Washington, D.C. (in press 2003).
76. Barker, op. cit.
77. House of Representatives, Standing Committee on Education and Training, *Boys: Getting it Right: Report on the inquiry into the education of boys*, Parliament of the Commonwealth of Australia, Canberra, October 2002.
78. National Literacy Trust, The, 'The Government Response to Boys' Underachievement', The National Literacy Trust, United Kingdom, 2003.
79. 同上; and the Department for Education and Skills, United Kingdom, 'Gender and Achievement: Raising boys' achievement', 2002.
80. Figueroa, M., 'Gender Privileging and Socio-economic Outcomes: The case of health and education in Jamaica', paper presented to the Ford Foundation workshop on Family and the Quality of Gender Relations, Mona, Jamaica, 5-6 March 1997, cited in Barker, op. cit.
81. 'The Future is Female', BBC *Panorama* 1994, cited in Dorset County Council, 'Possible Causes of Boys' Underachievement', 2003.
82. United Nations Children's Fund, UNICEF Uganda 2002 Annual Report (internal publication), UNICEF, 2002, p. 19.
83. United Nations Children's Fund, UNICEF 2002 Pakistan Annual Report (internal publication), UNICEF, 2002.

84. Evans, Hyacinth, 'Issues in Gender and Gender Equality in the Caribbean', The 7th Meeting of the Regional Intergovernmental Committee of the Major Project, Cochabamba, Bolivia, 5-7 March 2001, Faculty of Arts and Education, University of the West Indies, Kingston.で発表されたもの。
85. De Souza e Silva, Jailson and André Urani, 'Situation of Children in Drug Trafficking: A rapid assessment', *Investigating the Worst Forms of Child Labor, No. 20, Brazil*, IPEC/ILO, Geneva, 2002, cited in Barker, op. cit.
86. Delamonica, Enrique, Santosh Mehrotra and Jan Vandemoortele, 'Is EFA affordable? Estimating the global minimum cost of "education for all"', UNICEF Staff Working Paper, EPP-01-001, UNICEF, 2001, p. i; and Bruns, Mingat and Rakotomalala, op. cit., p. 14.
87. Bruns, Mingat and Rakotomalala, op. cit., p. 14.
88. UNICEF, 'Girls' Education: Progress analysis and achievements in 2002, medium-term strategic plan 2002-2005' (internal publication), UNICEF, New York, June 2003, pp. 6, 11, 15.
89. ユニセフ・マラウイ事務所提供の情報 (2003年)。
90. ユニセフ『世界子供白書2003』(財)日本ユニセフ協会・2003年・29頁。
91. Maimbolwa-Sinyangwe, I. M. and B.Y. Chilangwa, 'Learning from Inside the Classroom: A research report', UNICEF/Ministry of Education, Zambia, December 1995, pp. 16-17.
92. Mehrotra, Santosh and Richard Jolly, eds., *Development with a Human Face*, Clarendon Press, Oxford, 1997, pp. 38, 95.
93. ユニセフ・ケニア提供の情報 (2003年)。
94. Zarchin, Jill, Tin Mar Aung and Jackie Jenkins, 'Skills-Based Health Education and Life Skills – The Myanmar experience', UNICEF Myanmar, July 2001.
95. United Nations Inter-Agency Task Force on Sport for Development and Peace, 'Sport as a Tool for Development and Peace: Towards achieving the United Nations Millennium Development Goals', 2003, p. 9.
96. 同上, p. 8.
97. ユニセフ・ベトナム事務所提供の情報 (2003年)。
98. ユニセフ・ソマリア事務所提供の情報 (2003年)。
99. United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 1999*, UNICEF, New York, 1998, p. 37. [邦訳/ユニセフ『世界子供白書1999年』ユニセフ駐日事務所・(財)日本ユニセフ協会、1999年]
100. Bernard, Anne, 'Lessons and Implications from Girls' Education Activities: A synthesis from evaluations', Working Paper Series, UNICEF, Evaluation Office, New York, September 2002, p. 39.
101. Save the Children, 'What's the Difference?: An ECD impact study from Nepal', Save the Children, Kathmandu, 2003.
102. Bernard, op. cit., pp. 32-33.
103. ユニセフ・ブータン事務所提供の情報 (2003年)。
104. ユニセフ・トルコ事務所提供の情報 (2003年)。
105. United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 1999*, op. cit., pp. 53-56. [邦訳/ユニセフ『世界子供白書1999年』前掲注99]
106. Hayward, Ruth, 'Report on linkages between violence against women and girls and UNICEF's medium-term strategic plan 2002-2005 priorities' (internal publication), 24 February 2003, p. 10.
107. ユニセフ・ガンビア事務所提供の情報 (2003年)。
108. Girls' Education Movement, 'GEM: Network for Girls' Education Movement in Africa', 2001; and Kirk, Jackie and Stephanie Garrow, "'Girls in Policy": Challenges for the education sector', *Agenda*, no. 56, Agenda Feminist Publishing, Durban.
109. ユニセフ・ヨルダン事務所提供の情報 (2003年)。
110. United Nations Children's Fund, 'Girls' Education: Progress analysis and achievements in 2002, op. cit., p. 8.
111. ユニセフ・ザンビア事務所提供の情報 (2003年)。
112. Sarva Shiksha Abhiyan: A Programme for Universal Elementary Education, Framework for Implementation, Ministry of Human Resources and Development, Department of Elementary Education and Literacy, New Delhi, India, 2001.





# 統計

子どもの福祉にとくに重点を置いた世界の国々の経済・社会統計

データについての一般的留意事項	100
記号の説明	100
5歳未満児死亡率の順位	101
国の分類	136
人間開発の進展を測る：表10について	137

表	1. 基本統計	102
	2. 栄養指標	106
	3. 保健指標	110
	4. HIV/エイズ指標	114
	5. 教育指標	118
	6. 人口統計指標	122
	7. 経済指標	126
	8. 女性指標	130
	9. 子どもの保護指標	134
	10. 前進の速度	138

## データについての一般的留意事項

以下の各統計表には、データとともに定義、データの出典、記号の説明をつけた。可能なかぎり、担当の国連機関のデータを使用している。国際的に標準化された推定値がない場合は、他の情報源、とくに適当なユニセフ現地事務所から受領したデータを用いた。可能な場合には各国の包括的または典型的状況を表すデータを用いた。

最近人災または天災の影響を受けた国については、データの質に悪影響が生じている可能性がある。国の基本的な社会基盤が破壊されたり、大規模な人口移動が生じた国についてはとくにその可能性が大きい。

平均余命、合計特殊出生率、粗出生率、粗死亡率などいくつかの指標は、国連人口局が日常的に行っている推定・予測作業から得られたものである。これらを含む国際的な推定値は定期的に改訂されているため、ユニセフの過去の刊行物のデータとは異なることもある。

HIV/エイズと子どもの保護という2つの新しい統計表を今年から掲載している。表4のHIV/エイズの指標は昨年の白書にある指標の続きであり、今年はずべての国について掲載されている。子どもの保護についての表9は、児童労働、出生登録、FGM（女性性器切除）に関するより限定された国々のデータが含まれている。指標についての詳細は各表の注意書きに書かれている。

さらに、表2、3、5、8も大きく変更された。表2では、低出生体重に関するデータが大きく見直された。国別世帯調査による最近のデータによると、開発途上国における乳児の3人に2人の体重は測定されていない。データをより正確にするために、世帯調査のデータ、特に人口動態・保健調査（DHS）および複数指標クラスター調査（MICS）は、出産時の母親の子どもの体重についての推定値と出生体重の報告の間違いについて500g単位で修正が可能となっている。表2は、低出生体重についてMICSやDHSのデータがある国々については、こ

の修正が加えられている。その結果、以前に報告されたよりも一般的に高い推定値となっている。

5歳未満の子どもの主な死因である急性呼吸器感染症（ARI）について初めてデータを掲載した。5歳未満児死亡率を減少させ子どもの健康状態を向上させるためには、急性呼吸器感染症の適切な処置が決定的に重要である。表3では、急性呼吸器感染症の有病率および急性呼吸器感染症にかかった子どもが適切な保健処置を受けられたかを示している。表5では、小学校の新入生が5年生まで在学する割合を示す政府データに加えて、この指標についての世帯調査データも含まれている。

表8には妊産婦死亡率について2種類のデータが掲載されている。1つは、各国当局の報告に基づくデータを示している。もう1つは、十分な資料の裏付けのある妊産婦死亡に関する報告漏れや分類の誤りについて調整されたデータを示すとともに、データの無い国々に関する推定値をも掲載している。

## 記号の説明

統計編の目的は世界の子どもと女性の状況に関する全体像を示すことにあるので、データについての詳細な説明や注は別の場所に掲げるのが妥当である。以下の記号はすべての表に共通するものである。特定の表に使われた記号は、その表の注に掲載されている。

- データが存在しないことを示す。
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。
- \* データが、各列の見出しで指定されている期間内に入手できたもっとも最近の年次のものであることを示す。

## 5歳未満児死亡率の順位

以下のリストは、子どもの福祉のきわめて重要な指標の一つである5歳未満児死亡率（U5MR、出生1000人当たりの死亡数であらわす）の2002年の推定値が高かった順に各国を配列したものである。統計表では、各国は英語名のアルファベット順に配列してある。

国	U5MR の値	U5MR の順位	国	U5MR の値	U5MR の順位	国	U5MR の値	U5MR の順位
シエラレオネ	284	1	キリバス	69	66	リビア	19	130
ニジェール	265	2	ウズベキスタン	68	67	モーリシャス	19	130
アンゴラ	260	3	ナミビア	67	68	セントルシア	19	130
アフガニスタン	257	4	マーシャル諸島	66	69	セルビア・モンテネグロ	19	130
リベリア	235	5	南アフリカ	65	70	スリランカ	19	130
ソマリア	225	6	キルギス	61	71	ボスニア・ヘルツェゴビナ	18	136
マリ	222	7	朝鮮民主主義人民共和国	55	72	バハマ	16	137
ギニアビサウ	211	8	ツバル	52	73	バーレーン	16	137
ブルキナファソ	207	9	アルジェリア	49	74	ブルガリア	16	137
コンゴ民主共和国	205	10	グアテマラ	49	74	カタール	16	137
チャド	200	11	インドネシア	45	76	セーシェルズ	16	137
モザンビーク	197	12	モロッコ	43	77	ドミニカ	15	142
ザンビア	192	13	ホンジュラス	42	78	ウルグアイ	15	142
ブルンジ	190	14	イラン	42	78	アンティグアバーブーダ	14	144
マラウイ	183	15	トルコ	42	78	バルバドス	14	144
モーリタニア	183	15	バヌアツ	42	78	オマーン	13	146
ナイジェリア	183	15	エジプト	41	82	チリ	12	147
ルワンダ	183	15	ニカラグア	41	82	エストニア	12	147
中央アフリカ	180	19	ベリーズ	40	84	コスタリカ	11	149
コートジボワール	176	20	スリナム	40	84	リヒテンシュタイン	11	149
エチオピア	171	21	中国	39	86	クウェート	10	151
ギニア	169	22	エルサルバドル	39	86	キューバ	9	152
カメルーン	166	23	ペルー	39	86	ハンガリー	9	152
タンザニア	165	24	ベトナム	39	86	リトアニア	9	152
ベニン	156	25	カボヴェルデ	38	90	ポーランド	9	152
赤道ギニア	152	26	ドミニカ共和国	38	90	スロバキア	9	152
スワジランド	149	27	フィリピン	38	90	アラブ首長国連邦	9	152
ジブチ	143	28	ブラジル	36	93	クロアチア	8	158
トーゴ	141	29	アルメニア	35	94	マレーシア	8	158
ウガンダ	141	29	ヨルダン	33	95	米国	8	158
カンボジア	138	31	レバノン	32	96	アンドラ	7	161
セネガル	138	31	モルドバ	32	96	カナダ	7	161
マダガスカル	136	33	アルバニア	30	98	英国	7	161
ガンビア	126	34	ナウル	30	98	オーストラリア	6	164
東ティモール	126	34	パラグアイ	30	98	ベルギー	6	164
イラク	125	36	エクアドル	29	101	ブルネイ	6	164
ハイチ	123	37	グルジア	29	101	キプロス	6	164
ジンバブエ	123	37	メキシコ	29	101	フランス	6	164
ケニア	122	39	パラオ	29	101	アイルランド	6	164
サントメプリンシペ	118	40	サウジアラビア	28	105	イスラエル	6	164
ボツワナ	110	41	シリア	28	105	イタリア	6	164
ミャンマー	109	42	タイ	28	105	ニュージーランド	6	164
コンゴ	108	43	旧ユーゴスラビア・マケドニア	26	108	ポルトガル	6	164
バキスタン	107	44	チュニジア	26	108	サンマリノ	6	164
イエメン	107	44	グレナダ	25	110	スペイン	6	164
アゼルバイジャン	105	46	パレスチナ自治区	25	110	スイス	6	164
ガーナ	100	47	パナマ	25	110	オーストリア	5	177
ラオス	100	47	セントビンセント・グレナディーン	25	110	チェコ	5	177
トルクメニスタン	98	49	サモア	25	110	フィンランド	5	177
ブータン	94	50	ミクロネシア連邦	24	115	ドイツ	5	177
バプアニューギニア	94	50	セントクリストファー・ネイビス	24	115	ギリシャ	5	177
スーダン	94	50	ソロモン諸島	24	115	日本	5	177
インド	93	53	コロンビア	23	118	韓国	5	177
ガボン	91	54	クック諸島	23	118	ルクセンブルク	5	177
ネパール	91	54	ベネズエラ	22	120	マルタ	5	177
エリトリア	89	56	フィジー	21	121	モナコ	5	177
レソト	87	57	ラトビア	21	121	オランダ	5	177
コモロ	79	58	ルーマニア	21	121	スロベニア	5	177
バングラデシュ	77	59	ロシア	21	121	デンマーク	4	189
モルディブ	77	59	ベラルーシ	20	125	アイスランド	4	189
カザフスタン	76	61	ジャマイカ	20	125	ノルウェー	4	189
ガイアナ	72	62	トンガ	20	125	シンガポール	4	189
タジキスタン	72	62	トリニダードトバゴ	20	125	スウェーデン	3	193
ポリビア	71	64	ウクライナ	20	125	バチカン	データなし	-
モンゴル	71	64	アルゼンチン	19	130	ニウエ	データなし	-



# 表1 基本統計

国・地域	5歳未満児 死亡率の 順位	5歳未満児 死亡率		乳児死亡率 (1歳未満)		総人口 (1000人) 2002	年間出生数 (1000人) 2002	5歳未満児の 年間死亡数 (1000人) 2002	1人 当たりの GNI (米ドル) 2002	出生時の 平均余命 (年) 2002	成人の 総識字率 (%) 2000	初等教育 純進学/ 出席率 (%) 1996-2002*	世帯当たりの 所得の分布 (%) 1990-2000*	
		1960	2002	1960	2002								最下位 40%	最上位 20%
アフガニスタン	4	360	257	215	165	22930	1101	283	250x	43	36	36	-	-
アルバニア	98	151	30	112	26	3141	57	2	1380	74	-	98	-	-
アルジェリア	74	280	49	164	39	31266	718	35	1720	70	63	98	19	43
アンドラ	161	-	7	-	6	69	1	0	d	-	-	-	-	-
アンゴラ	3	345	260	208	154	13184	695	181	660	40	-	37	-	-
アンティグアバーブーダ	144	-	14	-	12	73	1	0	9390	-	82x	98	-	-
アルゼンチン	130	72	19	60	16	37981	725	14	4060	74	97	100	-	-
アルメニア	94	-	35	-	30	3072	29	1	790	72	98	69	18	45
オーストラリア	164	24	6	20	6	19544	242	1	19740	79	-	96	18	41
オーストリア	177	43	5	37	5	8111	70	0	23390	78	-	91	20	38
アゼルバイジャン	46	-	105	-	74	8297	148	16	710	72	97x	88	19	45
バハマ	137	68	16	51	13	310	6	0	14860x	67	95	83	-	-
バーレーン	137	160	16	110	13	709	14	0	11130x	74	88	96	-	-
バングラデシュ	59	248	77	149	51	143809	4192	323	360	61	40	89	22	41
バルバドス	144	90	14	74	12	269	3	0	9750x	77	100	100	-	-
ベラルーシ	125	47	20	37	17	9940	87	2	1360	70	100	100	21	39
ベルギー	164	35	6	31	5	10296	112	1	23250	79	-	100	22	37
ベリーズ	84	104	40	74	34	251	6	0	2960	72	93	100	-	-
ベニン	25	296	156	176	93	6558	274	43	380	51	37	54	-	-
ブータン	50	300	94	175	74	2190	76	7	590	63	47	53	-	-
ポリビア	64	255	71	152	56	8645	255	18	900	64	85	97	13	49
ボスニア・ヘルツェゴビナ	136	160	18	105	15	4126	39	1	1270	74	93x	86	-	-
ボツワナ	41	173	110	118	80	1770	54	6	2980	41	77	84	7	70
ブラジル	93	177	36	115	30	176257	3506	126	2850	68	87	97	8	64
ブルネイ	164	87	6	63	6	350	8	0	24100x	76	92	91x	-	-
ブルガリア	137	70	16	49	14	7965	62	1	1790	71	98	94	20	39
ブルキナファソ	9	315	207	181	107	12624	606	125	220	46	24	36	12	61
ブルンジ	14	250	190	148	114	6602	292	55	100	41	48	54	15	48
カンボジア	31	-	138	-	96	13810	468	65	280	57	68	95	18	48
カメルーン	23	255	166	151	95	15729	560	93	560	47	71	74	13	53
カナダ	161	33	7	28	5	31271	322	2	22300	79	-	99	20	39
カボヴェルデ	90	-	38	-	29	454	12	0	1290	70	74	99	-	-
中央アフリカ共和国	19	327	180	187	115	3819	144	26	260	40	47	55	7	65
チャド	11	-	200	-	117	8348	405	81	220	45	43	58	-	-
チリ	147	155	12	118	10	15613	285	3	4260	76	96	89	10	61
中国	86	225	39	150	31	1294867	18857	735	940	71	85	93	16	47
コロンビア	118	125	23	79	19	43526	975	22	1830	72	92	89	10	61
コモロ	58	265	79	200	59	747	27	2	390	61	56	56	-	-
コンゴ	43	220	108	143	81	3633	161	17	700	48	81	96x	-	-
コンゴ民主共和国	10	302	205	174	129	51201	2594	532	90	41	61	51	-	-
クック諸島	118	-	23	-	19	18	0	0	-	-	-	85	-	-
コスタリカ	149	123	11	87	9	4094	78	1	4100	78	96	91	13	51
コートジボワール	20	290	176	195	102	16365	583	103	610	41	49	64	18	44
クロアチア	158	98	8	70	7	4439	49	0	4640	74	98	72	21	40
キューバ	152	54	9	39	7	11271	131	1	1170x	77	97	97	-	-
キプロス	164	36	6	30	5	796	10	0	12320x	78	97	95	-	-
チェコ	177	25	5	22	4	10246	90	0	5560	75	-	90	25	36
デンマーク	189	25	4	22	4	5351	63	0	30290	77	-	99	23	36
ジブチ	28	289	143	186	100	693	27	4	900	46	65	33	-	-
ドミニカ	142	-	15	-	13	78	2	0	3180	-	-	89	-	-
ドミニカ共和国	90	149	38	102	32	8616	202	8	2320	67	84	93	14	53
エクアドル	101	178	29	107	25	12810	297	9	1450	71	92	99	15	50
エジプト	82	282	41	189	35	70507	1875	77	1470	69	55	93	21	44
エルサルバドル	86	191	39	130	33	6415	163	6	2080	71	79	81	11	56
赤道ギニア	26	316	152	188	101	481	20	3	700x	49	83	72	-	-
エリトリア	56	-	89	-	47	3991	160	14	160	53	56	61	-	-
エストニア	147	52	12	40	10	1338	11	0	4130	72	100	98	18	45
エチオピア	21	269	171	180	114	68961	2948	504	100	46	39	47	9	61
フィジー	121	97	21	71	17	831	19	0	2160	70	93	99	-	-

	5歳未満児 死亡率 の順位	5歳未満児 死亡率		乳児死亡率 (1歳未満)		総人口 (1000人) 2002	年間出生数 (1000人) 2002	5歳未満児の 年間死亡数 (1000人) 2002	1人 当たりの GNI (米ドル) 2002	出生時の 平均余命 (年) 2002	成人の 総識字率 (%) 2000	初等教育 純就学/ 出席率 (%) 1996-2002*	世帯当たりの 所得の分布 (%) 1990-2000*	
		1960	2002	1960	2002								最下位 40%	最上位 20%
フィンランド	177	28	5	22	4	5197	56	0	23510	78	-	100	25	35
フランス	164	34	6	29	4	59850	772	5	22010	79	-	100	20	40
ガボン	54	-	91	-	60	1306	41	4	3120	57	71	93	-	-
ガンビア	34	364	126	207	91	1388	50	6	280	54	37	69	12	55
グルジア	101	70	29	52	24	5177	53	2	650	74	100x	95	17	45
ドイツ	177	40	5	34	4	82414	722	4	22670	78	-	87	16	45
ガーナ	47	215	100	126	57	20471	658	66	270	58	72	58	16	47
ギリシャ	177	64	5	53	5	10970	100	1	11660	78	97	97	19	44
グレナダ	110	-	25	-	20	80	2	0	3500	-	-	84	-	-
グアテマラ	74	202	49	136	36	12036	415	20	1750	66	69	84	11	61
ギニア	22	380	169	215	109	8359	361	61	410	49	41	47	17	47
ギニアビサウ	8	-	211	-	130	1449	72	15	150	45	38	41	14	53
ガイアナ	62	126	72	100	54	764	16	1	840	63	99	87	14	50
ハイチ	37	253	123	169	79	8218	249	31	440	49	50	54	-	-
バチカン	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	78	204	42	137	32	6781	205	9	920	69	75	88	8	61
ハンガリー	152	57	9	51	8	9923	87	1	5280	72	99	90	25	34
アイスランド	189	22	4	17	3	287	4	0	27970	80	-	100	-	-
インド	53	242	93	146	67	1049549	25221	2346	480	64	57	76	20	46
インドネシア	76	216	45	128	33	217131	4532	204	710	67	87	92	20	43
イラン	78	281	42	164	35	68070	1380	58	1710	70	76	74	15	50
イラク	36	171	125	117	102	24510	867	108	2170x	60	39	76	-	-
アイルランド	164	36	6	31	6	3911	56	0	23870	77	-	90	18x	43x
イスラエル	164	39	6	32	6	6304	125	1	16710x	79	95	100	18	44
イタリア	164	50	6	44	4	57482	511	3	18960	79	98	100	18	43
ジャマイカ	125	74	20	56	17	2627	54	1	2820	76	87	95	17	46
日本	177	40	5	31	3	127478	1172	6	33550	81	-	100	25	36
ヨルダン	95	139	33	97	27	5329	150	5	1760	71	90	94	19	44
カザフスタン	61	-	76	-	61	15469	252	19	1510	66	99	89	21	40
ケニア	39	205	122	122	78	31540	1031	126	360	45	82	69	15	51
キリバス	66	-	69	-	51	87	2	0	810	-	-	71	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	72	120	55	85	42	22541	372	20	a	63	98	-	-	-
韓国	177	127	5	90	5	47430	574	3	9930	75	98	100	21	37
クウェート	151	128	10	89	9	2443	49	0	18270x	76	82	66	-	-
キルギス	71	180	61	135	52	5067	112	7	290	68	-	83	22	38
ラオス	47	235	100	155	87	5529	198	20	310	54	65	81	19	45
ラトビア	121	44	21	35	17	2329	18	0	3480	71	100	92	20	40
レバノン	96	85	32	65	28	3596	69	2	3990	73	86	74	-	-
レソト	57	203	87	136	64	1800	55	5	470	36	83	78	5	71
リベリア	5	288	235	190	157	3239	161	38	150	41	54	83	-	-
リビア	130	270	19	159	16	5445	126	2	5540x	73	80	96x	-	-
リヒテンシュタイン	149	-	11	-	10	33	0	0	d	-	-	-	-	-
リトアニア	152	70	9	52	8	3465	30	0	3660	73	100	95	21	40
ルクセンブルク	177	41	5	33	5	447	5	0	38830	78	-	97	21	40
マダガスカル	33	186	136	112	84	16916	708	96	240	53	67	68	17	45
マラウイ	15	361	183	205	114	11871	531	97	160	38	60	100	13	56
マレーシア	158	105	8	73	8	23965	546	4	3540	73	87	99	13	54
モルディブ	59	300	77	180	58	309	11	1	2090	67	97	99	-	-
マリ	7	500	222	285	122	12623	631	140	240	49	26	39	13	56
マルタ	177	42	5	37	5	393	4	0	9200x	78	92	99	-	-
マーシャル諸島	69	-	66	-	54	52	1	0	2270x	-	-	100	-	-
モーリタニア	15	310	183	180	120	2807	118	22	410	52	40	44	18	44
モーリシャス	130	92	19	67	17	1210	19	0	3850	72	85	95	-	-
メキシコ	101	134	29	94	24	101965	2305	67	5910	73	91	100	11	58
ミクロネシア連邦	115	-	24	-	20	108	3	0	1980	68	67	-	-	-
モルドバ	96	88	32	64	27	4270	49	2	460	69	99	78	19	44
モナコ	177	-	5	-	4	34	0	0	d	-	-	-	-	-

# 表1 基本統計

	5歳未満児 死亡率の 順位	5歳未満児 死亡率		乳児死亡率 (1歳未満)		総人口 (1000人) 2002	年間出生数 (1000人) 2002	5歳未満児の 年間死亡数 (1000人) 2002	1人 当たりの GNI (米ドル) 2002	出生時の 平均余命 (年) 2002	成人の 総識字率 (%) 2000	初等教育 純進学/ 出席率 (%) 1996-2002*	世帯当たりの 所得の分布 (%) 1990-2000*	
		1960	2002	1960	2002								最下位 40%	最上位 20%
モンゴル	64	-	71	-	58	2559	58	4	440	64	98	89	16	51
モロッコ	77	211	43	132	39	30072	702	30	1190	68	49	78	17	47
モザンビーク	12	313	197	180	125	18537	769	151	210	38	44	54	17	47
ミャンマー	42	252	109	169	77	48852	1182	129	220x	57	85	83	-	-
ナミビア	68	206	67	129	55	1961	66	4	1780	45	82	82	4	79
ナウル	98	-	30	-	25	13	0	0	-	-	-	81	-	-
ネパール	54	315	91	212	66	24609	817	74	230	60	42	73	19	45
オランダ	177	22	5	18	5	16067	196	1	23960	78	-	100	20	40
ニュージーランド	164	26	6	22	6	3846	54	0	13710	78	-	99	18	44
ニカラグア	82	193	41	130	32	5335	170	7	370x	69	64	77	8	64
ニジェール	2	354	265	211	156	11544	642	170	170	46	16	30	10	53
ナイジェリア	15	207	183	123	110	120911	4764	872	290	52	64	56	13	56
ニウエ	-	-	-	-	-	2	0	-	-	-	81	99	-	-
ノルウェー	189	23	4	19	4	4514	54	0	37850	79	-	100	24	36
パレスチナ自治区	110	-	25	-	23	3433	134	3	930	72	-	97	-	-
オマーン	146	280	13	164	11	2768	88	1	7720x	72	72	65	-	-
パキスタン	44	227	107	139	83	149911	5415	579	410	61	43	56	21	42
バラオ	101	-	29	-	24	20	0	0	6780x	-	-	100	-	-
パナマ	110	88	25	58	19	3064	69	2	4020	75	92	100	12	53
パプアニューギニア	50	214	94	143	70	5586	178	17	530	57	64	84	12	57
パラグアイ	98	90	30	66	26	5740	171	5	1170	71	93	92	8	61
ペルー	86	234	39	142	30	26767	628	24	2050	70	90	93	13	51
フィリピン	90	110	38	80	29	78580	2009	76	1020	70	95	93	14	52
ポーランド	152	70	9	62	8	38622	367	3	4570	74	100	98	21	40
ポルトガル	164	112	6	81	5	10049	112	1	10840	76	92	100	17	46
カタール	137	140	16	94	11	601	10	0	12000x	72	94	95	-	-
ルーマニア	121	82	21	69	19	22387	232	5	1850	71	98	93	21	38
ロシア連邦	121	64	21	48	18	144082	1227	26	2140	67	100	93x	14	51
ルワンダ	15	206	183	122	96	8272	358	66	230	39	67	67	23x	39x
セントクリストファー														
ネーヴィス	115	-	24	-	20	42	1	0	6370	-	-	89	-	-
セントルシア	130	-	19	-	17	148	3	0	3840	72	-	100	15	48
セントビンセント・														
グレナディーン	110	-	25	-	22	119	2	0	2820	74	-	84	-	-
サモア	110	210	25	134	20	176	5	0	1420	70	99	97	-	-
サンマリノ	164	-	6	-	4	27	0	0	d	-	-	-	-	-
サントメプリンシペ	40	-	118	-	75	157	5	1	290	70	-	68	-	-
サウジアラビア	105	250	28	170	23	23520	751	21	8460x	72	76	58	-	-
セネガル	31	300	138	173	79	9855	368	51	470	53	37	63	17	48
セルビア・モンテネグロ	130	120	19	87	16	10535	124	2	1400	73	98x	97y	-	-
セーシェル	137	-	16	-	12	80	3	0	6530x	-	-	100	-	-
シエラレオネ	1	390	284	220	165	4764	239	68	140	34	36	41	3x	63x
シンガポール	189	40	4	31	3	4183	43	0	20690	78	92	93x	14	49
スロバキア	152	40	9	33	8	5398	54	0	3950	74	100	89	24	35
スロベニア	177	45	5	37	4	1986	16	0	9810	76	100	93	22	38
ソロモン諸島	115	185	24	120	20	463	15	0	570	69	-	-	-	-
ソマリア	6	-	225	-	133	9480	499	112	130x	48	-	11	-	-
南アフリカ	70	-	65	-	52	44759	1016	66	2600	49	85	89	6	67
スペイン	164	57	6	46	4	40977	381	2	14430	79	98	100	20	40
スリランカ	130	133	19	83	17	18910	312	6	840	73	92	97	20	43
スーダン	50	208	94	123	64	32878	1098	103	350	56	58	53	-	-
スリナム	84	-	40	-	31	432	9	0	1960	71	94	92	-	-
スワジランド	27	225	149	150	106	1069	37	6	1180	36	80	93	9	64
スウェーデン	193	20	3	16	3	8867	91	0	24820	80	-	100	24	35
スイス	164	27	6	22	5	7171	63	0	37930	79	-	99	20	40
シリア	105	201	28	136	23	17381	485	14	1130	72	74	96	-	-
タジキスタン	62	140	72	95	53	6195	152	11	180	69	99	100	21	40
タンザニア	24	241	165	142	104	36276	1431	236	280	44	75	47	18	45
タイ	105	148	28	103	24	62193	1088	30	1980	69	96	85	16	50

	5歳未満児 死亡率 の順位	5歳未満児 死亡率		乳児死亡率 (1歳未満)		総人口 (1000人) 2002	年間出生数 (1000人) 2002	5歳未満児の 年間死亡数 (1000人) 2002	1人 当たりの GNI (米ドル) 2002	出生時の 平均余命 (年) 2002	成人の 総識字率 (%) 2000	初等教育 純就学/ 出席率 (%) 1996-2002*	世帯当たりの 所得の分布 (%) 1990-2000*	
		1960	2002	1960	2002								最下位 40%	最上位 20%
旧ユーゴスラビア・														
マケドニア	108	177	26	120	22	2046	29	1	1700	74	96	92	22	37
東ティモール	34	-	126	-	89	739	17	2	520x	49	-	75	-	-
トーゴ	29	267	141	158	79	4801	185	26	270	50	57	92	-	-
トンガ	125	-	20	-	16	103	2	0	1410	68	-	92	-	-
トリニダードトバゴ	125	73	20	61	17	1298	17	0	6490	71	98	92	16	46
チュニジア	108	254	26	170	21	9728	165	4	2000	73	71	99	16	48
トルコ	78	219	42	163	36	70318	1485	62	2500	70	85	88	17	47
トルクメニスタン	49	-	98	-	76	4794	106	10	1200	67	-	85	16	47
ツバル	73	-	52	-	38	10	0	0	-	-	-	100	-	-
ウガンダ	29	224	141	133	82	25004	1277	180	250	46	67	87	18	45
ウクライナ	125	53	20	41	16	48902	412	8	770	70	100	72	22	38
アラブ首長国連邦	152	223	9	149	8	2937	49	0	18060x	75	76	87	-	-
英国	161	27	7	23	5	59068	654	5	25250	78	-	99	18	43
米国	158	30	8	26	7	291038	4228	34	35060	77	-	95	16	46
ウルグアイ	142	56	15	48	14	3391	57	1	4370	75	98	90	14	50
ウズベキスタン	67	-	68	-	52	25705	559	38	450	70	99	78	23	36
バヌアツ	78	225	42	141	34	207	6	0	1080	69	-	96	-	-
ベネズエラ	120	75	22	56	19	25226	580	13	4090	74	93	88	11	53
ベトナム	86	105	39	70	30	80278	1629	64	430	69	93	95	19	45
イエメン	44	340	107	220	79	19315	873	93	490	60	46	67	20	41
ザンビア	13	213	192	126	108	10698	452	87	330	33	78	67	11	57
ジンバブエ	37	159	123	97	76	12835	412	51	470x	34	89	80	13	56

## 地域別要約

サハラ以南のアフリカ	262	174	157	106	650452	26494	4610	460	46	50	59	10	59
中東と北アフリカ	250	58	157	46	355997	9640	559	1359	67	53	78	18	46
南アジア	244	97	148	70	1412216	37145	3603	461	63	47	74	20	45
東アジアと太平洋諸国	207	43	137	33	1910686	31814	1368	1232	69	81	92	17	45
ラテンアメリカと カリブ海諸国	153	34	102	27	530242	11587	394	3362	70	85	94	10	59
CEE/CISと バルト海諸国	112	41	84	33	411721	5311	218	1742	69	96	86	17	47
先進工業国	39	7	33	5	938580	10796	76	26214	78	97	97	19	43
開発途上国	222	90	140	62	5009993	119701	10773	1154	62	67	80	15	50
後発開発途上国	278	158	170	99	700897	27409	4331	277	49	43	63	18	46
世界	196	82	126	56	6209895	132787	10889	5073	63	70	81	18	44

各地域の国名は136ページを参照。

## 指標の定義

5歳未満児死亡率—出生時から満5歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

乳児死亡率—出生時から満1歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

1人あたりのGNI—GNI（国民総所得）とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額（補助金は控除）および非居住者からの1次所得（被用者の報酬および所得税）の正味受取額を加えた総額である。1人あたりのGNIは、国民総所得を年次の人口で割って算出する。1人あたりのGNIの米ドル換算値は世界銀行アトラス計算法によるものである。

出生時の平均余命—新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。

成人の識字率—15歳以上で読み書きできる者の比率。

初等教育純就学/出席率—国連教育科学文化機関（ユネスコ）統計研究所が報告している初等教育純就学率と、国別世帯調査で報告された初等教育出席率から算出されたもの。

所得の分布—所得の受取額から見て上位20%の世帯と下位40%の世帯がそれぞれ受け取っている所得の比率。

## 注

- a: 735米ドル以下。  
b: 736—2935米ドル。  
c: 2936—9075米ドル。  
d: 9076米ドル以上。

— データなし。

x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものを示す。

y データが標準的な定義によらないかまたは国内の一部地域のみに関するものであるが、地域別および世界の平均値に含まれていることを示す。

\* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できたもっとも最近の年次のものであることを示す。

## データの主な出典

5歳未満児死亡率—ユニセフ、国連人口局、国連統計局。

総人口—国連人口局。

出生数—国連人口局。

5歳未満児の死亡数—ユニセフ。

1人あたりのGNI—世界銀行。

平均余命—国連人口局。

成人の総識字率—ユネスコ統計研究所。万人のための教育2000評価（EFA2000）の結果を含む。

就学・出席率—ユネスコ統計研究所およびユネスコ、EFA2000、複数指標クラスター調査（MICS）および人口動態・保健調査（DHS）の結果を含む。

世帯の所得—世界銀行。



# 表2 栄養指標

国・地域	低出生体重児 出生率 (%) 1998-2002*	子どもの比率 (%) 1995-2002*			栄養不良の5歳未満児の比率 (%) 1995-2002*				ビタミンA の補給率 (6-59カ月児) (%) 2001	ヨード 添加塩を 使う世帯 (%) 1997-2002*
		母乳のみ (6カ月未満)	母乳と 補助食品 (6-9カ月)	母乳育児 継続 (20-23カ月)	低体重		消耗症	発育障害		
					中・重度	重度	中・重度	中・重度		
アフガニスタン	-	-	-	-	48	-	25	52	84t	2
アルバニア	3	6	24	6	14	4	11	32	-	62
アルジェリア	7	13	38	22	6	1	3	18	-	69
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	12	11	77	37	31	8	6	45	75	35
アンティグアバーブーダ	8	-	-	-	10x	4x	10x	7x	-	-
アルゼンチン	7	-	-	-	5	1	3	12	-	90x
アルメニア	7	30	51	13	3	0	2	13	-	84
オーストラリア	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オーストリア	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	11	7	39	16	7	1	2	13	-	26
バハマ	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	8	34k	65	41	9	2	5	10	-	-
バングラデシュ	30	46	78	87	48	13	10	45	90t	70
バルバドス	10x	-	-	-	6x	1x	5x	7x	-	-
ベラルーシ	5	-	-	-	-	-	-	-	-	37
ベルギー	8x	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベリーズ	6	24k	54	23	6x	1x	-	-	-	90x
ベニン	16	38	66	62	23	5	8	31	95	72
ブータン	15	-	-	-	19	3	3	40	-	82x
ボリビア	9	39	76	36	10	2	2	26	31	65
ボスニア・ヘルツェゴビナ	4	6	-	-	4	1	6	10	-	77
ボツワナ	10	34	57	11	13	2	5	23	85	66
ブラジル	10x	42k	30	17	6	1	2	11	-	95x
ブルネイ	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルキナファソ	19	6	49	87	34	12	13	37	97	23x
ブルンジ	16	62	46	85	45	13	8	57	95	96
カンボジア	11	12	72	59	45	13	15	45	57	14
カメルーン	11	12	72	29	21	4	5	35	100	84
カナダ	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カボヴェルデ	13	57k	64	13	14x	2x	6x	16x	-	0x
中央アフリカ共和国	14	17	77	53	24	6	9	39	90	86
チャド	17x	10	68	51	28	9	11	29	91t	58
チリ	5	73k	-	-	1	-	0	2	-	100
中国	6	67k	-	-	11	-	-	16	-	93
コロンビア	9	32	58	25	7	1	1	14	-	92
コモロ	25	21	34	45	25	9	12	42	-	82
コンゴ	-	4k	94	13	14	3	4	19	100	-
コンゴ民主共和国	12	24	79	52	31	9	13	38	98	72
クック諸島	3	19k	-	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	7	35x,k	47x	12x	5	0	2	6	-	97x
コートジボワール	17	10	54	42	21	5	8	25	97	31
クロアチア	6	23	-	-	1	-	1	1	-	90
キューバ	6	41	42	9	4	0	2	5	-	73
キプロス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	7	-	-	-	1x	0x	2x	2x	-	-
デンマーク	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブチ	-	-	-	-	18	6	13	26	91	-
ドミニカ	10	-	-	-	5x	0x	2x	6x	-	-
ドミニカ共和国	14	11	26	6	5	1	2	6	35	18
エクアドル	16	29k	52x	34x	15	2	-	27	50	99
エジプト	12	57	71	30	11	3	5	21	-	28
エルサルバドル	13	16	77	40	12	1	1	23	-	91x
赤道ギニア	13	24	-	-	19	4	7	39	-	20x
エリトリア	21x	52	43	62	44	17	16	38	61	97
エストニア	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エチオピア	15	55	43	77	47	16	11	52	16	28
フィジー	10	47k	-	-	8x	1x	8x	3x	-	31x

	低出生体重児 出生率 (%) 1998-2002*	子どもの比率 (%) 1995-2002*			栄養不良の5歳未満児の比率 (%) 1995-2002*				ビタミンA の補給率 (6-59カ月児) (%) 2001	ヨード 添加塩を 使う世帯 (%) 1997-2002*
		母乳のみ (6カ月未満)	母乳と 補助食品 (6-9カ月)	母乳育児 継続 (20-23カ月)	低体重		消耗症	発育障害		
					中・重度	重度	中・重度	中・重度		
フィンランド	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フランス	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガボン	14	6	62	9	12	2	3	21	89	15
ガンビア	17	26	37	54	17	4	9	19	91	8
グルジア	6	18k	12	12	3	0	2	12	-	8
ドイツ	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガーナ	11	31	70	57	25	5	10	26	100t	28
ギリシャ	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グレナダ	9	39k	-	-	-	-	-	-	-	-
グアテマラ	13	39	76	45	24	5	3	46	-	49
ギニア	12	11	28	73	23	5	9	26	93	12
ギニアビサウ	22	37	36	67	25	7	10	30	100	2
ガイアナ	12	11	42	31	14	3	11	11	-	-
ハイチ	21	24	73	30	17	4	5	23	-	11
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	14	35	61	34	17	-	1	29	62	80
ハンガリー	9	-	-	-	2x	0x	2x	3x	-	-
アイスランド	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インド	30	37k	44	66	47	18	16	46	25	50
インドネシア	10x	42	81	65	26	8	-	-	61	65
イラン	7x	44	-	0	11	2	5	15	-	94
イラク	15	12	51	27	16	2	6	22	-	40
アイルランド	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イスラエル	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジャマイカ	9	-	-	-	6	-	3	6	-	100
日本	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヨルダン	10x	34	70	12	5	1	2	8	-	88
カザフスタン	8	36	73	17	4	0	2	10	-	20
ケニア	11	5	67	24	21	6	6	35	90	91
キリバス	5	80x,k	-	-	13x	-	11x	28x	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	7	97k	-	-	21	-	8	42	99t	-
韓国	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クウェート	7	12k	26	9	10	3	11	24	-	-
キルギス	7x	24	77	21	11	2	3	25	-	27
ラオス	14	23	10	47	40	13	15	41	70t	75
ラトビア	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レバノン	6	27k	35	11	3	0	3	12	-	87
レソト	14	15	51	58	18	4	5	46	-	69
リベリア	-	35	70	45	26	8	6	39	100t	-
リビア	7x	-	-	23	5	1	3	15	-	90x
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	14	41	82	43	33	11	14	49	73	52
マラウイ	16	44	93	77	25	6	6	49	63	49
マレーシア	10	29k	-	12	12	1	-	-	-	-
モルディブ	22	10	85	-	30	7	13	25	-	44
マリ	23	38	66	62	33	11	11	38	74	74
マルタ	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	12	63x,k	-	-	-	-	-	-	51	-
モーリタニア	42	20	78	57	32	10	13	35	98	2
モーリシャス	13	16x,k	29x	-	15	2	14	10	-	0x
メキシコ	9	38x,k	36x	21x	8	1	2	18	-	90
ミクロネシア連邦	18	60k	-	-	-	-	-	-	71	-
モルドバ	5	-	-	-	3	-	3	10	-	33
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	8	51	55	57	13	3	6	25	93	45
モロッコ	11x	66k	53	21	9	2	4	24	-	41

# 表2 栄養指標

	低出生体重児 出生率 (%) 1998-2002*	子どもの比率 (%) 1995-2002*			栄養不良の5歳未満児の比率 (%) 1995-2002*				ビタミンA の補給率 (6-59カ月児) (%) 2001	ヨード 添加塩を 使う世帯 (%) 1997-2002*
		母乳のみ (6カ月未満)	母乳と 補助食品 (6-9カ月)	母乳育児 継続 (20-23カ月)	低体重		消耗症	発育障害		
					中・重度	重度	中・重度	中・重度		
モザンビーク	14x	30	87	58	26	-	6	44	71	62x
ミャンマー	15	11	67	67	35	8	9	34	97t	48
ナミビア	16x	26k	-	-	24	5	9	24	84	63
ナウル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ネパール	21	69	66	92	48	13	10	51	98t	63
オランダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニュージーランド	6	-	-	-	-	-	-	-	-	83
ニカラグア	13	31	68	39	10	2	2	20	-	96
ニジェール	17	1	56	61	40	14	14	40	89t	15
ナイジェリア	12	17	63	35	36x	12x	9x	43x	77	98
ニウエ	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パレスチナ自治区	9	29k	78	11	4	1	3	9	-	37
オマーン	8	-	92	73	24	4	13	23	-	61
パキスタン	19x	16k	31	56	38	12	13	37	100t	17
バラオ	9	59k	-	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	10x	25	38	21	7	-	1	14	-	95
パプアニューギニア	11x	59	74	66	35x	-	-	-	-	-
パラグアイ	9x	7k	59	15	5	-	1	11	-	83
ペルー	11x	71	76	49	7	1	1	25	6	93
フィリピン	20	37	57	23	28	-	6	30	84t	24
ポーランド	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カタール	10	12k	48	21	6	-	2	8	-	-
ルーマニア	9	-	-	-	6x	1x	3x	8x	-	-
ロシア連邦	6	-	-	-	3	1	4	13	-	30x
ルワンダ	9	84	79	71	27	7	6	41	94	90
セントクリストファー・ネイビス	9	56k	-	-	-	-	-	-	-	100
セントルシア	8	-	-	-	14x	-	6x	11x	-	-
セントビンセント・グレナ										
ディーン	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サモア	4x	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメプリンシペ	-	56	53	42	13	2	4	29	-	41
サウジアラビア	11x	31k	60	30	14	3	11	20	-	-
セネガル	18	24k	64	49	23	6	8	25	85t	16
セルビア・モンテネグロ	4	11k	33	11	2	0	4	5	-	73
セーシェル	-	-	-	-	6x	0x	2x	5x	-	-
シエラレオネ	-	4	51	53	27	9	10	34	91t	23
シンガポール	8	-	-	-	14x	-	4x	11x	-	-
スロバキア	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソロモン諸島	13x	65k	-	-	21x	4x	7x	27x	-	-
ソマリア	-	9	13	8	26	7	17	23	62	-
南アフリカ	15	7	67	30	12	2	3	25	-	62
スペイン	6x	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スリランカ	22	54k	-	62	29	-	14	14	-	88
スーダン	31	16	47	40	17	7	-	-	92t	1
スリナム	13	9	25	11	13	2	7	10	-	-
スワジランド	9	24	60	25	10	2	1	30	-	59
スウェーデン	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スイス	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シリア	6	81k	50	6	7	1	4	18	-	40
タジキスタン	15	14	35	35	-	-	-	-	-	20
タンザニア	13	32	64	48	29	7	5	44	93t	67
タイ	9	4k	71	27	19x	-	6x	16x	-	74
旧ユーゴスラビア・マケドニア	5	37	8	10	6	1	4	7	-	100
東ティモール	10	44	63	10	43	13	12	47	-	72
トーゴ	15	18	65	65	25	7	12	22	77	67
トンガ	0	62k	-	-	-	-	-	-	-	-

	低出生体重児 出生率 (%) 1998-2002*	子どもの比率 (%) 1995-2002*			栄養不良の5歳未満児の比率 (%) 1995-2002*				ビタミンA の補給率 (6-59カ月児) (%) 2001	ヨード 添加塩を 使う世帯 (%) 1997-2002*
		母乳のみ (6カ月未満)	母乳と 補助食品 (6-9カ月)	母乳育児 継続 (20-23カ月)	低体重		消耗症	発育障害		
					中・重度	重度	中・重度	中・重度		
トリニダードトバゴ	23	2	19	10	7x	0x	4x	5x	-	1
チュニジア	7	46	-	22	4	1	2	12	-	97
トルコ	16	7	34	21	8	1	2	16	-	64
トルクメニスタン	6	13	71	27	12	2	6	22	-	75
ツバル	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウガンダ	12	65	75	50	23	5	4	39	37	95
ウクライナ	5	22	-	-	3	1	6	15	-	5
アラブ首長国連邦	15x	34k	52	29	14	3	15	17	-	-
英国	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
米国	8	-	-	-	1x	0x	1x	2x	-	-
ウルグアイ	8	-	-	-	5	1	1	8	-	-
ウズベキスタン	7	16	45	36	19	5	12	31	-	19
バヌアツ	6	50k	-	-	20x	-	-	19x	-	-
ベネズエラ	7	7k	50	31	5x	1x	3x	13x	-	90
ベトナム	9	31	29	20	33	6	6	36	59	40
イエメン	32x	18	79	41	46	15	13	52	100	39
ザンビア	10	40	87	58	28	7	5	47	83t	68
ジンバブエ	11	33	90	35	13	2	6	27	-	93

## 地域別要約

サハラ以南のアフリカ	14	28	65	50	29	8	9	38	75	66
中東と北アフリカ	15	37	59	25	14	4	6	22	-	51
南アジア	30	36	46	67	46	17	15	44	46	49
東アジアと太平洋諸国	8	54	-	-	17	-	-	20	-	82
ラテンアメリカとカリブ海諸国	10	38	48	25	8	1	2	16	-	84
CEE/CISとバルト海諸国	9	14	41	23	7	1	4	16	-	39
先進工業国	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発途上国	17	39	55	51	27	10	10	32	59	66
後発開発途上国	18	35	66	63	36	10	11	43	78	52
世界	16	39	55	51	27	10	10	31	59	66

各地域の国名は136ページを参照。

## 指標の定義

低出生体重—出生時の体重が2,500グラム未満であること。

低体重—中・重度：年齢相応の体重を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス2未満であること。重度：年齢相応の体重を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス3未満であること。

消耗症—中・重度：身長相応の体重を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス2未満であること。

発育障害—中・重度：年齢相応の身長を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス2未満であること。

ビタミンAの補給率—2001年に高単位のビタミンAカプセルの補給を受けた生後6～59カ月児の比率。

## データの主な出典

低出生体重—人口動態・保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)、その他の国別世帯調査、定期報告制度によるデータ。

母乳育児—DHS、MICS、ユニセフ。

低体重・消耗症・発育障害—DHS、MICS、WHO、ユニセフ。

ヨード添加塩—MICS、DHS、ユニセフ。

ビタミンA—ユニセフ現地事務所、WHO。

## 注

- データなし。
- x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。
- k 生後4カ月未満の乳児への母乳のみの育児を表す。
- \* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できたもっとも最近の年次のものであることを示す。
- t 2回目のビタミンA投与の実施率が70%以上の国を示す。



# 表3 保健指標

国・地域	改善された水源を利用する人の比率 (%) 2000			適切な衛生施設を利用する人の比率 (%) 2000			政府資金による定期EPI用ワクチン購入の率 (%) 2002	完全に予防接種を受けた比率 (%) 2002						5歳未満の急性呼吸器感染症(ARI)の有病率 (%) 1998-2002*	ARIを発病した5歳未満のうち適切な保健措置を受けた比率 (%)	ORTの使用率 (%) 1994-2002*	マラリア1999-2001		
	全国	都市	農村	全国	都市	農村		結核	3種混合	ポリオ	はしか	B型肝炎	妊婦破傷風				蚊帳の下で眠る5歳未満児の比率	殺虫処理を施した蚊帳で眠る5歳未満児の比率	発熱した5歳未満児のうち抗マラリア剤を与えられた比率
アフガニスタン	13	19	11	12	25	8	0	59	47	48	44	-	34	-	-	40	-	-	-
アルバニア	97	99	95	91	99	85	20	94	98	98	96	96	-	1	84	48	-	-	-
アルジェリア	89	94	82	92	99	81	100	98	86	86	81	-	-	-	-	24	-	-	-
アンドラ	100	100	100	100	100	100	-	-	90	90	90	75	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	38	34	40	44	70	30	13	82	47	42	74	-	62	-	-	7	10	2	63
アンティグアバーブーダ	91	95	89	95	98	94	100	-	98	90	99	99	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	-	-	-	-	-	-	100	99	88	91	97	-	-	-	-	-	-	-	-
アルメニア	-	-	-	-	-	-	1	97	94	96	91	91	-	11	25	40	-	-	-
オーストラリア	100	100	100	100	100	100	100	-	93	93	94	95	-	-	-	-	-	-	-
オーストリア	100	100	100	100	100	100	-	-	83	82	78	82	-	-	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	78	93	58	81	90	70	10	99	97	99	97	97	-	3	36	27	12	1	1
バハマ	97	98	86	100	100	100	-	-	98	98	92	21	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	-	-	-	-	-	-	100	-	98	98	99	98	-	-	-	-	-	-	-
バングラデシュ	97	99	97	48	71	41	100	95	85	85	77	-	89	18	27	49	-	-	-
バルバドス	100	100	100	100	100	100	94	-	84	86	92	17	-	-	-	-	-	-	-
ベラルーシ	100	100	100	-	-	-	100	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-
ベルギー	-	-	-	-	-	-	-	-	90	95	75	50	-	-	-	-	-	-	-
ベリーズ	92	100	82	50	71	25	100	97	89	93	89	97	-	-	-	-	-	-	-
ベニン	63	74	55	23	46	6	84	94	79	72	78	15	66	12	29	35	32	7	60
ブータン	62	86	60	70	65	70	0	83	86	89	78	83	-	-	-	-	-	-	-
ボリビア	83	95	64	70	86	42	40	94	81	79	79	81	-	11	54	40	-	-	-
ボスニア・ヘルツェゴビナ	-	-	-	-	-	-	45	91	80	86	89	-	-	2	80	11	-	-	-
ボツワナ	95	100	90	66	88	43	100	99	97	97	90	46	-	39	14	-	-	-	-
ブラジル	87	95	53	76	84	43	100	99	96	97	93	89	-	-	-	18	-	-	-
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	100	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	100	100	100	100	100	100	-	98	94	94	90	93	-	-	-	-	-	-	-
ブルキナファソ	42	66	37	29	39	27	100	72	41	42	46	-	44	14	22	37	-	-	-
ブルンジ	78	91	77	88	68	90	6	84	74	69	75	-	42	13	40	10	3	1	31
カンボジア	30	54	26	17	56	10	6	63	54	54	52	-	36	-	-	-	-	-	-
カメルーン	58	78	39	79	92	66	100	77	48	48	62	-	65	7	25	23	11	1	66
カナダ	100	100	99	100	100	99	-	-	97	89	96	-	-	-	-	-	-	-	-
カボヴェルデ	74	64	89	71	95	32	80	92	94	94	85	40	-	-	-	-	-	-	-
中央アフリカ共和国	70	89	57	25	38	16	0	70	40	40	35	-	63	10	32	34	31	2	69
チャド	27	31	26	29	81	13	75	67	40	40	55	-	39	12	22	36	27	1	32
チリ	93	99	58	96	96	97	100	94	94	95	95	-	-	-	-	-	-	-	-
中国	75	94	66	40	69	27	100	77	79	79	79	-	-	-	-	29	-	-	-
コロンビア	91	99	70	86	96	56	100	85	85	81	89	76	-	13	51	-	24	1	-
コモロ	96	98	95	98	98	98	0	90	89	98	71	-	41	10	49	22	36	9	63
コンゴ	51	71	17	-	14	-	0	51	41	41	37	-	41	-	-	13	-	-	-
コンゴ民主共和国	45	89	26	21	54	6	0	55	43	45	45	-	44	11	36	11	12	1	45
クック諸島	100	100	100	100	100	100	-	95	99	99	98	99	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	95	99	92	93	89	97	0	91	94	94	94	94	-	-	-	-	-	-	-
コートジボワール	81	92	72	52	71	35	58	66	54	54	56	48	80	4	38	25	10	1	58
クロアチア	-	-	-	-	-	-	100	99	95	95	95	-	-	-	-	-	-	-	-
キューバ	91	95	77	98	99	95	99	99	99	98	98	98	-	-	-	-	-	-	-
キプロス	100	100	100	100	100	100	25	-	98	98	86	89	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	-	-	-	-	-	-	-	97	98	97	-	86	-	-	-	-	-	-	-
デンマーク	100	100	100	-	-	-	-	-	98	98	99	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブチ	100	100	100	91	99	50	85	52	62	62	62	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ	97	100	90	83	86	75	70	98	98	98	98	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	86	90	78	67	70	60	65	99	72	73	92	63	-	19	68	22	-	-	-
エクアドル	85	90	75	86	92	74	100	99	89	90	80	85	-	-	-	-	-	-	-
エジプト	97	99	96	98	100	96	100	98	97	97	97	97	70	10	66	-	-	-	-
エルサルバドル	77	91	64	82	89	76	100	92	81	81	93	75	-	-	-	-	-	-	-
赤道ギニア	44	45	42	53	60	46	0	73	33	39	51	-	52	-	-	-	15	1	49
エリトリア	46	63	42	13	66	1	0	91	83	83	84	-	50	19	44	30	-	-	4
エストニア	-	-	-	-	93	-	-	99	97	98	95	-	-	-	-	-	-	-	-
エチオピア	24	81	12	12	33	7	18	76	56	57	52	-	24	24	16	-	-	-	3
フィジー	47	43	51	43	75	12	100	99	92	99	88	78	-	-	-	-	-	-	-

	改善された水源を利用する人の比率 (%) 2000			適切な衛生施設を利用する人の比率 (%) 2000			政府資金による定期EPI用ワクチン購入の率 (%) 2002	完全に予防接種を受けた比率 (%) 2002						5歳未満の急性呼吸器感染症 (ARI) の有病率 (%)	ARIを発病した5歳未満のうち適切な保健措置を受けた比率 (%)	ORTの使用率 (%) 1994-2002*	マラリア1999-2001		
	全国	都市	農村	全国	都市	農村		結核	3種混合	ポリオ	はしか	B型肝炎	妊婦破傷風				蚊帳の下で眠る5歳未満児の比率	殺虫処理を施した蚊帳で眠る5歳未満児の比率	発熱した5歳未満児のうち抗マラリア剤を与えられた比率
フィンランド	100	100	100	100	100	100	-	99	98	95	96	-	-	-	-	-	-	-	-
フランス	-	-	-	-	-	-	-	83	98	98	85	27	-	-	-	-	-	-	-
ガボン	86	95	47	53	55	43	100	89	38	31	55	-	50	13	48	-	-	-	-
ガンビア	62	80	53	37	41	35	100	99	90	90	90	90	-	8	75	27	42	15	55
グルジア	79	90	61	100	100	99	10	91	84	89	73	51	-	4	99	33	-	-	-
ドイツ	-	-	-	-	-	-	-	-	97	95	89	29	-	-	-	-	-	-	-
ガーナ	73	91	62	72	74	70	28	91	80	80	81	80	73	14	26	22	-	-	61
ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	88	88	87	88	88	-	-	-	-	-	-	-
グレナダ	95	97	93	97	96	97	100	-	98	98	94	98	-	-	-	-	-	-	-
グアテマラ	92	98	88	81	83	79	100	96	84	84	92	-	-	19	37	15	6	1	-
ギニア	48	72	36	58	94	41	20	71	47	44	54	-	43	16	39	21	-	-	-
ギニアビサウ	56	79	49	56	95	44	0	70	50	50	47	-	41	10	64	13	67	7	58
ガイアナ	94	98	91	87	97	81	90	91	91	93	95	85	-	5	78	7	67	8	3
ハイチ	46	49	45	28	50	16	30	71	43	43	53	-	52	39	63	-	-	-	12
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	88	95	81	75	93	55	100	94	95	95	97	95	-	-	-	-	-	-	-
ハンガリー	99	100	98	99	100	98	-	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスランド	-	-	-	-	-	-	-	-	92	91	88	-	-	-	-	-	-	-	-
インド	84	95	79	28	61	15	98	81	70	70	67	-	78	19	64	-	-	-	-
インドネシア	78	90	69	55	69	46	90	77	75	74	76	67	81	9x	69x	5	32	0	4
イラン	92	98	83	83	86	79	100	99	99	99	99	99	-	24	93	-	-	-	-
イラク	85	96	48	79	93	31	100	93	81	84	90	70	70	7	76	21	-	-	-
アイルランド	-	-	-	-	-	-	-	90	84	84	73	-	-	-	-	-	-	-	-
イスラエル	-	-	-	-	-	-	100	-	97	93	95	98	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	-	-	-	-	-	-	-	-	95	96	70	95	-	-	-	-	-	-	-
ジャマイカ	92	98	85	99	99	99	98	90	87	86	86	-	-	-	-	2	-	-	-
日本	-	-	-	-	-	-	100	-	95	81	98	-	-	-	-	-	-	-	-
ヨルダン	96	100	84	99	100	98	100	-	95	95	95	95	-	10x	76x	-	-	-	-
カザフスタン	91	98	82	99	100	98	100	99	95	95	95	95	-	3	48	20	-	-	-
ケニア	57	88	42	87	96	82	5	91	84	83	78	84	60	20	57	30	16	3	65
キリバス	48	82	25	48	54	44	-	99	99	96	88	99	-	-	-	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	100	100	100	99	99	100	80	-	-	-	-	-	-	-	-	18	-	-	-
韓国	92	97	71	63	76	4	45	89	97	99	97	92	-	-	-	-	-	-	-
クウェート	-	-	-	-	-	-	100	-	98	94	99	95	-	-	-	-	-	-	-
キルギス	77	98	66	100	100	100	11	99	98	99	98	99	-	-	-	13	-	-	-
ラオス	37	61	29	30	67	19	0	65	55	55	55	-	35	1	36	20	-	-	-
ラトビア	-	-	-	-	-	-	-	99	97	98	98	98	-	-	-	-	-	-	-
レバノン	100	100	100	99	100	87	50	-	92	92	96	88	-	4	74	30	-	-	-
レソト	78	88	74	49	72	40	15	83	79	78	70	-	-	7	49	10	-	-	-
リベリア	-	-	-	-	-	-	0	67	51	50	57	-	41	39	70	26	-	-	-
リビア	72	72	68	97	97	96	2	99	93	93	91	91	-	-	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	-	-	-	-	-	-	-	99	95	97	98	94	-	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	-	-	-	-	-	-	-	-	98	98	91	49	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	47	85	31	42	70	30	1	73	62	61	61	62	35	6	47	30	30	0	61
マラウイ	57	95	44	76	96	70	0	78	64	79	69	64	82	27	27	-	8	3	27
マレーシア	-	-	94	-	-	98	100	99	96	97	92	95	-	-	-	-	-	-	-
モルディブ	100	100	100	56	100	41	98	98	98	98	99	98	-	22	22	-	-	-	-
マリ	65	74	61	69	93	58	100	73	57	57	33	-	32	10	43	22	37	-	-
マルタ	100	100	100	100	100	100	-	-	95	95	65	-	-	-	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	-	-	-	-	-	-	-	90	80	80	80	80	-	-	-	-	-	-	-
モーリタニア	37	34	40	33	44	19	100	98	83	82	81	-	40	10	39	-	-	-	-
モーリシャス	100	100	100	99	100	99	100	87	88	88	84	88	-	-	-	-	-	-	-
メキシコ	88	95	69	74	88	34	100	99	91	92	96	91	-	-	-	-	-	-	-
ミクロネシア連邦	-	-	-	-	-	-	5	39	75	79	84	81	-	-	-	-	-	-	-
モルドバ	92	97	88	99	100	98	37	99	97	98	94	99	-	1	78	19	-	-	-
モナコ	100	100	100	100	100	100	-	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	60	77	30	30	46	2	20	98	98	98	98	98	-	2	78	32	-	-	-
モロッコ	80	98	56	68	86	44	100	90	94	94	96	92	-	9x	28x	-	-	-	-

# 表3 保健指標

	改善された水源を利用する人の比率 (%) 2000			適切な衛生施設を利用する人の比率 (%) 2000			政府資金による定期EPI用ワクチン購入の率 (%) 2002	完全に予防接種を受けた比率 (%) 2002						5歳未満の急性呼吸器感染症 (ARI) の有病率 (%)		ARIを発病した5歳未満のうち適切な保健措置を受けた比率 (%)		マラリア1999-2001		
	全国	都市	農村	全国	都市	農村		1歳児						1998-2002*	ORTの使用率 (%) 1994-2002*	蚊帳の下で眠る5歳未満児の比率	殺虫処理を施した蚊帳で眠る5歳未満児の比率	発熱した5歳未満児のうち抗マラリア剤を与えられた比率		
								結核	3種混合	ポリオ	はしか	B型肝炎	妊婦破傷風							
モザンビーク	57	81	41	43	68	26	21	78	60	55	58	60	67	12x	39x	27	-	-	-	
ミャンマー	72	89	66	64	84	57	0	80	77	77	75	-	71	4	48	11	-	-	-	
ナミビア	77	100	67	41	96	17	100	83	77	78	68	-	85	18x	67x	8	-	-	-	
ナウル	-	-	-	-	-	-	100	95	80	59	40	75	-	-	-	-	-	-	-	
ネパール	88	94	87	28	73	22	60	85	72	72	71	-	69	23	24	11	-	-	-	
オランダ	100	100	100	100	100	100	-	-	98	98	96	-	-	-	-	-	-	-	-	
ニュージーランド	-	100	-	-	-	-	100	-	90	82	85	90	-	-	-	-	-	-	-	
ニカラグア	77	91	59	85	95	72	54	84	84	85	98	84	-	31	57	18	-	-	-	
ニジェール	59	70	56	20	79	5	100	47	23	25	48	-	36	12	27	38	17	1	48	
ナイジェリア	62	78	49	54	66	45	100	54	26	25	40	-	44	11	50	24	-	-	-	
ニウエ	100	100	100	100	100	100	100	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	
ノルウェー	100	100	100	-	-	-	-	-	91	91	88	-	-	-	-	-	-	-	-	
パレスチナ自治区	86	97	86	100	100	100	-	96	97	97	94	92	-	17	65	43	-	-	-	
オマーン	39	41	30	92	98	61	100	98	99	99	99	99	-	-	-	88	-	-	-	
パキスタン	90	95	87	62	95	43	100	67	63	63	57	-	56	-	-	19	-	-	-	
バラオ	79	100	20	100	100	100	5	-	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	
パナマ	90	99	79	92	99	83	100	92	89	85	79	-	-	-	-	7	-	-	-	
パプアニューギニア	42	88	32	82	92	80	100	71	57	46	71	60	34	13x	75x	-	-	-	-	
パラグアイ	78	93	59	94	94	93	100	65	77	78	82	-	-	-	-	-	-	-	-	
ペルー	80	87	62	71	79	49	100	90	89	90	95	-	-	20	58	29	-	-	-	
フィリピン	86	91	79	83	93	69	100	75	70	70	73	40	87	16	65	28	-	-	-	
ポーランド	-	-	-	-	-	-	-	95	99	98	98	99	-	-	-	-	-	-	-	
ポルトガル	-	-	-	-	-	-	-	82	96	96	87	58	-	-	-	-	-	-	-	
カタール	-	-	-	-	-	-	100	99	96	96	99	98	-	-	-	-	-	-	-	
ルーマニア	58	91	16	53	86	10	100	99	99	99	98	99	-	-	-	-	-	-	-	
ロシア連邦	99	100	96	-	-	-	100	97	96	97	98	82	-	-	-	-	-	-	-	
ルワンダ	41	60	40	8	12	8	20	99	88	85	69	88	83	12	20	4	6	5	13	
セントクリストファー・ネイビス	98	-	-	96	-	-	97	99	98	97	99	97	-	-	-	-	-	-	-	
セントルシア	98	-	-	89	-	-	100	95	74	90	97	-	-	-	-	-	-	-	-	
セントビンセント・グレナディーン	93	-	-	96	-	-	100	90	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-	
サモア	99	95	100	99	95	100	100	98	96	96	99	98	-	-	-	-	-	-	-	
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	96	96	74	94	-	-	-	-	-	-	-	
サントメプリンシペ	-	-	-	-	-	-	-	99	92	93	85	-	-	5	47	25	43	23	61	
サウジアラビア	95	100	64	100	100	100	100	98	95	95	97	97	-	-	-	-	-	-	-	
セネガル	78	92	65	70	94	48	100	70	60	60	54	-	75	7	27	33	15	2	36	
セルビア・モンテネグロ	98	99	97	100	100	99	-	95	95	95	92	-	-	3	97	-	-	-	-	
セーシェル	-	-	-	-	-	-	100	99	99	99	98	98	-	-	-	-	-	-	-	
シエラレオネ	57	75	46	66	88	53	10	70	50	50	60	-	60	9	50	29	15	2	61	
シンガポール	100	100	-	100	100	-	100	98	92	92	91	92	-	-	-	-	-	-	-	
スロバキア	100	100	100	100	100	100	100	98	99	98	99	99	-	-	-	-	-	-	-	
スロベニア	100	100	100	-	-	-	-	98	92	93	94	-	-	-	-	-	-	-	-	
ソロモン諸島	71	94	65	34	98	18	-	76	71	68	78	78	-	-	-	-	-	-	-	
ソマリア	-	-	-	-	-	-	0	60	40	40	45	-	60	-	-	-	16	0	19	
南アフリカ	86	99	73	87	93	80	100	94	82	84	78	83	52	19	75	-	-	-	-	
スペイン	-	-	-	-	-	-	-	-	96	96	97	80	-	-	-	-	-	-	-	
スリランカ	77	98	70	94	97	93	100	99	98	98	99	-	-	-	-	-	-	-	-	
スーダン	75	86	69	62	87	48	5	48	40	40	49	-	35	5	57	13	23	0	50	
スリナム	82	93	50	93	99	75	100	-	73	73	73	-	-	4	58	24	77	3	-	
スワジランド	-	-	-	-	-	-	100	95	77	76	72	78	-	10	60	7	0	0	26	
スウェーデン	100	100	100	100	100	100	-	-	99	99	94	-	-	-	-	-	-	-	-	
スイス	100	100	100	100	100	100	-	-	95	94	79	-	-	-	-	-	-	-	-	
シリア	80	94	64	90	98	81	100	99	99	99	98	98	-	-	-	-	-	-	-	
タジキスタン	60	93	47	90	97	88	0	98	84	85	84	35	-	1	51	20	6	2	69	
タンザニア	68	90	57	90	99	86	20	88	89	91	89	89	86	14	68	21	21	2	53	
タイ	84	95	81	96	96	96	100	99	96	97	94	95	-	-	-	-	-	-	-	
旧ユーゴスラビア・マケドニア	-	-	-	-	-	-	80	91	96	97	98	-	-	-	-	-	-	-	-	
東ティモール	-	-	-	-	-	-	0	83	57	56	47	-	-	14	57	7	-	-	-	
トーゴ	54	85	38	34	69	17	0	84	64	63	58	-	38	9	30	15	15	2	60	
トンガ	100	100	100	-	-	-	100	99	90	90	90	96	-	-	-	-	-	-	-	

	改善された水源を利用する人の比率 (%) 2000			適切な衛生施設を利用する人の比率 (%) 2000			政府資金による定期EPI用ワクチン購入の率 (%) 2002	完全に予防接種を受けた比率 (%) 2002						ARIを発病した5歳未満児の急性呼吸器感染症 (ARI) の有病率 (%)		ARIを発病した5歳未満児のうち適切な保健措置を受けた比率 (%)		マラリア1999-2001		
	全国	都市	農村	全国	都市	農村		1歳児						1998-2002*	ORTの使用率 (%) 1994-2002*	蚊帳の下で眠る5歳未満児の比率	殺虫処理を施した蚊帳で眠る5歳未満児の比率	発熱した5歳未満児のうち抗マラリア剤を与えられた比率		
								結核	三種混合	ポリオ	はしか	B型肝炎	妊婦破傷風							
トリニダードトバゴ	90	-	-	99	-	-	100	-	89	89	88	-	-	3	74	6	-	-	-	
チュニジア	80	92	58	84	96	62	100	97	96	96	94	94	-	-	-	-	-	-	-	
トルコ	82	81	86	90	97	70	100	77	78	78	82	72	37	12x	37x	15	-	-	-	
トルクメニスタン	-	-	-	-	-	-	100	99	98	99	88	96	-	1	51	31	-	-	-	
ツバル	100	100	100	100	100	100	100	99	98	98	99	99	-	-	-	-	-	-	-	
ウガンダ	52	80	47	79	93	77	100	96	72	73	77	42	50	23	65	-	7	0	-	
ウクライナ	98	100	94	99	100	98	100	98	99	99	99	48	-	-	-	-	-	-	-	
アラブ首長国連邦	-	-	-	-	-	-	100	98	94	94	94	92	-	-	-	-	-	-	-	
英国	100	100	100	100	100	100	-	-	91	91	83	-	-	-	-	-	-	-	-	
米国	100	100	100	100	100	100	56	-	94	90	91	88	-	-	-	-	-	-	-	
ウルグアイ	98	98	93	94	95	85	100	99	93	93	92	93	-	-	-	-	-	-	-	
ウズベキスタン	85	94	79	89	97	85	25	98	98	99	97	92	-	0	57	19	-	-	-	
バヌアツ	88	63	94	100	100	100	100	90	54	53	44	54	-	-	-	-	-	-	-	
ベネズエラ	83	85	70	68	71	48	100	90	63	77	78	60	-	9	72	10	-	-	-	
ベトナム	77	95	72	47	82	38	50	97	75	92	96	65	89	9	60	20	96	16	7	
イエメン	69	74	68	38	89	21	100	74	69	69	65	34	39	23x	32x	-	-	-	-	
ザンビア	64	88	48	78	99	64	0	92	78	79	85	-	60	15	69	28	6	1	58	
ジンバブエ	83	100	73	62	71	57	100	80	58	74	58	58	77	16	50	50	3	-	-	

## 地域別要約

サハラ以南のアフリカ	57	83	44	53	73	43	66	73	55	55	58	24	51	15	43	24	16	2	41
中東と北アフリカ	87	95	77	83	93	70	85	89	86	86	87	70	-	12	73	-	-	-	-
南アジア	85	94	80	34	67	22	95	80	71	71	67	0	75	19	58	-	-	-	-
東アジアと太平洋諸国	76	93	67	48	73	35	89	79	78	79	80	23	-	-	-	25	-	-	-
ラテンアメリカとカリブ海諸国	86	94	66	77	86	52	95	95	88	89	91	66	-	-	-	19	-	-	-
CEE/CISとバルト海諸国	91	95	82	91	97	81	73	92	91	92	92	79	-	-	-	-	-	-	-
先進工業国	100	100	100	100	100	100	-	-	95	91	90	77	-	-	-	-	-	-	-
開発途上国	78	92	69	52	77	35	87	81	73	73	73	26	66	16	54	25	-	-	-
後発開発途上国	62	82	55	44	71	35	54	77	63	63	63	14	56	15	37	28	17	2	37
世界	82	95	71	61	85	40	-	81	75	75	75	30	66	16	54	25	-	-	-

各地域の国名は136ページを参照。

## 指標の定義

政府資金による定期EPIワクチン購入の率—子どもを守るために定期的に実施される予防接種のワクチンのうち政府資金（融資資金を含む）で購入されたものの比率。

EPI—拡大予防接種プログラム。このプログラムにおける予防接種には、結核、三種混合、ポリオ、はしかの予防接種、および新生児破傷風の予防のための妊婦に対する予防接種が含まれる。EPIにその他の（たとえばB型肝炎や黄熱病の）予防接種を含めている国もある。

三種混合 (DPT3) —ジフテリア、百日咳、破傷風の予防接種を3回受けた乳幼児の率。

B型肝炎—B型肝炎の予防接種を3回受けた乳幼児の率。

5歳未満児の急性呼吸器感染症 (ARI) の有病率 (%)—0-4歳の子どもで過去2週間に急性呼吸器感染症にかかった子どもの比率。

ARIを発病した5歳未満児のうち適切な保健措置を受けた比率 (%)—過去2週間にARIを発病した0-4歳の子どものうち適切な保健措置を受けた比率。

ORT使用率—過去2週間のうち下痢をした5歳未満児のうち、発症中に水分補給の増加および授乳・食事の継続による対応をされた者の比率。

## マラリア

蚊帳の下で眠る5歳未満児の比率 (%)—0-4歳の子どもで蚊帳の下で眠った子どもの比率。

殺虫処理を施した蚊帳で眠る5歳未満児の比率 (%)—0-4歳の子どもで殺虫処理を施した蚊帳の下で眠った子どもの比率。

発熱した5歳未満児のうち抗マラリア剤を与えられた比率 (%)—過去2週間に発熱した0-4歳の子どものうち（現地の定義による）適切な抗マラリア剤を与えられた子どもの比率。

## データの主な出典

改善された水源を利用する人および適切な衛生設備を利用する人の比率—ユニセフ、世界保健機関 (WHO)、複数指標クラスター調査 (MICS)、人口動態・保健調査 (DHS)。

政府資金によるワクチン購入—ユニセフ、WHO。

予防接種—ユニセフ、WHO。

急性呼吸器感染症—DHS、MICS、その他の国別世帯調査。

ORTの使用率—DHS、MICS、その他の国別世帯調査。

マラリア—MICS、DHS。

## 注

— データなし。

x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。

\* データが、列の見出しで指定されている期間内に入ってきたもっとも最近の年次のものであることを示す。



# 表4 HIV/エイズ

国・地域	成人の有病率 (15-49歳) 2001年末	HIV/エイズとともに生きている人の推定数 2001年末		成人有病率が1%を超える国における妊娠した女性(15-24歳)の平均HIV感染率				HIVの予防率 1996-2002* (15-24歳)			リスクの高い最後の性交渉でコンドームを使用した人の比率(%) 1996-2002* (15-24歳)		孤児					
		成人と子ども (0-49歳)	子ども (0-14歳)	年	すべての地域 (調査地数)	首都 (調査地数)	その他の都市 (調査地数)	地方 (調査地数)	コンドームがHIVの感染を予防することを知っている比率(%)		健康にみえる人もHIVを保有する可能性を知っている比率(%)		HIVについての包括的な知識をもつ比率(%)		男	女	2001	孤児の学校への出席率 (1996-2001*)
									男	女	男	女	男	女				
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
アフガニスタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルバニア	-	-	-	-	-	-	-	-	42	-	40	0	-	-	-	-	-	-
アルジェリア	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	5.5	350000	37000	2001	5.1 <sup>[3]</sup>	6.3 <sup>[1]</sup>	-	4.0 <sup>[2]</sup>	-	30	-	43	-	-	-	-	104000	90
アンティグアバーブーダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	0.7	130000	3000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25000	-
アルメニア	0.2	2400	<100	-	-	-	-	-	56	42	-	53	-	-	43y	-	-	-
オーストラリア	0.1	12000	140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オーストリア	0.2	9900	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	<0.1	1400	-	-	-	-	-	-	-	11	-	35	2	-	-	-	-	-
バハマ	3.5	6200	<100	1995	3.6y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2900	-
バーレーン	0.3	<1000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バングラデシュ	<0.1	13000	310	-	-	-	-	-	-	-	29	22	-	-	-	-	2000	-
バルバドス	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1000	-
ベラルーシ	0.3	15000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベルギー	0.2	8500	330	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベリーズ	2	2500	180	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1000	-
ベニン	3.6	120000	12000	2002	1.7 <sup>[36]</sup>	-	-	-	71	50	69	56	-	-	34	19	34000	-
ブータン	<0.1	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ボリビア	0.1	4600	160	-	-	-	-	-	-	56	82	55	22	22y	8	1000	82	-
ボスニア・ヘルツェゴビナ	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	53	-	74	-	-	-	-	-	-
ボツワナ	38.8	330000	28000	2002	31.1 <sup>[22]</sup>	-	31.2 <sup>[9]</sup>	30.4 <sup>[10]</sup>	-	76	-	79	28	88	75	69000	99	-
ブラジル	0.7	610000	13000	-	-	-	-	-	-	-	79	79	-	59	32	127000	-	-
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルキナファソ	6.5	440000	61000	2002	4.8	5.4	-	3.1y	-	-	64	42	-	55	41	268000	-	-
ブルンジ	8.3	390000	55000	2002	-	5.9 <sup>[1]</sup>	9.8 <sup>[3]</sup>	1.9 <sup>[2]</sup>	-	47	-	66	24	-	-	237000	70	-
カンボジア	2.7	170000	12000	2000	2.6	3.3	3.1	1.8y	-	64	-	62	37	-	43y	52000	71	-
カメルーン	11.8	920000	69000	2000	11.9 <sup>[27]</sup>	-	-	-	-	46	63	54	16	31	16	210000	94	-
カナダ	0.3	55000	<500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72	72	-	-	-
カボヴェルデ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	53	-	-	-	-	-	-
中央アフリカ共和国	12.9	250000	25000	2002	-	-	13.9 <sup>[25]</sup>	13.3 <sup>[14]</sup>	-	20	72	46	5	-	-	107000	91	-
チャド	3.6	150000	18000	2002	5.3 <sup>[11]</sup>	7.3 <sup>[1]</sup>	-	4.8 <sup>[10]</sup>	-	21	-	28	5	2	3	72000	-	-
チリ	0.3	20000	<500	-	-	-	-	-	-	74	-	-	-	33y	18	4000	-	-
中国	0.1	850000	2000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	76000	-	-
コロンビア	0.4	140000	4000	-	-	-	-	-	-	67	-	83	-	-	29	21000	-	-
コモロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41	-	55	10	-	-	-	-	-
コンゴ	7.2	110000	15000	2002	4.7 <sup>[3]</sup> y	-	4.7 <sup>[1]</sup> y	-	-	-	-	-	-	-	12y	78000	-	-
コンゴ民主共和国	4.9	1300000	170000	-	-	-	-	-	-	46	-	-	-	-	13	927000	72	-
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	0.6	11000	320	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3000	-	-
コートジボワール	9.7	770000	84000	2001	7.9 <sup>[24]</sup>	10 <sup>[1]</sup>	7.7 <sup>[9]</sup>	3.8 <sup>[4]</sup>	-	53	67	51	16	56	25	420000	83	-
クロアチア	<0.1	200	<10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キューバ	<0.1	3200	<100	-	-	-	-	-	-	89	-	91	52	-	-	1000	-	-
キプロス	0.3	<1000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	<0.1	500	<10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
デンマーク	0.2	3800	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブチ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6000	-	-
ドミニカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	2.5	130000	4700	1999	1.8	-	-	-	-	73	92	89	33	48	12	33000	87	-
エクアドル	0.3	20000	660	-	-	-	-	-	-	-	-	59	-	-	-	7000	-	-
エジプト	<0.1	8000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エルサルバドル	0.6	24000	830	-	-	-	-	-	-	-	-	68	-	-	-	13000	-	-
赤道ギニア	3.4	5900	420	-	-	-	-	-	-	26	-	46	4	-	-	<100	95	-
エリトリア	2.8	55000	4000	2001	1.3 <sup>[n]</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24000	-	-
エストニア	1	7700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エチオピア	6.4	2100000	230000	2001	12.1 <sup>[34]</sup>	-	-	-	-	63	37	54	39	-	30	17	989000	60
フィジー	0.1	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

成人の有病率 (15-49歳) 2001年末	HIV/エイズと ともに生きている 人の推定数 2001年末		成人有病率が1%を超える国における妊娠 した女性(15-24歳)の平均HIV感染率							HIVの予防率 1996-2002* (15-24歳)			リスクの高い 最後の性交渉 でコンドーム を使用した人 の比率(%) 1996-2002* (15-24歳)		孤児		
	成人と 子ども (0-49歳)	子ども (0-14歳)	年	すべての 地域 (調査地数)	首都 (調査地数)	他の 都市 (調査地数)	地方 (調査地数)	コンドーム がHIVの感染 を予防する ことを知っ ている比率 (%)	健康にみえ る人もHIVを 保有する可 能性を知っ ている比率 (%)	HIVについて の包括的な 知識をもつ 比率 (%)	男	女	男	女	2001	孤児の 学校への 出席率 (1996-2001*)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	2001	孤児の 学校への 出席率 (1996-2001*)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	2001	孤児の 学校への 出席率 (1996-2001*)	
フィンランド	<0.1	1200	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
フランス	0.3	100000	1000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ガボン	-	-	-	-	-	-	-	88	79	81	72	-	48	33	9000	98	
ガンビア	1.6	8400	460	-	-	-	-	-	52	-	53	15	-	-	5000	85	
グルジア	<0.1	900	-	-	-	-	-	-	-	-	47	-	-	0y	-	-	
ドイツ	0.1	41000	550	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ガーナ	3	360000	34000	2002	1.5 <sup>[24]</sup>	2.3 <sup>[4]</sup>	2.7 <sup>[8]</sup>	1.4 <sup>[12]</sup>	-	70	77	71	-	33y	20	204000	93
ギリシャ	0.2	8800	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グレナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グアテマラ	1	67000	4800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32000	98
ギニア	-	-	-	2001	2.7 <sup>[5]</sup>	0.5	-	2.4 <sup>[4]</sup>	-	-	56	60	-	32	17	29000	-
ギニアビサウ	2.8	17000	1500	-	-	-	-	-	-	32	-	31	8	-	-	4000	103
ガイアナ	2.7	18000	800	-	-	-	-	-	-	69	-	84	36	-	-	4000	-
ハイチ	6.1	250000	12000	2000	3.8 <sup>[10]y</sup>	-	-	-	72	46	78	68	14	30	19	200000	82
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	1.6	57000	3000	-	-	-	-	-	-	35	-	78	-	-	-	14000	-
ハンガリー	0.1	2800	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスランド	0.2	220	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インド	0.8	3970000	170000	-	-	-	-	-	63y	62	-	-	-	51y	40	-	-
インドネシア	0.1	120000	1300	-	-	-	-	-	78y	23	-	32	7	-	-	18000	-
イラン	<0.1	20000	<200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<100	-
イラク	<0.1	<1000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイルランド	0.1	2400	190	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イスラエル	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	0.4	100000	770	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジャマイカ	1.2	20000	800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38y	5000	-	-
日本	<0.1	12000	110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヨルダン	<0.1	<1000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58	-	-	-	-	-
カザフスタン	0.1	6000	<100	-	-	-	-	-	-	-	66	63	-	28	65	-	-
ケニア	15	2500000	220000	2002	9.8 <sup>[34]</sup>	-	11.9	8.3	-	52	80	75	26	43	14	892000	74
キリバス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1000	-
韓国	<0.1	4000	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クウェート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キルギス	<0.1	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ラオス	<0.1	1400	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<100	-
ラトビア	0.4	5000	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69y	66	-	-
レバノン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69y	69	-	-
レソト	31.0	360000	27000	2000	16.1	-	22.0	16.1	-	58	-	46	18	-	-	73000	87
リベリア	-	-	-	-	-	-	-	-	55y	49	-	-	-	-	-	39000	-
リビア	0.2	7000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	0.1	1300	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	0.3	22000	1000	-	-	-	-	-	-	33	-	27	-	-y	13	6000	65
マラウイ	15.0	850000	65000	2001	17.2 <sup>[19]</sup>	-	20.2 <sup>[10]</sup>	16.6 <sup>[8]</sup>	76	66	89	84	34	38	32	468000	93
マレーシア	0.4	42000	770	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14000	-
モルディブ	0.1	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マリ	1.7	110000	13000	2002	3.2 <sup>[9]</sup>	2.6 <sup>[3]</sup>	2.4 <sup>[6]</sup>	-	-	-	59	46	-	30	14	70000	72
マルタ	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モーリタニア	-	-	-	-	-	-	-	-	30	17	39	30	-	-	-	-	-
モーリシャス	0.1	700	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	-	-	-
メキシコ	0.3	150000	3600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57y	57	27000	-
ミクロネシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルドバ	0.2	5500	-	-	-	-	-	-	-	56	-	79	19	-	-	-	-
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

# 表4 HIV/エイズ

国名	成人の有病率 (15-49歳) 2001年末	HIV/エイズと ともに生きている 人の推定数 2001年末		成人有病率が1%を超える国における妊娠 した女性(15-24歳)の平均HIV感染率					HIVの予防率 1996-2002* (15-24歳)			リスクの高い 最後の性交渉 でコンドーム を使用した人 の比率(%) 1996-2002* (15-24歳)		孤児				
		成人と 子ども (0-49歳)	子ども (0-14歳)	年	すべての 地域 (調査地数)	首都 (調査地数)	その他 の都市 (調査地数)	地方 (調査地数)	コンドーム がHIVの感染 を予防する ことを知っ ている比率 (%)		健康にみえ る人もHIVを 保有する可 能性を知っ ている比率 (%)		HIVについて の包括的な 知識をもつ 比率(%)		男	女	男	女
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	2001	孤児の 学校への 出席率 (1996-2001*)	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	2001	孤児の 学校への 出席率 (1996-2001*)	
モンゴル	<0.1	<100	-	-	-	-	-	-	-	77	-	57	32	-	-	-	-	
モロッコ	0.1	13000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
モザンビーク	13.0	1100000	80000	2002	13.1 <sup>[36]</sup>	-	14.7	12.4	-	-	59	62	-	-	-	418000	47	
ミャンマー	-	-	-	2000	2.8 <sup>[10]</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40000	-	
ナミビア	22.5	230000	30000	2002	17.9 <sup>[21]</sup>	-	-	-	-	86	-	-	-	-	-	47000	92	
ナウル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ネパール	0.5	58000	1500	-	-	-	-	-	81y	39	79y	42	-	52y	-	13000	-	
オランダ	0.2	17000	160	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ニュージーランド	0.1	1200	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ニカラグア	0.2	5800	210	-	-	-	-	-	-	-	82	79	-	-	17	2000	-	
ニジェール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	43	22	5	-	-	33000	-	
ナイジェリア	5.8	3500000	270000	2001	6.0 <sup>[66]</sup>	-	-	-	-	-	51	45	-	38y	21	995000	87	
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ノルウェー	0.1	1800	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
パレスチナ自治区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38	-	49	-	-	-	-	-	
オマーン	0.1	1300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
パキスタン	0.1	78000	2200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25000	-	
バラオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
パナマ	1.5	25000	800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8000	-	
パプアニューギニア	0.7	17000	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4000	-	
パラグアイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	79y	2000	-	-	
ペルー	0.4	53000	1500	-	-	-	-	-	-	34	-	72	-	-	19	17000	-	
フィリピン	<0.1	9400	<10	-	-	-	-	-	-	50	-	67	-	-	-	4000	-	
ポーランド	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ポルトガル	0.5	27000	350	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カタール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ルーマニア	<0.1	6500	4000	-	-	-	-	-	-	92	76	70	23	-	-	-	-	
ロシア連邦	0.9	700000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ルワンダ	8.9	500000	65000	1999	9.3 <sup>[10]</sup>	12.1 <sup>[3]</sup>	12.9 <sup>[1]</sup>	6.7 <sup>[6]</sup>	76	63	69	64	-	55	23	264000	80	
セントクリストファー ネーヴィス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
セントルシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
セントビンセント・ グレナディーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サモア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サントメプリンシペ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	-	65	11	-	-	-	-	
サウジアラビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
セネガル	0.5	27000	2900	-	-	-	-	-	-	49	66y	46	-	-	-	15000	74	
セルビア・モンテネグロ	0.2	10000	-	-	-	-	-	-	-	63	-	65	-	-	-	-	-	
セーシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
シエラレオネ	7.0	170000	16000	-	-	-	-	-	-	30	-	35	16	-	-	42000	71	
シンガポール	0.2	3400	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
スロバキア	<0.01	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
スロベニア	<0.1	280	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	18	-	-	
ソロモン諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ソマリア	1.0	43000	-	-	-	-	-	-	-	2	-	11	-	-	-	-	65	
南アフリカ	20.1	5000000	250000	2002	23.7 <sup>[400]</sup>	-	-	-	-	83	-	54	20	-	20	662000	95	
スペイン	0.5	130000	1300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49	33	-	-	
スリランカ	<0.1	4800	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44	-	2000	-	
スーダン	2.6	450000	30000	-	-	-	-	-	-	12	16	18	-	-	-	62000	96	
スリナム	1.2	3700	190	-	-	-	-	-	-	58	-	70	27	-	-	2000	89	
スワジランド	33.4	170000	14000	2002	39.4 <sup>[17]</sup>	-	40.6	37.1	-	63	-	81	27	-	-	35000	91	
スウェーデン	0.1	3300	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
スイス	0.5	19000	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
シリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
タジキスタン	<0.1	200	-	-	-	-	-	-	-	5	-	8	-	-	-	-	-	
タンザニア	7.8	1500000	170000	2002	6.1 <sup>[24]</sup>	7.3 <sup>[4]</sup>	7.0 <sup>[5]</sup>	5.3 <sup>[14]</sup>	72	62	68	65	26	31	21	815000	74	
タイ	1.8	670000	21000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	289000	-	
旧ユーゴスラビア・ マケドニア	<0.1	<100	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東ティモール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

	成人の有病率 (15-49歳) 2001年末	HIV/エイズと ともに生きている 人の推定数 2001年末		成人有病率が1%を超える国における妊娠 した女性(15-24歳)の平均HIV感染率				HIVの予防率 1996-2002* (15-24歳)					リスクの高い 最後の性交渉 でコンドーム を使用した人 の比率(%) 1996-2002* (15-24歳)		孤児		
		成人と 子ども (0-49歳)	子ども (0-14歳)	すべて の地域 (調査地数)	首都 (調査地数)	他の 都市 (調査地数)	地方 (調査地数)	コンドーム がHIVの感染 を予防する ことを知っ ている比率 (%)		健康にみえ る人もHIVを 保有する可 能性を知っ ている比率 (%)		HIVについて の包括的な 知識をもつ 比率(%)		男	女	男	女
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	2001	孤児の 学校への 出席率 (1996-2001*)
トーゴ	6.0	150000	15000	2001	-	5.4 <sup>[1]</sup>	-	-	63	73	67	20	41	22	63000	96	
トンガ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
トリニダードトバゴ	2.5	17000	300	-	-	-	-	-	54	-	95	33	-	-	4000	-	
チュニジア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
トルコ	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	76y	73	-	-	-	-	
トルクメニスタン	<0.1	<100	-	-	-	-	-	-	21	-	42	-	-	-	-	-	
ツバル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ウガンダ	5.0	600000	110000	2002	-	-	-	8.7 <sup>[1]</sup>	81	68	83	76	28	62	44	884000	95
ウクライナ	1.0	250000	-	-	-	-	-	-	57	-	78	-	-	-	-	-	
アラブ首長国連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
英国	0.1	34000	550	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
米国	0.6	900000	10000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65y	65	-	-	
ウルグアイ	0.3	6300	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3000	-	
ウズベキスタン	<0.1	740	<100	-	-	-	-	-	22	-	41	3	-	-	-	-	
バヌアツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ベネズエラ	0.5	-	-	-	-	-	-	-	28	-	78	-	-	-	17000	-	
ベトナム	0.3	130000	2500	-	-	-	-	-	60	-	63	25	-	-	22000	-	
イエメン	0.1	9900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ザンビア	21.5	1200000	150000	2002	18.8 <sup>[24]</sup>	20.9 <sup>[4]</sup>	21.8 <sup>[8]</sup>	7.9 <sup>[12]</sup>	69	59	84	75	26	42	33	572000	87
ジンバブエ	33.7	2300000	240000	2001	25.2 <sup>[19]</sup>	-	30.1 <sup>[8]</sup>	23.7 <sup>[10]</sup>	81	73	83	74	-	69	42	782000	85

## 地域別要約

サハラ以南のアフリカ	9	28500000	2600000	-	10.2	-	-	-	52	63	53	-	31	21	-	80
中東と北アフリカ	0.4	520000	35100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南アジア	0.6	4433800	178060	-	-	-	-	-	63	62	-	-	-	51	40	-
東アジアと太平洋諸国	0.2	2134200	44225	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ラテンアメリカと カリブ海諸国	0.6	1920300	60000	-	-	-	-	-	-	-	78	-	44	36	-	-
CEE/CISと バルト海諸国	0.5	1018640	15050	-	-	-	-	-	-	-	63	-	-	-	-	-
先進工業国	0.3	1508400	15450	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発途上国	1.4	37476000	2928000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
後発開発途上国	4.1	13348000	1428000	-	-	-	-	-	43	51	41	-	-	-	-	77
世界	1.2	40000000	3000000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

各地域の国名は136ページを参照。

## 指標の定義

成人の有病率—2001年末時点でHIV/エイズとともに生きている成人の比率。

HIV/エイズとともに生きている人の推定数—2001年末時点でHIV/エイズとともに生きている成人と子どもの推定数。

妊娠した女性のHIV感染率—選択された妊婦診療所で「関連のない無記名の」観察調査で実施された15-24歳の妊娠した女性の血液検査でHIVに陽性だった比率。

コンドームがHIVの感染を予防することを知っている比率—15-24歳の若い男女のうち質問に対してコンドームがHIVの感染を予防すると報告した割合。

健康にみえる人もHIVを保有する可能性を知っている比率—15-24歳の若い男女のうち健康にみえる人もエイズウイルスを保有する可能性を知っている比率。

HIVについての包括的な知識をもつ比率—15-24歳の若い女性のうち、ふたつの主なHIV感染を予防する方法(コンドームの使用と、ひとりの忠実でHIVに感染していない相手のみと性交渉をもつこと)を認識し、HIV感染についての2つの主要な現地の誤解を否定し、健康にみえる人もHIVウイルスを保有する可能性を知っている割合。

リスクの高い最後の性交渉でコンドームを使用した人の比率—結婚しておらず、同居していない相手と過去12カ月に性交渉をもった15-24歳の男女のうち、最後の性交渉でコンドームを使用した人の割合。

エイズにより孤児となった子ども—2001年末時点で、エイズにより片親もしくは両親を失った0-14歳の子どもの推定数。

## 注

- データなし。
- x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。
- y データが標準的な定義によらないかまたは国内の一部地域のみに関するものであるが、地域別および世界の平均値に含まれていることを示す。
- \* データが、列の見出しで指定されている期間内に入ってきたもっとも最近の年次のものであることを示す。

孤児の学校への出席率—生物学上の両親を失った現在通学している10-14歳の子どもの、少なくとも片親と住んでいて通学している同年齢の子どもの対する比率。

## データの主な出典

成人の有病率—国連合同エイズ計画 (UNAIDS)、世界におけるHIV/エイズの蔓延に関する報告書、2002年。

HIV/エイズとともに生きている人の推定数—UNAIDS、世界におけるHIV/エイズの蔓延に関する報告書、2002年。

妊娠した女性のHIV有病率—国別観察調査報告書 (1997-2003年)、米国国勢調査局、HIV/エイズ観察データベース、2003年。

コンドームがHIVの感染を予防することを知っている比率—人口動態・保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)、行動観察調査 (BSS)、リプロダクティブ・ヘルス調査 (RHS) (1997-2002)。

健康にみえる人もHIVを保有する可能性を知っている比率—DHS、BSS、RHS、MICS (1997-2002)。

HIVについての包括的な知識をもつ比率—DHS、BSS、RHS、MICS (1997-2002)。

リスクの高い最後の性交渉でコンドームを使用した比率—DHS、BSS、RHS、MICS (1997-2002)。

エイズにより孤児となった子ども—UNAIDS、ユニセフ、米国国際開発庁、危機にある子どもたち、2002年。

孤児の学校への出席率—MICS、DHS (1997-2002)。



# 表5 教育指標

国・地域	成人の識字率 (%)				人口100人当たりの数		初等教育就学率 (%)				初等教育純出席率 (%)		小学校の第1学年に入学した生徒が第5学年に在学する率 (%)		中等教育総就学率 (%)	
	1990		2000		電話	インターネットユーザー	総就学率 1997-2000*		純就学率 1997-2000*		1992-2002*		政府データ 1995-1999*	調査データ 1995-2001	1997-2000*	
	男	女	男	女			男	女	男	女	男	女			男	女
アフガニスタン	40	12	51	21	0	-	29	0	42x	15x	58	14	49	-	32x	11x
アルバニア	-	-	-	-	15	0	107	107	98	97	-	-	82x	-	77	80
アルジェリア	66	39	75	51	6	1	116	107	100	97	92	90	97	95	68	73
アンドラ	-	-	-	-	74x	9x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	-	-	-	-	1	0	78	69	39	35	55	56	4	76	18	13
アンティグアバーブダ	90	87	80x	83x	80	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	96	96	97	97	42	10	120	120	100	100	-	-	90	-	94	100
アルメニア	99	96	99	98	15	2	78	79	69	70	97	98	-	100	71	76
オーストラリア	-	-	-	-	112	37	102	102	95	96	-	-	99x	-	160	161
オーストリア	-	-	-	-	129	39	104	103	90	92	-	-	96	-	101	97
アゼルバイジャン	99	96	99x	96x	21	0	97	99	90	93	88	88	98	99	80	80
バハマ	94	95	95	96	60	5	92	89	86	80	-	-	78	-	85	83
バーレーン	87	75	91	83	73	20	103	103	95	97	85	84	100	99	98	105
バングラデシュ	44	24	49	30	1	0	100	101	88	90	77	78	72y	86	45	47
バルバドス	99	99	100	100	68	6	110	110	100	100	-	-	-	-	101	102
ベラルーシ	100	99	100	100	30	4	109	108	100	100	-	-	72y	-	83	86
ベルギー	-	-	-	-	124	31	105	105	100	100	-	-	-	-	138	153
ベリーズ	90	88	93	93	30	7	130	126	98	100	-	-	78	-	71	77
ベニン	38	16	52	24	3	0	113	78	83	57	61	47	84	92	30	14
ブータン	51	23	61	34	3	1	82	62	58	47	-	-	90	-	7x	2x
ボリビア	87	70	92	79	16	2	117	115	97	97	93	91	83	96	81	78
ボスニア・ヘルツェゴビナ	92	85	98x	89x	17	1	100	100	100	100	87	85	-	99	-	-
ボツワナ	66	70	75	80	27	3	108	108	83	86	82	85	87	96	90	96
ブラジル	83	81	87	87	39	5	166	159	100	94	95y	95y	66	84	103	114
ブルネイ	91	79	95	88	66	10	106	102	90x	91x	-	-	92	-	109	116
ブルガリア	98	96	99	98	55	7	105	102	95	93	-	-	91	-	95	93
ブルキナファソ	25	8	34	14	1	0	52	37	42	29	32	22	69	81	12	8
ブルンジ	48	27	56	40	1	0	73	58	59	49	49	44	58	80	12	9
カンボジア	78	49	80	57	2	0	117	103	100	90	66	65	63	93	24	14
カメルーン	69	48	79	64	3	0	115	100	81x	71x	76	71	81	93	22	17
カナダ	-	-	-	-	104	47	99	99	99	99	-	-	99x	-	102	103
カボヴェルデ	76	54	85	66	21	3	140	137	98	99	97	96	91	-	50	50
中央アフリカ共和国	47	21	60	35	1	0	89	61	64	45	47	39	24x	71	15x	6x
チャド	37	19	52	34	0	0	90	57	70	47	46	33	54	96	18	5
チリ	94	94	96	96	57	20	104	101	89	88	-	-	100	-	86	64
中国	87	69	92	78	25	3	105	108	93	93	-	-	97	-	66	60
コロンビア	89	88	92	92	25	3	113	112	89	88	90	90	71y	87	67	73
コモロ	61	46	63	49	1	0	92	80	60	52	31	30	77	24	23	19
コンゴ	77	58	88	74	6	0	101	93	99x	93x	-	-	55	-	46	38
コンゴ民主共和国	61	34	73	50	0	0	49	45	33	32	55	48	64	54	24	13
クック諸島	-	-	-	-	34	16	98	93	86	83	-	-	52	-	58	63
コスタリカ	94	94	96	96	31	9	108	105	91	91	-	-	80	-	58	63
コートジボワール	51	26	60	37	6	0	92	70	73	55	62	52	91	94	30	17
クロアチア	99	95	99	97	76	11	91	89	72	72	-	-	98x	-	83	86
キューバ	95	95	97	97	5	1	104	100	98	97	-	-	95	99	83	87
キプロス	98	91	99	95	109	22	97	97	95	95	-	-	99	-	93	94
チェコ	-	-	-	-	106	15	105	104	90	90	-	-	100y	-	93	96
デンマーク	-	-	-	-	146	43	102	102	99	99	-	-	100x	-	125	131
ジブチ	67	40	76	54	2	1	46	35	37	28	73y	62y	77	-	13	17
ドミニカ	-	-	-	-	40	12	93	105	89	89	-	-	86	-	-	-
ドミニカ共和国	80	79	84	84	26	2	126	122	92	93	92	93	75	89	53	67
エクアドル	90	85	93	90	17	3	115	115	99	100	90	90	78	-	57	58
エジプト	60	34	67	44	15	1	103	96	95	90	87	83	99y	99	88	83
エルサルバドル	76	69	82	76	24	2	112	107	75	88	-	-	71	-	50	50
赤道ギニア	86	61	93	74	5	0	126	115	76	68	60	61	16	75	43	19
エリトリア	59	35	67	45	1	0	65	54	44	38	63	59	69y	69	34	23
エストニア	100	100	100	100	81	30	105	101	98	97	-	-	99	-	91	92
エチオピア	37	20	47	31	0	0	76	52	53	41	33	28	64	65	22	14
フィジー	92	86	95	91	21	2	111	110	99	100	-	-	92	-	64x	65x

	成人の識字率 (%)				人口100人当たりの数		初等教育就学率 (%)				初等教育純出席率 (%)		小学校の第1学年に入学した生徒が第5学年に在学する率 (%)		中等教育総就学率 (%)			
	1990		2000		2001		総就学率 1997-2000*		純就学率 1997-2000*		1992-2002*		政府データ 1995-1999*		調査データ 1995-2001		1997-2000*	
	男	女	男	女	電話	インターネットユーザー	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
フィンランド	-	-	-	-	135	43	102	101	100	100	-	-	100	-	120	133		
フランス	-	-	-	-	118	26	106	104	100	100	-	-	99y	-	107	108		
ガボン	68	45	80	62	23	1	144	143	89	87	94	93	59	91	61	58		
ガンビア	32	20	44	30	7	1	86	78	71	66	47	40	69	98	43	30		
グルジア	100	98	100x	99x	23	1	95	96	95	95	99	100	98	-	72	74		
ドイツ	-	-	-	-	132	37	104	104	86	88	-	-	100x	-	100	99		
ガーナ	70	47	80	63	2	0	84	77	60	57	74	74	66	94x	40	33		
ギリシャ	98	92	99	96	128	13	99	99	97	97	-	-	100x	-	98	99		
グレナダ	-	-	-	-	39	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
グアテマラ	69	53	76	61	16	2	107	98	86	82	79	75	62y	72	39	35		
ギニア	45	18	55	27	1	0	78	56	52	42	45	33	84	91	20	7		
ギニアビサウ	42	13	54	24	1	0	99	66	63	45	44	38	38	85	26	14		
ガイアナ	98	96	99	98	18	11	122	118	99	97	86	88	91	97	80	82		
ハイチ	43	37	52	48	2	0	153	155	78	83	52	57	41	88	21x	20x		
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ホンジュラス	69	67	75	75	8	1	105	107	87	88	-	-	58	-	29x	37x		
ハンガリー	99	99	100	99	87	15	103	101	91	90	-	-	98x	-	98	99		
アイスランド	-	-	-	-	153	60	102	102	100	100	-	-	99x	-	105	113		
インド	62	36	68	45	4	1	111	92	78	64	79	73	68	92	57	40		
インドネシア	87	73	92	82	7	2	111	109	93	92	86	86	97	94	58	56		
イラン	72	54	83	69	20	2	88	85	74	73	98	96	98y	-	81	75		
イラク	51	20	55	23	3	-	111	91	100	86	83	70	72x	89	47	29		
アイルランド	-	-	-	-	126	23	120	119	90	90	-	-	99	-	119	127		
イスラエル	95	88	97	93	137	28	114	114	100	100	-	-	100x	-	94	93		
イタリア	98	97	99	98	135	27	101	101	100	100	-	-	99y	-	97	95		
ジャマイカ	78	86	83	91	45	4	100	99	95	95	77	80	89	92	82	85		
日本	-	-	-	-	117	38	101	101	100	100	-	-	100x	-	102	103		
ヨルダン	90	72	95	84	30	5	101	101	93	94	89y	89y	98	-	86	89		
カザフスタン	100	98	100	99	16	1	99	98	89	88	87	88	92	99	90	87		
ケニア	81	61	89	76	3	2	95	93	68	69	71	73	71	88	32	29		
キリバス	-	-	-	-	5	2	127	129	-	-	-	-	95	-	-	-		
朝鮮民主主義人民共和国	98	93	99	96	2	0	108x	101x	-	-	-	-	100	-	-	-		
韓国	98	93	99	96	111	52	101	102	99	100	-	-	99	-	94	94		
クウェート	79	73	84	80	59	9	85	84	68	65	-	-	97	-	55	56		
キルギス	-	-	-	-	8	3	103	100	84	81	95y	94y	89	100	86	86		
ラオス	70	43	76	53	2	0	122	104	85	78	64	59	59y	93	44	31		
ラトビア	100	100	100	100	59	7	101	100	92	92	-	-	96	-	90	92		
レバノン	88	73	92	80	42	8	101	97	74	74	97	96	97	95	72	79		
レソト	65	90	73	94	4	0	112	118	75	82	62	68	75	89	30	36		
リベリア	55	23	70	37	0	0	140	96	96	71	59y	53y	33	-	45	32		
リビア	83	51	91	68	12	0	115	117	97x	96x	-	-	89x	-	88	91		
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	106	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
リトアニア	100	99	100	100	59	7	102	101	95	94	-	-	98	-	96	95		
ルクセンブルク	-	-	-	-	170	36	101	101	96	97	-	-	99	-	92	97		
マダガスカル	66	50	74	60	1	0	105	101	67	68	60	63	46y	40	15	14		
マラウイ	69	36	75	47	1	0	139	135	97	100	69	73	49	79	41	31		
マレーシア	87	74	91	83	51	27	99	99	98	99	-	-	99	-	67	74		
モルディブ	95	95	97	97	17	4	131	131	99	99	-	-	98	-	53	57		
マリ	28	10	36	16	1	0	71	51	51	36	44	33	95	94	20	10		
マルタ	88	89	91	93	114	25	106	107	98	100	-	-	100	-	89	89		
マーシャル諸島	-	-	-	-	9	2	134x	133x	100x	100x	-	-	-	-	-	-		
モーリタニア	46	24	51	30	5	0	86	80	66	62	46	42	61	83	22	20		
モーリシャス	85	75	88	81	48	13	109	108	95	95	-	-	100	-	79	75		
メキシコ	91	84	93	89	35	4	114	113	100	100	97	97	89	-	73	77		
ミクロネシア連邦	63	63	66	67	9	4	136	149	-	-	-	-	-	-	127	137		
モルドバ	99	96	100	98	20	1	84	84	79	78	86	87	93	99	70	72		
モナコ	-	-	-	-	153	47	-	-	-	-	-	-	98x	-	-	-		
モンゴル	99	97	99	98	13	2	97	101	87	91	76	77	-	95	55	67		
モロッコ	53	25	62	36	20	1	101	88	82	74	67y	50y	80	82x	44	35		

# 表5 教育指標

	成人の識字率 (%)				人口100人当たりの数 2001		初等教育就学率 (%)				初等教育 純出席率 (%)		小学校の第1学年に 入学した生徒が第5 学年に在学する率 (%)		中等教育 総就学率 (%)	
	1990		2000		電話	インターネット ユーザー	総就学率 1997-2000*		純就学率 1997-2000*		1992-2002*		政府データ 1995-1999*	調査データ 1995-2001	1997-2000*	
	男	女	男	女			男	女	男	女	男	女			男	女
モザンビーク	49	18	60	29	1	0	104	79	59	50	53y	47y	58y	55	15	9
ミャンマー	87	74	89	81	1	0	89	89	84	83	68	68	65y	94	40	38
ナミビア	77	72	83	81	12	2	112	113	79	85	77	78	92	95	58	66
ナウル	-	-	-	-	29	-	80	82	80	82	-	-	-	-	52	56
ネパール	47	14	59	24	1	0	128	108	77	67	79	66	71y	92	58	43
オランダ	-	-	-	-	139	49	109	106	100	100	-	-	96x	-	126	122
ニュージーランド	-	-	-	-	108	46	100	100	99	99	-	-	97	-	109	116
ニカラグア	61	61	64	64	6	1	103	104	80	81	75	80	48	87	50	58
ニジェール	18	5	24	9	0	0	42	29	36	24	36	25	74	89	8	5
ナイジェリア	59	38	72	56	1	0	75x	65x	38x	33x	58	54	80x	95	33x	28x
ニウエ	77	76	80	83	75	31	99	98	99	98	-	-	-	-	93	103
ノルウェー	-	-	-	-	155	46	101	102	100	100	-	-	100x	-	113	116
パレスチナ自治区	-	-	-	-	18	2	107	109	96	98	91	92	98	99	80	86
オマーン	67	38	80	62	21	5	74	71	65	65	-	-	96	-	69	68
パキスタン	49	20	57	28	3	0	93	54	83	48	62	51	50	91	29	19
バラオ	-	-	-	-	-	-	113	109	100	100	-	-	-	-	83	86
パナマ	90	88	93	91	29	4	113	110	100	100	-	-	92	-	67	71
パプアニューギニア	64	48	71	57	1	1	88	80	88	80	32y	31y	60	-	24	18
パラグアイ	92	88	94	92	26	1	113	110	92	93	81x	84x	76	90x	59	61
ペルー	92	79	95	85	14	8	128	127	100	100	93	93	88	97	83	78
フィリピン	92	91	95	95	19	3	113	113	92	93	80	83	69	89	74	81
ポーランド	100	100	100	100	55	10	100	99	98	98	-	-	99	-	103	100
ポルトガル	91	84	95	90	120	28	122	120	100	100	-	-	97	-	111	117
カタール	92	92	94	94	57	7	105	105	95	96	-	-	88	-	86	92
ルーマニア	99	96	99	97	36	4	100	98	93	93	-	-	96	-	82	83
ロシア連邦	100	99	100	99	30	3	108x	107x	93x	93x	-	-	-	-	80	86
ルワンダ	63	44	74	60	1	0	119	118	97	98	67	67	39	78	12	12
セントクリストファー・ネイビス	-	-	-	-	54	8	101	94	92	86	-	-	-	-	-	-
セントルシア	-	-	-	-	33	8	115	109	100	100	-	-	95x	-	77	100
セントビンセント・グレナディーン	-	-	-	-	29	5	99	83	90	78	-	-	-	-	-	-
サモア	99	97	99	98	7	2	105	101	98	95	-	-	83	-	73	79
サンマリノ	-	-	-	-	135	51	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-
サントメ・プリンシペ	-	-	-	-	4	6	-	-	-	-	67	69	-	71	-	-
サウジアラビア	76	50	83	67	26	1	69	66	60	56	-	-	94	-	71	64
セネガル	38	19	47	28	6	1	79	70	66	60	51	44	72	93	21	14
セルビア・モンテネグロ	97x	88x	99x	97x	42	6	65	67	50	51	98y	96y	100x	94	59	62
セーシェル	-	-	-	-	80	11	101	101	100	100	-	-	99y	-	-	-
シエラレオネ	40	14	51	23	1	0	106	80	68	63	43	39	-	94	29	24
シンガポール	94	83	96	88	120	41	95x	93x	93x	92x	-	-	100x	-	70x	77x
スロバキア	100	100	100	100	69	13	103	103	89	90	-	-	97x	-	87	88
スロベニア	100	100	100	100	114	30	101	100	94	93	-	-	98x	-	97	100
ソロモン諸島	-	-	-	-	2	0	104x	90x	-	-	-	-	81	-	21x	14x
ソマリア	-	-	-	-	0x	0	18x	9x	13x	7x	12	10	-	79	10x	6x
南アフリカ	82	80	86	85	35	6	115	108	90	88	86	84	65	99	83	91
スペイン	98	95	99	97	117	18	105	105	100	100	-	-	98x	-	113	119
スリランカ	93	85	94	89	8	1	107	104	97	97	-	-	97	-	70	75
スーダン	60	32	69	46	2	0	59	51	51	42	54	51	87	73	22	36
スリナム	94	89	96	93	37	3	127	127	94	90	88	91	99x	84	80	94
スワジランド	74	70	81	79	9	1	128	121	92	94	71	71	84	94	60	60
スウェーデン	-	-	-	-	153	52	109	111	100	100	-	-	97	-	132	167
スイス	-	-	-	-	146	31	108	107	99	99	-	-	100	-	103	96
シリア	82	48	88	60	12	0	113	105	99	94	-	-	92	-	46	41
タジキスタン	99	97	100	99	4	0	108	100	100	99	79	81	-	94	86	71
タンザニア	76	51	84	67	2	0	63	63	46	48	47	51	82	96	6	5
タイ	95	90	97	94	22	6	97	93	87	84	-	-	97	-	84	80
旧ユーゴスラビア・マケドニア	96	91	97	94	37	3	99	99	92	92	-	-	95	-	85	83
東ティモール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	76	75	-	-	-	-
トーゴ	61	29	72	43	4	3	138	110	100	83	67	59	74	88	54	24
トンガ	-	-	-	-	11	3	114	112	92	90	-	-	92	-	97	103

	成人の識字率 (%)				人口100人当たりの数		初等教育就学率 (%)				初等教育純出席率 (%)		小学校の第1学年に入学した生徒が第5学年に在学する率 (%)		中等教育総就学率 (%)	
	1990		2000		電話	インターネットユーザー	総就学率 1997-2000*		純就学率 1997-2000*		1992-2002*		政府データ 1995-1999*	調査データ 1995-2001	1997-2000*	
	男	女	男	女			男	女	男	女	男	女			男	女
トリニダードトバゴ	98	96	99	98	44	9	101	99	93	92	94	95	100	100	78	84
チュニジア	72	47	81	61	15	4	120	115	100	99	95y	93y	93	-	76	80
トルコ	89	66	93	77	58	6	105	96	93	82	73	69	99	98	67	48
トルクメニスタン	-	-	-	-	8	0	-	-	-	-	86	84	-	-	-	-
ツバル	-	-	-	-	7	10	106	101	100	100	-	-	96	-	83	73
ウガンダ	69	44	78	57	1	0	143	129	100	100	87	87	45	89	21	16
ウクライナ	100	99	100	100	26	1	79	77	72	71	-	-	98x	-	111	99
アラブ首長国連邦	71	71	75	79	96	31	99	99	86	87	-	-	98	-	71	80
英国	-	-	-	-	136	33	99	99	99	99	-	-	-	-	144	169
米国	-	-	-	-	112	50	101	101	94	96	-	-	99x	-	95	96
ウルグアイ	96	97	97	98	44	12	110	109	90	91	-	-	91	-	92	105
ウズベキスタン	100	98	100	99	7	1	100	100	87	89	78	78	-	89	99x	87x
バヌアツ	-	-	-	-	4	3	113	121	92	100	-	-	100	-	31	26
ベネズエラ	90	88	93	92	37	5	103	101	87	89	82	83	91	96	54	65
ベトナム	94	87	95	91	5	1	109	102	98	92	87	86	89y	94	70	64
イエメン	55	13	68	25	3	0	97	61	84	49	70y	41y	74	-	69	25
ザンビア	79	59	85	72	2	0	80	76	66	65	67	67	81	85	26	21
ジンバブエ	87	75	93	85	5	1	97	93	80	80	84	86	73	94	47	42

## 地域別要約

サハラ以南のアフリカ	60	40	69	53	4	1	89	78	63	58	58	54	65	82	29	23
中東と北アフリカ	66	39	74	52	15	2	95	86	83	75	82	74	93	-	68	62
南アジア	59	34	66	42	4	1	107	87	80	65	76	69	66	91	53	39
東アジアと太平洋諸国	88	72	93	81	23	4	106	106	93	92	-	-	94	-	65	61
ラテンアメリカとカリブ海諸国	87	83	90	88	32	5	126	123	96	94	91	91	77	87	82	87
CEE/CISとバルト海諸国	98	94	99	96	33	3	99	95	88	84	79	76	-	96	81	78
先進工業国	-	-	-	-	117	37	102	102	96	97	-	-	-	-	105	108
開発途上国	76	59	81	67	16	3	105	96	84	77	74	70	79	89	59	52
後発開発途上国	54	32	62	42	1	0	87	76	67	61	58	53	66	79	30	25
世界	81	69	84	74	32	8	104	96	85	79	74	70	80	89	65	59

各地域の国名は136ページを参照。

## 指標の定義

成人の識字率—15歳以上で読み書きできる者の比率。

初等・中等教育総就学率—年齢に関わらず初等・中等学校に就学する子どもの人数を、公式の就学年齢に相当する子どもの人口で割ったもの。

初等教育純就学率—公式の就学年齢に相当する子どもであって初等学校に就学する子どもの人数を、当該年齢の子どもの人口で割ったもの。

初等教育純出席率—公式の就学年齢に相当する子どものうち初等学校に通学する者の比率。データは国別世帯調査で得られたもの。

小学校の第1学年に入学した生徒が第5学年に在学する率—小学校の第1学年に入学した子どものうち第5学年に達した者の比率。

## データの主な出典

成人の識字率—ユネスコ統計研究所。万人のための教育2000評価 (EFA2000) の結果を含む。

電話・インターネット利用—国際電気通信連合、統計年鑑 (1992-2001)。

初等・中等教育就学率—ユネスコ統計研究所。万人のための教育2000評価 (EFA2000) の結果を含む。

初等教育純出席率—人口動態・保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)。

第5学年に在学する率—政府によるデータ、ユネスコ統計研究所。万人のための教育2000評価 (EFA2000) の結果を含む、調査データ、DHS、MICS。

## 注

— データなし。

x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。

y 標準的な定義によらないデータまたは国内の一部地域のみに関するデータではあるが、地域別・世界全体の平均値の算出にあたっては計算に入れられたことを示す。

\* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できたもっとも最近の年次のものであることを示す。



# 表6 人口統計指標

国・地域	人口 (1000人) 2002		人口の 年間増加率 (%)		粗死亡率		粗出生率		平均余命(年)		合計 特殊 出生率 2002	都市人口 の比率 (%) 2002	都市人口の 年間平均増加率 (%)	
	18歳 未満	5歳 未満	1970-90	1990-2002	1970	2002	1970	2002	1970	2002			1970-90	1990-2002
	アフガニスタン	11437	4009	0.4	4.2	26	22	51	48	38			43	6.8
アルバニア	1069	278	2.2	-0.4	8	5	33	18	67	74	2.3	44	2.8	1.2
アルジェリア	12652	3308	3.0	1.9	16	6	49	23	53	70	2.8	58	4.3	2.9
アンドラ	13	3	5.1	2.3	-	-	-	-	-	-	-	92	5.0	2.0
アンゴラ	7128	2609	2.6	2.9	27	24	49	53	37	40	7.2	36	5.6	5.0
アンティグアバーブダ	25	7	-0.2	1.2	-	-	-	-	-	-	-	37	0.0	1.6
アルゼンチン	12326	3527	1.5	1.3	9	8	23	19	66	74	2.5	88	2.0	1.5
アルメニア	845	150	1.7	-1.2	5	8	23	10	72	72	1.2	67	2.3	-1.2
オーストラリア	4747	1246	1.5	1.2	9	7	20	12	71	79	1.7	92	1.5	1.8
オーストリア	1604	384	0.2	0.4	13	10	15	9	70	78	1.3	68	0.1	0.5
アゼルバイジャン	3024	688	1.6	1.2	7	6	29	18	68	72	2.1	52	2.0	0.9
バハマ	108	30	2.0	1.6	7	8	30	20	66	67	2.3	89	2.8	2.2
バーレーン	241	71	4.0	3.1	9	3	40	20	62	74	2.7	93	4.5	3.6
バングラデシュ	64736	19399	2.5	2.3	21	8	46	29	44	61	3.5	26	7.3	4.6
バルバドス	66	17	0.4	0.4	9	8	22	12	69	77	1.5	51	1.3	1.5
ベラルーシ	2208	423	0.6	-0.3	8	13	16	9	71	70	1.2	70	2.7	0.2
ベルギー	2136	560	0.2	0.3	12	10	14	11	71	79	1.7	97	0.3	0.3
ベリーズ	113	32	2.1	2.5	8	5	40	27	66	72	3.2	48	1.8	2.5
ベニン	3463	1145	2.7	2.9	25	14	53	42	42	51	5.7	44	6.3	4.9
ブータン	1065	336	2.4	2.1	22	9	42	35	42	63	5.1	8	4.9	5.5
ボリビア	3922	1193	2.3	2.2	20	8	46	30	46	64	3.9	64	4.0	3.3
ボスニア・ヘルツェゴビナ	924	204	0.9	-0.4	7	8	23	10	66	74	1.3	44	2.8	0.6
ボツワナ	834	247	3.3	2.2	13	20	49	31	55	41	3.7	50	11.5	3.6
ブラジル	60616	16579	2.2	1.4	11	7	35	20	59	68	2.2	82	3.6	2.2
ブルネイ	126	39	3.4	2.6	7	3	36	24	67	76	2.5	73	3.7	3.5
ブルガリア	1498	307	0.1	-0.8	9	15	16	8	71	71	1.1	68	1.4	-0.6
ブルキナファソ	7058	2493	2.5	2.9	25	18	53	48	40	46	6.7	17	6.8	4.9
ブルンジ	3604	1161	2.3	1.4	20	21	44	44	44	41	6.8	10	7.2	5.0
カンボジア	6949	2086	1.7	2.9	19	10	42	34	43	57	4.8	18	2.1	5.9
カメルーン	7768	2423	2.8	2.5	21	17	46	36	44	47	4.7	51	6.2	4.4
カナダ	6998	1688	1.2	1.0	7	8	16	10	73	79	1.5	79	1.3	1.3
カボヴェルデ	216	60	1.3	2.2	12	5	40	28	56	70	3.4	65	5.4	5.4
中央アフリカ共和国	1902	617	2.3	2.2	22	22	42	38	42	40	5.0	42	3.4	3.2
チャド	4443	1593	2.3	3.0	27	20	48	49	38	45	6.7	25	5.2	4.3
チリ	5152	1426	1.6	1.5	10	6	29	18	62	76	2.4	86	2.1	1.8
中国	373266	93918	1.6	1.0	8	7	33	15	61	71	1.8	38	3.9	3.6
コロンビア	16504	4743	2.2	1.8	9	6	38	22	61	72	2.6	76	3.2	2.7
コモロ	369	121	3.3	2.9	18	9	50	37	48	61	4.9	35	5.1	4.7
コンゴ	1943	676	3.2	3.1	14	16	44	44	54	48	6.3	67	5.8	4.6
コンゴ民主共和国	27467	9800	3.0	2.6	20	22	48	51	45	41	6.7	31	2.6	3.6
クック諸島	8	2	-0.6	0.0	-	-	-	-	-	-	-	59	-0.2	0.2
コスタリカ	1501	394	2.6	2.4	7	4	33	19	67	78	2.3	60	4.2	3.3
コートジボワール	8062	2467	4.1	2.2	20	20	51	36	44	41	4.8	45	6.0	3.2
クロアチア	921	240	0.7	-0.7	10	12	15	11	69	74	1.6	59	2.2	-0.1
キューバ	2787	686	1.1	0.5	7	7	30	12	69	77	1.6	76	2.1	0.7
キプロス	215	52	0.5	1.3	10	8	19	13	71	78	1.9	71	2.8	2.0
チェコ	1989	438	0.2	0.0	13	11	16	9	70	75	1.2	75	2.1	-0.1
デンマーク	1159	325	0.2	0.3	10	11	16	12	73	77	1.8	85	0.5	0.4
ジブチ	343	116	6.1	2.3	24	18	50	40	40	46	5.7	84	7.4	2.6
ドミニカ	27	7	0.1	0.7	-	-	-	-	-	-	-	72	1.9	1.2
ドミニカ共和国	3359	947	2.3	1.7	11	7	42	24	58	67	2.7	67	4.2	2.8
エクアドル	5056	1427	2.7	1.8	12	6	42	23	58	71	2.8	64	4.4	3.1
エジプト	29670	8537	2.3	2.0	17	6	40	27	51	69	3.3	43	2.4	1.8
エルサルバドル	2636	790	1.8	1.9	12	6	44	25	57	71	2.9	63	2.9	3.9
赤道ギニア	241	84	0.9	2.6	23	17	39	43	40	49	5.9	51	2.4	5.4
エリトリア	2090	698	2.6	2.1	21	12	47	40	43	53	5.5	20	4.1	3.9
エストニア	288	58	0.7	-1.4	11	14	15	9	70	72	1.2	69	1.2	-1.6
エチオピア	36134	12235	2.6	2.9	23	18	49	43	41	46	6.2	16	4.6	4.9
フィジー	322	96	1.6	1.2	8	6	34	24	60	70	2.9	51	2.5	2.8

	人口 (1000人) 2002		人口の 年間増加率 (%)		粗死亡率		粗出生率		平均余命(年)		合計 特殊 出生率 2002	都市人口 の比率 (%) 2002	都市人口の 年間平均増加率 (%)	
	18歳 未満	5歳 未満	1970-90	1990-2002	1970	2002	1970	2002	1970	2002			1970-90	1990-2002
	フィンランド	1119	286	0.4	0.3	10	10	14	11	70			78	1.7
フランス	13500	3763	0.6	0.4	11	9	17	13	72	79	1.9	76	0.8	0.6
ガボン	623	190	2.9	2.6	21	12	35	32	47	57	4.0	83	6.9	4.3
ガンビア	654	218	3.5	3.3	28	13	50	36	36	54	4.8	32	6.0	5.4
グルジア	1247	278	0.7	-0.4	9	10	19	10	68	74	1.4	57	1.5	-0.2
ドイツ	15406	3815	0.1	0.3	12	11	14	9	71	78	1.3	88	0.4	0.6
ガーナ	9679	2937	2.9	2.4	17	10	48	32	49	58	4.2	37	3.6	3.2
ギリシャ	1996	512	0.7	0.6	8	10	17	9	72	78	1.3	61	1.3	0.9
グレナダ	28	8	-0.4	-0.5	-	-	-	-	-	-	-	39	-0.1	0.6
グアテマラ	6005	1909	2.6	2.7	15	7	45	35	52	66	4.5	40	2.9	3.1
ギニア	4235	1467	2.3	2.6	28	16	51	43	37	49	5.9	28	4.9	4.2
ギニアビサウ	774	283	2.8	3.0	29	20	49	50	36	45	7.1	33	5.0	5.8
ガイアナ	274	80	0.2	0.4	11	9	38	22	60	63	2.3	37	0.8	1.3
ハイチ	3854	1120	2.1	1.4	19	15	39	30	47	49	4.0	37	4.1	3.3
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-
ホンジュラス	3223	976	3.2	2.8	15	6	49	30	52	69	3.8	55	5.0	5.0
ハンガリー	1989	464	0.0	-0.4	11	14	15	9	69	72	1.2	65	1.2	0.0
アイスランド	79	21	1.1	1.0	7	7	21	14	74	80	2.0	93	1.4	1.2
インド	413623	119524	2.1	1.8	17	9	40	24	49	64	3.1	28	3.4	2.6
インドネシア	78108	21672	2.1	1.5	17	7	41	21	48	67	2.4	43	5.0	4.3
イラン	27823	5989	3.4	1.5	14	5	43	20	54	70	2.4	65	4.9	2.8
イラク	11804	3766	3.1	2.9	16	9	49	35	55	60	4.8	68	4.2	2.6
アイルランド	1009	271	0.9	0.9	11	8	22	14	71	77	1.9	60	1.3	1.3
イスラエル	2082	628	2.2	2.8	7	6	27	20	71	79	2.7	92	2.6	2.9
イタリア	9845	2590	0.3	0.1	10	11	17	9	72	79	1.2	67	0.4	0.2
ジャマイカ	971	264	1.2	0.9	8	6	35	21	68	76	2.4	57	2.3	1.7
日本	22406	6001	0.8	0.3	7	8	19	9	72	81	1.3	79	1.3	0.4
ヨルダン	2375	728	3.5	4.1	16	4	50	28	54	71	3.6	79	4.7	4.9
カザフスタン	4974	1151	1.2	-0.7	9	10	26	16	64	66	2.0	56	1.9	-0.9
ケニア	15771	4630	3.6	2.4	17	17	52	33	50	45	4.1	35	7.9	5.7
キリバス	36	11	1.9	1.6	-	-	-	-	-	-	-	39	3.4	2.6
朝鮮民主主義人民共和国	6998	1857	1.6	1.0	9	11	34	17	61	63	2.0	61	2.0	1.4
韓国	11723	2986	1.5	0.8	9	6	31	12	60	75	1.4	83	4.5	1.8
クウェート	743	242	5.3	1.1	6	2	47	20	66	76	2.7	96	6.3	1.2
キルギス	1986	525	2.0	1.2	11	7	31	22	62	68	2.7	34	2.0	0.4
ラオス	2695	856	2.1	2.4	23	13	45	36	40	54	4.8	20	4.5	4.7
ラトビア	497	91	0.7	-1.3	11	14	14	8	70	71	1.1	60	1.3	-2.5
レバノン	1280	335	0.5	2.4	11	5	35	19	64	73	2.2	90	2.2	2.9
レソト	860	245	2.1	1.1	17	25	42	31	49	36	3.9	30	6.4	4.4
リベリア	1732	617	2.2	3.5	22	21	50	50	42	41	6.8	46	4.6	4.3
リビア	2111	588	3.9	2.0	16	4	50	23	52	73	3.1	88	6.8	2.6
リヒテンシュタイン	7	2	1.6	1.2	-	-	-	-	-	-	-	22	1.7	1.7
リトアニア	828	177	0.9	-0.6	9	12	17	9	71	73	1.3	69	2.4	-0.5
ルクセンブルク	100	28	0.5	1.4	12	8	13	13	70	78	1.7	92	1.7	2.0
マダガスカル	8638	2996	2.7	2.9	21	13	46	42	44	53	5.7	31	5.3	5.1
マラウイ	6232	2234	3.7	1.9	24	24	56	45	40	38	6.1	16	7.0	4.3
マレーシア	9344	2720	2.5	2.5	10	5	37	23	61	73	2.9	59	4.5	3.8
モルディブ	155	50	2.9	3.0	17	6	40	36	50	67	5.4	29	6.1	3.8
マリ	7099	2500	2.4	2.8	26	16	52	50	38	49	7.0	32	4.9	5.2
マルタ	93	23	0.9	0.7	9	8	17	12	70	78	1.8	91	1.5	1.1
マーシャル諸島	22	6	3.7	1.4	-	-	-	-	-	-	-	66	3.8	1.6
モーリタニア	1390	485	2.4	2.7	21	14	46	42	42	52	5.8	61	8.2	5.4
モーリシャス	363	98	1.2	1.1	7	7	28	16	62	72	2.0	42	1.0	1.4
メキシコ	39808	11207	2.5	1.7	10	5	45	23	61	73	2.5	75	3.5	2.0
ミクロネシア連邦	51	14	2.3	1.0	9	6	40	28	62	68	3.8	29	2.7	1.8
モルドバ	1153	240	1.0	-0.2	10	11	18	12	65	69	1.4	42	2.9	-1.1
モナコ	7	2	1.2	1.1	-	-	-	-	-	-	-	100	1.2	1.1
モンゴル	1033	265	2.8	1.2	14	7	42	23	53	64	2.4	57	4.0	1.2
モロッコ	11517	3254	2.4	1.7	17	6	47	23	52	68	2.8	57	4.0	3.0

# 表6 人口統計指標

	人口 (1000人) 2002		人口の 年間増加率 (%)		粗死亡率		粗出生率		平均余命(年)		合計 特殊 出生率 2002	都市人口 の比率 (%) 2002	都市人口の 年間平均増加率 (%)	
	18歳 未満	5歳 未満	1970-90	1990-2002	1970	2002	1970	2002	1970	2002			1970-90	1990-2002
	モザンビーク	9397	3089	1.8	2.7	24	24	48	42	40			38	5.7
ミャンマー	18728	5342	2.1	1.6	18	11	41	24	48	57	2.9	29	2.4	2.8
ナミビア	974	307	2.8	2.8	18	17	45	34	48	45	4.6	32	4.6	4.3
ナウル	5	2	1.9	2.5	-	-	-	-	-	-	-	100	1.9	2.5
ネパール	11504	3645	2.2	2.3	22	10	42	33	42	60	4.3	13	6.3	5.2
オランダ	3529	975	0.7	0.6	8	9	17	12	74	78	1.7	90	0.8	0.7
ニュージーランド	1040	273	0.9	1.1	9	8	22	14	71	78	2.0	86	1.1	1.2
ニカラグア	2609	811	2.9	2.8	14	5	48	32	54	69	3.8	57	3.5	3.4
ニジェール	6535	2452	3.1	3.4	28	19	56	56	37	46	8.0	22	6.3	5.9
ナイジェリア	62226	20552	2.9	2.8	22	14	48	39	43	52	5.5	46	5.7	5.1
ニウエ	1	0	-3.9	-1.3	-	-	-	-	-	-	-	33	-2.0	-0.7
ノルウェー	1055	285	0.4	0.5	10	10	17	12	74	79	1.8	75	0.9	0.9
パレスチナ自治区	1809	629	3.4	3.9	20	4	52	39	54	72	5.6	67	4.2	4.3
オマーン	1199	393	4.5	3.4	17	3	50	32	50	72	5.0	77	13.0	5.2
パキスタン	72286	23074	2.9	2.5	18	10	43	36	48	61	5.1	34	3.9	3.4
バラオ	8	2	1.5	2.3	-	-	-	-	-	-	-	69	2.3	2.3
パナマ	1132	337	2.4	2.0	8	5	38	23	65	75	2.7	57	3.0	2.5
パプアニューギニア	2659	833	2.4	2.5	19	10	42	32	43	57	4.1	18	4.5	4.0
パラグアイ	2617	791	2.9	2.6	9	5	37	30	65	71	3.9	57	4.3	3.9
ペルー	10648	3049	2.5	1.7	14	6	42	24	53	70	2.9	74	3.4	2.3
フィリピン	33913	9790	2.6	2.1	11	5	40	26	57	70	3.2	60	4.5	3.9
ポーランド	8833	1909	0.8	0.1	8	10	17	10	70	74	1.3	63	1.5	0.4
ポルトガル	2021	561	0.7	0.1	11	11	21	11	67	76	1.5	67	3.6	3.1
カタール	187	58	7.2	2.1	13	4	35	18	60	72	3.3	93	7.8	2.4
ルーマニア	4834	1139	0.7	-0.3	9	13	21	10	68	71	1.3	55	1.9	0.0
ロシア連邦	31004	6197	0.6	-0.2	9	15	15	9	70	67	1.2	73	1.4	-0.3
ルワンダ	4327	1486	2.9	1.7	20	22	52	43	44	39	5.8	6	5.5	3.2
セントクリストファー・ネイビス	14	4	-0.7	0.2	-	-	-	-	-	-	-	34	-0.7	0.2
セントルシア	54	14	1.4	1.0	8	6	41	21	64	72	2.3	38	1.0	1.2
セントビンセント・グレナディーン	45	11	1.0	0.7	11	6	41	20	61	74	2.2	57	3.0	3.5
サモア	83	25	0.6	0.8	10	6	39	29	55	70	4.2	23	0.8	1.3
サンマリノ	5	1	0.9	1.4	-	-	-	-	-	-	-	91	2.9	1.4
サントメ・プリンシペ	75	24	2.3	2.5	13	6	46	34	55	70	4.0	48	4.8	4.3
サウジアラビア	10583	3458	5.3	2.9	19	4	48	32	52	72	4.6	87	7.7	3.8
セネガル	4970	1599	2.8	2.4	25	12	49	37	41	53	5.0	49	3.7	4.1
セルビア・モンテネグロ	2513	624	0.8	0.3	9	11	19	12	68	73	1.7	52	2.1	0.5
セーシェル	42	14	1.5	1.0	-	-	-	-	-	-	-	65	5.1	2.7
シエラレオネ	2408	864	2.1	1.3	30	30	49	50	34	34	6.5	38	4.8	3.4
シンガポール	1046	253	1.9	2.7	5	5	23	10	69	78	1.4	100	1.9	2.7
スロバキア	1248	276	0.7	0.2	10	10	19	10	70	74	1.3	58	2.3	0.4
スロベニア	376	87	0.7	0.3	10	10	17	8	70	76	1.2	49	2.2	0.1
ソロモン諸島	230	74	3.4	3.1	10	5	46	34	54	69	4.5	21	5.9	6.1
ソマリア	5170	1931	3.4	2.3	24	18	50	53	40	48	7.3	29	4.3	3.7
南アフリカ	17833	4810	2.4	1.6	14	16	38	23	53	49	2.6	58	2.5	3.1
スペイン	7216	1921	0.8	0.3	9	9	20	9	72	79	1.2	78	1.4	0.6
スリランカ	5797	1507	1.6	1.0	8	7	29	17	64	73	2.0	23	1.4	1.8
スーダン	15147	4865	2.7	2.3	22	12	48	33	43	56	4.4	38	5.1	5.3
スリナム	163	47	0.4	0.6	8	6	37	22	63	71	2.5	75	2.1	1.8
スワジランド	549	166	3.2	1.9	20	25	50	35	46	36	4.6	27	7.7	3.0
スウェーデン	1908	440	0.3	0.3	10	11	14	10	74	80	1.6	83	0.4	0.3
スイス	1408	344	0.5	0.4	9	10	16	9	73	79	1.4	67	1.0	1.4
シリア	7979	2292	3.4	2.6	13	4	47	28	55	72	3.4	52	4.0	3.1
タジキスタン	2770	740	2.9	1.3	10	6	40	25	63	69	3.1	28	2.2	0.2
タンザニア	19028	6159	3.2	2.8	20	18	50	40	45	44	5.2	34	9.1	6.6
タイ	19257	5270	2.0	1.1	9	7	37	18	60	69	1.9	20	3.7	1.8
旧ユーゴスラビア・マケドニア	548	144	1.0	0.6	8	8	24	15	66	74	1.9	60	2.0	0.8
東ティモール	358	79	1.0	0.0	22	14	47	24	39	49	3.9	8	0.1	-0.2
トーゴ	2432	800	2.7	2.7	20	15	47	39	44	50	5.4	35	6.6	4.4
トンガ	45	13	0.3	0.3	8	7	36	27	62	68	3.8	33	2.0	0.8

	人口 (1000人) 2002		人口の 年間増加率 (%)		粗死亡率		粗出生率		平均余命(年)		合計 特殊 出生率 2002	都市人口 の比率 (%) 2002	都市人口の 年間平均増加率 (%)	
	18歳 未満	5歳 未満	1970-90	1990-2002	1970	2002	1970	2002	1970	2002			1970-90	1990-2002
トリニダードトバゴ	387	86	1.1	0.6	7	7	27	14	66	71	1.6	75	1.6	1.2
チュニジア	3409	811	2.4	1.4	14	6	39	17	54	73	2.0	67	3.7	2.6
トルコ	25840	7105	2.3	1.7	13	6	39	21	56	70	2.5	67	4.6	2.4
トルクメニスタン	1989	495	2.6	2.2	11	7	37	22	60	67	2.7	45	2.3	2.3
ツバル	4	1	2.1	1.4	-	-	-	-	-	-	-	54	5.4	3.8
ウガンダ	14238	5166	3.1	3.0	19	17	51	51	46	46	7.1	15	4.7	5.5
ウクライナ	10369	2058	0.5	-0.5	9	14	15	8	71	70	1.2	68	1.5	-0.3
アラブ首長国連邦	901	247	11	3.1	12	2	39	17	61	75	2.9	88	12.7	3.8
英国	13340	3418	0.2	0.3	12	10	16	11	72	78	1.6	90	0.2	0.4
米国	75441	20612	1.0	1.1	9	8	17	15	71	77	2.1	78	1.1	1.3
ウルグアイ	988	283	0.5	0.7	10	9	21	17	69	75	2.3	92	0.9	1.0
ウズベキスタン	10668	2713	2.7	1.9	10	6	37	22	63	70	2.5	37	3.1	1.2
バヌアツ	100	30	2.8	2.7	14	5	44	31	53	69	4.2	23	4.5	4.3
ベネズエラ	9887	2826	3.0	2.1	7	5	37	23	65	74	2.7	87	3.8	2.5
ベトナム	30785	7624	2.2	1.6	18	7	41	20	49	69	2.3	25	2.7	3.4
イエメン	10779	3683	3.2	4.0	26	9	54	45	38	60	7.0	25	5.9	4.9
ザンビア	5734	1910	3.3	2.2	17	28	51	42	49	33	5.7	40	4.6	2.4
ジンバブエ	6561	1902	3.5	1.7	13	27	49	32	55	34	4.0	37	6.1	3.9

## 地域別要約

サハラ以南のアフリカ	333271	110560	2.9	2.6	21	18	48	41	44	46	5.5	35	5.1	4.6
中東と北アフリカ	152767	43422	3.1	2.2	17	6	45	27	51	67	3.5	57	4.7	3.0
南アジア	580603	171544	2.2	2.0	18	9	41	26	48	63	3.4	28	3.8	3.0
東アジアと太平洋諸国	597903	155866	1.8	1.2	10	7	35	17	58	69	2.0	40	4.0	3.5
ラテンアメリカとカリブ海諸国	196905	55628	2.2	1.6	11	6	37	22	60	70	2.6	76	3.3	2.2
CEE/CISとバルト海諸国	111709	25967	1.1	0.3	9	11	21	13	66	69	1.7	64	2.1	0.3
先進工業国	205992	54210	0.7	0.6	10	9	17	12	71	78	1.7	78	1.0	0.8
開発途上国	1916874	551493	2.2	1.7	14	9	39	24	53	62	3.0	41	3.9	3.2
後開発途上国	347888	114789	2.6	2.6	22	15	47	39	43	49	5.2	27	5.3	4.7
世界	2179150	617197	1.8	1.5	12	9	33	22	56	63	2.8	48	2.9	2.4

各地域の国名は136ページを参照。

## 指標の定義

出生時の平均余命—新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。

粗死亡率—人口1,000人あたりの年間の死亡数。

粗出生率—人口1,000人あたりの年間の出生数。

合計特殊出生率—女性が出産可能年齢の終わりまで生き、年齢ごとに当該年齢の通常の出生率にしたがって子どもを産むとして、その女性が一生のあいだに産むことになる子どもの人数。

都市人口—各国が最新の人口調査で用いた定義にしたがって定められた都市地域で暮らす人口の比率。

## データの主な出典

平均余命—国連人口局。

子どもの人口—国連人口局。

粗死亡率・粗出生率—国連人口局。

出生率—国連人口局。

都市人口—国連人口局。

注 — データなし。



# 表7 経済指標

国・地域	1人あたりのGNI (米ドル) 2002	1人あたりのGDPの 年間平均増加率 (%)		年間 インフレ率 (%) 1990-2002	1日1米ドル 未満で暮らす 人の比率 (%) 1990-2001	政府支出中の比率 (%) 1992-2001*			政府開発援助 (ODA) の受け入れ額 (100万米ドル) 2001	ODAが受け入 れ国のGNIに 占める比率 (%) 2001	債務返済が商品や サービスの輸出額 に占める比率 (%)	
		1960-90	1990-2002			保健	教育	防衛			1990	2001
アフガニスタン	250x	0.1x	-	-	-	-	-	-	402	-	-	-
アルバニア	1380	-	4.5	31	-	4	2	4	269	6	1	1
アルジェリア	1720	2.4	0.3	16	2	4	24	17	182	0	62	19
アンドラ	d	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	660	-	-0.4	584	-	6x	15x	34x	268	4	7	26
アンティグアバーブーダ	9390	-	2.6	2	-	-	-	-	9	1	-	-
アルゼンチン	4060	0.6	1.4	5	-	2	6	4	151	0	30	59
アルメニア	790	-	1.7	142	13	-	-	-	212	12	-	6
オーストラリア	19740	2.0	2.7	2	-	15	8	7	-	-	-	-
オーストリア	23390	3.3	1.8	2	-	14	9	2	-	-	-	-
アゼルバイジャン	710	-	0.2x	79x	4	1	3	11	226	4	-	3
バハマ	14860x	1.2	0.1x	3x	-	16	20	3	-	-	-	-
バーレーン	11130x	-	1.9x	1x	-	8	13	16	18	0	-	-
バングラデシュ	360	0.2	3.1	4	36	5x	11x	10x	1024	2	18	7
バルバドス	9750x	3.0	2.1x	3x	-	-	-	-	-1	0	14	4x
ベラルーシ	1360	-	0.2	284	2	4	4	4	-	-	-	2
ベルギー	23250	3.0	1.9	2	-	2x	12x	5x	-	-	-	-
ベリーズ	2960	3.2	1.7	2	-	8	20	5	21	3	6	25
ベニン	380	0.4	2.0	8	-	6x	31x	17x	273	11	7	6
ブータン	590	-	3.6	9	-	10	15	-	59	4	5	3
ボリビア	900	-0.1	1.2	7	14	10	20	7	729	9	31	29
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1270	-	18.0x	3x	-	-	-	-	639	13	-	18
ボツワナ	2980	8.7	2.7	9	24	5	26	8	29	1	4	2
ブラジル	2850	3.6	1.3	140	10	6	6	3	349	0	20	73
ブルネイ	24100x	-1.8x	-0.7x	1x	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	1790	-	0.0	84	5	5	4	8	-	-	19	13
ブルキナファソ	220	1.1	2.0	4	61	7	17	14	389	14	6	8
ブルンジ	100	2.0	-3.9	13	58	2	15	23	131	20	41	29
カンボジア	280	-	2.3	19	-	-	-	-	409	11	-	0
カメルーン	560	2.5	0.0	5	33	3	12	10	398	4	20	11
カナダ	22300	2.3x	2.2	2	-	1	2	6	-	-	-	-
カボヴェルデ	1290	-	3.4	5	-	-	-	-	76	13	5	5
中央アフリカ共和国	260	-0.6	-0.1	4	67	-	-	-	76	8	8	12
チャド	220	-1.2	-0.1	6	-	8x	8x	-	179	11	2	7
チリ	4260	1.2	4.4	7	2	12	18	8	58	0	20	28
中国	940	5.5	8.6	5	16	0	2	12	1460	0	10	7
コロンビア	1830	2.3	0.6	19	14	9	20	13	380	0	39	35
コモロ	390	-	-1.4	4	-	-	-	-	28	10	2	3
コンゴ	700	3.1	-1.4	9	-	-	-	-	75	3	32	3
コンゴ民主共和国	90	-1.4	-7.3	728	-	0	0	18	251	6	5	0
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-
コスタリカ	4100	1.6	2.7	16	7	22	21	-	2	0	21	9
コートジボワール	610	1.0	0.1	8	12	4x	21x	4x	187	2	26	11
クロアチア	4640	-	2.3	61	2	15	7	5	113	1	-	28
キューバ	1170x	-	3.7x	1x	-	23x	10x	-	51	-	-	-
キプロス	12320x	6.2x	3.2	3x	-	6	12	4	-	-	-	-
チェコ	5560	-	1.4	10	2	17	9	5	-	-	-	10
デンマーク	30290	2.1	2.0	2	-	1	13	4	-	-	-	-
ジブチ	900	-	-3.2	3	-	-	-	-	55	9	-	4x
ドミニカ	3180	-	1.3	3	-	-	-	-	20	8	4	12
ドミニカ共和国	2320	3.0	4.2	9	2	11	16	4	105	1	7	6
エクアドル	1450	2.9	3.6	0	20	11x	18x	13x	171	1	27	21
エジプト	1470	3.5	2.5	7	3	3	15	9	1255	1	20	8
エルサルバドル	2080	-0.4	2.1	6	21	5	24	7	234	2	14	5
赤道ギニア	700x	-	18.0	18	-	-	-	-	13	4	3	0
エリトリア	160	-	2.2x	9x	-	-	-	-	280	45	-	2
エストニア	4130	-	2.2	40	2	16	10	5	-	-	-	7
エチオピア	100	-	2.5	5	82	6	16	9	1080	16	30	17
フィジー	2160	1.9	1.8	3	-	9	18	6	26	1	12	2

	1人あたりの GNI (米ドル) 2002	1人あたりの GDPの 年間平均増加率 (%)		年間 インフレ率 (%) 1990-2002	1日1米ドル 未満で暮らす 人の比率 (%) 1990-2001	政府支出中の比率 (%) 1992-2001*			政府開発援助 (ODA) の受け入れ額 (100万米ドル) 2001	ODAが受け入 れ国のGNIに 占める比率 (%) 2001	債務返済が商品や サービスの輸出額 に占める比率 (%)	
		1960-90	1990-2002			保健	教育	防衛			1990	2001
フィンランド	23510	3.4	2.6	2	-	3	10	4	-	-	-	-
フランス	22010	2.9	1.5	1	-	16x	7x	6x	-	-	-	-
ガボン	3120	3.1	-0.2	5	-	-	-	-	9	0	4	13
ガンビア	280	1.1x	0.1	5	59	7x	12x	4x	51	12	18	3
グルジア	650	3.9x	-4.0	225	2	3	4	4	290	9	-	7
ドイツ	22670	2.2x	1.2	2	-	17x	1x	7x	-	-	-	-
ガーナ	270	-1.3	1.9	26	45	7	22	5	652	11	20	9
ギリシャ	11660	3.5	2.2	8	-	7	11	8	-	-	-	-
グレナダ	3500	-	2.6	2	-	10	17	-	12	4	2	5x
グアテマラ	1750	1.4	1.2	10	16	11	17	11	225	1	11	8
ギニア	410	-	1.6	5	-	3x	11x	29x	272	8	18	10
ギニアビサウ	150	0.1x	-1.5	26	-	1x	3x	4x	59	26	21	40
ガイアナ	840	-0.1	3.5	11	2	-	-	-	102	16	-	5
ハイチ	440	0.1	-2.4	19	-	-	-	-	166	4	5x	4
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	920	1.2	0.3	17	24	10x	19x	7x	678	11	30	10
ハンガリー	5280	3.9	2.4	17	2	4	6	2	-	-	30	37
アイスランド	27970	3.6	2.1	4	-	25	10	-	-	-	-	-
インド	480	1.7	4.0	7	35	2	3	16	1705	0	25	12
インドネシア	710	4.3	2.1	16	7	2	6	4	1501	1	31	19
イラン	1710	-3.5x	2.1	25	2	7	19	14	115	0	1	5
イラク	2170x	-1.1	-	0x	-	-	-	-	122	-	-	-
アイルランド	23870	3.1	6.8	4	-	16	14	3	-	-	-	-
イスラエル	16710x	3.1	2.2x	10x	-	13	14	17	-	-	-	-
イタリア	18960	3.3	1.4	4	-	11x	8x	4x	-	-	-	-
ジャマイカ	2820	0.1	-0.5	20	2	6	14	1	54	1	20	13
日本	33550	4.8	0.9	0	-	2	6	4	-	-	-	-
ヨルダン	1760	2.5x	0.8	3	2	10	16	19	432	5	18	9
カザフスタン	1510	-	-0.6	141	2	2	4	4	148	1	-	31
ケニア	360	2.3	-0.6	13	23	7	26	6	453	4	26	13
キリバス	810	-5.5x	0.5	3	-	-	-	-	12	17	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	a	-	-	-	-	-	-	-	119	-	-	-
韓国	9930	6.3	4.7	4	2	1	21	17	-55x	0x	10	10
クウェート	18270x	-6.2x	-1.0x	2x	-	7	15	17	-	-	-	-
キルギス	290	-	-3.2	83	2	11	20	10	188	13	-	26
ラオス	310	-	3.8	29	26	-	-	-	243	15	8	7
ラトビア	3480	4.0x	0.2	36	2	11	6	3	-	-	-	11
レバノン	3990	-	3.1	13	-	2	7	11	241	2	1	46
レソト	470	4.4	2.0	9	43	9	27	7	54	6	4	12
リベリア	150	-1.9	4.8	54	-	5x	11x	9x	37	9	-	0
リビア	5540x	1.1x	-	-	-	-	-	-	7x	-	-	-
リヒテンシュタイン	d	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	3660	-	0.0	53	2	16	6	5	-	-	-	29
ルクセンブルク	38830	2.6	4.0	2	-	2	10	2	-	-	-	-
マダガスカル	240	-1.3	-0.9	17	49	7	9	5	354	8	32	40
マラウイ	160	1.5	1.3	32	42	7x	12x	5x	402	22	23	7
マレーシア	3540	4.1	3.6	4	2	6	23	11	27	0	12	6
モルディブ	2090	-	3.5x	2x	-	10	18	14	25	4	4	4
マリ	240	0.0x	1.8	7	73	2x	9x	8x	350	12	8	7
マルタ	9200x	7.1	3.8x	3x	-	10	11	2	2	0	0	3
マーシャル諸島	2270x	-	-3.3x	5	-	-	-	-	74	65	-	-
モーリタニア	410	0.8	1.2	6	29	4x	23x	-	262	27	24	20
モーリシャス	3850	2.9x	4.0	6	-	8	16	1	22	0	6	6
メキシコ	5910	2.4	1.4	17	8	4	26	3	75	0	16	25
ミクロネシア連邦	1980	-	-1.4	3	-	-	-	-	138	60	-	-
モルドバ	460	-	-6.9	89	22	3	4	1	119	7	-	17
モナコ	d	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	440	-	0.2	46	14	6	9	9	212	21	-	6
モロッコ	1190	2.3	0.9	3	2	3	18	13	517	1	18	18

# 表7 経済指標

	1人あたりの GNI (米ドル) 2002	1人あたりの GDPの 年間平均増加率 (%)		年間 インフレ率 (%) 1990-2002	1日1米ドル 未満で暮らす 人の比率 (%) 1990-2001	政府支出中の比率 (%) 1992-2001*			政府開発援助 (ODA) の受け入れ額 (100万米ドル) 2001	ODAが受け入 れ国のGNIに 占める比率 (%) 2001	債務返済が商品や サービスの輸出額 に占める比率 (%)	
		1960-90	1990-2002			保健	教育	防衛			1990	2001
モザンビーク	210	-	4.6	27	38	5x	10x	35x	935	24	21	3
ミャンマー	220x	1.4	5.7x	25x	-	3	8	29	127	-	9	3
ナミビア	1780	-	2.1	9	35	10x	22x	7x	109	3	-	-
ナウル	-	-	-	4x	-	-	-	-	7	-	-	-
ネパール	230	0.8	2.3	7	38	5	15	5	388	6	10	5
オランダ	23960	2.4	2.2	2	-	15	10	4	-	-	-	-
ニュージーランド	13710	1.1	2.0	2	-	17	16	4	-	-	-	-
ニカラグア	370x	-1.5	-0.1x	45x	82	13	15	6	928	34x	2	25
ニジェール	170	-2.2	-0.8	6	61	-	-	-	249	12	13	6
ナイジェリア	290	0.4	-0.3	25	70	1x	3x	3x	185	1	22	12
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-
ノルウェー	37850	3.4	2.7	3	-	5	7	6	-	-	-	-
パレスチナ自治区	930	-	-3.3x	4x	-	-	-	-	636x	13x	-	-
オマーン	7720x	7.6	0.9	2	-	7	15	33	2	-	12	14
パキスタン	410	2.9	1.2	9	13	1	1	18	1938	3	17	23
バラオ	6780x	-	-	3x	-	-	-	-	34	26	-	-
パナマ	4020	1.8	2.5	2	8	17	4	12	28	0	3	12
パプアニューギニア	530	0.9	0.4	8	-	7	22	4	203	6	37	12
パラグアイ	1170	3.0	-0.5	11	20	7	22	11	61	1	12	10
ペルー	2050	0.4	2.3	20	16	5x	16x	11x	451	1	6	18
フィリピン	1020	1.5	1.0	8	15	5	19	2	577	1	23	18
ポーランド	4570	-	4.2	20	2	2	5	4	-	-	4	27
ポルトガル	10840	4.1	2.6	5	2	9x	11x	6x	-	-	-	-
カタール	12000x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルーマニア	1850	2.0x	0.1	84	2	14	10	5	-	-	0	18
ロシア連邦	2140	3.8x	-2.6	122	6	1	2	12	-	-	-	10
ルワンダ	230	1.1	0.3	12	36x	5x	26x	-	291	16	10	9
セントクリストファー・ネイビス	6370	3.7x	3.3	3	-	-	-	-	11	4	3	14
セントルシア	3840	-	0.4	3	-	-	-	-	16	3	2	6
セントビンセント・グレナ												
ディーン	2820	7.1	1.1	3	-	12	16	-	9	3	3	7
サモア	1420	-	3.2x	4x	-	-	-	-	43	17	5	7x
サンマリノ	d	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメプリンシペ	290	-	-0.5	43	-	-	-	-	38	89	28	21
サウジアラビア	8460x	2.2	-1.1x	4x	-	6x	14x	36x	27	0	-	-
セネガル	470	-0.6	1.2	4	26	3	14	7	419	9	14	11
セルビア・モンテネグロ	1400	-	0.5x	54x	-	-	-	-	1306	13	-	1
セーシェル	6530x	3.1	-0.5	4	-	7	7	3	14	3	8	2
シエラレオネ	140	0.6	-5.9	27	57x	10x	13x	10x	334	52	8	18
シンガポール	20690	6.8	3.8	1	-	5	21	26	-	-	-	-
スロバキア	3950	-	2.1	10	2	18	10	5	-	-	-	16x
スロベニア	9810	-	3.1	17x	2	-	-	-	126	1	-	16
ソロモン諸島	570	2.4x	-2.4	10	-	-	-	-	59	22	10	7x
ソマリア	130x	-1.0	-	-	-	1x	2x	38x	149	-	10	-
南アフリカ	2600	1.3	0.4	9	2	-	-	-	428	0	-	11
スペイン	14430	3.2	2.3	4	-	6	4	3	-	-	-	-
スリランカ	840	2.8	3.4	9	7	6	10	18	330	2	10	8
スーダン	350	0.2	3.4	52	-	1	8	28	172	2	4	0
スリナム	1960	-0.6x	2.4	78	-	-	-	-	23	3	-	-
スワジランド	1180	2.0x	0.1	12	-	8	20	8	29	2	6	3
スウェーデン	24820	2.2	1.8	2	-	2	7	6	-	-	-	-
スイス	37930	1.6	0.4	1	-	20	2	5	-	-	-	-
シリア	1130	2.9	1.6	7	-	3	10	25	153	1	20	2
タジキスタン	180	-	-8.1	175	10	2	3	10	159	14	-	7
タンザニア	280	-	0.6	19	20	6x	8x	16x	1233	13	25	10
タイ	1980	4.6	2.8	4	2	8	22	8	281	0	14	23
旧ユーゴスラビア・マケドニア	1700	-	-0.7	56	2	-	-	-	248	7	-	12
東ティモール	520x	-	-	-	-	-	-	-	195	53	-	-
トーゴ	270	1.2	-0.6	6	-	5x	20x	11x	47	4	8	4
トンガ	1410	-	2.0	2	-	7x	13x	-	20	13	2	3

	1人あたりのGNI (米ドル)	1人あたりのGDPの 年間平均増加率 (%)		年間 インフレ率 (%)	1日1米ドル 未満で暮らす 人の比率 (%)	政府支出中の比率 (%)			政府開発援助 (ODA) の受け入れ額 (100万米ドル)	ODAが受け入 れ国のGNIに 占める比率 (%)	債務返済が商品や サービスの輸出額 に占める比率 (%)				
		1960-90	1990-2002			1990-2002	1992-2001*				2001	2001	1990	2001	
							保健	教育			防衛				
トリニダードトバゴ	6490	3.1	2.8	6	12	9	15	2	-2	0	18	4			
チュニジア	2000	3.3x	3.1	4	2	6	18	5	378	2	22	12			
トルコ	2500	1.9x	1.3	72	2	3	10	8	167	0	27	36			
トルクメニスタン	1200	-	-4.3	269	12	-	-	-	72	2	-	30x			
ツバル	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-			
ウガンダ	250	-	3.5	10	82	2x	15x	26x	783	12	34	5			
ウクライナ	770	-	-6.1	183	3	2	6	5	-	-	-	8			
アラブ首長国連邦	18060x	-5.0x	-1.6x	2x	-	7	17	30	-	-	-	-			
英国	25250	2.1	2.4	3	-	15	4	7	-	-	-	-			
米国	35060	2.2	2.1	2	-	21	2	15	-	-	-	-			
ウルグアイ	4370	0.9	1.3	26	2	6	7	4	15	0	31	32			
ウズベキスタン	450	-	-1.0	184	19	-	-	-	153	1	-	24			
バヌアツ	1080	-	-1.1	3	-	-	-	-	32	15	2	1			
ベネズエラ	4090	-0.5	-1.0	41	15	7	22	5	45	0	22	23			
ベトナム	430	-	5.9	13	18	4	14	-	1435	4	7x	6			
イエメン	490	-	2.1	20	16	4	22	19	426	5	4	4			
ザンビア	330	-1.2	-1.4	45	64	13	14	4	374	11	13	7			
ジンバブエ	470x	1.1	-0.8	32	36	8	24	7	159	3	20	6			

## 地域別要約

サハラ以南のアフリカ	460	1.1	0.4	43	50	-	-	-	12486	4	17	11
中東と北アフリカ	1359	2.8	1.9	14	3	5	17	14	4095	1	20	11
南アジア	461	1.7	3.6	7	32	2	3	17	5871	1	22	12
東アジアと太平洋諸国	1232	5.4	6.3	6	14	2	10	12	7252	0	14	11
ラテンアメリカとカリブ海諸国	3362	2.2	1.4	52	12	6	13	5	5176	0	20	34
CEE/CISとバルト海諸国	1742	-	-1.2	111	5	4	5	8	-	-	-	17
先進工業国	26214	2.9	1.8	2	-	12	4	10	-	-	-	-
開発途上国	1154	3.5	3.6	27	23	3	11	10	36495	1	18	18
後発開発途上国	277	0.1	1.6	68	48	-	-	-	13389	8	11	8
世界	5073	3.0	2.1	8	21	10	6	10	39317	1	17	18

各地域の国名は136ページを参照。

## 指標の定義

**1人あたりのGNI**—GNI（国民総所得）とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額（補助金は控除）および非居住者からの1次所得（被用者の報酬および所得税）の正味受取額を加えた総額である。1人あたりのGNIは、国民総所得を年次の人口で割って算出する。1人あたりのGNIの米ドル換算値は世界銀行アトラス計算法によるものである。

**1人あたりのGDP**—GDP（国内総生産）とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額（補助金は控除）を加えた総額である。1人あたりのGDPは、国内総生産を年次の人口で割って算出する。

**1日1米ドル未満で暮らす人の比率**—1993年の国際価格のもとで1日1.08米ドル未満で暮らす人口の比率。（1985年の1日1米ドルに相当し、購買力平価で調整済みの数値。）

**ODA**—政府開発援助。

**債務返済**—公的および公的保証付の長期対外債務に対する金利の支払額および元本の返済額の合計。

## データの主な出典

**1人あたりのGNI**—世界銀行。

**1人あたりのGDP**—世界銀行。

**インフレ率**—世界銀行。

**1日1米ドル未満で暮らす人の比率**—世界銀行。

**保健・教育・防衛支出**—国際通貨基金（IMF）。

**ODA**—経済開発協力機構（OECD）。

**債務返済**—世界銀行。

## 注

- a: 735米ドル以下。  
b: 736—2935米ドル。  
c: 2936—9075米ドル。  
d: 9076米ドル以上。

— データなし。

x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。

\* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できたもっとも最近の年次のものであることを示す。



# 表8 女性指標

国・地域	出生時の平均余命 (対男性比、%) 2002	成人の識字率 (対男性比、%) 2000	総就学率 (対男性比、%)		避妊法の普及率 (%) 1995-2002*	出産前のケアが行われている率 (%) 1995-2002*	専門技術者が付き添う 出産の比率 (%) 1995-2002*	妊産婦死亡率	
			初等教育 1997-2000*	中等教育 1997-2000*				報告値 1985-2002*	調整値 2000
アフガニスタン	100	41	0	34x	5	37	12	-	1900
アルバニア	108	-	100	104	58	95	99	20	55
アルジェリア	104	68	92	107	64	79	92	140	140
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	105	-	88	72	6	66	45	-	1700
アンティグアバーブーダ	-	104x	-	-	53	100	100	150	-
アルゼンチン	110	100	100	106	74x	95x	98	41	82
アルメニア	110	98	101	107	61	92	97	22	55
オーストラリア	108	-	100	101	76x	100x	100	-	8
オーストリア	108	-	99	96	51	100x	100x	-	4
アゼルバイジャン	109	97x	102	100	55	66	84	25	94
バハマ	109	102	97	98	62x	-	99x	-	60
バーレーン	106	91	100	107	62	97	98	46	28
バングラデシュ	102	61	101	104	54	40	12	380	380
バルバドス	107	100	100	101	55	89	91	0	95
ベラルーシ	115	100	99	104	50	100	100	14	35
ベルギー	108	-	100	111	78x	-	100x	-	10
ベリーズ	104	100	97	108	56	96	83	140	140
ベニン	110	45	69	47	19	81	66	500	850
ブータン	103	55	76	29x	31	-	24	260	420
ボリビア	106	86	98	96	53	83	69	390	420
ボスニア・ヘルツェゴビナ	108	91x	100	-	48	99	100	10	31
ボツワナ	105	107	100	107	48	91	94	330	100
ブラジル	113	100	96	111	77	86	88	160	260
ブルネイ	107	93	96	106	-	100x	99	0	37
ブルガリア	112	99	97	98	42	-	-	15	32
ブルキナファソ	102	42	71	67	12	61	31	480	1000
ブルンジ	103	72	79	75	16	78	25	-	1000
カンボジア	107	71	88	58	24	38	32	440	450
カメルーン	104	81	87	77	26	75	60	430	730
カナダ	106	-	100	101	75	-	98	-	6
カボヴェルデ	109	78	98	100	53	99	89	76	150
中央アフリカ共和国	105	58	69	40x	28	62	44	1100	1100
チャド	105	66	63	28	8	42	16	830	1100
チリ	108	100	97	74	56x	95x	100	23	31
中国	106	85	103	91	87	90	76	53	56
コロンビア	109	100	99	109	77	91	86	78	130
コモロ	105	77	87	83	26	74	62	-	480
コンゴ	106	85	92	83	-	-	-	-	510
コンゴ民主共和国	105	69	92	54	31	68	61	950	990
クック諸島	-	-	95	109	63	-	100	6	-
コスタリカ	105	100	97	109	75x	70	98	29	43
コートジボワール	102	63	76	57	15	88	63	600	690
クロアチア	111	98	98	104	-	-	100	2	8
キューバ	105	100	96	105	73	100	100	30	33
キプロス	105	97	100	101	-	-	100	0	47
チェコ	110	-	99	103	72	99x	99	3	9
デンマーク	107	-	100	105	78x	-	100x	10	5
ジブチ	104	72	76	131	-	-	-	74	730
ドミニカ	-	-	113	-	50	100	100	67	-
ドミニカ共和国	108	100	97	126	65	98	98	230x	150
エクアドル	107	96	100	102	66	69	69	160	130
エジプト	106	66	93	94	56	53	61	84	84
エルサルバドル	109	93	96	100	60	76	90	120	150
赤道ギニア	104	80	91	44	-	86	65	-	880
エリトリア	106	66	83	68	8	49	21	1000	630
エストニア	117	100	96	101	70x	-	-	46	63
エチオピア	102	66	68	64	8	27	6	870	850
フィジー	104	96	99	102x	44	-	100	38	75

	出生時の 平均余命 (対男性比、%) 2002	成人の 識字率 (対男性比、%) 2000	総就学率 (対男性比、%)		避妊法の 普及率 (%) 1995-2002*	出産前のケアが 行われている率 (%) 1995-2002*	専門技術者 が付き添う 出産の比率 (%) 1995-2002*	妊産婦死亡率	
			初等教育 1997-2000*	中等教育 1997-2000*				報告値 1985-2002*	調整値 2000
フィンランド	109	-	99	111	77x	100x	100x	6	6
フランス	111	-	98	101	75x	99x	99x	10	17
ガボン	104	78	99	95	33	94	86	520	420
ガンビア	104	68	91	70	10	91	55	-	540
グルジア	112	100x	101	103	41	95	96	67	32
ドイツ	108	-	100	99	75x	-	100x	8	8
ガーナ	105	79	92	83	22	88	44	210x	540
ギリシャ	107	97	100	101	-	-	-	1	9
グレナダ	-	-	-	-	54	98	99	1	-
グアテマラ	110	80	92	90	38	60	41	190	240
ギニア	100	49	72	35	6	71	35	530	740
ギニアビサウ	107	43	67	54	8	62	35	910	1100
ガイアナ	110	99	97	103	37	81	86	190	170
ハイチ	102	92	101	95x	27	79	24	520	680
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	108	100	102	128x	62	83	56	110	110
ハンガリー	112	100	98	101	77x	-	-	5	16
アイスランド	105	-	100	108	-	-	-	-	0
インド	102	66	83	70	47	60	43	540	540
インドネシア	106	89	98	97	53	89	64	380	230
イラン	104	83	97	93	74	77	90	37	76
イラク	105	42	82	62	44	77	72	290	250
アイルランド	108	-	99	107	-	-	100	6	5
イスラエル	105	96	100	99	68x	-	99x	5	17
イタリア	109	99	100	98	60	-	-	7	5
ジャマイカ	105	109	99	104	66	99	95	97	87
日本	109	-	100	101	59x	-	100	8	10
ヨルダン	103	89	100	103	56	96	97	41	41
カザフスタン	118	99	99	97	66	91	99	50	210
ケニア	105	85	98	91	39	76	44	590	1000
キリバス	-	-	102	-	21	88x	85	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	108	97	94x	-	62x	-	97	110	67
韓国	110	97	101	100	81	-	100	20	20
クウェート	105	95	99	102	50	95	98	5	5
キルギス	111	-	97	100	60	97	98	44	110
ラオス	106	70	85	70	32	27	19	530	650
ラトビア	117	100	99	102	48	-	100	25	42
レバノン	104	87	96	110	63	87	89	100x	150
レソト	118	129	105	120	30	85	60	-	550
リベリア	102	52	69	71	10	85	51	580	760
リビア	106	75	102	103	45	81	94	77	97
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	116	100	99	99	47	-	-	13	13
ルクセンブルク	108	-	100	105	-	-	100x	0	28
マダガスカル	106	81	96	93	19	71	46	490	550
マラウイ	100	62	97	76	31	91	56	1100	1800
マレーシア	107	91	100	110	55x	-	97	30	41
モルディブ	99	100	100	108	32	81	70	350	110
マリ	102	45	72	50	8	57	41	580	1200
マルタ	107	102	101	100	-	-	98x	-	0
マーシャル諸島	-	-	99x	-	37x	-	95	-	-
モーリタニア	106	59	93	91	8	64	57	750	1000
モーリシャス	112	92	99	95	26	-	99	21	24
メキシコ	109	95	99	105	70	86	86	79	83
ミクロネシア連邦	101	101	110	108	45	-	93	120	-
モルドバ	111	99	100	103	62	99	99	44	36
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	106	100	104	122	67	97	97	160	110
モロッコ	104	58	87	80	59	42	40	230	220

# 表8 女性指標

	出生時の 平均余命 (対男性比、%) 2002	成人の 識字率 (対男性比、%) 2000	総就学率 (対男性比、%)		避妊法の 普及率 (%) 1995-2002*	出産前のケアが 行われている率 (%) 1995-2002*	専門技術者 が付き添う 出産の比率 (%) 1995-2002*	妊産婦死亡率	
			初等教育 1997-2000*	中等教育 1997-2000*				報告値 1985-2002*	調整値 2000
モザンビーク	108	48	76	60	6	76	44	1100	1000
ミャンマー	109	91	100	95	33	76	56	230	360
ナミビア	107	98	101	114	44	91	78	270	300
ナウル	-	-	103	108	-	-	-	-	-
ネパール	98	40	84	74	39	28	11	540	740
オランダ	107	-	97	97	79x	-	100	7	16
ニュージーランド	107	-	100	106	75	95x	100	15	7
ニカラグア	107	100	101	116	69	86	67	120	230
ニジェール	100	36	69	63	14	41	16	590	1600
ナイジェリア	102	78	87x	85x	15	64	42	-	800
ニウエ	-	103	99	111	-	-	100	-	-
ノルウェー	108	-	101	103	74x	-	100x	6	16
パレスチナ自治区	104	-	102	108	51	96	97	-	100
オマーン	104	77	96	99	32	100	95	23	87
パキスタン	100	49	58	66	28	43	20	530	500
バラオ	-	-	96	104	47x	-	100	0	-
パナマ	107	99	97	106	58x	72	90	70	160
パプアニューギニア	104	80	91	75	26	78	53	370x	300
パラグアイ	107	98	97	103	57	89	71	190	170
ペルー	107	90	99	94	69	84	59	190	410
フィリピン	106	100	100	109	50	86	58	170	200
ポーランド	111	100	99	97	49x	-	99x	4	13
ポルトガル	110	95	98	105	66x	-	100	8	5
カタール	107	100	100	107	43	94x	98	5	7
ルーマニア	110	98	98	101	64	-	98	34	49
ロシア連邦	120	100	99x	108	-	-	99	37	67
ルワンダ	103	82	99	100	13	92	31	1100	1400
セントクリストファー									
ネーヴィス	-	-	93	-	41	100x	99	130	-
セントルシア	104	-	95	130	47	100x	100	30	-
セントビンセント・グレナ									
ディーン	103	-	84	-	58	99	100	93	-
サモア	109	99	96	108	30	-	100	-	130
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメプリンシペ	109	-	-	-	29	91	79	-	-
サウジアラビア	104	81	96	90	32	90	91	-	23
セネガル	108	59	89	67	11	79	58	560	690
セルビア・モンテネグロ	107	98x	103	105	58	-	99	7	11
セーシェル	-	-	100	-	-	-	-	-	-
シエラレオネ	109	45	75	83	4	68	42	1800	2000
シンガポール	105	92	98x	110x	74x	-	100	6	30
スロバキア	110	100	100	101	74x	98x	-	16	3
スロベニア	111	100	99	103	74x	98x	100x	17	17
ソロモン諸島	104	-	87x	67x	11	-	85	550x	130
ソマリア	107	-	50x	60x	1x	32	34	-	1100
南アフリカ	113	98	94	110	56	94	84	150	230
スペイン	109	98	100	105	81	-	-	0	4
スリランカ	109	94	97	107	71	98	97	92	92
スーダン	106	67	86	164	7	60	86x	550	590
スリナム	109	97	100	118	42	91	85	110	110
スワジランド	109	97	95	100	28	87	70	230	370
スウェーデン	106	-	102	127	78x	-	100x	5	2
スイス	108	-	99	93	82	-	-	5	7
シリア	104	68	93	89	48	71	76x	110x	160
タジキスタン	108	99	93	83	34	71	71	45	100
タンザニア	102	79	100	83	25	49	36	530	1500
タイ	112	97	96	95	79	92	99	36	44
旧ユーゴスラビア・									
マケドニア	107	97	100	98	-	100	97	15	23
東ティモール	104	-	-	-	8	43	24	-	660

	出生時の 平均余命 (対男性比、%) 2002	成人の 識字率 (対男性比、%) 2000	総就学率 (対男性比、%)		避妊法の 普及率 (%) 1995-2002*	出産前のケアが 行われている率 (%) 1995-2002*	専門技術者 が付き添う 出産の比率 (%) 1995-2002*	妊産婦死亡率	
			初等教育 1997-2000*	中等教育 1997-2000*				報告値 1985-2002*	調整値 2000
トーゴ	106	59	80	44	26	73	49	480	570
トンガ	101	-	98	106	41	-	92	-	-
トリニダードトバゴ	109	99	98	108	38	92	96	70	160
チュニジア	106	74	96	105	66	92	90	69	120
トルコ	107	82	91	72	64	68	81	130x	70
トルクメニスタン	109	-	-	-	62	98	97	9	31
ツバル	-	-	95	88	-	-	99	-	-
ウガンダ	102	73	90	76	23	92	39	510	880
ウクライナ	117	100	97	89	89	-	100	18	35
アラブ首長国連邦	105	106	100	113	28	97	96	3	54
英国	107	-	100	117	82x	-	99	7	13
米国	108	-	100	101	76	99x	99	8	17
ウルグアイ	111	101	99	114	84	94	100	26	27
ウズベキスタン	107	99	100	88x	67	97	96	34	24
バヌアツ	104	-	107	84	15x	-	89	68	130
ベネズエラ	108	99	98	120	77	94	94	60	96
ベトナム	106	96	94	91	74	68	70	95	130
イエメン	103	37	63	36	21	34	22	350	570
ザンビア	100	84	95	81	34	93	43	650	750
ジンバブエ	100	91	96	89	54	93	73	700	1100

## 地域別要約

サハラ以南のアフリカ	104	75	88	79	22	66	42	940
中東と北アフリカ	105	70	90	91	52	66	70	220
南アジア	102	64	82	74	45	54	35	560
東アジアと太平洋諸国	106	87	101	94	78	87	73	110
ラテンアメリカと カリブ海諸国	109	97	98	106	71	85	82	190
CEE/CISと バルト海諸国	112	96	96	96	65	80	92	64
先進工業国	108	-	100	103	74	-	99	13
開発途上国	105	80	91	88	59	69	55	440
後発開発途上国	104	67	87	83	27	55	31	890
世界	105	82	92	91	60	70	58	400

各地域の国名は136ページを参照。

## 指標の定義

出生時の平均余命—新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。

成人の識字率—15歳以上で読み書きできる者の比率。

総就学率：女性の対男性比—女子総就学率は、男子就学率で割り百分率で示した数値。総就学率は、年齢に関わらず小・中学校に就学する子どもの人数を、公式の就学年齢に相当する子どもの人口で割ったもの。

避妊法の普及率—男性と婚姻等の関係にある15～49歳の女性のうち避妊手段を使っている者の比率。

出産前のケアが行われている率—妊娠中に少なくとも1回、専門技能を有する保健従事者（医師、看護婦または助産師）によるケアを受けた15～49歳の女性の比率。

専門技能者が付き添う出産の比率—専門技能を有する保健従事者（医師、看護婦または助産師）が付き添う出産の比率。

妊産婦死亡率—出生10万人あたり、妊娠関連の原因で死亡する女性の年間人数。「報告値」は各国から報告された数字で、報告漏れおよび分類の誤りを考慮して調整されていないもの。

## データの主な出典

平均余命—国連人口局。

成人の識字率—国連教育科学文化機関（ユネスコ）。万人のための教育2000評価（EFA2000）の結果を含む。

就学率—人口動態・保健調査（DHS）、ユネスコ。EFA2000の結果を含む。

避妊法の普及率—DHS、複数指標クラスター調査（MICS）、国連人口局、ユニセフ。

出産前のケアが行われている率—DHS、MICS、世界保健機関（WHO）、ユニセフ。

専門技能者が付き添う出産の比率—DHS、MICS、WHO、ユニセフ。

妊産婦死亡率—WHO、ユニセフ。

† 「報告」と示した欄に掲げられた妊産婦死亡率のデータは各国当局が報告したもの。ユニセフ、WHO、UNFPAは定期的にこれらのデータを評価し、十分な資料の裏付けのある妊産婦の死亡に関する報告漏れや分類の誤りを調整し、データが存在しない国の推定値を開発している。「調整値」の欄には、もっとも最近の評価を反映した2000年の概算値を示している。

## 注

- データなし。
- x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。
- \* データが、列の見出しで指定されている期間内に入ってきたもっとも最近の年次のものであることを示す。



# 表9 子どもの保護

国・地域	児童労働(5-14歳) 1999-2001*										出生登録 1999-2001*			女性器切除(FGM/C) 1998-2002*			
	全体	男	女	都市部	農村部	貧困層 20%	富裕層 20%	教育を受けて いない母親	教育を 受けた母親	全体	都市部	農村部	女性 (15-49歳)			娘 (全体)	
													全体	都市部	農村部		
アフガニスタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	
アルバニア	23	26	19	4	32	33	6	39	23	99	99	99	-	-	-	-	
アンゴラ	22	21	23	18	33	34	12	25	20	29	34	19	-	-	-	-	
アゼルバイジャン	8	9	7	4	12	15	2	12	8	97	98	96	-	-	-	-	
バーレーン	5	6	3	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	
ベニン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62	71	58	17	13	20	6	
ボリビア	21	22	20	8	40	43	7	34	18	82	83	79	-	-	-	-	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	11	12	10	5	14	-	-	9	11	98	98	99	-	-	-	-	
ボツワナ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58	66	52	-	-	-	-	
ブルキナファソ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72	82	70	40	
ブルンジ	24	26	23	12	25	27	19	25	24	75	71	75	-	-	-	-	
カンボジア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	30	21	-	-	-	-	
カメルーン	51	52	50	39	58	59	36	54	49	79	94	72	-	-	-	-	
中央アフリカ共和国	56	54	57	42	64	64	37	58	52	73	88	63	36	29	41	-	
チャド	57	60	55	42	62	61	42	58	54	25	53	18	45	43	46	-	
コロンビア	5	7	4	3	11	13	1	9	5	91	95	84	-	-	-	-	
コモロ	27	27	28	28	27	32	24	29	23	83	87	83	-	-	-	-	
コンゴ民主共和国	28y	26y	29y	20y	31y	31y	18y	30y	27y	34	30	37	-	-	-	-	
コートジボワール	35	34	36	18	50	49	10	40	22	72	88	60	45	39	48	24	
ドミニカ共和国	9	11	6	8	10	13	6	15	8	75	82	66	-	-	-	-	
エジプト	6	6	5	3	8	12	1	8	3	-	-	-	97	95	99	49	
赤道ギニア	27	27	27	14	38	36	14	31	26	32	43	24	-	-	-	-	
エリトリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89	86	91	63	
エチオピア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80	80	80	48	
ガボン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89	90	87	-	-	-	-	
ガンビア	22	23	22	10	28	29	9	23	15	32	37	29	-	-	-	-	
グルジア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	95	97	92	-	-	-	-	
ギニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	98	99	54	
ギニアビサウ	54	54	54	30	69	69	22	59	30	42	32	47	-	-	-	-	
ガイアナ	19	21	17	14	21	27	13	11	19	97	99	96	-	-	-	-	
ハイチ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	78	66	-	-	-	-	
インド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	54	29	-	-	-	-	
インドネシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62	79	51	-	-	-	-	
イラク	8	11	5	6	12	12	10	9	6	-	-	-	-	-	-	-	
ケニア	25	26	24	6	29	33	5	30	23	63	82	56	38	23	42	11	
朝鮮民主主義人民共和国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	99	-	-	-	-	
ラオス	24	23	25	21	25	25	17	26	22	59	71	56	-	-	-	-	
レバノン	6	8	4	-	-	-	-	13	5	-	-	-	-	-	-	-	
レソト	17	19	14	11	18	18	14	23	16	51	41	53	-	-	-	-	
マダガスカル	30	35	26	21	33	31	17	34	28	75	88	72	-	-	-	-	
マラウイ	17	18	16	11	18	18	14	16	18	-	-	-	-	-	-	-	
モルディブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73	-	-	-	-	-	-	
マリ	30	33	28	18	35	35	18	32	20	-	-	-	92	90	93	73	
モーリタニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55	72	42	71	65	77	66	
モルドバ	28	29	28	18	35	41	13	42	28	98	98	98	-	-	-	-	
モンゴル	30	30	30	15	40	55	14	36	30	98	98	97	-	-	-	-	
ミャンマー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	65	31	-	-	-	-	
ネパール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34	37	34	-	-	-	-	
ニジェール	65	68	62	42	69	73	50	67	50	46	85	40	5	2	5	4	
ナイジェリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	30	23	20	
パレスチナ自治区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	99	-	-	-	-	
フィリピン	11	12	10	9	12	11	8	15	11	83	87	78	-	-	-	-	
ルワンダ	31	31	30	17	33	30	18	31	30	65	61	66	-	-	-	-	
サントメプリンシペ	14	15	13	13	15	17	12	15	14	70	73	67	-	-	-	-	
セネガル	33	36	30	22	39	43	18	36	21	62	82	51	-	-	-	-	
シエラレオネ	57	57	57	48	60	65	45	59	46	46	66	40	-	-	-	-	
ソマリア	32	29	36	25	36	38	21	35	24	-	-	-	-	-	-	-	

	児童労働 (5-14歳) 1999-2001*										女性器切除(FGM/C) 1998-2002*							
											出生登録 1999-2001*			女性 (15-49歳)				娘 (全体)
	全体	男	女	都市部	農村部	貧困層 20%	富裕層 20%	教育を受けて いない母親	教育を 受けた母親	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部			
スーダン	13	14	12	7	19	25	4	16	7	64	82	46	90	92	88	58		
スリナム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	95	94	94	-	-	-	-		
スワジランド	8	8	8	14	8	8	10	8	8	53	72	50	-	-	-	-		
タジキスタン	18	19	17	10	20	19	13	18	17	75	77	74	-	-	-	-		
タンザニア	32	34	30	20	35	41	17	35	28	6	22	3	18	10	20	7		
トーゴ	60	62	59	46	67	65	40	64	53	82	93	78	-	-	-	-		
トリニダードトバゴ	2	3	2	-	-	5	2	3	2	95	-	-	-	-	-	-		
ウガンダ	34	34	33	21	35	32	29	34	33	4	11	3	-	-	-	-		
ウズベキスタン	15	18	12	9	18	16	8	-	15	100	100	100	-	-	-	-		
ベネズエラ	7	9	5	-	-	8	3	9	6	92	-	-	-	-	-	-		
ベトナム	23	23	22	7	26	32	6	38	21	72	91	68	-	-	-	-		
イエメン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	26	22	20		
ザンビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	16	6	-	-	-	-		
ジンバブエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	54	33	-	-	-	-		

## 指標の定義

児童労働—調査の時点に児童労働活動に従事した5～14歳の子どもの比率。子どもは、以下の分類で児童労働に従事したとみなされる。(a) 5～11歳の子どもで調査期間の週に少なくとも1時間の経済活動があるか、もしくは少なくとも28時間の家庭内労働がある。(b) 12～14歳の子どもで調査期間の週に少なくとも14時間の経済活動に従事しているか、もしくは経済活動と家庭内労働を合わせて少なくとも42時間従事している。

児童労働の背景変数—子どもの性別、都市部・農村部、世帯資産より構成された人口の最貧困層20%・最富裕層20%(世帯資産の評価手法についての詳細はwww.childinfo.orgを参照)、母親の教育は一定の水準の教育を受けているか、受けていないかを示す。

出生登録—調査期間中に、出生登録されていた5歳未満の子どもの比率。この指標は、調査者によって出生証明書を確認された子どもや、母親や世話人によって出生登録が確認されている子どもを含む。

女性器切除 (FGM/C) —(a)女性・15～49歳で女性器切除 (FGM/C) を受けた女性の比率。(b)娘—少なくともひとりの娘がFGM/Cを受けた15～49歳の女性の比率。女性器切除 (FGM/C)は社会的理由で女性器を切り取る、または、変形させることをいう。一般的に、3通りの認識されたFGM/Cのタイプがある：クリトリデクトミー、切除方式、縫合方式。クリトリデクトミーは、女性器の包皮の除去をさし、クリトリスの一部または全部の切除を伴う場合もある。切除方式は、小陰唇の一部もしくは全部とともに包皮とクリトリスを切り取ることを指す。縫合方式は、もっとも危険な方法で、外性器のすべて、または一部の切り取りにつづき、小陰唇の両側面を針と糸、または他のもので臍口を狭くするために縫い合わせる。このデータに関するさらに詳しい分析は、www.measuredhs.com、www.measurecommunication.org を参照。

## データの主な出典

児童労働—複数指標クラスター調査(MICS)、人口動態・保健調査(DHS)。

出生登録—MICS、DHS。

女性器切除 (FGM/C) —DHSの1996 - 2001年の調査、MICSの1999 - 2001年の調査。

## 注

— データなし。

y 標準的な定義によらないデータまたは国内の一部地域のみに関するデータではあるが、地域別・世界全体の平均値の算出にあたっては計算に入れられたことを示す。

\* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できたもっとも最近の年次のものであることを示す。

## 国の分類

各統計表の末尾に掲げられた地域別平均を算出するさいには、以下のようにグループ分けされた国のデータを用いている。

### サハラ以南のアフリカ

アンゴラ、ベニン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントメプリンシペ、セネガル、セーシェルズ、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、トーゴ、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ

### 中東と北アフリカ

アルジェリア、バーレーン、キプロス、ジブチ、エジプト、イラン、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、パレスチナ、オマーン、カタール、サウジアラビア、スーダン、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦、イエメン

### 南アジア

アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ

### 東アジアと太平洋諸国

ブルネイ、カンボジア、中国、クック諸島、フィジー、インドネシア、キリバス、朝鮮民主主義人民共和国、韓国、ラオス、マレーシア、マーシャル諸島、ミクロネシア、モンゴル、ミャンマー、ナウル、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、フィリピン、サモア、シンガポール、ソロモン諸島、タイ、東ティモール、トンガ、ツバル、バヌアツ、ベトナム

### ラテンアメリカとカリブ海諸国

アンティグアバーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、

ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントクリストファーネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、スリナム、トリニダードトバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ

### CEE/CISとバルト海諸国

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、キルギス、ラトビア、リトアニア、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、タジキスタン、旧ユーゴスラビア・マケドニア、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン

### 先進工業国

アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、バチカン、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、サンマリノ、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国

### 開発途上国

アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、アンティグアバーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベリーズ、ベニン、ブータン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中国、コロンビア、コモロ、コンゴ、コンゴ民主共和国、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、キューバ、キプロス、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、フィジー、ガボン、

ガンビア、グルジア、ガーナ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、朝鮮民主主義人民共和国、韓国、クウェート、キルギス、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、パレスチナ、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファーネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、サモア、サントメプリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェルズ、シエラレオネ、シンガポール、ソロモン諸島、ソマリア、南アフリカ、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、シリア、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダードトバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

### 後発開発途上国

アフガニスタン、アンゴラ、バングラデシュ、ベニン、ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、ジブチ、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、キリバス、ラオス、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニジェール、ルワンダ、サモア、サントメプリンシペ、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、スーダン、タンザニア、トーゴ、ツバル、ウガンダ、バヌアツ、イエメン、ザンビア

## 人間開発の進展を測る

### 表10について

開発がいつそう人間の顔をしたものになるとすれば、それに対応して、経済的進展とともに人間的進展を測定する手段が必要になる。とくにユニセフの観点からは、子どもの福祉水準とその変化の度合いを測定する手段についての合意が必要である。

表10(次頁)では、そのような進展を示す主たる指標として5歳未満児死亡率(U5MR)を用いた。

U5MRにはいくつかの利点がある。第1に、それは発展過程の最終的結果を測定するものであって、就学水準、1人あたりのカロリー摂取率、人口1,000人あたりの医師の人数のような「インプット」を測定するものではない。後者はいずれも目的達成のための手段である。

第2に、U5MRは多種多様なインプットの結果であることが知られている。そのようなインプットには、母親の栄養状態や保健知識、予防接種やORTの利用水準、母子保健サービス(出生前のケアを含む)の利用可能性、家族の所得や食糧の入手可能性、清潔な水や安全な衛生設備の利用可能性、子どもの環境の全体的安全性などがある。

第3に、U5MRは、たとえば1人あたりのGNIなどに比べ、平均値という落とし穴に陥る危険性が少ない。これは、人為的尺度では豊かな子どもが1,000倍も多い所得を得ているということはあるにしても、自然の尺度ではそのような子どもの生存可能性が1,000倍も高いということはないからである。言い換えれば、各国のU5MRは豊かな少数者の存在にはるかに影響されにくいので、大多数の子ども(および社会全体)の健康状態を、完全からはほど遠いにしてもいつそう正確に描き出すことができる。

以上のような理由から、ユニセフは各国の子どもの状態を示す単一の最も重要な指標としてU5MRを採用している。統計表において、世界の国々を1人あたり国民総所得の多い順ではなく5歳未満児死亡率が高い順に順位づけしているのもそのためである。

U5MR削減にあたっての進展の速さは、その年間平均削減率(AARR)を算出することで測定することができる。絶対的増減を比較するのは異なり、AARRは、U5MRが低くなるにつれてそれ以上の削減がますます困難になるという事実を反映したものである。た

とえば、5歳未満児死亡率が低くなれば、絶対的な低下のポイント数が同じであっても削減率は当然大きくなる。したがってAARRは、たとえばU5MRが10ポイント低くなった場合、5歳未満児死亡率が低かったほど進展の度合いが高かったということを示すものである(U5MRが100から90に10ポイント下がれば10%の削減が生じたことになるが、20から10に下がれば50%の削減が生じたことになる)。

そのため、U5MRとその削減率を国内総生産の成長率とあわせて用いることにより、いずれかの国または地域で、いずれかの期間に、もっとも重要な人間的ニーズの一部を充足することに向けてどのような進展があったかがわかることになる。

表10が示しているように、U5MRの年間削減率と1人あたり国内総生産の年間成長率とのあいだには確固たる連関は存在しない。このような比較は、経済的発展と社会的発展との比率を決定するような政策、優先順位その他の要因を重視するうえで役に立つものである。

最後に、表10には各国の合計特殊出生率とその年間平均削減率もあわせて示した。これにより、U5MRを大きく削減できた国の多くは出生率も大きく削減できていることがわかる。



# 表10 前進の速度

国・地域	5歳未満死亡率の順位	5歳未満死亡率			年間平均削減率 (%)		1990年以降の削減率 (%)	1人あたりのGDP年間平均増加率 (%)		合計特殊出生率			年間平均減少率 (%)	
		1960	1990	2002	1960-90	1990-2002		1960-90	1990-2002	1960	1990	2002	1960-90	1990-2002
アフガニスタン	4	360	260	257	1.1	0.1	1	0.1x	-	7.7	7.1	6.8	0.3	0.4
アルバニア	98	151	45	30	4.0	3.4	33	-	4.5	5.9	3.0	2.3	2.3	2.2
アルジェリア	74	280	69	49	4.7	2.9	29	2.4	0.3	7.3	4.7	2.8	1.5	4.3
アンドラ	161	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	3	345	260	260	0.9	0.0	0	-	-0.4	6.4	7.2	7.2	-0.4	0.0
アンティグアバーブーダ	144	-	-	14	-	-	-	-	2.6	-	-	-	-	-
アルゼンチン	130	72	28	19	3.1	3.2	32	0.6	1.4	3.1	2.9	2.5	0.2	1.2
アルメニア	94	-	60	35	-	4.5	42	-	1.7	4.5	2.4	1.2	2.1	5.8
オーストラリア	164	24	10	6	2.9	4.3	40	2.0	2.7	3.3	1.9	1.7	1.8	0.9
オーストリア	177	43	9	5	5.2	4.9	44	3.3	1.8	2.7	1.5	1.3	2.0	1.2
アゼルバイジャン	46	-	105	105	-	0.0	0	-	0.2x	5.5	2.8	2.1	2.3	2.4
バハマ	137	68	29	16	2.8	5.0	45	1.2	0.1x	4.4	2.6	2.3	1.8	1.0
バーレーン	137	160	19	16	7.1	1.4	16	-	1.9x	7.1	3.8	2.7	2.1	2.8
バングラデシュ	59	248	144	77	1.8	5.2	47	0.2	3.1	6.8	4.6	3.5	1.3	2.3
バルバドス	144	90	16	14	5.8	1.1	13	3.0	2.1x	4.5	1.7	1.5	3.2	1.0
ベラルーシ	125	47	21	20	2.7	0.4	5	-	0.2	2.7	1.9	1.2	1.2	3.8
ベルギー	164	35	9	6	4.5	3.4	33	3.0	1.9	2.6	1.6	1.7	1.6	-0.5
ベリーズ	84	104	49	40	2.5	1.7	18	3.2	1.7	6.5	4.5	3.2	1.2	2.8
ベニン	25	296	185	156	1.6	1.4	16	0.4	2.0	6.9	6.7	5.7	0.1	1.3
ブータン	50	300	166	94	2.0	4.7	43	-	3.6	5.9	5.8	5.1	0.1	1.1
ボリビア	64	255	120	71	2.5	4.4	41	-0.1	1.2	6.7	4.9	3.9	1.0	1.9
ボスニア・ヘルツェゴビナ	136	160	22	18	6.6	1.7	18	-	18.0x	4.0	1.7	1.3	2.9	2.2
ボツワナ	41	173	58	110	3.6	-5.3	-90	8.7	2.7	6.7	4.8	3.7	1.1	2.2
ブラジル	93	177	60	36	3.6	4.3	40	3.6	1.3	6.2	2.8	2.2	2.6	2.0
ブルネイ	164	87	11	6	6.9	5.1	45	-1.8x	-0.7x	6.9	3.2	2.5	2.6	2.1
ブルガリア	137	70	16	16	4.9	0.0	0	-	0.0	2.2	1.7	1.1	0.9	3.6
ブルキナファソ	9	315	210	207	1.4	0.1	1	1.1	2.0	6.7	7.3	6.7	-0.3	0.7
ブルンジ	14	250	190	190	0.9	0.0	0	2.0	-3.9	6.8	6.8	6.8	0.0	0.0
カンボジア	31	-	115	138	-	-1.5	-20	-	2.3	6.3	5.6	4.8	0.4	1.3
カメルーン	23	255	139	166	2.0	-1.5	-19	2.5	0.0	5.8	5.9	4.7	-0.1	1.9
カナダ	161	33	9	7	4.3	2.1	22	2.3x	2.2	3.8	1.7	1.5	2.7	1.0
カボヴェルデ	90	-	60	38	-	3.8	37	-	3.4	7.0	5.2	3.4	1.0	3.5
中央アフリカ共和国	19	327	180	180	2.0	0.0	0	-0.6	-0.1	5.6	5.6	5.0	0.0	0.9
チャド	11	-	203	200	-	0.1	1	-1.2	-0.1	6.0	6.7	6.7	-0.4	0.0
チリ	147	155	19	12	7.0	3.8	37	1.2	4.4	5.3	2.6	2.4	2.4	0.7
中国	86	225	49	39	5.1	1.9	20	5.5	8.6	5.7	2.2	1.8	3.2	1.7
コロンビア	118	125	36	23	4.1	3.7	36	2.3	0.6	6.8	3.1	2.6	2.6	1.5
コモロ	58	265	120	79	2.6	3.5	34	-	-1.4	6.8	6.2	4.9	0.3	2.0
コンゴ	43	220	110	108	2.3	0.2	2	3.1	-1.4	5.9	6.3	6.3	-0.2	0.0
コンゴ民主共和国	10	302	205	205	1.3	0.0	0	-1.4	-7.3	6.2	6.7	6.7	-0.3	0.0
クック諸島	118	-	32	23	-	2.8	28	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	149	123	17	11	6.6	3.6	35	1.6	2.7	7.2	3.2	2.3	2.7	2.8
コートジボワール	20	290	155	176	2.1	-1.1	-14	1.0	0.1	7.2	6.5	4.8	0.3	2.5
クロアチア	158	98	13	8	6.7	4.0	38	-	2.3	2.3	1.7	1.6	1.0	0.5
キューバ	152	54	13	9	4.7	3.1	31	-	3.7x	4.2	1.7	1.6	3.0	0.5
キプロス	164	36	12	6	3.7	5.8	50	6.2x	3.2	3.5	2.4	1.9	1.3	1.9
チェコ	177	25	11	5	2.7	6.6	55	-	1.4	2.3	1.8	1.2	0.8	3.4
デンマーク	189	25	9	4	3.4	6.8	56	2.1	2.0	2.6	1.6	1.8	1.6	-1.0
ジブチ	28	289	175	143	1.7	1.7	18	-	-3.2	7.8	6.3	5.7	0.7	0.8
ドミニカ	142	-	23	15	-	3.6	35	-	1.3	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	90	149	65	38	2.8	4.5	42	3.0	4.2	7.4	3.4	2.7	2.6	1.9
エクアドル	101	178	57	29	3.8	5.6	49	2.9	3.6	6.7	3.8	2.8	1.9	2.5
エジプト	82	282	104	41	3.3	7.8	61	3.5	2.5	7.0	4.4	3.3	1.5	2.4
エルサルバドル	86	191	60	39	3.9	3.6	35	-0.4	2.1	6.8	3.7	2.9	2.0	2.0
赤道ギニア	26	316	206	152	1.4	2.5	26	-	18.0	5.5	5.9	5.9	-0.2	0.0
エリトリア	56	-	147	89	-	4.2	39	-	2.2x	6.9	6.2	5.5	0.4	1.0
エストニア	147	52	17	12	3.7	2.9	29	-	2.2	2.0	1.9	1.2	0.2	3.8
エチオピア	21	269	204	171	0.9	1.5	16	-	2.5	6.9	6.9	6.2	0.0	0.9
フィジー	121	97	31	21	3.8	3.2	32	1.9	1.8	6.4	3.4	2.9	2.1	1.3

	5歳未満 死亡率 の順位	5歳未満児死亡率			年間平均削減率 (%)		1990年 以降の 削減率 (%)	1人あたりの GDP年間 平均増加率 (%)		合計特殊出生率			年間平均減少率 (%)	
		1960	1990	2002	1960-90	1990-2002		1960-90	1990-2002	1960	1990	2002	1960-90	1990-2002
フィンランド	177	28	7	5	4.6	2.8	29	3.4	2.6	2.7	1.7	1.7	1.5	0.0
フランス	164	34	9	6	4.4	3.4	33	2.9	1.5	2.8	1.8	1.9	1.5	-0.5
ガボン	54	-	92	91	-	0.1	1	3.1	-0.2	4.1	5.4	4.0	-0.9	2.5
ガンビア	34	364	154	126	2.9	1.7	18	1.1x	0.1	6.4	5.9	4.8	0.3	1.7
グルジア	101	70	29	29	2.9	0.0	0	3.9x	-4.0	2.9	2.1	1.4	1.1	3.4
ドイツ	177	40	9	5	5.0	4.9	44	2.2x	1.2	2.4	1.4	1.3	1.8	0.6
ガーナ	47	215	126	100	1.8	1.9	21	-1.3	1.9	6.9	5.7	4.2	0.6	2.5
ギリシャ	177	64	11	5	5.9	6.6	55	3.5	2.2	2.2	1.5	1.3	1.3	1.2
グレナダ	110	-	37	25	-	3.3	32	-	2.6	-	-	-	-	-
グアテマラ	74	202	82	49	3.0	4.3	40	1.4	1.2	6.9	5.6	4.5	0.7	1.8
ギニア	22	380	240	169	1.5	2.9	30	-	1.6	7.0	6.6	5.9	0.2	0.9
ギニアビサウ	8	-	253	211	-	1.5	17	0.1x	-1.5	5.8	7.1	7.1	-0.7	0.0
ガイアナ	62	126	90	72	1.1	1.9	20	-0.1	3.5	6.5	2.6	2.3	3.1	1.0
ハイチ	37	253	150	123	1.7	1.7	18	0.1	-2.4	6.3	5.4	4.0	0.5	2.5
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	78	204	59	42	4.1	2.8	29	1.2	0.3	7.5	5.1	3.8	1.3	2.5
ハンガリー	152	57	16	9	4.2	4.8	44	3.9	2.4	2.0	1.8	1.2	0.4	3.4
アイスランド	189	22	5	4	4.9	1.9	20	3.6	2.1	4.0	2.2	2.0	2.0	0.8
インド	53	242	123	93	2.3	2.3	24	1.7	4.0	5.9	4.0	3.1	1.3	2.1
インドネシア	76	216	91	45	2.9	5.9	51	4.3	2.1	5.5	3.3	2.4	1.7	2.7
イラン	78	281	72	42	4.5	4.5	42	-3.5x	2.1	7.0	5.0	2.4	1.1	6.1
イラク	36	171	50	125	4.1	-7.6	-150	-1.1	-	7.2	5.9	4.8	0.7	1.7
アイルランド	164	36	9	6	4.6	3.4	33	3.1	6.8	3.8	2.1	1.9	2.0	0.8
イスラエル	164	39	12	6	3.9	5.8	50	3.1	2.2x	3.9	3.0	2.7	0.9	0.9
イタリア	164	50	10	6	5.4	4.3	40	3.3	1.4	2.4	1.3	1.2	2.0	0.7
ジャマイカ	125	74	20	20	4.4	0.0	0	0.1	-0.5	5.4	2.8	2.4	2.2	1.3
日本	177	40	6	5	6.3	1.5	17	4.8	0.9	2.0	1.6	1.3	0.7	1.7
ヨルダン	95	139	43	33	3.9	2.2	23	2.5x	0.8	7.7	5.4	3.6	1.2	3.4
カザフスタン	61	-	67	76	-	-1.1	-13	-	-0.6	4.5	2.7	2.0	1.7	2.5
ケニア	39	205	97	122	2.5	-1.9	-26	2.3	-0.6	8.0	6.1	4.1	0.9	3.3
キリバス	66	-	88	69	-	2.0	22	-5.5x	0.5	-	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	72	120	55	55	2.6	0.0	0	-	-	4.4	2.4	2.0	2.0	1.5
韓国	177	127	9	5	8.8	4.9	44	6.3	4.7	6.0	1.6	1.4	4.4	1.1
クウェート	151	128	16	10	6.9	3.9	38	-6.2x	-1.0x	7.3	3.6	2.7	2.4	2.4
キルギス	71	180	83	61	2.6	2.6	27	-	-3.2	5.1	3.7	2.7	1.1	2.6
ラオス	47	235	163	100	1.2	4.1	39	-	3.8	6.2	6.1	4.8	0.1	2.0
ラトビア	121	44	20	21	2.6	-0.4	-5	4.0x	0.2	1.9	1.9	1.1	0.0	4.6
レバノン	96	85	37	32	2.8	1.2	14	-	3.1	6.3	3.1	2.2	2.4	2.9
レソト	57	203	120	87	1.8	2.7	28	4.4	2.0	5.8	5.0	3.9	0.5	2.1
リベリア	5	288	235	235	0.7	0.0	0	-1.9	4.8	6.7	6.9	6.8	-0.1	0.1
リビア	130	270	42	19	6.2	6.6	55	1.1x	-	7.1	4.9	3.1	1.2	3.8
リヒテンシュタイン	149	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	152	70	13	9	5.6	3.1	31	-	0.0	2.5	1.9	1.3	0.9	3.2
ルクセンブルク	177	41	9	5	5.1	4.9	44	2.6	4.0	2.3	1.6	1.7	1.2	-0.5
マダガスカル	33	186	168	136	0.3	1.8	19	-1.3	-0.9	6.9	6.3	5.7	0.3	0.8
マラウイ	15	361	241	183	1.3	2.3	24	1.5	1.3	6.9	7.0	6.1	0.0	1.1
マレーシア	158	105	21	8	5.4	8.0	62	4.1	3.6	6.8	3.8	2.9	1.9	2.3
モルディブ	59	300	115	77	3.2	3.3	33	-	3.5x	7.0	6.4	5.4	0.3	1.4
マリ	7	500	250	222	2.3	1.0	11	0.0x	1.8	7.1	7.0	7.0	0.0	0.0
マルタ	177	42	14	5	3.7	8.6	64	7.1	3.8x	3.4	2.0	1.8	1.8	0.9
マーシャル諸島	69	-	92	66	-	2.8	28	-	-3.3x	-	-	-	-	-
モーリタニア	15	310	183	183	1.8	0.0	0	0.8	1.2	6.5	6.2	5.8	0.2	0.6
モーリシャス	130	92	25	19	4.3	2.3	24	2.9x	4.0	5.8	2.2	2.0	3.2	0.8
メキシコ	101	134	46	29	3.6	3.8	37	2.4	1.4	6.9	3.4	2.5	2.4	2.6
ミクロネシア連邦	115	-	31	24	-	2.1	23	-	-1.4	7.0	5.0	3.8	1.1	2.3
モルドバ	96	88	37	32	2.9	1.2	14	-	-6.9	3.3	2.4	1.4	1.1	4.5
モナコ	177	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

# 表10 前進の速度

	5歳未満 死亡率 の順位	5歳未満児死亡率			年間平均削減率 (%)		1990年 以降の 削減率 (%)	1人あたりの GDP年間 平均増加率 (%)		合計特殊出生率			年間平均減少率 (%)	
		1960	1990	2002	1960-90	1990-2002		1960-90	1990-2002	1960	1990	2002	1960-90	1990-2002
モンゴル	64	-	104	71	-	3.2	32	-	0.2	6.0	4.1	2.4	1.3	4.5
モロッコ	77	211	85	43	3.0	5.7	49	2.3	0.9	7.2	4.0	2.8	2.0	3.0
モザンビーク	12	313	235	197	1.0	1.5	16	-	4.6	6.5	6.3	5.7	0.1	0.8
ミャンマー	42	252	130	109	2.2	1.5	16	1.4	5.7x	6.0	4.0	2.9	1.4	2.7
ナミビア	68	206	84	67	3.0	1.9	20	-	2.1	6.2	5.8	4.6	0.2	1.9
ナウル	98	-	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ネパール	54	315	145	91	2.6	3.9	37	0.8	2.3	5.9	5.1	4.3	0.5	1.4
オランダ	177	22	8	5	3.4	3.9	38	2.4	2.2	3.1	1.6	1.7	2.2	-0.5
ニュージーランド	164	26	11	6	2.9	5.1	45	1.1	2.0	4.0	2.1	2.0	2.1	0.4
ニカラグア	82	193	68	41	3.5	4.2	40	-1.5	-0.1x	7.3	4.9	3.8	1.3	2.1
ニジェール	2	354	320	265	0.3	1.6	17	-2.2	-0.8	7.9	8.1	8.0	-0.1	0.1
ナイジェリア	15	207	190	183	0.3	0.3	4	0.4	-0.3	6.9	6.5	5.5	0.2	1.4
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	189	23	9	4	3.1	6.8	56	3.4	2.7	2.9	1.8	1.8	1.6	0.0
パレスチナ自治区	110	-	40	25	-	3.9	38	-	-3.3x	7.7	6.4	5.6	0.6	1.1
オマーン	146	280	30	13	7.4	7.0	57	7.6	0.9	7.2	6.7	5.0	0.2	2.4
パキスタン	44	227	130	107	1.9	1.6	18	2.9	1.2	6.3	6.0	5.1	0.2	1.4
バラオ	101	-	34	29	-	1.3	15	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	110	88	34	25	3.2	2.6	26	1.8	2.5	5.9	3.0	2.7	2.3	0.9
パプアニューギニア	50	214	101	94	2.5	0.6	7	0.9	0.4	6.3	5.1	4.1	0.7	1.8
パラグアイ	98	90	37	30	3.0	1.7	19	3.0	-0.5	6.5	4.7	3.9	1.1	1.6
ペルー	86	234	80	39	3.6	6.0	51	0.4	2.3	6.9	3.9	2.9	1.9	2.5
フィリピン	90	110	66	38	1.7	4.6	42	1.5	1.0	7.0	4.3	3.2	1.6	2.5
ポーランド	152	70	19	9	4.3	6.2	53	-	4.2	3.0	2.0	1.3	1.4	3.6
ポルトガル	164	112	15	6	6.7	7.6	60	4.1	2.6	3.1	1.6	1.5	2.2	0.5
カタール	137	140	25	16	5.7	3.7	36	-	-	7.0	4.4	3.3	1.5	2.4
ルーマニア	121	82	32	21	3.1	3.5	34	2.0x	0.1	2.3	1.9	1.3	0.6	3.2
ロシア連邦	121	64	21	21	3.7	0.0	0	3.8x	-2.6	2.7	1.8	1.2	1.4	3.4
ルワンダ	15	206	178	183	0.5	-0.2	-3	1.1	0.3	8.1	6.9	5.8	0.5	1.4
セントクリストファー														
ネーヴィス	115	-	36	24	-	3.4	33	3.7x	3.3	-	-	-	-	-
セントルシア	130	-	24	19	-	1.9	21	-	0.4	6.9	3.4	2.3	2.4	3.3
セントビンセント・														
グレナディーン	110	-	26	25	-	0.3	4	7.1	1.1	7.2	3.0	2.2	2.9	2.6
サモア	110	210	42	25	5.4	4.3	40	-	3.2x	7.3	4.8	4.2	1.4	1.1
サンマリノ	164	-	10	6	-	4.3	40	-	-	-	-	-	-	-
サントメプリンシペ	40	-	118	118	-	0.0	0	-	-0.5	5.9	5.2	4.0	0.4	2.2
サウジアラビア	105	250	44	28	5.8	3.8	36	2.2	-1.1x	7.2	6.2	4.6	0.5	2.5
セネガル	31	300	148	138	2.4	0.6	7	-0.6	1.2	7.0	6.3	5.0	0.4	1.9
セルビア・モンテネグロ	130	120	30	19	4.6	3.8	37	-	0.5x	2.7	2.1	1.7	0.8	1.8
セーシェル	137	-	21	16	-	2.3	24	3.1	-0.5	-	-	-	-	-
シエラレオネ	1	390	302	284	0.9	0.5	6	0.6	-5.9	6.2	6.5	6.5	-0.2	0.0
シンガポール	189	40	8	4	5.4	5.8	50	6.8	3.8	5.5	1.7	1.4	3.9	1.6
スロバキア	152	40	15	9	3.3	4.3	40	-	2.1	3.1	2.0	1.3	1.5	3.6
スロベニア	177	45	9	5	5.4	4.9	44	-	3.1	2.4	1.5	1.2	1.6	1.9
ソロモン諸島	115	185	36	24	5.5	3.4	33	2.4x	-2.4	6.4	5.8	4.5	0.3	2.1
ソマリア	6	-	225	225	-	0.0	0	-1.0	-	7.3	7.3	7.3	0.0	0.0
南アフリカ	70	-	60	65	-	-0.7	-8	1.3	0.4	6.5	3.6	2.6	2.0	2.7
スペイン	164	57	9	6	6.2	3.4	33	3.2	2.3	2.8	1.4	1.2	2.3	1.3
スリランカ	130	133	23	19	5.8	1.6	17	2.8	3.4	5.7	2.6	2.0	2.6	2.2
スーダン	50	208	120	94	1.8	2.0	22	0.2	3.4	6.7	5.5	4.4	0.7	1.9
スリナム	84	-	48	40	-	1.5	17	-0.6x	2.4	6.6	2.7	2.5	3.0	0.6
スワジランド	27	225	110	149	2.4	-2.5	-35	2.0x	0.1	6.9	6.0	4.6	0.5	2.2
スウェーデン	193	20	6	3	4.0	5.8	50	2.2	1.8	2.3	2.0	1.6	0.5	1.9
スイス	164	27	8	6	4.1	2.4	25	1.6	0.4	2.4	1.5	1.4	1.6	0.6
シリア	105	201	44	28	5.1	3.8	36	2.9	1.6	7.5	5.4	3.4	1.1	3.9
タジキスタン	62	140	78	72	1.9	0.7	8	-	-8.1	6.3	4.9	3.1	0.8	3.8
タンザニア	24	241	163	165	1.3	-0.1	-1	-	0.6	6.8	6.3	5.2	0.3	1.6
タイ	105	148	40	28	4.4	3.0	30	4.6	2.8	6.4	2.3	1.9	3.4	1.6

	5歳未満 死亡率 の順位	5歳未満児死亡率			年間平均削減率 (%)		1990年 以降の 削減率 (%)	1人あたりの GDP年間 平均増加率 (%)		合計特殊出生率			年間平均減少率 (%)	
		1960	1990	2002	1960-90	1990-2002		1960-90	1990-2002	1960	1990	2002	1960-90	1990-2002
旧ユーゴスラビア・														
マケドニア	108	177	41	26	4.9	3.8	37	-	-0.7	4.2	2.0	1.9	2.5	0.4
東ティモール	34	-	160	126	-	2.0	21	-	-	6.4	5.0	3.9	0.8	2.1
トーゴ	29	267	152	141	1.9	0.6	7	1.2	-0.6	7.1	6.3	5.4	0.4	1.3
トンガ	125	-	27	20	-	2.5	26	-	2.0	7.3	4.7	3.8	1.5	1.8
トリニダードトバゴ	125	73	24	20	3.7	1.5	17	3.1	2.8	5.1	2.5	1.6	2.4	3.7
チュニジア	108	254	52	26	5.3	5.8	50	3.3x	3.1	7.1	3.6	2.0	2.3	4.9
トルコ	78	219	78	42	3.4	5.2	46	1.9x	1.3	6.4	3.4	2.5	2.1	2.6
トルクメニスタン	49	-	97	98	-	-0.1	-1	-	-4.3	6.4	4.3	2.7	1.3	3.9
ツバル	73	-	56	52	-	0.6	7	-	-	-	-	-	-	-
ウガンダ	29	224	160	141	1.1	1.1	12	-	3.5	6.9	7.1	7.1	-0.1	0.0
ウクライナ	125	53	22	20	2.9	0.8	9	-	-6.1	2.5	1.8	1.2	1.1	3.4
アラブ首長国連邦	152	223	14	9	9.2	3.7	36	-5.0x	-1.6x	6.9	4.2	2.9	1.7	3.1
英国	161	27	10	7	3.3	3.0	30	2.1	2.4	2.7	1.8	1.6	1.4	1.0
米国	158	30	10	8	3.7	1.9	20	2.2	2.1	3.5	2.0	2.1	1.9	-0.4
ウルグアイ	142	56	24	15	2.8	3.9	38	0.9	1.3	2.9	2.5	2.3	0.5	0.7
ウズベキスタン	67	-	62	68	-	-0.8	-10	-	-1.0	6.7	4.0	2.5	1.7	3.9
バヌアツ	78	225	70	42	3.9	4.3	40	-	-1.1	7.2	4.9	4.2	1.3	1.3
ベネズエラ	120	75	27	22	3.4	1.7	19	-0.5	-1.0	6.6	3.5	2.7	2.1	2.2
ベトナム	86	105	51	39	2.4	2.2	24	-	5.9	6.9	3.7	2.3	2.1	4.0
イエメン	44	340	142	107	2.9	2.4	25	-	2.1	8.3	8.1	7.0	0.1	1.2
ザンビア	13	213	189	192	0.4	-0.1	-2	-1.2	-1.4	6.6	6.3	5.7	0.2	0.8
ジンバブエ	37	159	80	123	2.3	-3.6	-54	1.1	-0.8	7.2	5.6	4.0	0.8	2.8

## 地域別要約

サハラ以南のアフリカ	262	180	174	1.3	0.3	3	1.1	0.4	6.8	6.3	5.5	0.3	1.1
中東と北アフリカ	250	81	58	3.8	2.8	28	2.8	1.9	7.1	5.0	3.5	1.2	3.0
南アジア	244	128	97	2.2	2.3	24	1.7	3.6	6.0	4.3	3.4	1.1	2.0
東アジアと太平洋諸国	207	58	43	4.2	2.5	26	5.4	6.3	5.8	2.5	2.0	2.8	1.9
ラテンアメリカと カリブ海諸国	153	54	34	3.5	3.9	37	2.2	1.4	6.0	3.2	2.6	2.1	1.7
CEE/CISと バルト海諸国	112	48	41	2.8	1.3	15	-	-1.2	3.2	2.3	1.7	1.1	2.5
先進工業国	39	10	7	4.5	3.0	30	2.9	1.8	2.8	1.7	1.7	1.7	0.0
開発途上国	222	103	90	2.6	1.1	13	3.5	3.6	6.0	3.6	3.0	1.7	1.5
後発開発途上国	278	181	158	1.4	1.1	13	0.1	1.6	6.7	5.9	5.2	0.4	1.1
世界	196	93	82	2.5	1.0	12	3.0	2.1	5.0	3.2	2.8	1.5	1.1

各地域の国名は136ページを参照。

## 指標の定義

**5歳未満児死亡率**—出生時から満5歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

**1990年以降の削減率**—1990年から2002年にかけての5歳未満児死亡率(U5MR)の削減率。2000年の国連ミレニアム宣言で1990年から2015年にかけてU5MRを3分の2(67%)引き下げるという目標を定めた。そこで、この指標は、この目標に向けての現在の前進の評価を示す。

**1人あたりGDP**—GDP(国内総生産)とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額(補助金は控除)を加えた総額である。1人あたりのGDPは、国内総生産を年次の人口で割って算出する。成長率は現地通貨による固定物価GDPから算出したものである。

**合計特殊出生率**—女性が出産可能年齢の終わりまで生き、年齢ごとに当該年齢の通常の出生率にしたがって子どもを産むとして、その女性が一生のあいだに産むことになる子どもの人数。

## データの主な出典

**5歳未満児死亡率**—ユニセフ、国連人口局、国連統計局。

**1人あたりのGDP**—世界銀行。

**出生率**—国連人口局。

注 — データなし。



# 用語解説

**AIDS**：後天性免疫不全症候群

**BRAC**： Bangladesh 農村振興委員会

**CIDA**：カナダ国際開発庁

**DAW**：（国連）女性の地位向上局

**DESA**：（国連）経済社会局

**EFA**：万人のための教育

**G-8**：先進工業国8カ国（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ロシア連邦、英国および米国）のグループ

**HIV**：ヒト免疫不全ウィルス

**ILO**：国際労働機関

**IMF**：国際通貨基金

**MDG**：ミレニアム開発目標

**MTSP**：（ユニセフ）中期戦略計画  
（2002年～2005年）

**UNAIDS**：国連HIV／エイズ合同計画

**UNDG**：国連開発グループ

**UNDP**：国連開発計画

**UNESCO**：国連教育科学文化機関

**UNFPA**：国連人口基金

**UNHCR**：国連難民高等弁務官事務所

**UNICEF**：国連児童基金

**UNIFEM**：国連女性開発基金

**USAID**：米国国際開発庁

**U5MR**：5歳未満児死亡率

**WB**：世界銀行

**WFP**：世界食糧計画

**WHO**：世界保健機関



#### 著者略歴

##### キャロル・ベラミー

1942年ニュージャージー州生まれ。1963～65年、平和部隊の隊員としてグアテマラに赴任。1973年、ニューヨーク州議会議員に選出され、1978年には、女性として最初のニューヨーク市議会議員となる。1993年、クリントン米国大統領によって平和部隊の長官に任命される。1995年4月10日、プトロス・プトロス＝ガリ国連事務総長により、第4代ユニセフ事務局長に任命される。

THE STATE OF THE WORLD'S CHILDREN 2004

©United Nations Children's Fund (UNICEF), 2003  
Web site: [www.unicef.org](http://www.unicef.org)

#### 2004年 世界子供白書

2004年3月20日発行

著：ユニセフ（国連児童基金）

訳：平野 裕二、(財)日本ユニセフ協会広報室

発行：財団法人日本ユニセフ協会（ユニセフ日本委員会）

〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス

電話 03-5789-2016 ファックス 03-5789-2036

印刷：(株)第一印刷所

この白書は国連児童基金（ユニセフ）が2003年12月に発表し、平野裕二氏と(財)日本ユニセフ協会広報室が翻訳したものです。転載をご希望の場合は(財)日本ユニセフ協会広報室にお尋ねください。

この白書は再生紙を使用しています。